

平成 2 9 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日開会

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 9 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 5 日

平成29年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成29年12月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第70号 北杜市国際交流基金条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 北杜市上下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第74号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 北杜市立学校設置条例及び北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 北杜市へき地教員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 北杜市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第80号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第81号 北杜市有線テレビ放送施設外1施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第16 議案第82号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第83号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第84号 たかねの湯の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第85号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第86号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第87号 白州・尾白の森名水公園（べるが）の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第88号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第23 議案第89号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
日程第24 議案第90号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
日程第25 議案第91号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定について
日程第26 議案第92号 市道路線の認定について
日程第27 議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第28 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第29 同意第15号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第30 請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願
日程第31 請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願

2. 出席議員 (22人)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志 |
| 13番 岡野淳 | 14番 相吉正一 |
| 15番 清水進 | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本静 | 18番 中嶋新 |
| 19番 保坂多枝子 | 20番 千野秀一 |
| 21番 内田俊彦 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員 (なし)

4. 会議録署名議員

- | | |
|-----------|---------|
| 16番 野中真理子 | 17番 坂本静 |
| 19番 保坂多枝子 | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	土屋裕
議会書記	清水市三
〃	進藤修一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成29年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

さて、北杜市誕生後13年が経過し、平成28年度決算では合併時から比べますと基金保有額は122億円増加し172億円となり、市債残高はピーク時から363億円減少し646億円へと合計485億円の大幅な改善が図られてきたところであります。

今後も、財政の健全化や少子高齢化など本市が抱える諸課題に的確に対応し、市長が目標として掲げる市民一人ひとりが輝く愛でつながる北杜市の実現を目指し、自らの創意工夫による施策の実施に期待するところであります。

市民の皆さまの代表である議会といたしましても市民の福祉の向上と北杜市の発展のため、しっかりと取り組んでいく必要があると考えています。

今議会は本年最後の定例会となりましたが、議員各位におかれましては健康にご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分なご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成29年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告1件、議案24件、同意2件です。

次に、今定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりです。

次に、監査委員から平成29年8月から10月実施分の例月現金出納検査および定期監査について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、10月19日に第258回山梨県市議会議長会定期総会が富士吉田市において開催され、私と副議長が出席いたしました。

次に、10月21日から23日までの3日間、平成29年度姉妹都市、韓国抱川市文化交流事業が行われ、議会代表として岡野淳君と原堅志君の2名が参加いたしました。

次に、10月4日・5日に総務常任委員会研修、10月11日・12日に経済環境常任委員会研修、10月31日に文教厚生常任委員会研修および11月9日・10日に議会運営委員会研修が実施されました。

ここで、各委員長から研修報告がございまして。

最初に、総務常任委員長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

総務常任委員会行政視察研修報告を朗読をもって行います。

平成29年12月5日
北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告いたします。

まず、初日ですが平成29年10月4日 水曜日、午前10時から午前11時30分まで。出席委員は齊藤功文、藤原尚、加藤紀雄、原堅志、相吉正一、清水進、中嶋新、内田俊彦。視察研修先でございますが、長野県飯田市（南信州観光公社）でございます。

研修テーマは「地方創生の取り組みについて」ということで、南信州観光公社を研修テーマに選びました。

研修の概要でございますが、まず第1に飯田市の体験教育旅行誘致事業から株式会社南信州観光公社設立までの経緯については、平成7年より、滞在型（旅の目的）への転換を目指して飯田市の担当者がアドバイザーと連携し、旅行会社や地域の協力を得ながら、平成8年に初めて横浜の高校の自然教室を受け入れたことから始まりました。平成10年からは飯田下伊那の18市町村全域で事業展開していく構想が生まれ、平成13年に株式会社南信州観光公社を設立したとのことであります。

2. 事業コンセプト（理念）でございますが、「感動は人を変える。その感動は本物の体験から生まれる。」「すべてのプログラムに地域の人が関わる。」「窓口は1つ。受け付け・手配・調整・現地コーディネート・精算のすべてを飯田市商業観光課（現在は南信州観光公社）が行った。」であります。
3. 運営については、市町村および出資団体からの補助を受けず、関係市町村からの出資金をもとに独立採算により運営し、会社を創設して3年後の2005年度より単年度収支が黒字化となりました。
4. 受け入れのシステムについてですが、体験・交流の手配については、自治体・地域コーディネーターの果たす役割が大きい。体験・交流の受け手は、一般市民協力者がほとんどを占めております。社長の高橋充氏は、平成11年旅行会社を31歳で退職し、平成12年4月より今日まで、主体的に運営に関わっておりまして、市の担当者と共に協力してもらえ地域住民を巻き込み、事業を軌道にのせるべく尽力してきております。
5. 今後の課題は、体験プログラムの品質管理とインストラクター、受入農家のモチベーションを維持であり、今後、体験観光の通年化のために商品の造成と募集・販売を行い、さらに、本物志向の体験型観光受入地域の拡大によるマーケットを安定化させる必要があるということでございます。

考察としましては、市職員の積極的な行動により、関係する事業者や地域住民を動かし、それに関わった事業者と地域住民の協力があって、地方創生は成功するものである。

一自治体に留まることなく、周辺の自治体とも連携する手法は、地域の魅力をさらに輝かせることにつながり、富士見町・原村との連携による八ヶ岳観光圏事業の参考にできると思います。

人と人を結びつけるのはやはり人であります。地方創生事業の成功には、地域の可能性を引き出し、それを企画・立案・実行できる逸材の存在があると思われる。

事業に関わるすべての人の信用と信頼を得られなければ、地方創生は実行できない。今後北

杜市として地方創生を進めるためには、人材の発掘と育成が必要であると考えます。

次に、2日目でございますけれども10月5日 木曜日、午前10時から午前11時30分でございます。

出席委員は齊藤功文、藤原尚、原堅志、相吉正一、清水進、中嶋新、内田俊彦でございます。視察研修先は三重県の鳥羽市であります。

研修テーマを「地方創生の取り組みについて」ということでございます。

研修の概要につきまして、述べさせていただきます。

1. 地方創生の取り組みとして、人口減少が進む中で、働く場があるにもかかわらず若者が市外に流失すること、鳥羽市の魅力を活かしきれていないこと、担い手として女性の役割が大きいこと、海の暮らしと生業が密接につながっていることを着眼点に総合戦略の目標を定めております。また、国からの交付金を活用して、各課が連携して事業に取り組んでおります。
2. 漁業と観光の連携事業については、アンケート調査や資料を分析し、鳥羽市の産業である漁業と観光を連携させるため、「漁業の進展なくして観光業の進展なし」をキーワードに、漁協・観光協会・市の3者がそれぞれの強みと魅力を生かした事業を展開し、地域再生を図ることになりました。特に、連携に向けた市の役割としては、漁業者へのヒアリングを行い漁業に関わる人たちの課題を聞きだし、「新・地域再生マネージャー事業」を活用して外部の人材を加え、観光業との連携に向け「鳥羽の“海の恵み”を伝える」「鳥羽の“海の幸”を食べる」「鳥羽の“海”を体験する」「鳥羽うみの“文化”と“恵み”を生かし、育てる」「鳥羽の産業が再び元気になる」の5つの戦略を立ち上げました。
3. 今後の課題としましては、漁業者・観光業者・行政がそれぞれの強みを生かして取り組む体制を継続するため、地方創生の目的である「稼ぐこと」ができる事業として発展させていくことが必要であること。継続させるためには、市民が「自分ゴト」として認識し、市民が自立できるよう、行政は支援することが大事であること。さらに、魅力ある就業環境の実現を目指していくことが人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化に役立つものと考えております。

考察としましては、外部人材は法に精通しているなど「専門的知識が入る。」「思い込みを払拭してくれる。」価値を引き出すなど「外（よそもの）の意見が入る。」稼ぐための視点など「産業発展の視点が入る。」といった成果が見られ、効果的な戦略を構築している。

基幹産業の課題を洗い出すことにより、負のスパイラルを正のスパイラルに変える連携計画を策定して実践することにより、これまで生かすことのできなかつたそれぞれの強みを生かした取り組みを実施することになり、連携に結びつけている点は参考にできる。

企画立案を外部の力を借り、現場を地元住民と職員が一体となって推進した鳥羽市の取り組みは、ひとりの離島出身の女性課長補佐が、信頼の輪を広げた成果が見られ、北杜市においても女性の登用、活躍に期待するところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、文教厚生常任委員長 岡野淳君、報告をお願いいたします。

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会が行いました行政視察につきまして、報告書の朗読をもって行います。

平成29年12月5日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告いたします。

日 時 平成29年10月31日 火曜日、午前10時から午前11時30分

出席委員 岡野淳、秋山真一、栗谷真吾、志村清、保坂多枝子、千野秀一

研修先ですが、健康科学大学産前産後ケアセンター。

研修のテーマであります「産前産後ケアセンターの取り組みについて」。

研修の概要です。

「育児に不安等がある」産後4カ月までの母子を対象に、1回の利用は3泊4日までで、最長6泊まで（各市町村でルール化）となっております。

利用料金は、基本料金が3万3,900円で、このうち2万7,800円は、県と各市町村が補助しているため、自己負担は6,100円であり、県外者は全国自己負担金で利用が可能となっております。里帰り出産の利用例もあったようです。

身延町、南部町につきましては、自己負担も全額補助があるため、両町在住の利用者は無料とのことでした。また、非課税世帯の減免措置がある市町村もあります。

宿泊型ケアは、夫の面会や兄弟の同泊が可能で、朝夕の食事は近くのホテルからケータリングで提供され、昼食は別途900円で提供を受けるか持ち込むこともできます。

利用状況は、建設計画当時の県内出生数約6千人の10%を見込んでおりましたが、現在までに、まだ3%と少ない状況です。平成29年9月末現在、市町村別では、甲府市の40人92泊と、南アルプス市の21人52泊が抜きん出て多く、補助金の効果によるものであるかと思われます。

このほか2桁の利用者数があるのは、笛吹市が13人、甲斐市が11人で、この他では、昭和町が7人いる以外、ほとんどが0人から3人と低調となっております。北杜市の利用者は、2人3泊でした。

広報不足のほか、立地条件や交通の便など利用しづらい状況にありますが、利用した人からの評価は高く、口コミで徐々に広がっているということでした。

その他の事業として、産前産後電話相談は年中無休、24時間対応しています。対象は、妊娠中から3歳児くらいまでで、1回15分から20分程度の利用となっております。

また、個別ケアは、予約制で毎日受け付け、母乳に関する相談は、1時間5千円、30分3千円で利用でき、育児に関する相談は、30分で2千円から3千円で利用できます。

このほか、臨床心理士によるカウンセリングは、月1回50分5千円で利用でき、自主事業である日帰りケアは、午前10時から午後4時までで1万3千円で利用できます。甲府市・南アルプス市は、1万円を補助しております。

考察としましては、利用料が少し高い印象があり、利用を促進するためには、各市町村の補助の拡大が必要であり、身延町や南部町のように自己負担分も全額補助することも検討すべきであると思われます。全額補助したとしても、100人利用して61万円の予算を追加するだ

けで済みます。

次に、石和温泉駅から施設までの送迎についても、県および市町村で経費負担を検討し、自動車を利用しなくても済むような方策を講ずることも必要であると思われました。

利用条件の緩和を進めることで、利用しやすく価値のある施設になると思われれます。

北杜市においては、閑散期の宿泊施設を利用し「母親合宿教室」など期間限定でできるのではないかと思います。

母子保健は「拾い上げていくことが大切」とのことであり、北杜市において母子保健に対する姿勢として参考にすべきであると考えます。

施設の利用について、市民へ周知を図ると共に非課税世帯の妊産婦が利用しやすくなるよう支援することが必要であります。

2件目ですが同じく10月31日 火曜日、午後1時から午後2時20分まで。

研修先 南アルプス子どもの村小学校・中学校であります。

研修テーマであります、「子どもの村小中学校の取り組みについて」ということであります。

研修の概要ですが、学校の教育目標として「自由な子ども」を掲げ、極端な競争や評価がなく、自己肯定感をもって生きる「自由な感情」、旺盛な好奇心を持ち、自ら課題を見つけ柔軟に考える「自由な知性」、自己主張をしつつも皆と一緒にいることを楽しむ「自由な人間関係」の3点を柱としております。

また、教育方針として、自分で考え物事を決定する「自己決定」、一人ひとり違いや興味を尊重する「個性化」、直接体験や実際生活が学習の中心となる「体験学習」を定めています。

教育目標と基本方針に則り、先生と呼ばず、「さん」づけや「ニックネーム」で呼ばれております。教科ごとの時間割がなく、学年分けもしないなど独自の教育を実践しております。

授業の大半は「プロジェクト」と呼んでいる縦割りのクラスで行われております。各クラスにプロジェクトのテーマがあり、子どもたち自身が入りたいクラスを選び、いろいろな年齢の子どもたちが一緒になってプロジェクトの活動を進める中で、さまざまな学習を積んでおります。

南アルプス校は、2009年10月に小学校が、2012年4月に中学校が開校し、現在、小学校には、通学74人、寮生59人、計133人が、また、中学校には、通学21人、寮生30人、計51人が在籍しております。県別の割合では、山梨県が62%、東京都が16%、神奈川県が11%、埼玉県が7%、その他、長野県、千葉県、静岡県からも入学しております。寮生は、週末に必ず一人で親元に帰っております。

入学まちの子どももいて、学校周辺の環境に恵まれ、学校農園の果樹園では、剪定作業なども子どもたちの体験学習の一環となっております。

スタッフは、常勤23人、非常勤9人の合計32人で子どもに関わっております。

考察であります、従来の義務教育校と異なる教育方針や形態を持つ学校は、得てして「非正規の学校」とか「不登校になった子どもの受け皿」などと誤解を受けますが、正式に文部科学省の認可を受けた私学であります。

世界が多様化すれば、当然親も子どもも多様化し、教育に求める価値観もさまざまになります。

この学校に限らず、学力を心配する声はあるようですが、中学校を卒業して高校に進学した子どもたちの成績は、平均的に上位にいるようです。

自主性を高めることで、子どもたちの学習能力も必然的に高くなっていくと思われま
す。南アルプス子どもの村小中学校の教育スタイルを求めている保護者もいるので、このよ
うな教育スタイルの私立の学校を誘致することで、移住を検討する方も増えるのではない
かと思われま
す。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、経済環境常任委員長 井出一司君、報告をお願いいたします。

井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは、経済環境常任委員会行政視察研修報告を朗読をもって報告といたします。

平成29年12月5日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

1. 日 時 平成29年10月11日 水曜日、午後1時30分より午後3時
2. 出席委員 井出一司、池田恭務、進藤正文、福井俊克、野中真理子、坂本静、
秋山俊和
3. 視察研修先 群馬県前橋市
4. 研修テーマ 「空き家対策に向けた取り組みについて」
5. 研修の概要でございますが、前橋市の空き家率の状況は、平成20年度は13.3%
であったものが、平成25年度は15.9%へと増加傾向にあり、今後も増加することが見込ま
れます。

このような状況を鑑み、空き家に対応する条例を整備し、空き家対策等対策計画を策定して、
快適な住環境の保全、安全で安心なまちづくりの推進、空き家等を活用した定住促進を基本理
念に進めています。

住民等からの空き家等に関する相談・対応については、相談窓口として空き家利活用センター
に利活用・相談担当および特定空き家担当を配置し、実施しています。

空き家の市場流通の促進として、不動産関係団体と協定を締結し、空き家利活用ネットワ
ーク事業を実施しています。

空き家対策補助金制度の導入として、実家から1キロメートル以内の空き家を解体して新築
または改修した二世帯近居・同居住宅に支援し、また、空き家の活用のためリフォーム費用を
支援している。さらに、住民が自由に使えるフリースペース等に改修する特定目的のための支
援を実施しています。

老朽空き家対策として跡地利用の促進と市内解体業者等受注拡大を図り、一方で安易な解体
の抑制のため昭和56年以前の旧耐震基準の家屋のみを対象とした解体費補助支援を実施して
います。

特定空き家の取り組みは慎重に段取りを踏み、略式代執行を実施した経過があるが、所有者
が不明で、緊急応急的な措置を講ずる必要があるケースのみ実施をしたということございま
す。

前橋市では、空き家を減少させる観点から、定住や子育て支援などの支援と結びつけ特徴ある取り組みを実施しています。

考察といたしましては、空き家対策は、全国的な問題であり、今後の人口減少や少子高齢化を考えるとますます増加することは容易に想像されます。

北杜市においても、試行錯誤しながらではあるが、空き家対策を実施しており、前橋市が空き家を無くすことを「キーワード」として定住促進・子育て支援・高齢者福祉を絡めて助成を行っていることは、空き家対策の一つの観点として参考にできる施策であります。

空き家となっても早いうちに対応ができるのであれば、利活用や売買も可能であるため、住民意識の向上を図るよう今まで以上に空き家に対する啓発が必要であり、空き家を増加させないことにつながると思います。

また、空き家対策は、今後課題となると予想されるため、専門職員を配置する必要があると考えられます。

代執行については、費用を回収できないことが考えられますが、できる限り市の負担とならないような対策を講じて、防犯、衛生、景観上実施しなければならないケースも出てくることから予想されるため、市民の理解を得るよう、早期に、空き家対策について啓発することが必要となると考えます。

次に、平成29年10月12日 木曜日、午前9時30分より午前11時30分。2日目でございます。

研修先は群馬県太田市。

研修テーマ 「鳥獣害対策の取り組みについて」であります。

研修の概要は、太田市では、有害鳥獣対策に関することは有害鳥獣対策係を新設し対応しています。日常の業務の中で、クレーム対応として、生ゴミの放棄によりイノシシを呼び寄せているため、生ゴミの放棄について指導し、被害調査を実施し、田畑への侵入については、四方へメッシュ柵を設置するなどの指導を行い、市民に鳥獣害対策の認識の甘さから被害が発生していることを意識付けています。

また、生息環境管理として、「ぐんま緑の県民基金」を活用し、竹木整備や緩衝帯整備によりイノシシの生息地を後退させ、被害防除対策として、防護柵の設置を年次計画により実施し、侵入防止を行っています。個体数調整では、檻を設置し捕獲駆除を実施しています。これらの対策の課題といたしましては、地域住民の理解と協力がある地区とそうでない地区があり、効果的に実施されていない状況が見受けられました。

個体管理、被害管理、生息地管理の3つの対策を実施する上で、行政主導ではなくて、地域主導での実施を目指し、住民意識の向上と事業の継続を図っていくと共に、集落環境診断後に検討会を実施し、地域主導で対策を実施し、行政はサポートする体制の構築を目指しています。

今後は、新に鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は猟友会の技術指導可能者と各地域でのわな猟免許取得者で構成し、捕獲、指導・助言、柵設置指導、緩衝帯整備、生息被害調査、市街地出没対応（追払い含む）を行う方向で進んでいます。

考察といたしましては、太田市の場合は、現在はイノシシのみに対応すれば良いわけですが、北杜市としては、イノシシ・サル・鹿等対応する鳥獣害が多いため非常に困難であります。生き物の生態に熟知していることが重要であり、効果がある対応を行うには専門職員の設置が必要となると考えます。

次に、鳥獣害対策は、行政指導ではなく、地域主導で行うことで事業の継続と効果的な対応が可能となると思われるため、行政としては、リーダー養成を含み地域指導と地域対応事業に対する補助金を含めた支援の充実を行われなければならないと考えられます。

次に、鳥獣害対策の効果的な取り組みのためには、地域間の連携が重要であり、市民に対しては、地域の連携の必要性をこれまで以上に啓発すると共に、地域連携を早急に構築することが望まれます。

次に、猟友会と罟猟免許取得者で構成される鳥獣被害対策実施隊の設置は実行部隊として期待がもてると考えます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、議会運営委員長 秋山俊和君、報告をお願いいたします。

秋山俊和君。

○議会運営委員長（秋山俊和君）

議会運営委員会の行政視察を朗読をもって報告をいたします。

平成29年12月5日

北杜市議会議長 中嶋新様

議会運営委員会委員長 秋山俊和

議会運営委員会行政視察研修報告書

当委員会では、行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日 時 平成29年11月9日 木曜日、午後1時30分から午後3時まで

出席委員 秋山俊和、清水進、齊藤功文、井出一司、加藤紀雄、原堅志、
相吉正一、内田俊彦、中嶋新、保坂多枝子

視察研修先 株式会社会議録研究所

研修テーマ 「会議録検索システムについて」

研修の概要

会議録作成工程については、テープ起こしの段階から用語辞典を活用し、統一的な表現となるよう作成に留意しているほか、できる限り発言したとおりに会議録を作るように心がけていた。会議録作成においては、議会事務局の担当者に確認・修正してもらい、何回かやり取りして修正を行い、次の定例会の開会前に完成できるようにしているとのことであった。会議録作成にあたっては、多くの人が関わり、発言を忠実に、しかも正しく伝わるよう時間をかけて作成していることがわかった。

次に、リアルタイム字幕実演デモについては、発言者の言葉をリアルタイムで文字化することを体験させてもらった。発言をすぐに文字化するためには、3人の担当者がかかるがわるタイピングしており、会議録作成により培われてきた成果により実現できる技術であることがわかった。

次に、会議録検索システムについては、会議録を発言単位に分割し、対象年度の選択、発言者選択、キーワード入力等を行い、膨大な会議録の中から抽出閲覧ができるデータベースシステムである。IT技術の進化と共に、今ではスマートフォン・タブレットでも利用が可能となっている。導入の効果としては、「議員にとっては、今までの質問内容を把握でき、過去の答弁も参考にできる。」「市民にとっては、インターネットを通じて自分の関心がある政策について会

議録をいつでも検索ができる。」ことが挙げられる。また、最新の会議録検索システムでは、同じ画面から文字の検索の外に、映像も見ることができ、より使いやすくなっている。

次に、音声認識システムについては、自動的に文字化するシステムで誤字はあるものの、発言が直ちに文字化されるため、耳の不自由な方にも議会を傍聴することが可能となるシステムであった。

考察といたしましては、会議録検索システムの導入は、議員が質問に活用でき、市民は自身が関心ある議論をいつでも検索できるなど、議員および市民の利便性が向上することができる。

会議録検索システムで、文字情報だけでなく映像まで配信できることにより、雑多な広告、安定性、安全性の確保に多くの問題点があるユーチューブ等とは違い、安全性を考慮したり、宣伝広告が入らないシステムである。

インターネットのライブ中継については、不規則発言等がそのまま発信されることが問題であるが、録画中継により不規則発言を修正して、かつ早期に発信できることはメリットである。

北杜市では、CATVの番組審議会の検討等を踏まえて、インターネット中継を検討することになっており、経済性、正確な情報伝達、利便性、有効性等を考慮してCATVを継続するか、新にインターネット中継を実施するか選択することになっている。財政的な配慮と共に導入することを期待する。

続いて、翌日でございますが、平成29年11月10日 金曜日、午前10時から午前11時30分まで。

視察研修先は千葉県柏市。

研修テーマは「議会改革について」でございます。

研修の概要は、柏市議会では、議会基本条例を制定することなく、随時議会改革に取り組んできた。その理由としては、議会基本条例に縛られることなく、議会改革については、自由度を保ちつつ、必要が生じたときに議員間協議で行っているとのことであった。

次に、柏市議会の主な取り組みとして議論の分かりやすさや内容の充実のため「一問一答制の導入」、情報公開や議会の透明化のため「議場システムの導入」、政策立案機能の向上や議会の活性化のため「政策条例の提案・可決」、政策議論の活性化のため「議員間の自由討議」、執行側が議員の考え方を問い、より議論が深まるよう「執行部への反問権付与」を行ってきた。

続きまして、政策条例の制定については、制定された条例を実際に運用するのは執行であることから、執行を交えた協議を行い、法制に詳しい職員にも条例案を確認してもらいながら進めているとのことであった。

議場システムでは、投票システムを採用し、議員の賛否について市民により分かりやすくするほか、プロジェクターを使用し、傍聴者等へ議論している内容が伝わりやすい工夫をしているということでございます。

考察といたしましては、一問一答制は、議論がわかり易く、内容が充実している利点があるが、同じ質問が繰り返される恐れがある。

続いて、市民から求められる課題については迅速な対応が求められる。今後も議員討議を行い、改革を行う必要がある。

議会改革は、他の議会が実施しているからと安易に導入することなく、北杜市の独自性を重視し、果敢かつ慎重に対処していくことが重要である。

議会基本条例がなくても、その時々の中で、対応すべき改革にその都度対応していくことで

良い。

議会基本条例は、議会運営の自由度を制限する懸念があり、あえて制定しなくても良いのではないかと。北杜市では、議会運営委員会で適時協議、検討している。

執行部への反問権の付与もあり、緊張と合議を重んじている。議会基本条例はないが、自治法の範囲内において議会改革は進んでいる。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それでは、峡北広域行政事務組合報告をいたします。

平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会が10月27日に開催され、清水敏行議員、井出一司議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私が出席し、岡野淳議員は、他の議会に出席するため欠席しました。

審議しました議案の概要についてであります。

提出された議案は、条例案件1件、認定案件4件、補正案件4件の計9案件であります。

まず、条例案件についてであります。

はじめに、議案第21号 峡北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

消防法令違反対象物の公表制度を実施することに伴い、峡北広域行政事務組合火災予防条例（昭和57年峡北広域行政事務組合条例第33号）を改正する必要性が生じたことから、提出されたものであります。

次に、認定第1号 平成28年度峡北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額7,511万3,463円、歳出総額7,192万1,740円で、歳入歳出差引残額319万1,723円でありました。

次に、認定第2号 平成28年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額24億8,973万2,778円、歳出総額23億3,390万1,241円で、歳入歳出差引残額1億5,583万1,537円であり、消防施設整備事業（新庁舎整備事業）の1億1,700万8千円を繰越明許費として翌年度へ繰越しました。

次に、認定第3号 平成28年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額18億5,788万4,744円、歳出総額17億7,768万792円で、歳入歳出差引残額8,020万3,952円であり、新ごみ処理施設建設事業（新ごみ処理施設整備に伴う各種委託業務）の1,344万3千円を繰越明許費として、翌年度へ繰越しました。

次に、認定第4号 平成28年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額9,870万4,296円、歳出総額9,108万1,508円で、歳入歳出差引残額762万2,788円でありました。

次に、補正案件であります。

はじめに、議案第22号 平成29年度峡北広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,661万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、財政調整基金積立金などを増額したものであります。

次に、議案第23号 平成29年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1,567万5千円とするものであります。

地方債補正については、消防施設整備事業（高規格救急自動車購入事業）980万円を廃止し、併せて、消防施設整備事業（消防ポンプ自動車購入事業）を50万円減額し、限度額を1,020万円としたものであります。

補正の主な内容は、財政調整基金積立金などを増額したものであります。

また、地方債補正については、施設整備事業の借入れから、緊急消防援助隊設備費補助金へ変更したことにより廃止し、消防ポンプ自動車購入契約差金により減額したことにより借入限度額を変更したものであります。

次に、議案第24号 平成29年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,460万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億4,880万円とするものであります。

補正の主な内容は、財政調整基金積立金などを増額したものであります。

次に、議案第25号 平成29年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,622万7千円とするものであります。

補正の主な内容は、財政調整基金積立金などを増額したものであります。

以上、提出された条例案件、認定案件、補正予算は、原案のとおり可決・認定されました。

以上をもちまして、平成29年第2回峡北広域行政事務組合議会定例会報告といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 岡野淳君、報告をお願いいたします。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは、報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成29年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会報告書

平成29年第2回定例会が、山梨県自治会館1階講堂において10月27日に開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は、同意案件2件、認定案件2件、承認案件1件、補正予算案件2件の計7件であります。

まず、同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについては、小林優鳴沢村長を副広域連合長にするため議会に同意を求めたものであります。

次に、同意第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、望月藤一山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員を監査委員とするため議会に同意を求めたものであります。

次に、認定第1号 平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額4億9,332万4,140円、歳出総額4億6,745万1,478円で、歳入歳出差引額は、2,587万2,662円でありました。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金4億7,229万2,444円、繰越金が2,097万7,889円であり、歳出の主なものは、社会福祉費2億8,175万5,673円、総務管理費1億6,132万6,481円であります。

監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の認定については、歳入総額993億9,074万2,314円、歳出総額968億8,378万418円で、歳入歳出差引額は、25億696万1,896円でありました。

歳入の主なものは、市町村支出金156億1,726万5,449円、国県支出金344億2,050万1,961円、支払基金交付金386億9,553万6,349円であり、歳出の主なものは、保険給付費948億2,416万9,060円であります。

監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に、承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について専決処分を行ったことから、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めたものであります。

次に、議案第7号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ2,587万1千円を増額し、それぞれ5億525万3千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成29年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ20億6,910万9千円を増額し、それぞれ1,014億5,381万5千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。
ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

先ほどの文教厚生常任委員会の報告の中で、清水敏行議員の名前が落ちていましたので、それをあとで追加していただきたいということと、それからもう1点、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告の中で歳入と歳出の読み間違いがありました。1ページの認定第2号のところですね、歳入歳出決算のところを読み間違えましたので、その修正もお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。申し訳ありません。

○議長（中嶋新君）

先ほどの追加と訂正を許可いたします。

改めて、これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第86条の規定により、

16番議員 野中真理子君

17番議員 坂本 静君

19番議員 保坂多枝子君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月21日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの17日間に決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第27 議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの25件を一括議題といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

皆さん、改めましてこんにちは。

平成29年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が市政を担わせていただき、早いもので一年が過ぎました。この間、市民目線で市民と心を合わせ、一歩進んだ北杜市を創るため、職員と共に邁進してまいりました。

先月20日には、東京で開催された地方自治法施行70周年記念式典に出席し、天皇皇后陛下のご臨席の下、地方自治功労者表彰の団体表彰を総務大臣からいただきました。

本市が地方自治の充実・発展に寄与した功績に対して受賞したもので、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力に、改めて感謝を申し上げます。

さて、10月に2週続けて台風21号・22号が日本に上陸、接近いたしました。特に進路の予測が難しかった21号は、本県に接近するにつれ降雨量が増し続け、市内全域に土砂災害警戒情報が発令されました。

本市では、白州・武川地域に集中したため、深夜ではありましたが災害対策本部員を招集し、白州総合支所および武川総合支所を一時的な避難所として開設することに決め、一世帯に自主避難をしていただいたところであります。

進路によっては人命に関わるような災害も予想されたことから、情報収集、情報共有等は極めて重要であると考え、今回の台風等のように今後の降雨量がある程度予測できるような場合には、あらかじめ市民への注意喚起と併せて、市の対応方針を周知することといたしました。

同時に、職員の非常配備体制の基準等を再度徹底し、有事に備え万全の体制を整えることを確認したところであります。

ところで、先月3日に平成29年秋の叙勲受章者が発表され、初代北杜市長として本市の礎を築いていただいた、白倉政司さんが旭日中授章を受章されました。

また、元公立中学校長で長坂町の鈴木今朝和さんが瑞宝双光章を、元須玉町消防団長で須玉町の小尾常雄さんが瑞宝単光章を受章されました。

警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務で貢献した人を対象とした第29回危険業務従事者叙勲では、元警視庁警部で大泉町の小澤清治さん、元山梨県警部補で明野町の小泉汎明さん、元准陸尉で須玉町の藤原廣吉さんの3名が瑞宝単光章を受章されました。

また、看護業務功労者として、元独立行政法人国立病院機構甲府病院看護部長、現市立甲陽病院総看護師長の西純子さんが瑞宝単光章を受章されました。

山梨県県政功績者では、山梨県議会議員の浅川力三さんが、地方自治の分野において功績があったことから表彰されました。

また、永年にわたる教育活動の功績により、長坂町の井出武男さんと須玉町の白倉喜夫さん

が県の教育功労者表彰を受賞されました。

その他、永年の活発なPTA活動の功績が評価され、高根北小学校PTAが、優良PTA文部科学大臣表彰を、高根東小学校PTAが、日本PTA全国協議会長表彰を受賞されました。

それぞれ受章された皆さま方の長年にわたる功績・功労をたたえるものであり、心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、スポーツと芸術・文化の秋、子どもたちの活躍がみられました。第72回関東合唱コンクールにおいて、明野少年少女合唱団が、同声合唱の部において銀賞を受賞しました。

第38回山梨県高等学校芸術文化祭では、北杜高等学校吹奏楽部が吹奏楽専門部門において芸術文化祭賞を、放送部が放送部門の中のビデオメッセージ部門において優秀賞を受賞し、それぞれ来年開催される全国高等学校総合文化祭へ出場します。

第68回日本学校農業クラブ全国大会では、農業に関する知識や技術の成果を競う農業鑑定の部において北杜高等学校3年生、飯野虎次郎さんと三浦七海さんが優秀賞を受賞しました。

また、第53回献血運動推進全国大会において、甲陵高等学校が、献血の推進に積極的な取り組みをしたことが評価され、厚生労働大臣感謝状を、第37回少年を非行から守る中学生防犯弁論大会において、甲陵中学校3年生の浅川咲来さんが「心の扉」と題した発表を行い最優秀賞を受賞しました。

県中学生交通安全弁論大会においては、武川中学校2年生の深澤穂乃花さんが優勝、甲陵中学校3年生の松隈錬さんが準優勝しました。

山梨県中学校英語暗唱大会2年生の部においては、甲陵中学校2年生の三橋凜生さんが、「日本における初めてのアメリカンフットボール ポールラッシュ物語」を発表し、見事優勝しました。

また、県が主催する第10回「ふるさと山梨」郷土学習コンクールにおいて、武川小学校4年生の福井杜和さんと、5年生の荻野拓真さんが、それぞれの優秀賞を受賞されました。

子どもたちの活躍は、郷土を愛し、大切に思う心が養われていることの表れでもあり、原っぱ教育の理念が子どもたちにも根付いているものと大変うれしく思っております。

また、指導いただいた先生方、また関係者の皆さまに感謝を申し上げます。

このほかにも多くの市民の皆さまの功績が認められ、表彰を受けられております。皆さまのご尽力に対し、大きな拍手をお送りするとともにますますのご活躍をご期待申し上げます。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、ふるさと親善大使の委嘱についてであります。

本市の認知度およびイメージの向上を図るため、今年9日に挙行いたします市制施行13周年記念式典において、さまざまな分野で活躍する本市にゆかりのある方々を北杜市ふるさと親善大使として委嘱いたします。

大使として、平山郁夫シルクロード美術館館長の平山美知子様、八ヶ岳倶楽部オーナーの柳生博様、金田一春彦記念図書館名誉館長の金田一真澄様、北杜市在住のラリードライバー篠塚建次郎様、北杜市応援隊を務めていただいております俳優の栗原英雄様、北杜市出身で歌手のエリカ様、作曲家のカルロス・ケー様、歌手の平井千尋様をお願いしたところ、このたび、ご快諾をいただきました。

皆さまの幅広いネットワークにより、本市の魅力をPRしていただけるものと期待しているところであります。

また、議員各位ならびに市民の皆さまお一人おひとりがふるさと親善大使として、情報発信していただくことが、本市の活力の源となるものと考えております。ご協力をお願い申し上げます。

次に、国際交流についてであります。

国際姉妹地域であるアメリカケンタッキー州マディソン郡の代表団・文化交流員17名が、10月10日から代表団7日間、文化交流員11日間の日程で本市を訪れました。

滞在中は、市内保育園児との交流、琴の演奏や呈茶を通じて日本文化を楽しむなど、親睦を深めるとともに本市の魅力も味わっていただきました。

また、韓国抱川市へ、堀内教育長を団長とする文化交流団員17名に、10月21日から3日間の日程で訪問していただき、抱川を代表するイベント「雲岳山もみじ祭り」で北杜市民合唱団の皆さまに「北の杜讃歌」などを披露していただきました。

一方、今月8日から3日間の予定で、金鍾天市長をはじめとする文化交流団員18名が市制施行13周年記念式典に合わせて本市を訪れます。

当日は、式典アトラクションとして韓国伝統舞踊を披露していただくこととなっており、大変楽しみにしているところであります。

今後も、マディソン郡、抱川市との実りある交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業についてであります。

現在、駅前広場整備を行っているところでありますが、平成29年度の山梨県建築文化賞の表彰式が先月24日に行われ、小淵沢駅合築駅舎が建築文化奨励賞を受賞いたしました。

今回の受賞は、美しい山岳景観と八ヶ岳、南アルプス、その山岳から湧き出る清流などを駅舎のデザインに取り込み、屋上には、八ヶ岳や甲斐駒ヶ岳、富士山、奥穂高岳といった日本三大巨峰を一望できる展望デッキも設けられ、地域の人々に世代を越えて親しまれる駅舎として、新たな地域資産となることが評価されたものであります。

北杜市の玄関口として、地域との交流が図られ、市民の皆さまをはじめ多くの方々にご利用いただき、皆さまに愛される駅になってほしいと期待しております。

次に、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会についてであります。

公募による市民7名、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者3名、市議会議員6名、学識経験者4名の20名で、第1回検討委員会を10月24日に開催し、委員長、副委員長が選出されました。

第2回検討委員会は、先月20日に開催し、各委員の太陽光に対する考えをお聞きする中で、まず、発電設備の視察を行うことが意見集約されましたので、現在視察場所の検討を含め、準備等を行っているところであります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）についてであります。

先月15日に、中部日本横断自動車道の早期実現と沿線市町村の交流を図るための2017ルート日本海～太平洋シンポジウムを静岡・山梨・長野・新潟の4県5市により開催し、国会議員の皆さま、ならびに関係者約350人の参加をいただきました。

このシンポジウムは、今年で31回目となり、今回は、「地域をつなぐ生命の道」をテーマとして、早期開通の必要性についての理解を求めるとともに、開通後に見込まれる新たな道と地

域発展について考える場とし、基調講演、パネルディスカッションなどが行われ、改めて経済、観光、地域の活性化などの分野において、中部日本横断自動車道の必要性・広域的な効果への期待を、県内外に情報発信することができました。

今後も国への要望活動などを積極的に行うとともに、県ならびに沿線市町村と連携を図り、早期の開通に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理広域化の推進についてであります。

県はごみ処理の広域化について、将来的には県内を3つのエリアに集約し広域化を図ることとし、本市を含む峡北、峡中、峡南地域の11市町をAブロックと位置付けております。

10月6日には、後藤山梨県知事同席のもと、11市町ならびに峡北広域行政事務組合をはじめとする3組合が、Aブロック内におけるごみ処理広域化に関する基本的事項について、相互に協力しその推進を図ることで基本合意書の締結を行ったところであり、今後は、ごみ処理広域化推進協議会の設立に向け協議を進めることとしております。

次に、北杜市上下水道事業審議会の設置についてであります。

平成32年4月の地方公営企業法の適用に向け、業務の効率化と経営改善を図るため、本年4月から上下水道事業を一本化し業務にあたっております。

これに伴い、事業ごとに設置しておりました北杜市簡易水道運営委員会および北杜市下水道事業審議会を廃止し、上下水道事業の一体的かつ適正円滑な運営を図るため、新たに北杜市上下水道事業審議会を設置することとしております。

審議会は、上下水道事業の運営や管理に関する事項など、さまざまな課題や政策の方向について、調査審議をお願いするものであります。

次に、介護予防・生活支援の推進についてであります。

市では、少子高齢化が一層見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、介護予防・生活支援に取り組んでいます。

10月7日には、認知症への理解を深めるため、演劇による普及啓発を行いました。観劇した350人の方々には、認知症とは何か、介護とは何かを改めて考えていただけたと思っております。

また、高齢者の外出の機会を増やし、閉じこもり予防のために、住民主体による高齢者通いの場を各地区で開催していただいておりますが、10月27日に、運営する皆さまの交流会を開催し、それぞれ活動報告や情報交換など行いました。

さまざまな取り組みを知ることができ、今後の活動に大いに役立ったとの感想が寄せられました。

今後も、地域の支え合い体制の推進や介護予防に重点を置き、高齢者が元気で、住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、障害者計画および障害（児）福祉計画の策定についてであります。

本年度をもって、5年を期間とする障害者計画および3年を期間とする障害（児）福祉計画の計画期間が満了いたします。

今後の障害福祉についての基本的な指針、障害福祉サービス等を確保するための方策策定に向け、アンケート調査や関係者へのヒアリングを行い、3回の策定委員会を経て、計画素案を作成したところであります。

今月中旬から1カ月程度パブリックコメントを行い、そのご意見も踏まえた中で本年度末ま

でに策定いたします。

計画書は、ホームページ等に掲載するとともに、市民の皆さまには概要版でお知らせすることといたします。

次に、北の杜聖苑改修事業についてであります。

北の杜聖苑は、北杜市誕生後の平成17年に竣工し、以来、人生の終焉の場として運営してまいりました。

適切な維持管理を行うため、ガス式エアコン機器への切り替えや、天窓ガラスから屋根への改修工事、照明器具のLED化を実施いたします。

また、火葬炉設備については、炉内れんがの焼損が広範囲であることから火葬炉全体の積替えを行うこととしております。

将来にわたって安定的な火葬業務を提供するため、改修を行うことといたしました。

改修期間中は、業務を行いながらの工事となりますが、利用者の皆さまにご不便をお掛けしないよう事業工程に十分配慮して実施してまいります。

次に、子育て支援の充実についてであります。

子育て世代包括支援センターを会場に10月7日に開催いたしました、北杜子育てフェス「にじそら」は、参加者総数560人と、大勢の皆さまにご参加、ご協力をいただき、楽しく盛大に開催することができました。

来場者へのアンケートでは、「講演会を聞いて子育ての悩み、プレッシャーが少し軽くなった」「子育てに自信が持てるようになった」「子どもがこんなにたくさんいることに嬉しさを感じた」「ぜひ、また開催してほしい」など、沢山の好評の声をいただきました。

今後も、地域の方々との交流の場、育児を楽しむきっかけづくりの場として活用してまいりたいと考えております。

また、高根地区の小学校統合および施設の老朽化に伴う、高根東放課後児童クラブの整備事業については、利用者の安全を確保し、統合後のニーズに対応するため、現在計画的に整備を進めているところであります。

進捗状況については、来年7月の開園に向け、本年10月に本体工事に着手したところであり、子どもたちが安心して利用できる施設整備を行ってまいります。

子育て世代の、市内への定住促進を目的に、整備を進めてまいりました子育て支援住宅 武川団地については、先月22日に竣工式を終え、今月1日から入居が始まりました。入居する18世帯のうち、市外から12世帯が移住いたしました。

子どもたちの声が響きわたり、やさしい愛に満ちた環境の中で、幸せに生活されますことを願っております。

次に、就業促進住宅についてであります。

雇用の促進と、就業者の市内定住を図ることを目的に整備します白州団地は、10月2日に起工式を行い、工事を進めております。平成31年1月の入居開始を目指し、現在、入居要件等について検討を進めているところであります。

次に、就活女子会についてであります。

先月18日、スパティオ小淵沢において、女性の就業に伴う不安を解消するため、就活女子会を初めて開催しました。

これは、女性の就業促進と企業の人材不足解消を目的に、市内企業で働く女性の目線で、労

働環境や子育て等の情報を求職者に伝えていただいたもので、市内の各企業で働く女性8名と、女性求職者15名の参加をいただきました。

就活女子会は、大変な活発なご意見を交わしていただき、求職者の企業への理解がより深まる充実の場となったことから、来年度以降も継続して開催し、女性の北杜で働くを応援してまいりたいと考えております。

また、就活女子会の後、開催した北杜市就職ガイダンスには、30社、約70人の参加をいただきました。

引き続き、地元企業への就業促進と若者の定住促進に向けて取り組んでまいります。

次に、高根地区の小学校統合についてであります。

新たな学校づくりへ向けた教育課程などの調整を、教職員が中心となって検討を進めております。

また、校歌・校章の作成にも着手しており、校歌については、歌手の森山良子さんをお願いしたところご快諾いただき、製作に入ったところであります。

次に、就学援助費のうち、いわゆる入学準備金の前倒し支給についてであります。

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒に対して支給される就学援助費については、国の要綱が改正され、小学校の就学予定者に対しても入学前に必要となる学用品費等が支給できることとなりました。

このため、要綱の改正や、補正予算へ所要額を計上するなど、支給に向けた準備を進めているところであります。

次に、芸術・文化、スポーツの振興についてであります。

先月20日に、第12回 北杜市合唱祭2017が開催され、市内から15の合唱団体が出演し、ホールに歌声を響かせました。

今月2日には自衛隊音楽隊コンサートを開催し、多くの市民の皆さまに心ゆくまで楽しんでいただきました。

今後も、市民の皆さまに一流の芸術・文化事業を楽しんでいただけるイベントを実施してまいります。

スポーツの分野では、先月11日、高根総合グラウンドで元プロ野球選手の鈴木健さん、四條稔さん、川崎憲次郎さんを講師に招き、北杜市芸術文化スポーツ振興基金活用事業 野球教室を開催しました。

市内のスポーツ少年団、中学生など約150人が参加し、プロの技術を直接教わりました。子どもたちは、少し緊張しながらも楽しく学んでいました。

翌日12日には、第14回北杜市駅伝競走大会が開催され、支部体協のチームが熱戦を繰り広げました。

また、先月20日に、周りの山々も雪景色に変わる中、県営八ヶ岳スケートセンターの営業が開始されました。市では親子スケート教室やトップスケーターによる教室を開催してまいりますので、多くの市民の皆さまにスケートの楽しさを体感していただきたいと考えております。

来年1月には八ヶ岳定住自立圏域の富士見町、原村からの選手も参加し、第65回峡北スケート大会を開催いたします。

このほか、市内各地域において文化祭、地区体育祭などが開催され、市民の皆さまが生き生きと取り組んでいる様子を拝見し、これからも、芸術・文化、スポーツを通じて、地域で活躍

する人を育てるまちづくりに取り組んでまいりたいと、思いを強くしたところであります。

次に、オリンピック事前合宿地の誘致についてであります。

2020東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市では事前合宿地の誘致活動に取り組んでおり、このほどフランスバレーボール協会から、事前合宿として本市を視察したい旨の申し出をいただきましたので、誘致の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、乳児全戸訪問事業についてであります。

市では、出産後間もない産婦の心身の健康状態や、乳児の発育・発達状況を把握し、育児不安の軽減や孤立防止のため、保健師による乳児全戸訪問を実施しております。

今年10月からは、新たに日常的な様々な悩みや相談など産婦に寄り添った支援を行うため、利用者支援専門員が再訪問を行うという取り組みを開始しました。

子育て世代包括支援センターのさまざまな事業や地域子育て支援の拠点施設の紹介などを併せて行い、産後うつ対策、各事業への参加者の拡大など、女性が地域において活躍できるとともに母子健康、福祉の充実にさらに力を入れてまいりたいと考えております。

次に、林業地域おこし協力隊の取り組みについてであります。

本市では、林業従事者の高齢化により担い手が減少、管理放棄林の増加、林業に被害を及ぼす有害鳥獣等の課題を抱える中、地域外から若い人材を積極的に誘致し、本市林業の新たな担い手として育成を図るとともに、地域への定住および定着を図るため、北杜市林業地域おこし協力隊支援事業実施要綱を制定し、本市林業が活発化するように推進してまいります。

次に、女性消防隊についてであります。

先月9日に、秋の全国火災予防運動・パレードが実施され、市内保育園児と共に火災予防普及活動に取り組んでいただき、同20日には、高根東放課後児童クラブ園庭において、児童、保護者を対象に軽可搬ポンプ操法の披露と防火・防犯に関する啓発活動を行っていただいたところであります。

これからも、女性の視点で市民の安全安心な暮らしのために、更なる活躍を期待するものであります。

次に、大学との連携協定についてであります。

市民のスポーツや健康づくり事業など、体育および健康における連携や交流を推進するため、日本における体育専門学校 日本体育大学と協定書を締結してまいります。

調印式は来月23日を予定しており、同日の市政報告会において、日本体育大学理事長松浪建四郎様に記念講演をお願いしたところであります。

協定を機に、市民の皆さまが一層、元気に活躍できる「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎として、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの分野を施策の柱に、市民一人ひとりが輝ける“愛でつながる北杜市”を目指してまいります。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、報告案件1件、条例案件9件、補正予算案件3件、指定管理者の指定案件11件、認定案件1件、同意案件2件の合計27案件であります。

はじめに、報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第14号 専決処分報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第70号 北杜市国際交流基金条例の制定については、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡との国際交流事業に係る財源を確保し、国際交流事業を実施するため、基金を設置することから、条例を制定するものであります。

次に、議案第71号 北杜市上下水道事業審議会条例の制定については、上下水道事業の一体的かつ円滑な運営を図るため、北杜市簡易水道運営委員会および北杜市下水道事業審議会を廃止し、新たに審議会を設置することから、条例を制定するものであります。

議案第72号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の制定については、貴重な歴史遺産を後世に伝えるため、市民と協同して歴史と文化に対する理解を深める体験学習の場として史跡を保存・活用する必要があることから、条例を制定するものであります。

次に、議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例については、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、地方税の課税免除および不均一課税に係る地方交付税の減収補填措置が廃止されたことから、条例を廃止するものであります。

議案第74号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象となる施設が拡充されたこと等から、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第75号 北杜市立学校設置条例及び北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例については、高根東小学校、高根北小学校及び高根清里小学校を統合することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号 北杜市へき地教員住宅管理条例の一部を改正する条例については、高根北小学校及び高根清里小学校が閉校になること等から、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号 北杜市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、駅利用者や買い物客等の利便性を高めるため、自転車駐車場の無料化を図るとともに、放置自転車等の撤去について規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、平成29年の人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に鑑み、市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当等の改正のほか、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

台風21号の風雨により、市内の農地・農業用施設や林業施設に被害が発生したため、災害復旧に要する経費を計上しております。

次に、北の杜聖苑について、より効率的な空調設備を整備するとともに、適切な維持管理に必要な改修を行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に、市内小学校の普通教室へのエアコン設置など、昨年度に策定した小学校施設中長期保全化計画に基づく改修や修繕を行うこととし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は9億6,694万4千円と

なり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ298億8,291万2千円となります。

次に、議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

職員の給与改定に伴う人件費の増額分、過年度実績による療養給付費等の国庫負担金の精算に伴う返還金として、5,849万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ79億5,674万2千円とするものであります。

次に、議案第80号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

過年度保険料の還付金として、68万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億2,335万9千円とするものであります。

次に、指定管理者の指定案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第81号 北杜市有線テレビ放送施設外1施設の指定管理者の指定期間の変更については、北杜市有線テレビ放送施設及び北杜市インターネット施設の指定管理者に係る指定期間の変更について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第82号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定についてから、議案第91号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定についてまでの、10案件につきましては、平成30年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定案件の、議案第92号 市道路線の認定については、小淵沢周辺地区都市再生整備計画により、小淵沢駅構内ロータリーを整備し、市道認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております25件のうち、議案第73号から議案第77号および議案第92号、議案第93号の7件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第77号および議案第92号、議案第93号の7件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、内容説明を担当部長に求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について報告させていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

提案理由も同様でございます。

1枚おめくりください。

専決第1号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてでございます。

専 決 処 分 日 平成29年8月29日

損 害 賠 償 の 額 9万4,068円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性の方でございます。

損害賠償の理由 平成29年7月21日午前8時30分ごろ、北杜市須玉町大豆生田961番地1の北杜市役所内において、市立小学校の教員が運転する公有自動車が、同所敷地内に駐車していた相手方の普通自動車と接触し、破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

もう1枚、おめくりいただきたいと思えます。

専決第2号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定についてでございます。

専 決 処 分 日 平成29年11月7日

損 害 賠 償 の 額 2万1千円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市武川町在住 男性の方でございます。

損害賠償の理由 平成29年8月20日午後8時15分ごろ、北杜市武川町三吹995番地1において、市の消防団員が運転する小型ポンプ自動車が、同所敷地内の倉庫に接触し、雨どいを破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

公有自動車の件につきまして、ご報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

4ページをお願いいたします。

専決第3号につきましては、簡易水道事業の事故に係る損害賠償の額の決定について、専決処分いたしましたので、同じく地方自治法の規定により報告するものであります。

専 決 処 分 日 平成29年10月10日

損 害 賠 償 の 額 1万6,740円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住の男性であります。

損害賠償の理由 平成29年9月17日午後7時ごろ、北杜市大泉町西井出1502番地付近の市道大泉西井出3号線において、相手方が運転する軽自動車が市道内に設置されていた水道制水弁の蓋を跳ね上げ、車両の右前輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に北杜市簡易水道事業特別会計から支払われるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

専決第4号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日は平成29年11月7日であります。

損害賠償の額 5万6,403円でございます。

損害賠償の相手方 山梨県甲斐市在住の男性です。

損害賠償の理由 平成29年8月19日午前11時40分ころ、北杜市高根町清里3545番地1618付近の市道清里2号線において、相手方の運転する軽自動車が道路上の穴に落ち込み、車両の左前輪を損傷したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支払い方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

以上、よろしく願いします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

日程第28 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市大泉町西井出147番地1、浜口昌幸、昭和48年2月5日生まれ。北杜市武川町新興318番地、小澤建二、昭和28年8月30日生まれ。2名の任命につきましては、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第14号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第14号について、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第29 同意第15号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長(渡辺英子君)

同意第15号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町藤田702番地1、白倉由文、昭和21年8月18日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

ただいま、議題となっております同意第15号は質疑・討論を省略し、採決したいと思いましたが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第15号について、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第30 請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員（志村清君）

2名の紹介議員を代表して、朗読をもって紹介させていただきます。

請願第6号

2017（平成29）年11月27日

北杜市市議会議長 中嶋新様

核兵器禁止条約に署名を求める請願

請願者

氏名 重田友五郎

住所 北杜市武川町柳澤3000-1

氏名 山本 護

住所 北杜市明野町浅尾新田1324

（日本基督教団 八ヶ岳伝道所牧師）

紹介議員 志村清

〃 岡野淳

（請願項目）

日本政府は、7月7日国連で採択された核兵器禁止条約に署名し、国際社会において「核なき世界」実現に具体的かつ積極的役割を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出を請願します。

（請願理由）

核兵器禁止条約は、世界各国のリーダーたちと市民社会の長きにわたる運動によって実現されたものです。それを牽引したのは、「わたしたちの身に起こったことは世界中の誰にも起こって欲しくない」と世界各地で証言したヒバクシャたちの切実な声でした。今回ノーベル平和賞受賞が決まった国際NGO、ICAN（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons＝核兵器廃絶国際キャンペーン）は、国連の場でも積極的にヒバクシャ証言を聞く機会を何度も作ってきました。

国連加盟国の3分の2が賛成し採択された禁止条約は、こうした国際的な協働によって実現したものであり、わたしたちはヒロシマ・ナガサキを経験した国の市民として、また身近にヒバクシャを知る者として心からこの条約を歓迎するものです。

いま北朝鮮の核兵器開発問題がわたしたちの周囲では大きな問題になっています。北朝鮮の核兵器保有は絶対に容認できませんが、どの国の核兵器の存在も認めることはできません。大国アメリカとロシアでは全世界の核兵器（約1万5千発）の90%以上を保有しています。核兵器が存在する限り、いつ第二のヒロシマ・ナガサキが生まれるかしれません。三度核兵器が使用されれば、地球規模の被害になるでしょう。

この核兵器禁止条約こそは、現在の核保有国に対して核と人類は共存できないという強いメッセージになるはずです。全国の被爆者20万人余、山梨県内の被爆者80人余、北杜市在住の被爆者の期待にも応えるものでもあります。

北杜市は非核自治体宣言をしています。そして去る9月議会では、核兵器禁止条約が採択されたことを受け、「核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める」意見書を全会一致で採択しています。これは県下で初、そして唯一となった北杜市議会の意見書可決は、核のない世界を求める多くの市民を励ますものだと思います。この意見書の立場をさらに一歩進め、前進させる

ために日本政府に対し、当条約への署名を求める意見書を提出してください。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第31 請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番議員、保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

朗読をもちまして、請願の趣旨説明をさせていただきます。

請願第7号

平成29年11月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願

請願者

住所 南巨摩郡身延町常葉1554番地

氏名 望月千鶴

(全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会山梨支部長)

住所 北杜市高根町東井出261番地

氏名 油井万寿美

(全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会北杜地区)

紹介議員 保坂多枝子

(請願理由)

子宮頸癌予防ワクチン（以下HPVワクチン）は、平成22年より任意接種が開始され、平成25年4月には国の定める定期接種により、小学6年生から高校1年生の女子を対象に平成26年11月までに、概ね338万人が接種致しました。

接種者の中に、疼痛、腫れ、意識障害、不随意運動、脱力、記憶障害、睡眠障害、発熱、意識障害、呼吸困難など多様な副反応が発症した被害者の報告があった為、積極的な奨励を一時中止しています。副反応被害者は、多様な副反応を抱え進行する病態に苦しみ激痛に耐えています。さらに被害者と家族は、遠方の病院及び複数受診も相まって、経済的負担を強いられている状況にあります。

厚生労働省は、26年度から27年度にかけて、副反応追跡調査を行い、その結果、全国では、副反応疑い報告があったのは、2,584人(0.08%)で、発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、未回復の方は、186人であることを発表しました。

これを受け、山梨県並びに北杜市は、相談窓口を開設し、接種者の健康状態把握調査を実施したところ、接種者から、28年度は4名、29年度は4名の副反応の疑いの相談が、県また

市にありました。この8名は、今のところ副反応は確認されていません。

その外に、市へ相談があった1名の方については、県内の医療機関の受診では診断されませんでした。県外の専門医療機関の受診により副反応の疑いのある被害者として診断されました。

医療機関の充実並びに研究により副反応の原因究明の迅速化と、治療方法の早急な確立が必要であると鑑みます。国に対してHPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める意見書の提出を請願致します。

請願事項

- 1 患者に寄り添い研究を行う医師に支援して適切な医療を提供できる体制を確立すること
- 2 患者が受診しやすい医療体制の充実及び健康被害者救済の審査の迅速化を図ること
- 3 子宮頸癌予防ワクチン接種者の健康状態の調査をより充実すること

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第7号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後12時25分

平成 2 9 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 9 日

平成29年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成29年12月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 坂本 静君
ほくと未来 福井俊克君
北杜クラブ 秋山俊和君
ともにあゆむ会 栗谷真吾君
公明党 内田俊彦君

2. 出席議員（22人）

1番 栗谷真吾	2番 池田恭務
3番 秋山真一	4番 進藤正文
5番 藤原 尚	6番 清水敏行
7番 井出一司	8番 志村 清
9番 齊藤功文	10番 福井俊克
11番 加藤紀雄	12番 原 堅志
13番 岡野 淳	14番 相吉正一
15番 清水 進	16番 野中真理子
17番 坂本 静	18番 中嶋 新
19番 保坂多枝子	20番 千野秀一
21番 内田俊彦	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（43人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	菊原忍								
総務部	長	高橋一成	企	画	部	長	濱井和博							
市民部	長	篠原直樹	福	祉	部	長	織田光一							
生活環境部	長	小松武彦	産	業	観	光	部	長	丸茂和彦					
建設部	長	赤羽久	教	育	長	堀内正基								
教育部	長	井出良司	会	計	管	理	者	中田二照						
監査委員事務局	長	岩波信司	農	業	委	員	会	事	務	局	長	手塚清作		
明野総合支所	長	小尾民司	須	玉	総	合	支	所	長	八巻利博				
高根総合支所	長	清水永一	長	坂	総	合	支	所	長	中澤貞夫				
大泉総合支所	長	上村法広	小	淵	沢	総	合	支	所	長	仲嶋敏光			
白州総合支所	長	宮川雅人	武	川	総	合	支	所	長	有泉賢一				
総務部	次	長	石	井	悠	久								
総務課	長	山内一寿	企	画	課	長	中	山	晃	彦				
財政課	長	植村武彦	地	域	課	長	宮	川	勇	人				
税務課	長	清水能行	管	財	課	長	大	芝	一					
介護支援課	長	三井ひろみ	子	育	て	応	援	課	長	中	田	治	仁	
環境課	長	中山和彦	上	下	水	道	総	務	課	長	興	水	伸	二
上下水道施設課	長	大輪弘	農	政	課	長	小	澤	章	夫				
観光課	長	加藤郷志	商	工	・	食	農	課	長	小	澤	隆	二	
まちづくり推進課	長	植松宏夫	教	育	総	務	課	長	加	藤	寿			
教育総務課指導監	田	沢	憲											
代表監査委員	三	井	英	雄										

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土屋 裕
 議会書記 清水市三
 // 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 明政クラブ、30分。2番 ほくと未来、30分。3番 北杜クラブ、90分。4番 ともにあゆむ会、75分。5番 公明党、30分。6番 日本共産党、30分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、17番議員、坂本静君。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

平成29年12月定例会にあたり、明政クラブを代表して大きく5項目の質問をさせていただきます。

昨今、ますます緊迫している国際情勢、孤立化が深まる北朝鮮、いつ何が起こるか分からない大陸間弾道ミサイルの発射に対する恐怖と不安が日本でも漂っております。

一方、市内に目を向ければ地域に密着したスーパーやまとの突然の倒産・廃業は、地域の利用者に大きなショックをもたらし、こうした問題への解決を含め、市民が市に対して日ごろ感じている課題などについて伺います。

はじめに、来年度の予算編成基本方針に伴う最重点施策と財政課題について伺います。

渡辺市長が就任して早や1年が経過いたしました。多くの市民団体と意見交換をして市政に反映していくとのことでしたが、施策の進捗状況はどうか。選挙での公約、これまでの取り組みのさらなる充実を図るとともに、市民一人ひとりが輝ける「愛でつながる北杜市」の実現を目指し、これからの3年間の舵取りをする予算編成方針や各種計画に基づき、現時点で最重点施策と主要事業など、どんな事業に最優先的に取り組んでいくのか。また、昨年度の決算から見えてきた本市の継続的な重要課題の解決に向けてどのように取り組んでいくのか、以下伺います。

①市長が公約した施策の進捗状況と今後予定している最重点施策は何か、お伺いします。

②予算編成基本方針の内容は、前年と比べ変わった点はあるのか。漠然と前年を踏襲した予算要求になっていないのかなどの検討が必要と考えます。3年後には、厳しい財政運営が余

儀なくされていることから、右肩下がりに急速に進むことを踏まえた予算編成が必要であると考えます。

③歳出の抑制（経常経費の削減、公共事業の抑制、総人件費の抑制）について、数値目標は予算編成にどう反映されていくのか。

④平成28年度普通会計・特別会計決算から見えてきた課題について、今後の財政運営などに向けての準備は万全でしょうか。

⑤合併特例債の活用について。

大変、有利な起債である合併特例債は平成32年度で終了になるが、今後3年間の活用計画として、どんな事業に充当を予定しているのか。また本庁舎・各総合支所・学校などの施設の建設計画に、合併特例債の活用についてはどのように考えておられますか。

⑥特別会計（上下水道）の市債残高が多額であり、危惧されているが、今後の返済計画はどうでしょうか。

⑦一般会計から特別会計（国保会計、介護会計、上下水道会計）への繰出金額が適正基準の範囲内か。基準外繰出を少なくしていくには、料金改定しか方法がないのでしょうか。お伺いいたします。

次に、市職員の職場環境の現状と改善に向けてについて、お伺いいたします。

北杜市も生き生きと働きやすい職場環境を目指して日々努力をしていると思いますが、職場環境の変化により心の健康面に不調をきたす職員も見受けられますが、不調職員の早期発見や支援、また休職となった職員に対する職場復帰に向けての支援体制の充実、再発防止策など、普段から心の健康への予防に気を配るなど職場環境の充実を図る必要があります。

それにはまず、各職場、職域での現状を把握するとともに、より良い職場環境の改善に向けて、職員の処遇改善も含め、積極的に取り組んでいく必要があります。それらを踏まえて、以下いくつか伺います。

①休職している職員の現状（メンタル面、傷病面、その他の原因）と職場復帰に向けての取り組みと復帰後のケア、再発防止、サポート体制はいかがでしょうか。

②職員の働きやすい職場環境を整備するための取り組みについて、伺います。

③定年退職者の再任用の現状は、どうなっているでしょうか。

年金の支給年齢が65歳になったことにより、再任用制度が設けられていますが、市の再任用の実態はどうか。また、再任用等にかかる要綱はどのように整備されているのか。お伺いします。

④地方自治法の改正に伴う市の対応について。

非常勤職員の中には、労働者性が高い者が存在することを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律において、平成32年4月1日以降、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となる規定が整備されたが、本市の対応はいかがでしょうか。

⑤人事評価制度の運用状況について伺います。

導入され1年が経過しましたが、今後どんな点に効果が出てくるのか。また、導入後の課題は何があるでしょうか。

次の項目として、各行政区での個人商店（小売店）の実態について、お伺いをいたします。スーパーやコンビニなどの大型店の利便性から、各地域にある個人商店の経営は大変厳しく

廃業を余儀なくされています。その結果、現実としてスーパーとコンビニ、全国展開の各種チェーン店だけが生き残り、各行政区域から身近な小売店がなくなりつつあります。これも時の流れで仕方がない面もありますが、大規模な土砂災害や大雪などで道路が除雪できず集落が孤立した場合などの緊急時には、大変なことが起きる可能性があります。

そうした意味において、市や商工会の果たすべき役割は大きいと考え、いろいろな補助金の使われ方がマンネリ化、一過性になっていないだろうか。時代の急激な変化に対応できるような見直しができるべきであると考えますが、なかなか市民には普段の活動が見えてこない感じがします。それらの実態を調査して、今後少しでも反映できるような施策を望みます。

市は商工会と連携し、各地域や各集落の実態を調査・把握するとともに、緊急時には生活必需品を供給できる体制づくりが不可欠と考えますが、市の考えを伺います。

次に、高齢者の居場所づくりについてお伺いをいたします。

最近ますます増え続ける高齢者、超高齢者社会を迎え、元気なお年寄りの居場所づくりが必要になってきています。高齢化社会では、元気な高齢者の居場所を確保し、日々健康で活躍できる環境づくりが必要不可欠です。しかし、現実は大変厳しく、地域の行政区や老人会などボランティアの自主性に頼っているのが現状であり、地域により著しい格差があると思われまます。そこで高齢者の居場所づくりについて、市の考え方を伺います。

①市が考えている高齢者の居場所は、どのような場所でしょうか。

②市内には居場所はどのくらいあるのでしょうか。

③居場所に対する支援としてはどんなものがあるか、お伺いをいたします。

5番目、最後の項目となります。歴史ある農業用水路（堰、取水口、手掘トンネルなど）の崩壊危険箇所の改修と地元負担金対策について、お伺いをいたします。

本市の基幹産業は、農業であり、古来より南アルプスなどの周囲の山岳部から流れ出る清流で育まれるおいしいお米の産地として梨北米が近年有名になりブランド化しています。

しかし、高齢化が急激に進む中、農業経営も年々集約化が進み、農業法人や集落営農組織など、経営の合理化と農地の集約化、大規模化が進んでおります。そうした中ではあるが、小規模な兼業農家も数多く存在しています。

急速に進む高齢化により、農業を取り巻く環境が大きく変化し、ため池や受益地での草刈り、取水口、また、堰や水路などの基本的な管理が困難な集落が増えつつあり、今後の維持管理体制が危ぶまれているのが現状ではないでしょうか。そこでこれらの問題点を含め、一例をあげて市の考え方について以下、お伺いをいたします。

北杜市を代表する優良米の産地の穴平地区に所在する遠照寺水路は、受益面積45ヘクタールを超える優良農地を潤すほか、生活用水と防火用水も兼ねる重要な水路です。この水路の取り入れ口直下は、約350メートルの素掘りトンネルとなっており、年々流入する土砂の堆積によって水量の確保が困難となっています。

このため、区民総出で土砂の搬出などの水路整備を行ってきましたが、高齢化や後継者不足などにより出労者が減少し、年々作業が困難となっている状況にあります。さらに堆積土砂の搬出部所は急傾斜面にあり落石も多く、崩落の危険性が増してきています。

このような状態の中で、以前から課題となっていた開渠の水路としたい要望が高まっているが、見込まれる地元負担金が高額となることが予想され、その捻出に苦慮するところであります。

本市には、本地区と同じように、崩壊の危険性がある農業用水路を抱え、今後の維持管理、地元負担金の捻出に大変苦慮している地域もあると思いますが、早急に現地を調査確認の上、改修工事に伴う、地元負担金の大幅な減額ができないかどうか市のお考えをお伺いいたします。

以上5項目、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度の予算編成基本方針に伴う最重点施策と財政課題における、公約した施策の進捗状況と今後予定している最重点施策および予算編成方針の内容などについてであります。

私が市政を担わせていただき、早いもので1年が過ぎました。この間、市民目線で市民と心を合わせ一歩進んだふるさと北杜をつくるため、スピード感を持って職員とともに取り組んでまいりました。

私が公約に掲げた施策については、公営アカデミー学習支援事業の実施、子育て世代包括支援センターの開設、高齢者の移動外出支援モデル事業の実施、就業促進住宅 白州団地の建設工事着手、2017ルート日本海・太平洋シンポジウムの開催など、所信において、分野ごとにご報告しているとおりであり、おおむね順調に進捗しております。

引き続き、地方創生を進める北杜市総合戦略やハケ岳定住自立圏 共生ビジョンに基づく子育て応援や定住促進施策、地域活性化施策等に取り組む中で子どもからお年寄りまでが元気に活動することができ、安心して子どもを産み、健やかに育てられる、安心して元気に学び、一生涯健康で暮らし、楽しく活躍できるまちを目指しております。

また、今回の予算編成方針の主な変更点は、「お宝いっぱい 健幸北杜」を基礎として子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの分野を最重点施策として計上する方針を打ち立てたことであります。

第4次アクションプランを踏まえ、事業効果や施策の優先度を厳しく精査した上で、4年目に入る交付税の段階的縮減に対応した予算となるよう編成してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

職員の職場環境の現状と改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、休職している職員の現状と職場復帰に向けた取り組みについてであります。

本年12月1日現在、休職している職員は4名、傷病休暇を取得している職員は2名であります。

こうした職員の復帰については、産業カウンセラーの指導による職場復帰支援プログラムにより、段階を踏んで職員が職場に復帰するまでの対応を行っております。また、職員が実際に復職する際には、職員と産業カウンセラーが同席した診察を受けたのち、市の産業医の診断を

受け、許可が出された場合に限り、復職させております。

さらに、復職後は職場に慣れるため、2週間の半日勤務等を実施し、主治医および産業医等の指導により徐々に通常勤務ができるような支援を行っております。

次に、職員が働きやすい職場環境を整備するための取り組みについてであります。

職員の健康に配慮し、働きやすい生きがいのある職場環境づくりを進めるため、本市では、本年1月に「イクボス宣言」を行い、職員一人ひとりの私生活と仕事の両立の実現のため、時間外労働の縮減や、年次有給休暇取得の奨励など、職場内の意識改革や職員がともに支え合う風土づくりに取り組んでおります。

また、昨年3月に改定いたしました北杜市特定事業主行動計画に基づき、職員の勤務環境に関することや女性活躍支援対策などに取り組むとともに、安全衛生管理者や産業医、職員組合の代表者等で構成する職員安全衛生委員会において、各職場における職場環境の改善方法の検討を行っております。

次に、再任用職員の状況についてであります。

再任用職員については、当該地方公共団体の退職者を選考により、採用することができる制度であり、公的年金の受給年齢が段階的に引き上げられることに対応するものであります。

本市においては、北杜市職員の再任用に関する条例に基づき、平成26年度から短時間勤務の職員として本年4月1日現在で10人を任用しており、正職員として勤務していた職務実績等により配置しております。

次に、会計年度任用職員制度における期末手当の支給等の対応についてであります。

地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、平成32年4月1日以降、一般職員の非常勤職員である会計年度任用職員には、期末手当を支給することになります。

この期末手当の額および支給方法については、各自治体の条例で定めることとなっておりますので、本市においては、今後、法の趣旨および国が作成した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを精査しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、人事評価制度の運用状況と課題点についてであります。

人事評価制度については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、昨年度から本格的に実施されている制度であり、職員の能力や仕事ぶりを評価して本人にフィードバックすることによって職員の能力開発、人材育成、組織の活性化に役立てております。さらに、組織力をアップさせることにより、市民サービスの向上につながっていくことが期待できます。

評価の結果は、任用、給与、分限その他人事管理の基礎となるものであり、本市では能力評価と業績評価の2つの評価方式により実施しており、段階的に、任用、給与等へ反映していく予定であります。人事評価制度の成熟を図ることが課題であることから、今後も全職員を対象とした研修を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度の予算編成基本方針に伴う最重点施策と財政課題について、いくつかご質問をいただ

いております。

はじめに、歳出抑制の数値目標の反映についてであります。

経常経費および公共事業費については、第4次アクションプランの数値目標を反映してシーリングの設定を行っております。

人件費については、定員適正化計画に基づき職員数の計画的な削減を行うこととしており、所要額を要求することとしております。

次に、昨年度の普通会計・特別会計の決算から見えてきた課題への準備についてであります。

普通会計については、交付税の段階的縮減により、今まで以上に歳出削減と自主財源の確保が喫緊の課題となっております。そこで、積極的な移住定住対策や子育て支援策により人口減に伴う税収減少の抑制などを目指すとともに、いまだ高水準にある市債残高を削減するために繰上償還を継続するなどの対策を進めてまいります。

また、特別会計では、特に上下水道については、基準外繰入金に頼った経営であることや市債残高が高水準であることが課題となっていることから、平成32年度の地方公営企業法適用化に向けて経営改善策を検討しているところであります。

次に、合併特例債の活用についてであります。

今後、合併特例債を活用する事業としては、高根統合小学校の整備、小学校中長期保全化計画に基づく校舎等の改修、小中学校のICT環境の整備などの学校関係、いずみ保育園の建設や保育園施設整備計画に基づく改修などの保育園関係、基盤整備としての道路や土地改良関係、公共施設等総合管理計画の個別計画に基づく施設の統廃合、改修などが見込まれます。

なお、本庁舎・各総合支所などへの活用については、公共施設等総合管理計画の個別計画を策定する中で検討することとなります。

次に、一般会計から特別会計への繰出金額の基準についてであります。

国民健康保険事業および介護保険事業への繰出については、いずれも収支の赤字を補填する性質ではなく、制度の中で必須の繰出となっております。

一方、上下水道事業については、総務省が毎年度通知する繰出基準による繰出のみでは事業継続が困難であるため、基準外での繰出を行っている状況であります。

なお、基準外繰出金の増加は一般会計を圧迫する要因になることから、第4次アクションプランにより一定の数値目標を設け、抑制に努めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者の居場所づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市が考える高齢者の居場所についてであります。

市では、高齢者の閉じこもり予防や介護予防および社会参加を目的に、地域の身近な公民館等での高齢者通いの場を推進しております。運営は介護予防サポートリーダーとして養成された方々が中心となり、ボランティアで体操、運動、ゲームなどを取り入れ、介護予防に取り組んでいただいております。身近な地域で行うことにより、地域づくりにもつながると考えております。

次に、市内の高齢者の居場所の数についてであります。

現時点で、月に1回開催しているところは34カ所、月2回開催は1カ所、月4回開催は7カ所で合計42カ所となっております。

次に、居場所への支援についてであります。

月の開催回数に応じて運営費を補助しております。補助の内容は、サービスの利用調整等を行う人件費、報償費、会議費、保険料、消耗品費、印刷製本費、郵送料、会場使用料などとなっております。

補助基準額は、月1回開催は年額3万円を限度に3年間とし、月2回以上4回未満の場合は、年額10万8千円、月4回以上の場合は21万6千円となっております。

また、運営する介護予防サポートリーダーを対象に、月1回の学習会を開催し、スキルアップに努めていただくとともに、情報交換の場としておりますが、本年度は高齢者通いの場運営団体交流事業やリハビリテーションの専門職の派遣などを実施するなど、運営や体制づくりを支援しております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

来年度の予算編成方針に伴う最重点施策と財政課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、上下水道事業特別会計の市債残高の今後の返済計画についてであります。

8町村合併後の平成18年度末の上下水道事業の起債は、合計で約474億9,200万円でありましたが、昨年度までに約93億6,400万円を償還し、徐々にではありますが、未償還金残高は年々減少してきております。

ライフラインである上下水道事業については、施設の更新や老朽化対策に関わる整備費に多額な費用が必要とされ、起債の発行による借入を財源としているのが現状であります。

このことから、今後も施設整備や更新にかかる中長期整備計画により重要度や優先度を考慮し、さらに、アセットマネジメントを導入し事業費の平準化を図り、毎年の起債発行額の抑制に努めるとともに、今後も引き続き、返済計画に基づき、起債を償還することにより、起債残高を削減していきたいと考えております。

次に、上下水道事業特別会計への基準外繰出を少なくすることについてであります。

基準外繰出を少なくするには、上下水道事業の合理化と効率化を一層推進するとともに、さらに事業経営上、できる限りコスト削減などを図り、経費の縮減に努めることが最も重要と考えております。

本年度は、上下水道料金徴収業務の民間委託による収納率の向上や上下水道事業の組織再編による人件費等の経費削減を見込んでいるところであります。

今後も徹底した経営の効率化・健全化を図ることが重要であります。それでも基準外繰出を少なくできない場合につきましては、使用者負担としての料金改定の必要があるものと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

各行政区での個人商店（小売店）の実態についてであります。

平成26年度に、北杜市商工会に委託して実施した北杜市商業実態調査によると、平成23年で小売業は491事業所で減少傾向にあり、最新の調査では444事業所とさらに減少しております。

また、食料品等の生活必需品の店舗選択基準では、自宅からの近さを重視する傾向があり、身近な小売店が重宝されていることが分かりますが、市内に4店舗展開していたスーパーが営業を停止し自己破産申請したことが新聞報道されたことから、県やハローワークと情報交換し、情報分析を行うとともに、北杜市商工会と情報共有したところでありますが、小売業を取り巻く状況の厳しさを改めて痛感いたしました。

このような状況の中、緊急時の生活必需品の確保については、平成20年7月に株式会社くろがねやをはじめとする4社の量販店と協定を締結したほか、近隣自治体や友好姉妹都市などと15件の災害時における協定を締結し、緊急時の生活必需品確保等に努めております。

また、市では、市内9カ所に災害時備蓄倉庫を設け、食料品等を備蓄して平常時から災害に備える体制を整えておりますが、地域に密着した小売店は、緊急時には地域住民の支えとなることから、北杜市商工会とも連携し、小売事業者の支援を引き続き行ってまいります。

次に、歴史ある農業用水路の崩壊危険箇所の改修と地元負担金対策についてであります。

地域農業の生命線である農業用水路は、昔から慣行水利権等の権利により、地域で守られてきたものであり、市内には数多くの水路が存在します。

このような状況の中、大規模な改良や修繕の工事の実施には、地区要望により現地調査を行い、国の農業基盤整備促進事業や県の特産農産物生産支援整備事業等の補助事業を活用し、受益者からは1割のご負担をいただき、実施しているところであります。

工事負担金については、負担の公平・公正の観点からご負担いただいているものであり、現時点での見直しは考えておりませんが、中山間地域等直接支払制度においては、工事負担金への活用が対象となることから、地域の負担軽減を図るため、有効的にご活用いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

2項目めの市職員の職場環境改善について、再質問をさせていただきます。

②の項でございますが、職員が働きやすい職場環境を整備するための取り組みについてでございますが、常に職員が伸び伸びと気持ちよく仕事ができる職場環境づくりは事務の効率化や、また住民サービス向上につながります。職員の元気な姿があれば、よい仕事もできるということになっていくわけでありまして、それには職場環境の改善に向けて常に定期的に職員組合や

職場単位での話し合いの場を設けるなどが必要であると思います。また、そのようなことをしながら職員のモチベーションを上げるために、職場ごとにアンケート調査を実施する等の考えはあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

働きやすい職場環境を整備するための職場アンケート等を実施する予定はあるかというような質問だと思います。

現在、市のほうでは職場環境の改善をするために職員安全衛生委員会等で会議を開催しております。より快適な職場環境を整備して職員の安全と健康を守っていくためにも、職員安全衛生委員会等を活用しながら進めてまいりたいと思います。職場アンケートにつきましては、その中で、また検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

ありがとうございました。それでは3項目めの再質問でございますが、各地区の個人商店、これはすでにご案内のように市内の商店街でもシャッターが開かない店舗が、まだ増え続けておるとというのが実態であると思います。

先ほどもご答弁にありましたが、その中で12月6日、市内に4カ所ある、そして古くから地域に貢献してきた、また住民に親しまれてきたスーパーやまが突然倒産をし、廃業しました。利用していた市民、特に店舗の近くにいた高齢者には、身近なスーパーがなくなったことに対して大きなショックを受けたと思っております。まさに地域から個人商店のみならず、スーパーまでがなくなってしまうという緊急事態に、市として今後どのように対処していくのか。この緊急事態は災害が起きた、大雪が降ったという緊急事態ではなくて日常の中の緊急事態、継続していく緊急事態と捉えていただいて、先ほども商工会とうんぬんというお答えもいただきましたけれども、重ねてこのことに関して、今後、北杜市としてどんな対応、対処をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

坂本議員の再質問にお答えいたします。

まず1つは雇用の問題、それから地域への店舗の問題とあると思います。雇用の対策につきましては、今現在、甲府市、韮崎市のハローワークのほうで雇用保険の手続きだとか、今後の再就職などをやっております、昨日から3日間、韮崎市のハローワークでそれを行っております。

一方、今度はなくなった商店をどうするかというふうな問題だと思います。市でも商工会と

早速、その報道がなされた次の日に打ち合わせをしまりました。現時点では、店舗の活用策については、破産手続きの申請がなされた段階でありますので、財産処分など裁判所の判断を待たなければならない問題がありますので、このへんについては、ともに情報収集していきたいと思っております。

それから、そうはいつてもこの店舗に新しくどこかの店舗が入るといふような段階までには時間がかかると思います。そんなことから、市では移動販売ですとか、宅配ですとか、そういったものを緊急的に対応できないだろうかということで、今、情報収集をするとともに県のほうでも補助制度がありますので、このへんも活用していこうということで今現在動いております。以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

それでは4項目めにつきまして、再質問をさせていただきます。

高齢者の居場所づくりのことでございますが、先ほどご答弁をいただきました高齢者の居場所については、いくつかの場所等々、また支援策があるということ伺ったわけではありますが、北杜市社会福祉協議会においても、ふれあいいきいきサロンを開催しております。これはうちの地区でもやっていることでございます。その他、自主的なグループによる居場所づくりなどもあるようですが、市ではその状況と内容を把握しているでしょうか。また、それらについてのすみ分け、どのような見方でそのすみ分けをしておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の居場所につきまして、社会福祉協議会や自主的なグループが行っている事業の内容と市の事業とのすみ分けについてという、ご質問であります。

市の補助金を利用しました高齢者通いの場につきましては42カ所ありますが、そのほか社会福祉協議会の補助金を利用しました、ふれあいいきいきサロンが市内には94カ所ほどございまして、地域の仲間づくりですとか生きがいづくり、また出会いの場づくり、健康づくりなどを目的として行われております。また、自主的なグループで活動を行っている団体が30団体ほどあり、補助金の枠にとらわれない自由な内容で、さまざまな活動を行っているというふうに伺っております。

これらの活動につきましては、直接、介護予防を目的とするものではなく、年齢も高齢者だけを対象にしたものではないと伺っておりますが、地域の中で高齢者が楽しく過ごせる場所が数多くあるということが大変重要なことでございまして、豊かな地域づくりや介護予防にもつながると考えておりますので、これらの活動につきましても多くの高齢者の方にご参加いただき、活発に活動が展開されるよう期待しているところであります。

市といたしましても、高齢者の居場所づくりには一層力を入れてまいりますとともにできる

限り支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

それでは、5項目めの歴史ある農業用水路の崩落危険箇所の改修と地元負担対策について再質問をいたします。

この水路、遠照寺水路でございますが、以前、概算で工事費等を出したことがございます。これはトンネルの350メートルの部分でございますが、このとき約3億円程度はかかるのかなというふうな試算がされました。先ほどの答弁で、国や県の補助をいただきながら、そのことの改修に向かっていくということでございますが、1割負担が地元負担というふうなお答えでございました。そのほか中山間、保全会ですか、このようなものを利用してやったらいかかということでございますが、この3億円の1割というと約3千万円と。穴平地区という小さな集落でございますから、とてもこのような大きな負担をすることは、そして今、高齢化が進み、なかなか生産力も衰えているというような現況の中では、そのことに踏み出すというようなことが大変難しい状況にあるということでございます。そのへんでやはり、市としても国や県に働きかけながら、できるだけこの負担が少なくなるような指導、支援をお願いできないか、重ねてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

坂本議員の再質問にお答えいたします。

負担金の問題だと思います。たしかに事業費が大きな金額になりますので、負担金もそれに伴って大きくなるということです。

あそこ、現場を見てまいりました。実際に、あそこは県道の下が非常に法面が崩落しやすい場所、その中をトンネルでもって水路が通っているという状況だと思います。そうしますと、この水路を開渠、改修するとなりますと、その法面も一緒に工事していかなければ、これは厳しいのではないかとというふうな判断もされます。

そこで市のほうとしましては、ざっくりと見積もっても4億5千万円ぐらいはかかるのではないかとというふうな試算も出ております。そういった中で、県道にも関するところでありますので、県とも協議しながら、その法面の工事について、コンクリートなり何らかの方法で補強できないか、それに伴って水路というふうなセットのことも考えられますので、今後このへんについては、県とも協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○17番議員（坂本静君）

ありがとうございました。ただいまの質問に対して再々質問でございますが、これを望むわけではありませんけれども、今日の控室の机の上に台風被害の状況の一覧表が載ってございました。例えばこの水路について、大地震等で大きな崩落が起き改修不能というふうな形になった場合は、これは参考的に教えてください。この費用についてはどの程度、例えば災害であれば全額ということもあるわけですが、そのへんを参考にお聞きをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

坂本議員の再々質問にお答えいたします。

たしかにあそこを見ますと、大きな石が今にも落ちそうな部分があります。そんなことで、もし地震だとか、その他の災害等があれば、これはもちろん市のほうとしましては災害の事業として査定に出して、災害対策としてやっていくということで考えております。その場合にも県道のこともありますので、当然、県との協議も必要になってまいります。災害であれば全額災害対応というふうな部分もありますが、ただ水路の部分で、全部災害で取れるかというものでもないと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○17番議員（坂本静君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

これで、坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○14番議員（相吉正一君）

それでは、関連質問をさせていただきます。

3項目、来年度の予算編成方針に伴う最重点施策と財政課題についてと職員の職場環境の現状と改善に向けて、3点目として行政区での個人商店の実態について、3項目を質問させていただきます。

1点目は、合併特例債については平成33年度以降、なくなって厳しくなるということでしたが、先般、14日の新聞で5年延長できるというような情報もありましたけども、それはそれとして重点課題として、本庁舎の建設についてですが、よく庁内で議論して、例えば有識者の検討委員会を立ち上げるなど準備を進める時期にきていると私は考えますが、そのへんについての見解を伺います。

前に本庁舎の建設については凍結というような、ちょっとそういう発言もあったと思いますが、一定の方向を示すべき時期にあると思いますので見解について伺います。

もう1点、上下水道事業特別会計については、平成28年度末現在の起債残高は381億円。

先ほど答弁にもありましたように93億円返済しましたが、まだ多額な額が残っています。これから人口が減ったり、使用料が減ったり、繰上償還も平成33年度以降は厳しくなると思います。そうした意味で、先ほどありましたように公営企業化を進めるということですが、例えば北杜市の豊富な水資源を活用して、企業会計になったらそういうのを水資源の企業に売るとか、そういう取り組みを検討してほしいと思っています。

2点目について、職場環境の現状と改善について。先ほど答弁の中で休職者が12月1日現在4人、傷病が2人ということでしたけども、メンタル面で、例えば仕事で悩んでいるとか、そういう職場関係、人間関係で悩んでいるとか4人の中にいるのかどうか。

そして先ほどイクボス宣言を今年1月に宣言して、例えば職員の働きやすい環境づくりだと思えますけども、そのへんで効果があったのかどうか。職員が今、合併以来、専門職化して大変、私は悩んでいると思います。過去の町村時代はみんなで仕事をした、そういう意味でぜひ職員組合とよく話し合っ、職場環境の改善に向けて努力をしていただきたいと思っています。

そしてもう1点、先ほどスーパーやまとの倒産ということで4カ所、武川町、小淵沢町、須玉町、長坂町とやはりすごい影響があります。今回の質問は小売店が集落からなくなるという、すごく危惧していましたが、身近なスーパーがなくなった、高齢者の買い物難民が増えています。先ほども移動スーパーを検討するというようなことがありましたけども、やはり商工会と連携して、ぜひそういう出店者を見つけるような、そういうことを行政としても考えていただきたいと思っています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

相吉議員からいただきました1点目のご質問、本庁舎の件については準備を進める時期にきているのではないかとのご指摘について、お答えをさせていただきます。

これにつきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、本庁舎や各総合支所などの件については、公共施設等総合管理計画の個別計画を策定する中で検討することとなるということをお答えさせていただいたんですが、その趣旨といたしましては、もちろんまずご案内のとおり行財政改革大綱に基づいて、公共施設等総合管理計画を進めていくというふうにしております。そうした中で支所と、それから本庁の機能ですね、どうした機能がふさわしいのかという議論、これは当然、進めていくべきものと考えており、順次、個別計画の策定を進めていくという考えでおります。

そうした中で、本庁舎の件につきましては、先ほどご指摘にもありましたとおり、かつて、今もそうですけども、防災拠点としての公共施設の役割、これを大変、重要視、全国的にもされている中で、本庁舎については暫定施設として耐震補強をしたばかりということがございます。こうした点を踏まえながら、作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

まず最初に、休職等をしている職員のうちメンタル面で休職をしている人数ということかと思えます。

まず休職者4名ですが、その中で精神的な、メンタル面という方は3名。それから傷病休暇の中に1名という状況でございます。

2つ目の質問でございますが、イクボス宣言の成果等でございますけれども、一例でございますけれども、本市では長時間労働の是正をはじめとする働き方として夕活というのを実施しております。午前8時半から午後5時15分までの勤務でございますけれども、1時間早く来て1時間早く帰るといような制度でございます。これによりまして、本年度は6月12日から8月末まで実施いたしまして、141人が制度を利用いたしました。昨年度よりも7人の増加となっております。

このようにさまざまな制度を活用して効率的に仕事をして、仕事と私生活の調和を図る意識が、徐々にありますけれども職員に芽生えてきたのが成果ではないかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

次に、丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

スーパーやまがなくなってしまうと、地域の高齢者等、非常に困っております。そんなことで、市でも商工会と協議しまして小売店等が出店できないかどうか、それから今後は量販店にも出向きまして出店する意向がないかどうか、そんなふうなところをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

上下水道事業の関係で起債残高が多いということで、今後、公営企業法の適用に向けて多角的な経営等も考えていくべきではないかといった質問であります。

たしかに県内の水道事業を扱っております市、町においても水道水を飲料水というような形でパッケージにして販売している自治体もあります。ただ、実態を見ますとなかなか費用対効果の面で、そこから利益があがっているかといったところは難しい現状もありますので、今後こういった事例も参考にしながら、公営企業法の適用に向けて多角的な、この水の販売だけではなくて、いろいろな方法については検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

関連質問の再々質問ということで、やはり職員が元気でないといいまちづくりはできないと思います。ぜひ職員の職場環境の充実、改善に向けては職員組合とよく話して、職員組合の意見も反映できるようにお願いしたい。

もう1点は、先ほどのスーパーやまとの関連ですが、地域から、例えば武川町においてはガソリンスタンドがなくなっている。生活必需品さえも供給できないような状態。これからも続くと思います。ぜひ、それは商工会と市が連携して、それはなんとか事前にできるような形でこれからも市が関わっていただきたいと思いますが、そのへんについてもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

職員組合との話し合いを進めてほしいということですが、職員組合との話し合いにつきましては、要望書の提出とかご意見等につきましては毎年聞くようにしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

今現在もそうですけれども、就労の関係だとか、商店の関係だとか、商工会とは頻りに今現在行き来しております。そして情報交換も行っております。店舗の問題についても、私たち市としてできることについては、先ほども言いましたけれども、量販店等に出向いていって出店がないかとか、そういったことを呼びかけていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、10番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表しまして、代表質問を4項目させていただきます。

まず、来年度予算方針と財源の確保等についてであります。

市民一人ひとりが輝く誰もが暮らしやすい「愛でつながる北杜市」を目指して船出した渡辺市政は、多くの課題を乗り越えながら「お宝いっぱい健幸北杜」を提唱して、2年目を迎えようとしております。その手腕に期待するところであります。

さて合併から14年目、第4四半期を控え、渡辺市長としては初めての一からつくり上げる予算編成期を迎えておりますが、来年度の市政運営と予算方針、財源の確保などについてどのように考えておられるか、以下伺います。

まず1点目として、市長が目指す「お宝いっぱい健幸北杜」とはどのような構想ですか、伺います。

2番目として、来年度の予算編成方針と主な施策について伺います。

3番目として、本市の財源のうち合併特例債は有効な財源として合併以来、活用をしております。これも平成32年度で終了することになってございます。これらを鑑み、平成33年度以降の財源の確保についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

続きまして、第2の項目であります。県の新たなごみ処理広域化計画への取り組みについてお伺いをいたします。

北杜市のごみ処理におきましては、北杜市・韮崎市・甲斐市で構成する峡北広域行政事務組合・峡北広域環境衛生センター、エコパークたつおかで処理をしております。この組合は地元との使用期限を目前として、引き続き隣接地に平成34年の完成を目標に新施設を計画し、地元との交渉を重ねてきた中で、県は、県下を3ブロックとした新たな広域化計画を示し、峡北、中巨摩、峡南地域の11市町を対象としたAブロックのごみ処理広域化計画を提案しました。先般、関係市町の合意を得られたことから組合は、広域化により地元との課題が解消できるとして計画を変更し、地元と広域化計画を前提で、現施設の使用期限の延長などを交渉し合意がされた状況であります。これらの状況を踏まえて北杜市としての広域化に対する取り組みについて以下お伺いをいたします。

1番として、県で示すごみ処理広域化計画の内容について。

2番として、広域化に向けた推進体制はどのようになされるのか、お伺いします。

また3番として、ごみ処理広域化によりもたらされるメリットについて伺います。

4番として、新ごみ処理施設の建設場所と、またその稼働の目標についてお伺いをいたします。

3項目めです。地域おこし協力隊を活用した地域力の維持・強化について、お伺いをいたします。

本市では、高齢化と人口減少が進む中で、地域力の維持・強化を図るためには、新たな担い手となる人材の確保が重要な課題となっております。

特に、主産業である農業や豊かな自然環境を生かした観光面においては、後継者の育成を図るとともに、新たな担い手として市外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることも重要であり、現在取り組んでいる「地域おこし協力隊制度」は有効的な取り組みであると考えられます。

この「地域おこし協力隊制度」は、総務省の制度を活用して進められているところではありますが、協力隊員の中には、北杜市での思い描いた生活と実際に活動を通じた生活とのギャップにより、活動期間途中で辞めてしまう隊員もいると聞いております。

このような状況の中で、この制度を効果的に活用し、地域力の維持・強化を図るべきと考え、以下伺います。

1つ、全国、県内での活用状況との比較を含め、これまでの本市の取り組み状況について伺います。

2番として、隊員活動を終えた隊員の、本市での定住・定着の状況はいかがでしょうか。

3番として、定住・定着に結び付かなかった理由をどう考えられるか、お伺いします。

4番として、本市での中途解職の人数とそれらの理由について、お答えいただきたいと思えます。

5番として、定住・定着を促進し、また中途解職を防止する対策を何か考えておられるでしょうか。

6番目として、今後の新たな展開を考えていらっしゃるか、お伺いをいたします。

次に4項目めでございます。これは教育長にお伺いしますが、不登校児童生徒への適応指導教育の対応についてであります。

県教育委員会では、県事業の外部評価の指摘を受け、20年にわたって県内の不登校児童生徒を支援してきた県総合教育センターの適応指導教室「こすもす教室」を2018年度末の葦崎教室から全3カ所、この3カ所は葦崎教室・都留教室・石和教室でございますが、順次閉鎖されることが決まり、開設以来、約1,600人が在籍して子どもの抛りどころになってきたところではありますが、今後は、市町村設置の適応指導教室が役割を担うこととなるとしております。本市としての今後の対応について以下伺います。

1つ目として、本市の不登校の状況についてお伺いします。

2番目として、葦崎の「こすもす教室」の利用状況はどのようですか、お伺いします。

3番目として、県の方針に対する本市の対応について、お伺いをいたします。

4番目として、他市町村との連携について、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

以上4項目にわたって質問をいたします。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

来年度予算方針と財源の確保等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「お宝いっぱい 健幸北杜」についてであります。

私は、子どもからお年寄りまでが元気に活動することができ、安心して子どもを産み、健やかに育てられる、そして安心して元気に学び、一生健康で暮らし、楽しく活躍のできるまちを目指しております。

本市は、山紫水明の地といえる自然環境に恵まれており、豊かな四季の移り変わりが好循環を生み、恵みをもたらします。

豊富な水、きれいな空気、そこから得られるおいしいお米、おいしいお酒、安全・安心な野

菜や果物、さらには、一流の文化人や豊富な人材など、いわゆるお宝がたくさんあります。これは、北杜市に住む当たり前の生活の中で、まるで空気のように体感でき、そのことで心も体も健康になり、健康であるから幸せな生活が送れることにつながると考えております。

併せて、市民が健やかで幸せであり続けるためには、人と人とのつながり、人と自然とのつながり、人と食とのつながりを大切にしながら、施策を推進する必要があると考えております。

さらに、「自分たちのまちをよりよくするため、自分たちでできることは自分たちで行う。」という郷土愛、北杜愛に満ちた、自主的でかけがえのないまちづくりを、市民の皆さまと一緒に、「幸せ」と誰もが思える市を目指して取り組んでまいります。

私は、本市に関わるすべての方々を目指すべき姿を共有したいと考えております。来月の市政報告会において、「お宝いっぱい 健幸北杜」宣言ができるよう進めているところであります。

次に、合併特例債の発行期限後の平成33年度以降の財源確保についてであります。

合併特例債は、元利償還金の7割が後年度に交付税措置され、起債の対象範囲が広く、充当率も高い、有利な起債であり、発行期限後には財源確保の点で多大な影響が見込まれます。

したがって、交付税の特例措置も含めた合併に伴う財政的なメリットを受けられる期間内に、平成33年度以降の財源の確保に向けた十分な準備を行う一方、合併特例債については近い将来に大規模改修が必要となる主要施設への活用を優先するなど、特例期間中のメリットを最大限に活用できるよう工夫を行い、将来にわたり持続可能な財政運営につなげる必要があると考えております。

併せて、私は8月に、趣旨に賛同する全国156団体の首長の一人として合併特例債の再延長を求める首長会に加わり、国や国会議員へ要望書を提出するなど、合併特例債の発行期限の延長に向けた取り組みについても力を入れてまいりました。

こうした要望活動などを背景とし、先般、自由民主党内に合併特例債の再延長を求める国会議員の会が結成され、年明けの通常国会での議員立法による改正法案の提出を目指した活動が始まったところであります。その動向を注視し、市としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

不登校児童生徒への適応指導教育の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の不登校の状況についてであります。

不登校児童・生徒とは、文部科学省では「何らかの理由で心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由、その他の理由によるものを除いたもの」と定義しており、本市においては、昨年度は小学生15名、中学生21名、本年度は11月末現在で小学生11名、中学生23名が不登校の状況であります。

次に、葦崎こすもす教室の利用状況についてであります。

県の適応指導教室である葦崎こすもす教室は、定員30名で運営されており、昨年度の利用者は19名で、そのうち北杜市からは7名が利用したところであります。

なお、本市以外では、韮崎市、南アルプス市、甲斐市からの児童生徒が利用しております。次に、県の方針に対する本市の対応についてであります。

県の適応指導教室は、平成24年に県が実施いたしました行政評価において、要改善の勧告を受けたことから、韮崎、石和、都留の県内3カ所にある施設を順次廃止する方針が示されたものであります。そのうち韮崎こすもす教室にあっては、来年度末で廃止することとされております。

適応指導教室は本来、学校設置者である市町村が設置することとされていることから、本市においても、不登校となった児童生徒の拠りどころとして、また、学校への復帰へ向けた支援場所として、その整備は必要であると考えております。

このことから、本市では県の適応指導教室に代わる新たな施設を、平成31年4月の開設へ向けて、使用施設の選定や体制の整備など検討を進めているところであります。

次に、他市町村との連携についてであります。

韮崎こすもす教室への利用状況を見ると、本市も含め、複数の市町村から不登校児童生徒が利用しております。

施設を利用する児童生徒の中には、知人等のいない自宅から離れた場所へ通うことで、心理的な安定を求めるケースもあると伺っています。

このことから、各市町村が設置する施設へ、市町村間を越えて利用できる連携とルールづくりが必要であることから、県の協力も得ながら、不登校の状況になる児童生徒に対しまして、よりよい支援が図れるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

来年度予算方針と財源の確保等における、来年度の予算編成方針と主な施策についてであります。

来年度予算編成に向けては、4年目を迎える交付税の段階的縮減による歳入の大幅な減少が見込まれる厳しい財政環境にはあるものの、「お宝いっぱい健幸北杜」を基礎とし、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つを柱とした施策を展開して市民の期待に応えていくとともに、本市の重要課題に的確に対応していく必要があります。

このため、徹底した事業の見直しを行った上で、第4次アクションプランの数値目標に基づくシーリングを設定するなど、歳出の抑制に努める一方、子育てと福祉など5つの柱による施策として、いずみ保育園や高根東放課後児童クラブの建設、観光振興のためのトイレ改修、農業基盤の整備、小学校施設の計画的な改修・修繕、公営アカデミーの推進などに重点的に取り組むとともに、引き続き、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく少子化対策、定住促進に関する施策について、積極的に計上することとしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

県の新たなごみ処理広域化計画への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県が示すごみ処理広域化計画の内容についてであります。

国は、有毒なダイオキシン類の発生を抑制するため、都道府県に対しごみ処理広域化計画を策定するよう指示いたしました。

これを受け、県は山梨県ごみ処理広域化計画を策定し、県内を3ブロックに分け、将来的には各ブロックにおいて焼却施設を1施設に集約することを目指し推進しております。

本年7月の県からの説明を受け、本市では峡北広域行政事務組合を構成している韮崎市および甲斐市と協議検討を行い、ごみ処理広域化について推進していくことといたしました。

次に、広域化に向けた推進体制についてであります。

本年10月6日に11市町、ならびに3組合が峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書の調印を行い、今後のごみ処理広域化に関し、相互に協力して推進を図ることを合意し、現在、今後の推進体制について協議検討を行っております。

来年4月には、新しい一部事務組合を設立するための準備会的機能を担う、(仮称) 峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会を中巨摩地区広域事務組合内に設立し、推進を図ることとしております。

また、一部事務組合の設立については、平成31年4月を予定しており、新ごみ処理場の稼働を目指し本格的に協議検討していく予定であります。

次に、ごみ処理広域化によりもたらされるメリットについてであります。

ごみ処理広域化は、ごみの焼却により発生するダイオキシン類の抑制に寄与するものであり、生活環境の改善が図られます。

また、現在、峡北・中巨摩・峡南地域において、稼働しているごみ処理施設は3施設あり、それぞれの施設が近い将来、新施設の用地選定から施設建設まで検討していかなければならない状況となります。

しかし、このごみ処理広域化を進めることにより、各々が用地選定などを行う必要がなくなり、スケールメリットを生かした公共コストの削減等が期待できるものと考えております。

次に、新ごみ処理施設の建設場所と稼働目標についてであります。

新ごみ処理施設の建設場所については、今後(仮称) 峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化事務組合を設立し、建設場所や運営などについて協議検討していくこととなります。

また、稼働目標につきましては、現在稼働している3施設のうちで、ごみ処理施設の使用期限が一番長い中巨摩広域に統一したことから、平成43年4月1日を目標としております。

以上となります。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊を活用した地域力の維持・強化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、取り組み状況についてであります。

地域おこし協力隊は、平成21年度に総務省の制度としてスタートし、全国ではこれまでに2,230人が任期を満了し、昨年度も11府県と875市町村で3,978人の隊員が活動を行っており、年々増加傾向にあります。

山梨県においても、これまでに任期満了が136人、昨年度も84人が活動を行っている状況であります。

本市の地域おこし協力隊については、農業関係が平成21年度から受け入れを行い、これまでに任期満了が16名、現在も10名が活動を行っており、観光関係では平成26年度から受け入れを行い、任期満了が4名、現在3名が活動を行っているところであり、県内では突出した状況にあります。

本市の隊員の活動内容については、新たな地域の担い手として地域活動等の行事へ積極的に参加し、地域への定住、定着に取り組むとともに、農業では稲作や野菜の栽培の研修のほか、販売促進、都市交流などの技術習得を行っており、観光においては、観光協会への支援、八ヶ岳観光圏や南アルプスユネスコエコパーク、観光振興プロジェクトの推進業務を中心に活動を行っているところであります。

次に、隊員の定住・定着の状況についてであります。

全国の定住率が62.6%、山梨県が66.9%である中、本市においてはこれまで農業が34名中15名、観光が7名中4名、合わせて19名が定住している状況にあり、定住率は46.3%であります。

定着の状況については、農業関係においては14名が市内で就農しており、観光関係においては1名が八ヶ岳ツーリズムマネジメントに就職している状況にあります。

次に、定住・定着に結びつかなかった理由についてであります。

隊員については、活動中、市内への定住、就業を考え、活動を行ってまいりますが、市内で自分のスキルに合った職とマッチングができなかったケース、研修後の栽培を予定する作物に適した農地が確保できないケース、家庭の諸事情などにより、他市町村への転出、他の職業に就く隊員がいる状況にあります。

次に、中途解職についてであります。

中途解職については、これまで農業関係が18名、観光関係が3名であります。中途解職の理由としては、活動中の体調不良や本人の都合により辞められる隊員もおりますが、活動に対する思い込みや指導方針、活動内容の認識の違いにより、市や支援機関が求める活動に対応できない、理解できないことから辞められる隊員もいる状況にあります。

次に、定住・定着の促進、中途解職の防止の対策についてであります。

隊員の受け入れには、年間1人当たり400万円の費用が必要となり、国の制度を活用することで特別交付税措置がされますが、活動1年未満の中途解職については対象とならないことから、全額、自治体の負担となります。

人口減少や高齢化により地域の後継者が不足する本市において、地域外の人材を新たな担い手として受け入れる地域おこし協力隊は、後継者の確保、地域の活性化の面から魅力的な制度ではありますが、中途解職、定住、定着率の低迷は大きな課題でありました。

このような状況の中、観光関係の隊員については、市が直接雇用していることから、隊員が毎月一堂に会し、活動状況や企画している事業などについて話す機会を設けるとともに、活動

や生活上での悩みについては随時相談できる体制を整え、対応を行っておりますが、農業関係の隊員については、市で委嘱を行い、支援機関が研修生として受け入れをお願いしているところであり、活動開始後、支援機関との考えに相違が生じ、中途解職が増加傾向にあることから、市の関わりを強化するため、要綱の改正を行ったところであります。

その内容は、隊員の選定・継続時、活動中、市が支援機関、隊員からヒアリングを実施し、支援内容を明確にするとともに、中途解職が頻繁に行われる支援機関については、育成改善計画の提出を求めるなど、市の指導体制を整えることとしたところであります。

また、隊員や支援機関の交流会、意見交換会の実施、隊員の交流の場の設置、他支援機関の実習体験、相談窓口の設置など、隊員の精神面のサポート体制の強化も図ったところであります。

一方で、定住、就農への体制の強化を図るため、活動終了6カ月前には、農地の確保、農業用機械の購入、居住地などを隊員と相談し、活動終了後の就農計画書を策定することとしたところであります。

次に、新たな展開についてであります。

農業および観光関係の地域おこし協力隊に関しては、中途解職の防止に努め、新たな地域の後継者の確保のため、一層の定住・定着の促進を図ってまいりますが、本市では、林業従事者の高齢化により担い手が減少する中、管理放棄林が増加し、林業に被害を及ぼす有害鳥獣駆除等の課題を抱えることから、林業の新たな担い手の育成を図るため、新たに林業地域おこし協力隊を受け入れることとしたところであります。これにより、本市の林業が活性化するように推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

再質問をさせてください。

まずはじめに、来年度予算方針と財源の確保等についてであります。財源の確保について再質問をさせていただきたいと思っております。

合併特例債につきましては、先ほど答弁がありましたけれども、市長が全国156の市長の一人として国に期間の延長を要望したという状況であります。具体的にどのような要望を行ったのか、そのへんにつきまして伺いをいたします。

また2番目として、その要望が認められ延長がされた場合、本市への影響については、どのようなものが考えられるのか、その2点につきましてよろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

福井俊克議員からご指摘いただきました2点につきまして、お答えをさせていただきます。

まず1点目は、合併特例債の延長についての要望の具体的内容という点でございます。

これにつきましては、本市の渡辺市長が参加しております合併特例債の再延長を求める首長会は、8月には総務大臣、それから総務副大臣に対し、そしてまたこの12月には各参加団体の地元国会議員に対して要望書を提出したところであります。

そしてその要望書の内容につきましては、まず合併による複雑な住民感情が存在する中で住民との合意形成が難しい。そうしたところで時間がかかっている事案も発生しているということ。それから2点目といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴います建設需要の増大によりまして、現在、建設物価の高騰、労務単価の高騰、それから建設作業員の確保の困難さなどが発生しておりまして、不調なども起きており、現行期間内での終了が困難であること。そしてまた、合併市町村においては、そうした公共事業の集中によりまして、それ以降の対応につきましても建設需要が急激に減少するということから、できる限り公共事業の平準化を図る必要があるという点をもちまして、合併特例債を5年間、延長することを要望しているものであります。

それから、2点目でございます。仮に5年間の延長がなされた場合の本市への影響についてでございます。

合併特例債が5年間延長されましたら、もちろん、例えば公共施設等総合管理計画、こうしたものの推進にあたりまして、統廃合ですとか改修、そうした議論が必要なもの、そして早期に対応が難しいということについての活用の可能性が広がるといったメリットはございます。

ただ一方で、仮に適用期間が延長されましても、残り52億円というふうになっております合併特例債の発行上限には変更はございません。ですので、今後の財政運営においては、交付税措置がないとか少ないといった起債を使わざるを得ないという状況には変わりございません。そしてまた、平成35年度から大幅に悪化する財政状況にも変化はないものと考えておりますので、延長のあるなしにかかわらず、引き続き行財政改革大綱アクションプラン、これを進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

ありがとうございました。理解をいたしました。

次に、地域おこし協力隊を活用した地域力の維持・強化について、再質問をさせていただきます。

まず中途解職の人数が農業、観光を合わせて21人と大変多い状況であります。その理由につきましては、先ほどご答弁いただきましたが隊員の、最初の選考が最も重要だと私は考えます。現在、選考についてはどのように行っているのか。また選考方法に問題はないのか。また今後の改善等もあるのか。このへんにつきまして、伺いたいと思います。

また2点目ですが、農業関係においては隊員の支援を主に支援機関が行うこととなります。その支援内容が最も重要と考えますが、支援機関の選定方法、これらにつきまして、また支援機関の方法、または支援機関の問題点等があれば、伺いをしたいと思います。また、それらがあれば今後の改善点等についても伺いたい、このように思います。

最後に新たに林政関係に取り組むようでございますが、受け入れの規模、あるいは受け入れ

先、活動内容等を具体的にどのように考えているのか。また活動終了後の定住、定着をどのように考えているのか、最後に伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

福井議員の再質問にお答えいたします。

3点いただきまして、最初が隊員の選考の関係だと思います。

観光につきましては、市のほうで直接面接をして雇用するという雇用形態をとっておりますが、農業に関しましては支援機関が面接をして、そして選考し、そして市が履歴書を確認して要件が合致すれば委嘱を行っているというふうな状況にあります。

そんなことから支援機関にまかせっきりということでもありませんが、そういったところが要因で中途解職につながっているのではないかという課題があります。そこで今回、要綱を改正しまして、隊員個々の支援内容を明記した支援計画書を支援機関が作成して、それを提出してもらいます。これに基づき市が支援機関、それから隊員、それぞれを呼びましてヒアリングを行って指導方針や目指す農業形態、隊員の意欲などを確認して、そして委嘱するというふうに、双方を確認しようというふうに改正したものです。

この取り組みによりまして、活動内容の認識の相違や思い込みがないような状況にしていこうというふうに考えております。

2つ目の質問が、支援機関の選定の方法ということであります。

現在、支援機関、農業に関してですけれども、14の支援機関が選定されております。この支援機関は支援計画書というものを提出しますので、それに基づいて市が選定をしております。

ただ、この支援機関の中には労働力の補充として隊員を受け入れるというふうな機関も見受けられるということ。それから多忙な時期においては、隊員の活動だとか生活上の相談、面倒をみられないということがあります。そんなことから中途解職につながっているのではないだろうかというふうなこと。そこで今回、行った改正では隊員同士の交流会ですとか意見交換会の実施、隊員同士の交流の場の設置、市に相談窓口を設けて、そこでも相談を受けるということ。こんなことで、隊員の支援体制を強化するとともに支援機関もバックアップしていこうというふうに考えております。

もう1つ、林業地域おこし協力隊です。

林業地域おこし協力隊の要綱は、今回、改正しました農業の要綱、これに基づきまして作成いたしました。よって、支援機関で隊員を研修・育成していくという方式を採用しております。

林業のほうですけれども、1つは大きくは林業関係、もう1つはジビエを中心とした有害鳥獣駆除も含めての、そういった支援機関というふうに考えております。

支援機関は森林組合ですとか、森林経営計画の認定を受けている林業事業者、それから鳥獣害における加工処理施設などを考えておりまして、今現在、市のホームページで募集をかけております。

隊員受け入れについては、初年度でもあることから2名を計画し、受け入れ期間は1年、最大3年という、これはどこも同じですけれどもそういう体制。

それから活動内容については、林業事業者の場合にあっては林業技術や機械操作の習得。加

工販売などの研修。ジビエの加工施設にあっては、個体の処理や加工技術。それから鳥獣害防除技術の習得。例えば猟銃の資格を取るだとか、そういったことも含めて考えております。

隊員終了後は習得した技術をもって林業関係、またはあるいはジビエ関係というところに就業して担い手となっていただきたいというふうに期待しているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○10番議員（福井俊克君）

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で、福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

北杜クラブを代表して質問をさせていただきます。

まず、1番目に公営企業化について、お伺いします。

本市の上水道・下水道事業の公営企業化について、お尋ねします。

平成26年10月に、地方公営企業等の経営健全化に向けた公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが国から示されました。このロードマップでは、重点事業として簡易水道事業および下水道事業が挙げられ、人口3万人以上の団体においては、平成32年4月までの期間内に地方公営企業へ移行することとし、その移行経費については、国からの財政支援が講じられることになっている。

本市においても、上下水道事業の平成32年4月からの地方公営企業法の適用に向け、資産台帳の整備や経営戦略の策定および企業会計システムの導入など、数多くの課題に取り組むため、事務の効率化とスリム化を目指し、本年4月から料金徴収等業務を民間委託するとともに上下水道事業の一体化した組織再編を行い、地方公営企業法の適用に向け第一歩を踏み出したものと認識しています。そこで以下、伺います。

1番、地方公営企業移行により組織や職員の身分は、どのようになりますか。

2番、これからの施設整備は、地方公営企業法の適用によりどのように進めるのか伺います。

3番として、上下水道の起債は、全市債の中でも大きなウエイトを占めているが、現状と今後についてどのように考えているのか、伺います。

4番として、現在の上下水道事業は、一般会計からの繰入金に頼り経営を維持している現実があるが、地方公営企業法の適用により、どうなるのか伺います。

5番として、地方公営企業は、独立採算を基本としていると認識していますが、今後の使用料についての考え方はいかがですか、伺います。

6番として、地方公営企業法の適用により峡北広域水道企業団との関わりはどのようになるのか、また議会の扱いはどのようになるのか伺います。

7番として、白州地区に市町村設置型の合併浄化槽があると聞きますがどのようなものなのか、またこれらは公営企業化によりどうなるのか、お伺いします。

続いて、質問の2番でございます。空き家対策について。

国は平成26年11月27日、法律第127号、空き家等対策の推進に関する特別措置法を定め、施行期日を平成27年2月20日と政令で定め、平成27年4月22日、総務省・国土交通省令で施行規則、平成27年2月26日、総務省・国土交通省告示という流れの中で、空き家対策の指針を決め推進指導をしてきた経過があると認識しております。本市も当然その中でさまざまな対策を講じてきたと思います。

北杜市空き家等対策計画に基づく空き家所有者意向調査を実施していると聞きますが、調査結果の概要はいかがですか、お伺いします。

1. 住宅の建築時期はどのようになっていますか、お伺いします。
2. 居住の状況はいかがでしょう。
3. 住宅の所有者の状況はどのようでしょう。
4. 住宅の利用状況はいかがでしょう。
5. 住宅の管理はどのようになっていますか、伺います。
6. 今後の住宅の利用はいかがでしょう。
7. 家を解体して、更地にしたときの固定資産税評価はどのようになりますか、お伺いします。
8. 市内には、道路の沿線に通行に支障をきたす空き家と思われる建物がありますが、どのような対応をしているのか、お伺いします。
9. 国土交通省が2018年度に空き家取引に市町村が仲介する、空き家新制度を新設する方針のようですが北杜市の捉え方はどのように考えますか。

続いて、子育て支援事業についてお伺いします。

市長は第2次北杜市総合計画、第3章、安全・安心で明るい杜づくりの中で、子育て支援の充実を掲げております。本市における出生数は、平成18年に297人と初めて300人台を割り込んで以降、平成28年には210人と減少傾向をたどっており、出生率の減少を食い止めるためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや子育て支援の充実に取り組む必要があると位置づけ、包括的な子育て支援の充実を図る中、母子愛育会や子育てサークル等の子育て世代を支援するための組織においては、組織の育成や交流の機会を充実させるとともに、地域で見守り、地域全体で支える市民参加型の事業の推進を図り、保護者が安心して就労できるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室等、児童が安全に集まることができる居場所づ

くりを推進するとしています。そこで以下、伺います。

1. 本市にある15施設の放課後児童クラブの支援員および補助員の陣容配置はどのようになっていますか、お伺いします。
2. 働きながら子育てを行う保護者への支援を図るため、放課後児童クラブの受け入れ時間の延長の考えはありますか。
3. 市長の施策の中に、公営アカデミーがありますが放課後児童クラブの子どもたちへの学習支援をするようにしたらどうでしょうか、お伺いします。
4. ひとり親家庭で働く環境が厳しい方への入所の配慮はありますか。
5. 全国の市の中にシングルマザーに職場の提供や住宅支援、家賃補助などを実施して移住促進している市もあると聞きますが本市ではいかがですか。
6. 本市の支援員、補助員の方の報酬は県内、ほかの市と比較していかがですか、お伺いします。
7. 放課後児童クラブは夏休み、冬休みのときは弁当持参になると聞いていますが保護者の負担軽減の措置として、仕出し弁当を利用できませんか、お伺いします。
8. 子育て支援住宅に入居できなかった子育て家族に、市で引っ越し費用や家賃助成などの転入助成金制度を考えることができませんか。子育て世代の転入は、市の少子化人口減に歯止めをかけると思いますがいかがか、お伺いします。

最後になりますが、持続可能な公共交通について伺います。

第2次北杜市総合計画の中で第4章、基盤を整備して豊かな杜づくりの4で「公共交通の整備、既存の公共交通を有効的に活用し、効率的な運行体系を確立するとともに利用者の利便性や交通弱者等に配慮したバス運行に取り組みます。併せて利用者や地域住民等の意見聴取や地域内の公共交通事業者と連携する中で、新たな公共交通を検討する」としています。ここで伺います。

(1) 地域公共交通網形成計画策定について。

- ①市民の多くの意見を汲み取り計画策定に取り組んでいると聞きますが、その基本スタンスは変わらないでしょうか。地域公共交通の目指すところはいかがですか。
- ②計画策定の基礎調査の内容と調査内容の目的は。また計画への反映はいかがですか。
- ③市民アンケート結果とアンケートから読み取れることは、どのようなことですか。
- ④市民ワークショップ開催の目的は。目指す成果は。また計画に反映させる手法はどのようなものがありますか。
- ⑤市民ワークショップの内容および意見はどのようですか。
- ⑥市民ワークショップの意見等を踏まえた対応はいかがいたしますか。

(2) 今後のスケジュール等について伺います。

- ①市民の意見等を受け、計画反映方法等はいかがですか。
- ②今年度策定の地域公共交通網形成計画を基本として、実際の公共交通として運行する手続きはいかがですか、お伺いします。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て支援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブの支援員および補助員の陣容配置についてであります。

放課後児童クラブへの支援員の配置については、国のガイドラインにおいて、支援するクラスごとに、2名以上の放課後児童支援員および補助員を置くこととしており、市が運営する放課後児童クラブ15施設においても、保育士や教諭、社会福祉士の資格を有する支援員等を、それぞれの定員規模に応じ配置し、補助員7名を含め48名体制で運営を行っているところであります。

支援員等には、それぞれの子どもの発達特性や子ども同士の関係を捉えながら、保護者が安心して子育てと仕事を両立できるような支援が求められることから、毎年県が実施している研修を計画的に受講させるとともに、さまざまな勉強会を開催し、専門的な知識や技術の習得により、資質の向上を図っているところであります。

次に、放課後児童クラブの子どもたちへの学習支援についてであります。

放課後児童クラブには、遊びだけでなく学校の宿題や自習などを自主的に行える環境づくりが求められていることから、公営アカデミー事業学習応援人材バンクに登録している、学習アドバイザー1名を配置し、子どもたちの勉強の様子を観察しながら、勉強が進まない子どもへの助言や、英語に親しむきっかけ作りを行うなど、各施設を巡回し支援を行っているところであります。

今後もさらに充実した学習支援への環境づくりに努めてまいります。

次に、ひとり親家庭への職場提供、住宅支援、家賃補助などの支援による移住促進についてであります。

ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担うなど、子どもの養育、住居、収入等生活全般でさまざまな困難を抱えていることから、国・県と連携した経済的支援をはじめ、職業訓練や資格取得のための就業促進支援など、多岐にわたり幅広く支援を行っております。

また、市単独では、ひとり親世帯の自立を促進するため、所得が低いひとり親世帯の保育園利用者負担額の引き下げや、放課後児童クラブ保育料の減免等を行うとともに、関係機関と連携したほくとハッピーワークの開設により、相談者へのきめ細かな対応を図りながら、一人でも多くの方が就労できるよう支援を行っているところであります。

今後も、子ども・子育て会議のご意見を伺う中で、ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、さまざまな支援を行ってまいります。

次に、持続可能な公共交通における、地域公共交通網形成計画策定の基本的スタンスと地域公共交通の目指すところについてであります。

地域公共交通網形成計画策定の基本的スタンスは、利用者、市民および交通事業者等が共に議論し、持続可能な地域公共交通をつくり上げるものとしております。このため、年度当初から代表区長会、地域委員会、民生児童委員の会議などに出向き、計画策定の趣旨等の説明や地域状況等の把握を依頼するなど、市民との協働活動に向けての醸成を図ったところであります。

このほか、市職員等が路線バスに乗車しバス利用者への面接調査、市民アンケート調査の実施および市民ワークショップの継続開催など、市民等と共につくり上げる基本的スタンスは今後とも堅持し、地域にとって最適で持続可能な地域公共交通を目指して取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

空き家対策における、家を解体して更地にしたときの固定資産税評価についてであります。

固定資産税における土地の評価は、その利用状況に応じて行うことになっており、家を解体した後の土地の評価についても、その利用状況によって異なりますので、一概には言えませんが、一般的には、家を解体したあとの土地は整地などがされていると想定されるため、宅地または宅地に準じた評価を行うこととなると考えられます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

持続可能な公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域公共交通網計画策定における、基礎調査の内容、目的、計画への反映についてであります。

計画策定に当たっては、本市を俯瞰した地域の特性や課題の整理がすべての作業の基本となります。このため、地勢および施設の立地、人口動態、交通等の観点から、基礎調査を実施し、地域公共交通の現状と課題の整理を目的に行ったところであります。

まとめられた基礎調査のデータは、計画の根底を支えるものとして、北杜市地域公共交通網形成計画に反映されます。

次に、アンケート調査結果から読み取れる内容についてであります。

市民の移動実態と地域公共交通に関する意向を把握するため、6月下旬から7月上旬にかけ、18歳以上、無作為抽出による3千世帯の市民アンケート調査を実施しました。

アンケート調査は、世帯員の意向把握のため4名まで回答できるよう工夫し、有効回答率は51.4%と高く、交通に対する関心の高さが伺えます。

日常の市民の移動手段について、自分の好きなきに使える、自家用車・バイク等の移動手段がない、いわゆる交通不便者は、5.6%と少なく、10歳代と70歳代以上の世代に集中するなどの偏りが見られます。残り94.4%の方は、家族の運転する車、自家用車等を移動手段としております。

交通不便者の移動目的は、通学および買い物、通院など優先度が高いものとなっております。

今後の公共交通の利用意向として、自家用車等や家族送迎の方々を中心として、14.2%の市民は、地域公共交通への転換を希望しております。

市民アンケート調査結果から、将来に向け市民生活に必要な一定のサービスレベルの地域公共交通を、社会基盤として維持する必要性が読み取れるものであります。

次に、市民ワークショップの目的、目指す成果、反映させる手法についてであります。

市民ワークショップは、基礎調査等をもとに市内を4エリアに分け、10月から開催し各エリア3回を予定しております。

ワークショップでは、地域に合った最適な、そして持続可能な地域公共交通実現のため、参加者が互いに意見や考え方を出し合い、異なる意見等を尊重の上、共に考えるための土台づくりを目的としております。

計画策定から運行実施に向けては、多くの課題等が予想されます。ワークショップという手法を今後とも活用し、多くの関係者の自発的な協力関係のもと持続可能な地域公共交通となるよう計画への反映を丁寧に進めてまいります。

次に、ワークショップの内容および意見についてであります。

ワークショップでは、基礎調査および市民アンケート調査結果、市民バスの運行経費等の情報を提供し、地域の生活に必要な移動目的、移動先および優先順位などについて、市の若手職員の政策提案グループ「北杜もり上げ隊」が進行役等として関わり、討論を進めております。

参加者からは、従来の定時定路線バス以外の運行方法の検討として、乗り合い交通やタクシーの有効活用などの意見等が積極的に出されております。

次に、ワークショップの意見を踏まえた対応についてであります。

地域に最適な、しかも持続可能な公共交通のあり方について、基礎調査等およびワークショップでの意見等を踏まえ、地域公共交通活性化協議会等へ協議し、市民にとって日常生活に密着した地域公共交通となるよう計画をまとめてまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュール等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民意見を受けた計画への反映方法等についてであります。

地域公共交通のマスタープランである北杜市地域公共交通網形成計画は、基礎調査、市民アンケートおよび市民ワークショップ等の意見を踏まえ、併せて国の示す留意事項、本市の諸計画との整合性を図り策定してまいります。この計画は、地域公共交通活性化協議会での協議、パブリックコメントを経て、本年度末までに策定してまいります。

次に、実際の公共交通として運行する手続きについてであります。

実際の運行に向けては、本年度策定の計画を基本的な考え方として、来年度以降、詳細な運行方法、運行エリア等について、ワークショップ等の手法により、まとめてまいります。まとめられた運行方法等については、北杜市地域公共交通会議での協議が必要となり、併せて、国への運行申請、市条例の改正および運行時刻表等の作成など、多くの実務的な手続きも必要であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て支援事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブの受け入れ時間の延長についてであります。

市が運営する放課後児童クラブは、基本的に平日午後1時から午後6時までの受け入れを行い、保護者からの申請により、さらに1時間の延長保育を実施しているところであります。

現在のところ保護者からの延長の要望は把握しておりませんが、実施する場合には、現在勤務している支援員の勤務時間の見直しや、有資格者である支援員のさらなる確保が必要となること、家庭における子どもたちの健全な成長等を総合的に考えますと、現段階では延長は厳し

い状況であると考えております。

今後、保護者のニーズを把握し、北杜市子ども・子育て会議のご意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭の入所への配慮についてであります。

ひとり親家庭に対する支援については、母子および父子ならびに寡婦福祉法において、さまざまな支援体制の充実が求められていることから、本市におきましても、放課後児童クラブの優先利用等について配慮を行っているところであります。

次に、本市の支援員、補助員報酬の県内他市との比較についてであります。

支援員の処遇改善については、本年度から保育士と同様に、月給制の導入、5段階の昇給制度、賞与、有給制度等の処遇改善を図ったところであります。

これらの処遇改善により、県内他市との比較においては、水準以上に改善した状況にあると考えております。

次に、夏休み・冬休みにおける仕出し弁当の利用についてであります。

学校給食がない長期休み中などにおいて、外部業者に仕出し弁当を依頼することにつきましては、食の安全性や食物アレルギーなど、一人ひとりへの対応を考えた場合、課題もあると考えております。

保護者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解をお願いいたします。

次に、子育て支援住宅に入居できなかった子育て世帯への転入助成金制度についてであります。

子育て支援住宅に、入居できなかった世帯に対する転入助成制度につきましては、一定の効果もあると考えますが、公平性の観点等、市内の子育て世帯全体に波及することも懸念されますので、慎重な検討が必要であると考えております。

市では、子育て世代の移住定住を促進するため、北杜市総合戦略において、さまざまなプロジェクト事業に取り組んでいるところであり、これらを検証する中で、子ども・子育て会議のご意見を参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

公営企業化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地方公営企業移行による組織や職員の身分についてであります。

地方公営企業法の適用には、地方公営企業法に示される規定の全部を適用する全部適用と財務・会計に関する規定のみを適用する一部適用があります。

上水道事業は地方公営企業法により全部適用が義務化されている一方、地方公営企業上、任意適用事業である下水道事業等は、全部適用と一部適用のいずれかを選択する必要があります。

本市では、地方公営企業移行に向け組織を再編し、上下水道事業を一本化し事業に当たっていることから、全部適用をすることとしております。

全部適用の場合、公営企業の経営組織は、一般行政組織から切り離され独立した組織となり、原則として管理者を設置し管理者が業務を執行することとなります。

また、職員の身分につきましては、地方公務員としての身分に変わりはなく、公営企業への出向扱いとなります。

次に、これからの施設整備の進め方についてであります。

簡易水道事業については、現在、簡易水道施設統合整備計画に基づき老朽管の更新等の事業を行っております。

平成32年度以降の地方公営企業法適用による上水道事業移行後は、国庫補助の適用範囲の縮小、起債償還額の地方交付税の算定除外等、事業を実施する環境が厳しくなると予測しております。

このため、施設整備の更なる効率化や資金投資を平準化する必要があり、現在作成している北杜市水道施設中長期整備計画に基づき事業を進めることとしております。

また、下水道事業につきましては、現在、北杜市特定環境保全公共下水道事業計画に基づき、管渠の延伸、処理場の統合等の事業を進めておりますが、事業の主軸は、拡張から維持管理に推移しております。

今後は、人口減少や節水型器機の普及に対応するため、維持管理費の節減による経営の効率化を踏まえた処理場の統合など、維持管理計画を含めた新たな特定環境保全公共下水道事業計画を策定し事業を進めることとしております。

次に、上下水道の起債の現状と今後についてであります。

昨年度末の起債残高につきましては、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、3事業合計で約381億2,800万円であり、市全体の起債残高の約6割を占めている状況であります。

このことは、特に下水道事業において、市民の快適な生活環境をより充実させるため、重点的に事業を推進してきたことによるものであり、下水道計画区域内の下水普及率が87.5%と高い水準となっております。

こうした中、8町村合併後の平成18年度末以降では、累計で約93億6,400万円を償還し、徐々ではありますが未償還金残高は減少してきております。今後も引き続き、返済計画に基づく起債の償還および毎年の起債発行額の抑制に努め、起債残高を削減し財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰入金についてであります。

一般会計からの繰入金の考え方については、地方公営企業法の適用により、今まで以上に独立採算が求められるものと考えております。

地方公営企業法では、公営企業の経費のうち経費の性質上、企業に負担させることが適当でない経費や企業に負担させることが困難な経費などについては、一般会計等において負担することが可能とされております。

このことから、地方公営企業移行の前後で、一般会計からの繰入の考え方が変わるものではありませんが、引き続き経費の削減や徹底した経営の効率化・健全化を図り、事業経営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の使用料の考えについてであります。

地方公営企業である上下水道事業については、独立採算を原則としており、能率的な経営の下における適正原価の回収が第一主義となります。

地方公営企業法の適用により財務諸表が整理され、経営状況が明らかになることから、これ

らの指標等をもとに使用者負担について考えてまいります。

次に、峡北地域広域水道企業団との関わりや議会の扱いはどのようになるのかであります。

水道企業団はダムから取水した水を構成市に供給する水道水の供給事業を行う一部事務組合で、すでに地方公営企業法の適用を受けております。

一方、市の上水道事業は、市民への給水事業を行うもので、同じ地方公営企業の適用を受けても、経営主体や事業目的が異なるため、今までと変わりなく別の組織のまま経営することとなります。

また、議会の扱いについては、公営企業の能率的な経営や管理者の自主性が最大限発揮できるようにするという考え方から、今までの場合と比べ、極力限定されることとなります。

予算、決算、利益の処分等の経営の基本的事項は、議会の関与を受けますが、公営企業の日常的業務の契約の締結、財産の管理・処分等は、管理者の判断に委ねられ、議会の議決を要しないこととなります。

次に、市町村設置型合併浄化槽の内容と公営企業化後の扱いであります。

市町村設置型合併浄化槽は、生活排水処理を促進する必要がある地域であって、下水道事業や農業集落排水事業等の実施が困難な地域において、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その地域全体を単位として、市町村が戸別に設置する合併浄化槽であり、農業集落排水と同程度の排出基準で市が管理を行っております。

本市では、白州町の花水地区、横手地区、須玉町の東小尾地区において平成14年度から平成24年度にかけて整備され、103基の合併浄化槽を設置しています。

この事業は、現在農業集落排水事業特別会計の中で運営されており、地方公営企業に移行し、現在の事業形態と同様に進めることとしております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山俊和議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市空き家等対策計画に基づく空き家所有者意向調査の調査結果について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住宅の建築時期についてであります。

意向調査は、不明な送付先を除く464件の所有者に家屋を取得した理由や現在の利用状況、今後の利用などについて調査を行ったもので、その調査結果では、約4割が昭和期に建築されており、昭和20年代後半から昭和40年代に集中しております。このほか、明治期と大正期を合わせ約2割、平成期が約1割、建築時期不明が約3割という結果でありました。

次に、居住の状況についてであります。

居住していないという回答が約8割、居住しているという回答が約1割、空き家は取り壊されているという回答が約1割でした。取り壊されている空き家について現地を確認したところ、実際には取り壊されていない事例もあったため、改めて調査結果の精査が必要であると考えております。

次に、住宅の所有者についてであります。

約7割が相続で空き家を取得しており、そのうち約6割で相続登記がされております。また、

土地の所有者については、約9割が空き家の所有者と同一でありました。

次に、住宅の利用状況についてであります。

まったく利用していないという回答が最も多く約3割で、空き家の損耗度が高くなるにつれ、その割合は高くなる傾向にあります。

利用していない期間については10年以上が最も多く、その理由としては、相続したが利用していない、老朽化が著しく利用できない、買い手・借り手がいないなどでありました。

次に、住宅の管理についてであります。

管理における心配事の回答としては、木竹・雑草の繁茂、腐朽・破損の進行、不審者の侵入や放火などがありました。

空き家の管理としては、約7割が所有者自身とする一方、約2割は管理をしていないとの回答結果でありました。また、空き家の損耗の程度が最も高いDランクでは、約6割がほとんど管理されておりませんでした。管理をしていない理由として、遠方に住んでいるので管理が困難、管理作業が大変、管理費用を掛けたくないとの回答でした。

次に、今後の住宅の利用についてであります。

空き家の今後の利活用としては、空き家を利用している場合はそのまま使う、活用の意向があるが、それぞれ3割。また、除却の意向があるという回答があった一方、放置しておくという回答も3割ありました。

放置しておくとした理由として、解体費用を掛けたくない、捨てられないものがある、将来利用するかもしれないなどがありました。

次に、道路の沿線で通行に支障を来す空き家と思われる建物への対応についてであります。

市内には、道路に影響を及ぼすとして、安全対策を講じている建物が2カ所あります。道路へ建物からの瓦などの落下物があるとして、明野町地内は道路管理者である市が、長坂町地内は県が道路法に基づき交通に支障がないよう防護柵を設置してあります。

両物件とも老朽化が著しく、道路に支障のないよう修繕等をお願いしているところですが、諸事情もあり早急な対応は困難な状況であると伺っております。引き続き県と連携し早期改善に向け、所有者に対して指導や相談に応じる等、対応してまいりたいと考えております。

なお、両物件とも空き家ではないことから、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対応はできません。

次に、国土交通省が2018年度に空き家取引に市町村が仲介をする空き家新制度を新設する方針への市の捉え方についてであります。

国土交通省から当該制度について説明などがなかったため、現時点で詳細は把握しておりませんが、新聞等の報道によると、来年度の通常国会へ都市再生特別措置法改正案を提出し、立地適正化計画において、住宅などの集約先として指定した区域の物件を対象として、市町村が空き家取引の仲介などを行うといった内容であります。

本市では平成19年度から空き家情報登録制度「空き家バンク」を運用しており、国が検討している新制度と同様に、市が空き家の売買または賃貸を希望する所有者と空き家の利用を希望する方との仲介役を担っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

再質問をお願いします。

それでは1項目ごとに行わせてください。

まず最初、公営企業化について。本市では地方公営企業移行に向け組織を再編して、地方公営企業法の全部適用とし、経営組織を一般行政組織から切り離し独立した組織をつくる。その場合、原則として管理者を設置し、管理者が業務を執行することとなる。また、職員の身分については地方公務員として身分が変わりなく、公営企業への出向扱いになりますとしている。そこで以下、お伺いします。

1. その独立した組織の名称はどのようになりますか。また、位置づけはどうなりますか。
2. 独立経営となりますと上下水道の専門職も必要となるとと思いますが、どのようになりますか。
3. 昨年度末の起債残高、簡易水道事業、下水道事業、農業排水事業、3事業を合わせて約6割、381億2,800万円、8町村合併後の平成18年以降では、累計で約93億6,400万円を償還し、徐々に未償還金残高が減少しているということですが、今後の償還の展望はいかがですか。先ほどの6割は市全体の市債残高の6割ということでございます。
4. 独立経営をしていく中で、創意工夫をしても上下水道管渠、下水道処理場等の維持管理費用は必然的に掛かります。非常に厳しい、そのような環境の中で使用料は重要な位置づけだと思いますが、今後の展望はいかがですか。

以上、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

質問を4点いただきました。

まず最初に組織の名称と、また位置づけということの質問であります。

組織の名称ということでもありますけれども、まだ現在、決まっているものではありません。今後、具体的な名称については検討に入るわけですが、他の自治体の例を見ますと公営企業化というような形の中で、上下水道局というような名前が一般的に使われておりますので、今後このような名前を中心に検討していくこととしております。

また位置づけということでもありますけれども、地方公営企業法の移行に向けて新たに条例等を整備する必要があります。そういった中で、この事業につきましては上下水道事業の設置条例というものも新たに設置をいたします。名称につきましては、その中でしっかり位置づけをしていくこととなります。

2つ目の専門職が必要になるということで、どうでしょうかという質問であります。

現在、北杜市の上下水道施設課、こちらにも土木の専門職員が数名、配置されております。そういった中で、経験を生かして設計業務等に現在も携わっていただいております。現状において、専門的な分野についての大きな問題はないと考えております。ですので、水道法、また下水道

法等が大きく変わらない限り今の体制でいけるものと、そんな感じで捉えております。

次に、償還の展望ということで質問をいただきました。

答弁でも述べておりますように、市の全市債の6割ぐらいを占めており、非常に起債残高が多いというのが現状であります。そういった中で、今後の展望というところでは起債のピークがこれから訪れるわけでありまして、簡易水道については平成34年がピークに、また下水道事業につきましては、平成32年が返済のピークになります。当然、これはピークですので、その後、徐々に償還額が減少するということになります。

シミュレーションにつきましては、10年後のシミュレーションということで、あくまでこれは、今後新たに借り入れしないということを前提のシミュレーションでありますけれども、ちょっと参考までに説明させていただきますと現在の平成28年度末で381億2千万円ほどあると。これが10年後の平成38年度末では約269億円ほど減少して、112億円ほどになるというのがシミュレーションで出ている内容であります。ただ、これは新たに借り入れをしないことを前提にしておりますので、資料としてあまり十分ではないというような感じでは捉えております。参考までの資料となります。

次に、使用料の展望ということであります。

当然、お客さまからいただく使用料、非常に事業を推進する財源として重要な位置づけをしております。そういった中で現在、人口減少、また節水型の機器等が普及しているということで使用料も減少しているのが現状であります。そういった中で、料金の改定等についても近い将来、これはしっかり検討していかなければならないのかなと考えております。この検討にあたりましては、今後、地方公営企業法が適用される。当然ここには公営企業会計も適用されますので、この会計を適用することによりまして、財務諸表等がしっかり整理され経営状況がどんな状況であるかということがここで把握できますので、その資料をもとに今後しっかり検討していきたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ありがとうございました。続いて、2項目めの空き家対策について。

1番として、約7割が相続で空き家を取得しているとの答弁がありましたが、空き家を増やさないための方策は何かお考えですか。

2番として、今後の住宅の利用について、放置しておくという回答が約3割あったとの答弁でありましたが、空き家の管理について市民の理解を得られるような啓発は行っていらっしゃいますか。

それから3番として、空き家を活用したいという意向を持っている所有者が3割ほどいるということですが、空き家の利活用を促進するような補助金を創設するお考えはありますか。

4番として、道路や周辺の住宅に影響を及ぼすような老朽化が進行して、倒壊の恐れのある危険な空き家に対して市はどのような対策をしているのか。もう少し詳しくお答えください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

4点ほど、いただいております。

まず、1点目が空き家を増やさないための方策ということでございます。

北杜市では、空き家対策計画に基づき予防対策を進めております。具体的には、空き家相談窓口の設置、広報紙およびホームページによる制度の周知、相続に関連します周知用チラシの窓口配布等を行い、適切な管理の必要性の周知と責任意識の醸成を図っているところでございます。

また意識調査において約7割が相続にて空き家を取得していますことから、高齢者世帯やその家族等に対しまして円滑に引き継ぐことの重要性や、その意義を周知する方法等を現在検討しているところでございます。

2つ目としまして、市民の理解を得るような啓発を行っているかというご質問でございます。

これにつきましては、北杜市空き家等対策計画については、広報紙へ掲載するとともに市ホームページにおいても周知を図ってまいりました。また意向調査の送付に併せて、市の空き家対策についてをまとめたチラシを同封したり、固定資産税納税通知に空き家バンクの案内を同封する等の周知を図っております。

今後もさらに効果的な周知方法の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、3点目でございますけれども、新たな補助金の創設はということのご質問でございます。

本市では平成27年度に空き家バンク清掃費補助制度を創設しまして、空き家バンク登録の課題となる家財道具の処分等にかかる費用を20万円を限度に補助したり、子育て世帯の移住定住人口の増加を図るため、住宅の新築住宅の建築、購入のほか中古住宅の購入費やリフォーム費について、子育て世代マイホーム補助金を支給してきたところでございます。

新たな補助金の創設には、その必要性や効果、財源の確保等を踏まえ創設の可否等について慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、老朽化しているところの建物に対しまして、市はどのような対策をしているかということでございます。

空き家等の老朽化が著しく、かつ周辺の家屋や道路に影響を及ぼす恐れが高い空き家等については先般、北杜市空き家等対策審議会においてご審議をいただき、12件を特定空き家と認定したところでございます。

認定した空き家等につきましては、所有者へ助言、または指導を行い、その後の勧告命令などの措置については、北杜市空き家等対策審議会のご意見を伺いながら進めていきたいと考えているところでございます。

また、認定以外の空き家等につきましては、空き家所有者の実態調査について所有する空き家の老朽化の度合い等を正確に把握していないと思われる結果も出ていますので、まずはご自身の所有する空き家等の状態を把握していただき、所有者自らの改善を促すための指導通知を送付する予定で、現在その手続き等を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

続いて、子育て支援事業についてお伺いします。

1. 放課後児童クラブへの支援員の配置は、国のガイドラインにおいて支援するクラスごとに2名以上の放課後児童支援員および補助員を置くことになっています。本市においても保育士や教諭、社会福祉士の資格を有する支援員等をそれぞれの定員規模に応じて配置して、補助員7名を含め48名体制で運営しているということですが、放課後児童クラブ15施設それぞれ定員があるわけですが、各施設の定員と入所人数の状況と各施設の支援員の人数をお知らせください。
2. ほぼ定員いっぱいの放課後児童クラブでの支援員の児童への指導、支援状況は円滑にできていますか。
3. 本市の保育料と県内他市との比較状況はいかがですか。
4. 本市でもひとり親家庭への支援をしていることは分かりましたが、もう少し具体的な説明をお願いします。例えば北海道幌加内町では中学生以下の子どもと同居する町外のひとり親家族、シングルペアレントの方が町内の介護サービス事業所に就職し、町内に家族で定住することができる方を対象に、さまざまな支援制度を始めています。

支援を受けられる方の要件は、幌加内町外在住で中学生以下の子どもと同居しているひとり親家庭。町内の介護サービス事業所に就職される方。介護資格の有無は問いません。幌加内町に定住し続ける意思がある方。年齢が60歳未満の方というように、以上すべての要件を満たす必要があるわけですが、支援のメニューは給与保障、月額17万円の水準を確保。養育支援補助、1世帯につき月額3万円の助成支援。家賃補助、1世帯につき月額3万円以上の賃貸住宅に入居する方に対し2分の1の補助。上限3万円の助成支援ということですね。支度金補助、1世帯につき一律20万円の助成支援。最後に奨励金補助がありまして、1世帯につき介護事業所に就労・定住して5年経過後に50万円。10年経過後に100万円の助成支援をする。これは介護事業所に就労・定住を約束して継続期間を経過した方への奨励金です。

これは一自治体の1つの例ですけども、このほかにも三重県の鳥羽市、大分県の国東市、長野県の須坂市、新潟県の新潟市など、それぞれ独自のひとり親家庭への支援をしているようです。これはほんの一例ですが、このように自治体それぞれの工夫が少しでも少子化の歯止めになればと考えますが、いかがですか。

以上、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

秋山俊和議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに、放課後児童クラブの15施設の定員等のご質問でございます。

10月1日現在の放課後児童クラブの定員、登録人数、支援員の数につきましては、明野放課後児童クラブ、定員60名に対しまして登録人数57名、支援員の数は4名でございます。須玉放課後児童クラブ、定員70名に対し登録人数61名の登録、支援員の数は4名でございます。高根東放課後児童クラブ、こちらは低学年になりますが定員60名に対しまして登録人数は44名、支援員の数は3名でございます。高根東放課後児童クラブ、高学年になりますが定員は40名に対しまして登録人数31名の登録、支援員の数は2名でございます。高根西放課後児童クラブ、低学年でございますが定員40名に対しまして登録人数44名、支援員の数は3名でございます。高根西放課後児童クラブ、高学年、定員40名に対しまして登録人数48名、支援員の数は3名でございます。清里放課後児童クラブ、定員30名に対しまして登録人数32名、支援員の数は2名でございます。長坂東放課後児童クラブ、定員50名に対しまして登録人数58名の登録、支援員の数は3名でございます。長坂西放課後児童クラブ、定員70名に対しまして登録人数74名、支援員の数は4名でございます。大泉東放課後児童クラブ、定員40名に対しまして登録人数42名、支援員の数は4名です。大泉西放課後児童クラブ、定員60名に対しまして登録人数55名、支援員の数は4名。小淵沢放課後児童クラブ、低学年でございますが定員40名に対しまして登録人数38名、支援員の数は2名でございます。小淵沢放課後児童クラブ、高学年、定員50名に対しまして登録人数56名、支援員の数は3名でございます。白州放課後児童クラブ、定員40名に対しまして49名の登録人数、支援員の数につきましては4名でございます。武川放課後児童クラブ、定員40名に対しまして登録人数46名、支援員の数は3名でございます。

全体といたしましては、730名定員に対しまして735名登録があり、支援員の総数は先ほど答弁させていただきましたとおり48名となっております。

次に2つ目のご質問でございます。定員いっぱいの放課後児童クラブで児童への指導、支援状況は円滑にできているのかというような、ご質問だったと思います。

放課後児童クラブの状況は、今、お答えをさせていただきましたとおりでございます。放課後児童クラブの登録者は年々増加傾向で、施設によっては、先ほど答弁させていただきましたが定員を上回って登録されている施設もございます。登録者は平日利用される方と夏休みや冬休みなど長期の休暇中のみ利用される方の合計人数でございます。実際には登録者の全員が一斉に利用するといったことはございませんので、1日に換算すると定員の枠の中にほぼおさまっているような状況でございますが、子どもたちが多く利用する長期休暇中を中心に平日においても支援員の負担が増加しているような状況でございます。

このようなことから、今年度から支援員に対する賃金等の処遇の改善を行い、支援員のさらなる確保に努めるとともに、さまざまな講習等への参加による支援員の資質の向上に努めながら、子どもたちが放課後を楽しく過ごせる環境づくりに取り組んでおります。また、今後も取り組んでいく方針でございます。

3つ目のご質問でございますが、本市の保育料の県内他市との比較状況でございます。

県内他市との保育料の比較でございますが、月額2千円から5千円での設定が多く、特に夏休み等、長期休暇期間中につきましては月額5千円から1万円程度増額し設定している市町村も数多く見受けられます。また、全国的に見ましても月額4千円から8千円程度で設定をしている状況でございます。

本市におきましては、子育て世代の経済的負担の軽減や就労支援に積極的に取り組み、子育て世代が魅力を感じる地域を創出するため、放課後児童クラブの月額保育料は1,500円と県内他市と比較しても低い保育料を設定しております。現在、取り組んでおりますさまざまな子育て支援施策を検証・検討する中で今後、保育料につきましては、子ども・子育て会議等のご意見もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

最後のご質問でございますが、ひとり親家庭の支援について、もう少し具体的な説明をということでございますが、秋山議員の事例で示されましたとおり、全国的に見ますとひとり親家庭に対し、それぞれの地域の実情に合わせて独自の、また先進的な取り組みを行っている自治体もあることは私どもも承知しております。本市におきましても現在、実施しているさまざまな支援事業をしっかりと組みながら、ひとり親家庭の自立の促進を図るとともに先進的な事例等も参考にしながら必要な、また効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

続きまして、持続可能な公共交通について再質問をさせていただきます。

合併した北杜市は面積が広く、多岐である交通網、多様な地形でもあります。併せて多様な利用者の要求・要望等があります。

このような状況の下、将来を見越した地域の実情に応じた持続可能な公共交通をつくり上げるとのこと、言うことはたやすいが関係者の合意形成など大変な道のりだと思います。

そこで以下、質問をさせていただきます。

1. まず基本的な事項を確認させていただきます。北杜市地域公共交通網形成計画策定の背景と計画の役割、また計画の決定組織はどこか伺います。
2. さまざまな調査、アンケートなどの基礎調査、ワークショップの実施、民生委員等の団体にも協力を依頼するなど、市で行っている多くの市民を巻き込み、つくり上げる手法は新しい取り組みであろうし、また評価もいたします。しかしながら持続可能な地域公共交通というが、交通にかかわらず持続させることは大変なことだと思います。持続させるための方法がありますか。また、障害になるものはありますか。
3. ワークショップの参加者の募集等、募集の周知の方法はどのようにしましたか。
4. ワークショップの開催をするのに回数、時間など限りがある中で効果的なワークショップの開催の取り組みを行うことができたか、伺います。
5. バス運行方法には路線バスである定時定路線と、それ以外の運行方法があるわけですが、デマンドバスは定時定路線以外の運行方法である。過去の経過は議会にも説明されており、十分承知していますが、いわゆるデマンドバスへの対応はどのように考えるか、伺います。
6. 本年度のマスタープランをもとに実行の計画策定が必要とのことであるが、策定方針の考え方、また計画推進策定への補助金がありますか、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

秋山俊和議員の公共交通に関する再質問について、6点いただいております。順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですけれども、公共交通網形成計画の背景、それから役割、決定するプロセスと組織ということについてでございます。

この計画の策定の背景といたしましては、いろいろありますが特に今、課題となっております高齢化の進行、これに伴いまして交通弱者が増加傾向にあるということ。それから公共交通網は持続可能性を追求したいという観点からは、子どもたち、特に高校生等の通学への対応といったことを背景として、今後、今の世代、それから次の世代にも続けていけるような交通ネットワークを構築していこうということが背景にございます。

まさに今回の公共交通網形成計画は、その憲法ともいべき基本的なところを関係者が持ち寄って定めていこうというところに役割がございまして、その決定組織につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これに基づきまして組織化されております北杜市地域公共交通活性化協議会、ここにおいて決定することとしているところであります。

それから2点目でございます。持続性を実行するのは難しいだろうというご指摘でありまして、その考え方と障害となる観点というご指摘についてであります。

これにつきまして、持続性の一番大きなポイントとなりますのは、まず利用者、先ほど交通弱者と考えられる方々を中心とした利用者の方、それからどうしても財政負担が伴いますので多くの市民のご納得がいただけるのかどうか。それからご指摘にありましたように広大な、この北杜市において、多岐にわたる道路網があるというようなことで交通事業者がきちんとオペレーションできるのか、運行できるのかといった観点がございます。こうした人たちが一方的に自分の立場で考えるのではなくて、それぞれがそれぞれの立場を認め合って役割分担と連携をしっかりと図っていくことが持続性のポイントになるかと考えております。

今、公共交通網形成計画ではワークショップなどを通じて交流を、それから対話をしながら進めているところでありますし、また次年度以降もそのように進めていくということをもって、それぞれの立場が自分の立場だけでものを考えるということ、そういった障害を少しでも緩和させながらやっていきたいというふうに考えているところであります。

それから3点目のワークショップを今、開催しておりますが募集方法等についてであります。

この募集につきましては、開催日程などを記載しまして市の広報紙、それからホームページ、それから地区の回覧、それから市内に配布されているフリーペーパーなどを活用させていただきまして、募集をさせていただいたところであります。

それからワークショップが効果的になっているのかどうかという、ご指摘であります。

実際に効果的かどうかということはまた、評価は別途求めるものとしまして、今、私たち市からプロポーザルで求めました専門の事業者、ワークショップに長け、また公共交通網に精通しているという事業者のサポートを得ながら、実際のワークショップについてもそれぞれのファシリテーターを市の若手職員、北杜もり上げ隊が務めたのですが、彼らも事前にファシリテーターの勉強を、研修を受けた上でなるべく多様な意見を出し合えるような場づくりに努め

て、現在、開催をしているところであります。そしてその際には基礎調査の結果ですとか、市民アンケートの結果なども当局から情報提供を行わせていただきました。そうした形で、また年明け以降、もう1回、3回目を迎えることとなりますが、現在、なるべく効果的になるよう進めているところであります。

それから5点目ですけれども、定時定路線以外のいわゆるデマンドバスの対応についてでございます。

デマンドバスにつきましては、フルデマンドから一部路線をちょっと迂回させる等、さまざまな形がございまして、一概にこの場で判断というのは難しいわけでありまして、基本的には今後とも一定の利用者の数が確保されると見込まれるかどうか。そしてその上で持続可能な受益者負担、利用者負担と自然の負担のあり方、そして収支が合うのかどうか。そして交通事業者が今後とも続けていけるのかどうか。そういった点から関係者、それから地域の合意がなされるものと見込めるものについては、持続性が担保できる地域については前向きには対応したいというふうに考えているところであります。

なお、本年度の公共交通網形成計画につきましては、いわゆる憲法という、マスタープランというものでありますので、実際のきめ細かな運行方法等については、次年度以降に持ち越さざるを得ないだろうというように考えておりまして、またそこでも十分な議論を持ちたいと考えております。

そしてそれに関連しまして、最後のご指摘であります補助金の関係であります。

国土交通省におきましても、現在、公共交通網形成計画を実行するための補助金というのを用意されております。国の来年度予算編成がまだ明らかとはなっておりませんが、現在、示された要綱でありましたならば、そうした実行計画にも対応できるかと思っておりますので、今後とも引き続き油断しないよう、注視していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○22番議員（秋山俊和君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時55分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、1番議員、栗谷真吾君。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

通告に従って代表質問をさせていただきます。

今回、質問する大きな項目は7つです。量が多く、傍聴者も多くてとても緊張しているんですが、それだけ北杜市に対して熱い思いを持っているんだという認識で聞いていただけたらと思います。よろしくお願いします。

1つ目の大きな質問項目は、不登校児童・生徒の対応についてです。

近年、不登校になる小学校児童数、中学校生徒数が増えてきています。国も教育機会確保法の施行など、さまざまな施策を実行していますが、なかなか一人ひとりにきめ細やかな対応がとれていないのが現状だと認識しています。

2012年に行われた山梨県の事業仕分けの中でも不登校対応は、市町村の教育委員会が担うことが望ましいとされています。不登校児童・生徒の受け入れに対する自治体ごとの措置が求められているわけですが、そうした状況を踏まえ以下、質問します。

1. 市が考える不登校の定義を教えてください。
2. 市内に不登校児童・生徒は何人いますか。
3. 学校には通っているが、教室へ行くことができないなどの児童・生徒がいるようでしたら、その人数も教えてください。
4. 不登校もしくは教室へ行くことができない児童・生徒、一人ひとりの原因を市は把握をしていますか。
5. 不登校児童・生徒や保護者に対し、学校はどのような指導をしているのでしょうか。
6. 教育機会確保法が施行されたことで「学校を休んでもいい」と法的に認められましたがこの法律が施行されたことを学校現場や保護者は、どの程度把握しているのでしょうか。また、市としてこの法律のことを学校現場や保護者にお知らせなどはしていますか。
7. 市内のフリースクールの状況、例えば市内に施設がいくつあるのか、通う子どもの人数、スタッフの人数、経営状況などはどの程度、把握していますか。

2つ目の大きな質問項目は、教員の負担と部活動の指導についてです。

不登校の問題と同じように、学校現場での大きな課題の1つに教員の負担が挙げられます。平成10年の学習指導要領改定では、いわゆるゆとり教育の定着が図られ、学習内容が大幅に削減されましたが、平成20年の改定では学力重視へ路線が修正され、さらに今回の改定ではより一層の学力重視姿勢が鮮明となり、現場の教員の方々がその対応に追われています。また、伴って部活動への指導に対してもさまざまな課題があることを市民の方からお聞きしました。そのような状況に対して、早急に対応する必要性を感じることから以下、質問します。

1. 昨今、教員の負担が増えているといいますが、具体的にはどういったことが負担になっているのでしょうか。
2. 来年度より小学校における英語の授業が開始される中、ますます教育現場の負担が増えることが想定されますが、何か具体的な対策は検討していますか。
3. 市単独の予算で採用している補助教員の職務内容はどのようなものですか。また、正規の教員の職務内容と、どう違うのでしょうか。

4. 部活動での教員の負担も多いと聞いていますが、6月の補正予算において中学校の部活動の補助指導員予算が組み込まれました。この部活動の補助指導員がどの学校で、何の部活に何名配属されたかなどの詳細を教えてください。
5. 補助指導員を採用したことで教員の負担軽減にはつながりましたでしょうか。そうした効果・検証の調査はしていますか。
6. 部活動の指導について過剰な指導が見受けられますが、この点を市としてどう捉えていますか。

3つ目の大きな質問項目は、多様な教育のあり方についてです。

多様な社会の中で教育のあり方も近年、多様になってきています。そうした中、先日、文教厚生常任委員会で、南アルプス市にある南アルプス子どもの村小中学校へ視察に行ってきました。和歌山県橋本市の山の中で1校目が開校し、現在は福井県勝山市、福岡県北九州市、山梨県南アルプス市、そしてスコットランドにも学校があります。

学校の特徴として、授業の大半はプロジェクトと呼ばれる完全縦割りのクラスで行い、各クラスにはプロジェクトの活動テーマ、例えば大作業をするクラス、農作業をするクラス、劇団をするクラスなどがあり、子どもたちは自分で入りたいクラスを選ぶことができます。

ほかにも先生のことを名前やニックネームで呼んだり、宿題がまったくないなど特徴的な教育環境の中で子どもたちは自分らしく、伸び伸びと学んでいました。

北杜市には、森のようちえんピッコロや清里聖ヨハネ保育園のように、北杜の大自然の中で自然保育を行っているところがあります。こうしたさまざまな教育環境を小学校児童や中学生徒にも選択できる環境を整えることで、より一層、子どもたちが暮らしやすい地域へと変えていけるのではないかと感じることから以下、質問します。

1. 南アルプス子どもの村小学校のような学校が存在することを、市としてどのように考えますか。
2. 統廃合によって利用しなくなった廃校の校舎を、このような学校に再活用することは検討の余地がありますか。
3. シュタイナー教育やイエナプラン教育、サドベリースクールなど多様な教育の受け皿があることは地域の魅力にもつながってくると思いますが、その点を市としてどのように考えていますか。
4. 公立の学校に通えない、もしくは子どもや親の意思で通わないと決めた児童・生徒も一定程度いるのが現状です。こうした子どもの受け皿、多様な教育スタイルが必要で、教育機会確保法で、子どもが教育を受ける機会を確保するための施策を自治体の責務として、必要な財政上の措置を講じることを求めています。市として積極的な支援をしなければなりません、現時点での考えを伺います。

4つ目の大きな質問項目は、第4次行財政改革大綱についてです。

北杜市が合併して13年、昨年度末に第4次行財政改革大綱が示されました。この行財政改革大綱は平成29年から平成31年の期間に行うこととしている行財政運営の計画などが示されています。この中から以下、質問します。

まず、中・長期見通しと情報のオープン化について伺います。

1. 中・長期財政見通しでは、普通交付税の段階的縮減に伴う普通会計の実質単年度収支額が平成35年から赤字に転じることとなっていますが、こうした状況に対する具体的な施

策を検討していますか。

2. 今後、財政状況がますます厳しくなることが予想される中で、今以上に情報をオープンにしていく必要性を感じますが、例えば北海道ニセコ町のように町内に住むすべての世帯に分かりやすい予算説明書のような資料を配布するなど、住民への周知を積極的にしていくつもりはありますか。

次に、本庁と総合支所のあり方について伺います。

3. 本庁の位置づけと各支所のあり方について、どのように考えていますか。特に、本庁の位置はまちづくりの核になると思いますが、具体的な方向性は決まりましたか。また本庁や各支所のあり方については、公共施設等管理計画と連動して行っていくのか、考えを伺います。

次に、定員適正化計画と人事評価制度について伺います。

4. 職員数を平成31年度までに9人削減すると定員適正化計画には記載がありますが、どういった基準で選定するのでしょうか。人事評価制度に連動して選定をしていくのでしょうか。また、人員を削減することで職員の方々には負担とならないのでしょうか。
5. 多くの職員がいる中で、やはり人事課を設置する必要があると思うのですが、どう考えますか、見解を伺います。

次に、電子自治体の推進について伺います。

6. 地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めるにあたり、自治体クラウドの導入を検討することになっていますが、その進捗状況を教えてください。

次に、指定管理者制度の検証について伺います。

7. 指定管理者制度の検証について、導入効果等を検証する具体的方法と目指すものは何なのでしょう。
8. 検証のためには、現在の報告書の内容、例えば計画に対する取り組み実績の掘り下げが足りないことや収支報告書の各項目の説明不足など、こういったものだけでは不十分だと感じますが、改善の考えはありますか。
9. 実態を知るための各施設の調査や改善のための指導などは、どのように行っているのでしょうか。9月定例会などで問題を指摘されたアグリブルむかわ、おいしい学校、そば処いずみ、温泉施設などへの指導実績も具体的に教えてください。

5つ目の大きな質問項目は、地上設置型太陽光発電設備についてです。

先日といっても少し日が経ってしまったのですが、2回目の太陽光等再生可能エネルギー発電設備に関する検討委員会（以下、検討委員会といいます）、こちらが開催されました。この間にも日を追うごとに無秩序に木が切られ、場所によっては住民の理解を得られないままに地上設置型太陽光発電設備がつけられています。

北杜市の一番の財産は、僕は類を見ない大自然だと思っています。この地域に住む子どもたちが大人になったときにも、ここで暮らしたい、そう思えるような環境を残していくことが大人の責任だと思います。

ある中学生の友だちにこう言われました。このままだと北杜市が太陽光パネルになってしまう。大人として、そして生態系の中で生かされている生物として、しっかりと責任を果たしていくことが求められていると強く感じます。そのことを踏まえ、以下質問します。

1. 検討委員会の今後のスケジュールを教えてください。

2. 委員からはスピード感を持ってやりたい、そのために検討委員会の中で決定したことはその都度、市へ申し入れをしていきたいとの意見がありましたが、市はこの点についてどのように考えていますか。
 3. 検討委員会とまちづくり審議会との関係は、どのようになっていますか。太陽光発電設備設置が景観に与える影響は、まちづくり審議会でも重要なテーマなので、そこでも審議されるべきだと考えますが、見解を伺います。
 4. 学識経験者の選任について、市はどういった基準で選定しているのでしょうか。
 5. 太陽光発電設備の認定および設置について、市はどのように情報を把握していますか。また、その情報はどのように活用しているのでしょうか。
 6. 現在、職員を増員して対応に当たっていますが今以上に増員をする考えはありますか。設置済み発電設備の状況確認や未稼働案件の対応など、非常に多くの業務がありますが、現在の職員数で足りているのか、見解を伺います。
- 6つ目の大きな質問事項は、北杜市地域公共交通網形成計画策定に伴うワークショップについてです。

地域公共交通を考えるワークショップが各地域で順次、行われています。ワークショップ内でさまざまな議論もあり、北杜市の未来の公共交通のあり方を模索することはとても意義のあることだと思っています。そうしたことから以下、質問します。

1. 高根町・長坂町・大泉町地域のワークショップに出された資料には、一定の方向に誘導していると思われる内容、具体的には配られた資料の12ページになりますが、市の考えを伺います。
2. 市民の指摘によって、資料の一部を削除しました。他地域のワークショップでは、その説明がなく結果として地域によって資料の内容が異なっていたことになりましたが、そのことについての考えを伺います。
3. 市は、ワークショップの資料の内容を容認しているはずですが、市民の指摘によって資料の一部が削除されたことに対する考えを伺います。
4. 資料に記載のある「全市的な方針」とは何なのでしょう。その方針はどのような場で決められたのでしょうか。全市的な方針は、ワークショップの冒頭で説明があって然るべきですし、それに伴ったマスタープランの説明が必要ですが、考えを伺います。
5. 資料に記載されている「地域の代表者」という記述がありますが、ワークショップのメンバーは地域の代表者なのでしょう。だとしたらどのような権限があり、地域公共交通会議との整合性はどうなるのでしょうか。
6. 資料の中で幹線と支線の考え方が示されましたが、マスタープランでは幹線と支線をどのように考えているのでしょうか。
7. ワークショップでは、4地域でそれぞれどのようなアイデアが出ていますか。
8. 「デマンドバス」という言葉が出ていますが、前回の実証運行の結果、デマンドバスの本格導入を見送った背景については「経費が掛かりすぎる」「タクシー業界の経営を圧迫する」などの大雑把な説明しかなく、そのほかのさまざまなうまくいかなかった要因の分析と検証は公の場では行っていません。このままワークショップで何らかのデマンドバスの導入という結論が出た場合、市はどのような対応を考えるのでしょうか。

7つ目、最後の大きな質問事項は地方創生事業についてです。

9月定例会で総務部長より「事業はおおむね順調に進捗しているが、総合戦略に掲げる事業の着実な推進により本市の地方創生に取り組む」との答弁がありました。これを踏まえ、以下質問します。

1. 増富地域における地方創生事業について、「事業中止、理事、事務局は退任」ということをフリーペーパーなどで読んだり、話を聞いたりしたのですが、これは事実なのでしょうか。事実だとしたら事業中止の理由は何なのでしょうか。また市は事業中止について、どう考えますか。
 2. 9月定例会で総務部次長より「本年の2月に市と健康科学大学等で連携協定を結び、地方創生事業に取り組んでいる」と答弁していますが、事業中止による健康科学大学との協定に何らかの影響はありますか。
 3. 事業中止になった場合、国との関係に影響はありますか。
 4. 今年度途中での事業中止であれば、多少なりとも経費が発生しているはずですが、その分の予算執行はどうなっているのでしょうか。
- 長くなりましたが、以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第4次行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成35年度から見込まれる実質単年度収支の赤字に対する具体的な施策の検討についてであります。

第4次行財政改革大綱における財政の中・長期見通しでは、合併特例債の発行期限後にその影響が顕在化してくる平成35年度ごろから財政状況が大幅に悪化し、実質単年度収支がマイナスに転じると推計しており、昨年度決算などを踏まえて本年秋に改定した財政見通しにおいても、その傾向は変わりませんでした。

こうした状況を勘案し、第4次アクションプランに基づく取り組みを着実に実施するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新・統廃合など、将来的に持続可能な財政運営に向けた対応を進めてまいります。

次に、住民への周知についてであります。

現在、市では当初予算や決算の内容について各戸へ配布する市広報紙へ掲載するとともに、財政に関するより詳細な情報については、市ホームページへ随時掲載しているところであります。特に、市広報紙における情報提供については、本年5月号から文字を大きく見やすくし、より読みやすい表現に工夫するなど、市民の皆さまへの積極的な周知に努めております。

その他につきましては、教育長、担当部長、担当支所長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、不登校の定義についてであります。

不登校について文部科学省では、「何らかの理由で心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由、その他の理由によるものを除いたもの」と定義しております。

次に、本市での不登校児童・生徒等の人数についてであります。

不登校児童・生徒は、11月末現在で小学生11名、中学生23名であり、体調や心理面の変化により保健室登校等を行う人数は一定ではありませんが、小学生で3名程度、中学生で15名程度であります。

次に、不登校や教室に行けない児童・生徒の原因の把握についてであります。

不登校または教室に行けないなどの児童・生徒の状況や原因・経過などにつきましては、教職員が児童・生徒や保護者に寄り添いながら相談、面談を行った結果を、学校から定期的に報告を受け、把握しているところであります。

次に、不登校児童・生徒や保護者に対する、学校の指導についてであります。

スクールカウンセラーの活用や学校全体で情報共有を行うなど、支援体制を構築し、児童・生徒や保護者の意思を尊重しながら支援に取り組んでいるところであり、県の適応指導教室の利用や学校への短時間登校など、状況に応じた支援に努めております。

次に、学校や保護者の教育機会確保法に対する把握と周知についてであります。

不登校の子どもたちへ多様で適切な教育機会の確保を目的とした、いわゆる教育機会確保法は、昨年制定されたものであります。市教育委員会では、校長会においてこの法律について説明し、周知を図ってきたところであります。また、保護者に対しては、不登校に対する学校からの指導、相談の場を活用して必要な情報の提供に努めております。

次に、市内フリースクールの状況把握についてであります。

フリースクールの中には積極的に情報を発信していないところもあり、現時点で市教育委員会が把握しているフリースクールは、市内で3カ所あると承知しております。また、16名の児童・生徒が利用していると市では捉えております。

なお、フリースクールの人的体制や経営状況につきましては把握しておりません。

次に、教員の負担と部活動の指導について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教員の負担増の要因についてであります。

教員の多忙化については、本市のみならず、全国的な課題となっており、校務分掌にかかる業務や出張・研修会への参加、部活動の指導のほか保護者対応などの要因が挙げられております。

次に、小学校における英語の授業開始による負担増への対策についてであります。

来年度からの小学校の外国語教育の導入に当たり、外国語指導助手の増員や外国語教育のコーディネートをを行う指導員の配置を検討しており、円滑な外国語教育の導入と教員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、市が配置する補助教員と正規教員の職務内容の違いについてであります。

学校教育活動は基本、県から配置される教職員が行うものとされており、市が配置する補助教員は、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導や支援をとおして、学校教育活動の充実を図るため、配置しているものであります。

なお、県内他市町村と比較いたしましても本市は手厚い配置となっております。

次に、部活動指導員の任用状況についてであります。

部活動の円滑な運営と教職員の多忙化を解消するため、県において創設された運動部活動顧問任用事業による部活動指導員の任用状況につきましては、須玉中学校におきましては女子ソフトテニス部、高根中学校 男子バレーボール部、長坂中学校 卓球部、小淵沢中学校 サッカー部、それぞれ1名を任用しており、部活動の指導に当たっているところであります。

次に、部活動指導員の任用による効果、検証についてであります。

対象校への聞き取り調査を行ったところ、部活動指導員が主体的に指導にあたることで、学校行事の準備や校務に時間を割くことができるようになったなど、教職員の負担軽減に効果が上がっているとの報告を受けております。

次に、部活動での過剰な指導についてであります。

部活動は、学校教育の一環として、学校長の管理監督の下、顧問が部員である生徒とコミュニケーションを図りながら、それぞれの活動目的に沿った適切な指導に取り組んでおります。

次に、多様な教育のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、南アルプス子どもの村小学校のような学校についてであります。

学校法人きのくに子どもの村学園「南アルプス子どもの村小学校・中学校」は、県の認可を受けた私立の小中学校であり、認可に基づいて県の指導の下、経営が行われているものと捉えております。

次に、統廃合によって利用しなくなった校舎の再活用についてであります。

統廃合により閉校となる学校施設については、市または地域による活用策を検討し、活用計画がない場合には、普通財産として広く利用者を募ることとしております。

次に、多様な教育の受け皿が地域の魅力につながることにについてであります。

独自の教育理念の下、義務教育制度にとらわれない教育を行っている団体もありますが、わが国においては日本国憲法の下、教育基本法や学校教育法により9年間の教育が義務付けられていることから、市教育委員会としては原っぱ教育の充実を図りながら、魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、多様な教育スタイルや子どもの受け皿となるものに対する市の支援についてであります。

教育機会確保法においては、自治体と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童・生徒に対する支援を行う取り組みが求められておりますが、具体的な支援策などは示されておらず、この法律の施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等のあり方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとされております。

このため、国や県、他の自治体の動向等も注視しながら、関係団体との連携や支援について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第4次行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、定員適正化計画と人事評価制度についてであります。

第4次行財政改革大綱では、限られた職員で効果的な行政運営を進めるため、第3次北杜市定員適正化計画に基づき、計画的に職員数の削減を行うこととしております。

職員数の削減については、人事評価結果による削減ではなく、退職者の人数と新規採用の職員数との調整により目標を達成していく予定であります。

また、定員適正化計画に基づく定員管理にあたっては、引き続き事務量、年齢構成等に配慮した適正な人事配置等により、職員の過度な負担にならないよう努めてまいります。

次に、人事課の設置についてであります。

人材育成を含む人事管理の充実は、今後、ますます重要になると認識しておりますが、引き続き、組織再編と合わせて検討することが望ましいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

第4次行財政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本庁と各総合支所のあり方と公共施設等総合管理計画との連動についてであります。

将来を見据えた効率的かつ効果的な行政運営の推進のため、北杜市公共施設等総合管理計画および北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針を策定しましたので、公共施設の機能および役割等の視点から総合的に検討してまいります。

次に、自治体クラウドの進捗状況についてであります。

市は事務の効率化を図るため、県や他市町村と事務の共同化を進めており、山梨県総合事務組合が主導する研究会に参画しております。

現在、基幹系システムについて、共同化の研究を始めており、研究会によるアンケート調査、各自治体のヒアリングなどが実施されております。

次に、指定管理者制度の導入効果の検証についてであります。

検証の目的については、制度導入の目的である住民ニーズへの対応、民間ノウハウの発揮、住民サービスの向上、経費削減などへの取り組み状況や効果を評価することです。

なお、検証の具体的な方法については、現在、指定管理者との意見交換を通じて整理しており、今後庁内で検討していくこととしております。

次に、報告書の改善についてであります。

報告書については、年2回、提出をいただいておりますが、ヒアリングも実施し、その都度取り組みや収支の根拠を確認していることから、現在、内容の変更は考えておりません。

なお、第4次アクションプランに基づき、制度導入効果の検証などを踏まえながら、より分かりやすいものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、各施設の実態調査や改善指導についてであります。

改善指導等については、現地調査やヒアリング時の指摘や指示、また評価後の業務改善指示など、簡易的な方法から地方自治法に基づく処分性のある方法まで、事案の重要度に応じてその都度行っております。

なお、個々の施設においては、当該施設の所管課が指導助言等を随時行っております。

例えば、アグリブルむかわに対しては自主事業の取り組みの推進、おいしい学校に対しては経営体制の強化、そば処いずみに対しては新たな取り組みに向けた提案、温泉施設に対しては広報宣伝活動の強化など、それぞれに指導助言を行って管理運営の適正化に取り組んでおります。

次に、北杜市地域公共交通網形成計画策定に伴うワークショップについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワークショップ開催時の資料などについてであります。

ワークショップとは、一般的な説明会や討論会とは異なり、参加者同士が異なる視点等から、意見等を出し合い尊重の上、解決策等を導き出していく手法であり、主催者等が誘導するものではありません。

市民ワークショップは、市民アンケート等の移動実態をもとに、4エリアごとに3回の開催を予定していることから、限られた時間内等で効果的かつ趣旨に沿った簡潔な情報提供としてまいりました。

第1回目のワークショップにおいては、情報提供資料に関し、一部参加者のご理解が得られなかったことから、開催地区の地域特性や進め方等を考慮し、情報提供資料の説明順番等の変更を行ったところであり、現実の情報として適切であると認識しており、削除したものではありません。

次に、全市的な方針とは、どのように決められたのか、マスタープランの説明についてであります。

第1回ワークショップ開催時に情報提供として配布した資料の一部である、全市的な方針については、法定協議会である北杜市地域公共交通活性化協議会において、議論したものであります。マスタープランは、現在計画策定中の北杜市地域公共交通網形成計画であります。

次に、メンバーは地域の代表者なのか、権限は、地域公共交通会議との整合性についてであります。

ワークショップのメンバーは、広く公募し自主的に参加した方々であり、持続可能な地域公共交通に危機感等を抱いている方々と認識しております。

地域公共交通会議は、道路運送法施行規則に基づき、料金設定、停留所等を協議する組織であるため、北杜市地域公共交通網形成計画策定に直接かかわることはありません。

次に、マスタープランでの幹線と支線の考え方についてであります。

地域公共交通の幹となる路線を幹線。幹線を補完する路線を支線とし、検討材料としての、一般的なモデルであり、具体的なものをお示ししてはおりません。

次に、どのようなアイデアがあったかについてであります。

開催4地区ごとおよび町ごとに、地域公共交通のあり方等について、活発に議論されているところではありますが、ワークショップの趣旨等から現段階においてお答えすることは、適当でないと考えております。

次に、デマンドバス導入の結論になった場合の対応についてであります。

デマンドバスは、平成21年10月から平成25年3月末まで、実証運行等を行っており、北杜市地域公共交通会議や議会でのご審議をいただく中で、継続運行を断念したものであります。

なお、現在、計画策定中でありますので、仮定の結論を前提としてのお答えはできませんが、地域公共交通網形成計画の策定の趣旨に沿って対応してまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電設備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、検討委員会の今後のスケジュールについてであります。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会については、本年9月1日に設置要綱を告示し、これまで2回会議を開催しております。

今後については、市内の太陽光発電設備の設置状況を視察し、課題やあり方等について議論する予定としており、今月26日に視察を実施することになりました。

なお、検討委員会においてご議論いただく中で、議題、スケジュール等を決めていただき、市が誘導するものではないと考えております。

次に、検討委員会決定事項をその都度市へ申し入れることについてであります。

北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱第1条および第3条に則っているものであり、検討委員会において決定された事項であれば、差し支えはないものと考えております。

次に、検討委員会とまちづくり審議会との関係についてであります。

北杜市まちづくり審議会については、北杜市まちづくり審議会条例に基づき、まちづくり計画および景観計画、その他計画の推進に関し必要と認める事項に対し、市長が意見を聞く諮問機関であります。

したがいまして、諮問すべき事案となった場合は、北杜市まちづくり審議会のご意見を伺うことになるものと考えており、まずは検討委員会においてご議論いただくものであると考えております。

次に、学識経験者の選出方法についてであります。

学識経験者の選定に当たっては、再生可能エネルギー発電事業、地球温暖化対策、法令等に関し精通する方を基準に選考し、委員就任の依頼を行ったものであります。

次に、太陽光発電設備の認定および設置の情報の把握および活用についてであります。

認定情報は、新制度の認定を受けている発電設備または新制度への移行手続きが完了している発電設備について、資源エネルギー庁が本年9月から順次公表しているため把握しております。設置にあたっては、北杜市景観条例および北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく届出の受理等により確認するとともに、現地確認を実施し、届出書に記載された内容や事業者等の責務における取り組み状況等に活用しております。

次に、職員の増員についてであります。

現在、まちづくり推進課において、嘱託、臨時職員を含め7名の体制で、分掌事務である太陽光発電設備設置指導に関することに基づき、届出書の受理、指導、現地確認などを行っております。

このほか、設置に当たって該当する関係法令を所管する部局との連携を図り対応しているこ

とから、現在増員の考えはありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、八巻須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（八巻利博君）

栗谷真吾議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

地方創生事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、増富地域の事業中止等の事実、その場合の理由、市の考えについてであります。

本事業については、増富地域再生協議会への委託事業として、昨年度から地域の方々が実施しているものでありますが、本年10月、協議会から交付金事業を終了したい旨の相談があったところです。

市としましては、交付金事業を進めていくのであれば、引き続き地域の協力のもとに進めていくべきであるとの考えであることから、協議会に対し事業継続の依頼をしたところではありますが、これが難しいのであれば、今後の事業の方向性について再検討しなくてはならないと重く受け止めております。

現在、その内容を整理しつつ、本年度を含む事業の進め方等について、国、県等の関係機関と調整しているところであります。

次に、健康科学大学との協定、国との関係の影響についてであります。

現在、本年度を含む事業の進め方等について、国、県等の関係機関をはじめ、健康科学大学等の関係者とも調整中であります。

次に、予算執行についてであります。

現在、今後の事業の進め方等について、国、県等の関係機関とも調整中でありますので、本年度の予算執行については、その調整結果を踏まえ、協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君の再質問を許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

では、項目ごとに質問をさせていただきます。

まずはじめに、不登校児童・生徒の対応についての再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で教職員が児童生徒や保護者に寄り添いながら相談、面談を行うということの答弁がありましたけれども、この寄り添うというのは具体的にどういうことを指すのか教えていただきたいです。実際、教職員の対応がつかなくて直接的に連絡をしてほしくないということで、保護者が連絡を拒んでいるケースも市民の方から聞いたことがあります。

併せて、先ほど市は状況の把握をしているということでの答弁でありましたが、把握をしているだけで、これは指導・助言等は行わないのかということですね、こちらの見解をお聞かせいただければと思います。

それと不登校児童・生徒や保護者に対して学校はどのような指導をしているのかという点に

対してですが、先ほど答弁の中では県の適応指導教室の利用の支援に努めているということで答弁がございましたけども、この適応指導教室というのは、あくまでも学校に戻すことを前提に設置されているものですので、市としては子どもたちを学校に戻すことを前提とした支援を行うのかという認識でいいのか伺います。

子どもたちは学校に戻りたくないとか、もしくは戻れない児童・生徒ですね、必ず少なからずいると思うんですよね。ですので、そういった子どもの居場所が必要になってくるかと思いますが、こちらの見解をお聞かせください。

それと教育機会確保法の法律を校長会の中でお伝えしているということで答弁がありましたけれども、この校長会の中でどのように周知をしたのか、教えてください。単にお知らせをただけなのかということをごちょっと知りたいです。

やっぱり現場の教職員や子ども、あとは親に周知させていかないと意味がないように感じるんですが、この点をお聞かせください。というのも学校に行きたくないけど、無理して通っている子がいるということも市民の方から聞いています。そうした子どもや親にこそ、このような法律があることを知らせるべきと考えるんですが、見解をお聞かせください。

あとはフリースクールの状況ということで答弁をいただきましたが、市内に3カ所あるということなんですけども、こちらの3カ所は具体的にどこになるのかということをごちょっと教えていただきたいのと、子どもの人数が16名ということで答弁をいただいておりますが、これはどのように調査をして人数のほうを把握したのかということをお答えいただければと思います。

ちょっと質問が多いですが、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の、ともに歩む会の再質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒の対応について、4項目ほど質問いただきました。

はじめに寄り添うとはどういう意味かということと、不登校児童・生徒および保護者への対応、指導・助言についてであります。

まず、寄り添うということですけども、児童・生徒は一人ひとりの個性が異なることを常に意識しながら、具体的な相談や指導の方法について、児童・生徒側に立った配慮に努めながら対応を行うことだというふうに捉えておりますし、そのように学校現場においても携わっているところであります。

次に、不登校児童・生徒および保護者への対応、指導・助言についてであります。不登校児童・生徒が学校外の施設に通う場合は、家庭にいる場合であっても学校は関わりを継続することが重要だというふうに考えております。このことから学級担任等の教職員が児童・生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うなど、相談や指導、児童・生徒や保護者が必要とする支援に努めているというところでございます。

2項目めでございますが、適応指導教室の支援は学校へ戻すということで解釈していいのかというようなご質問かと思っております。併せて学校へ戻りたくない、戻れない児童・生徒への居場所をどのように考えるかについてであります。

まず、適応指導教室は不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の充実、

それから基本的な生活習慣の改善等のための相談指導を行うことにより、学校復帰を支援し児童・生徒の社会自立に資することを目的に設置された施設であります。目的に応じた適切な支援に努めているものと捉えているところでございます。

次に、戻りたくない、もしくは戻れない児童・生徒の居場所をどのように考えるかにつきましては、不登校児童・生徒の意思を十分に尊重し、その状況によって休養が必要な場合もあることも留意しつつ、学校以外の多様な、適切な学習活動の重要性も踏まえながら、個々の状況に応じた支援が必要というふうに考えているところでございます。

3項目めではありますが、教育機会確保法を校長会でどのように指導したか、それから学校から子どもや保護者に対して、周知をさせないと意味がないのではないかというご質問かというふうにお伺いしました。

校長会では法律の趣旨を説明し、児童生徒それぞれの事情に応じた支援をお願いしたところであります。また、指導を通じ不登校に対する考え方や、学校の取り組みとして不登校にならない魅力あるよりよい学校づくり、きめ細かく柔軟な取り組みなどを指導するとともに国から示されております不登校児童・生徒が学校以外の公的機関や民間施設において相談・指導を受ける場合の指導要領上の出欠席の取り扱いについても指導を行ったところであります。

なお、この法律は学校以外の学習を義務教育として認めたものではありませんので、学校に行かないことを助長することも想定されますので、子どもや保護者に対して積極的な周知は行っておらないところでございます。

次に、市内のフリースクール3カ所を具体的にというようなことでございました。

市教育委員会が把握している市内のフリースクールは一般社団法人 八ヶ岳サドベリースクール、それから不登校の子どもたちの居場所「ひなたぼっこ」、オルタナティブスクール八ヶ岳まあるい学校の3カ所を把握しているところでございます。

それから、どうやって調査したかということでございますが、フリースクールに通う児童生徒数は、学校からの報告によって把握しているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

では、再々質問をさせていただきます。

現場の教職員の方にそれぞれの子どもたちへ指導・助言をしているということで、先ほど答弁をいただいたかと思うんですけども、市は、では何のために把握をしているのかというのがすごく気になっていて、何か過剰な状況になってから指導・助言をするということなのかというのをお聞きしたいです。要は何か起きる前に、こちらのほうで何かしら歯止めとなるようなサポートをしていかないと、何かあってからでは子どもたちが学校へ通えないというか、健やかに成長できなくなるような気がするの、そういったところのきめ細やかなサポートを市がしていく必要があるのではないのかなというふうに感じますので、その点について再度お聞かせください。

それと教育機会確保法を校長会で趣旨説明をして、個々に指導をするように伝えたということでしたけれども、僕自身、不登校になってしまった親御さんに伝えることも大事なんですけ

ども、やはり不登校になっていない親御さんたちにも伝えていく必要があると思っていて、要は不登校に対する変な偏見が根付いてしまう。学校に、ちょっと参考になるんですけども、文部科学省の初等・中等教育局長という方が平成28年に出した通知があるんですけども、これが「不登校児童・生徒への支援のあり方について」という通知なんですけども、不登校とは多様な要因背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならない。このような通知を出しているんですけども、なので、不登校というのは特に問題行動ではないということと文部科学省は公式に伝えているわけですので、そういった不登校イコール悪だみたいな、そういった風潮が学校内とか、地域内に広がらないようなサポートというか、周知をさせていく必要があるかとは思いますが、そういったことを情報として伝えていく必要があるのかどうかということで、市の見解を伺います。

フリースクールの件なんですけども、子どもたちの居場所ということで、12月3日になるんですけども、開催されたんですけども、チャイルドほくとというところの主催の「子どもの根っこは遊びで育つ」という講演会ですね、これは市長も足を運んでくれたんですけども、その講演会の講師である天野秀昭さんという方も関わっているんですけども、神奈川県川崎市のフリースペースえんという施設は、子どもたちの居場所になるんですけども、市が公的に支援をして積極的に苦しんでいる子どもたちをサポートしているんですけども、北杜市にもまったく同じものをつくれというものではないんですけども、子どもたちの居場所づくりをしている市内の団体の方たちと、まずは話し合いの場をもって、ぜひ現場に足を運んでいただいて、現状の認識ですとか、実態の把握に努めてほしいと思っています。

困っている方へ手を差し伸べていくことが、私は市長が掲げる愛でつながる北杜市になるのではないかと考えています。ぜひ長年、教育に関わってきた市長の見解を聞かせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

まず、不登校対応に対する教育委員会の対応はというようなご質問かと思えます。

教育委員会では、先ほど校長会に説明をさせていただいたというお話をさせていただきました。当然、市の教育委員会も学校と一体となって学校からの要請等も受けながら指導主事等が学校と連携をして対応に当たっているところであります。

次に、2つ目のご質問でございますが、周知の部分でございます。しっかりと不登校になる前の子どもであったり、保護者に周知すべきではないかというご質問でございますが、先ほど再質問でも答弁させていただいたとおり、私どもとしましては、学校へ行かなくてもいいというようなことを助長するようなことになっては適当でないと。教育長答弁でもあったように、義務教育については憲法、それから教育基本法、学校教育法等で普通教育を受けるというのが規定されておりますので、私ども教育行政の立場としましては義務教育をしっかり受けていただくというような指導対応をしていく必要があるかというふうに捉えてございます。

それから3つ目のご質問ですけども、市内にあるフリースクール関係者との話し合いを持つような機会を設置したらいかがかということでございます。

これにつきましては、今回の教育機会確保法に規定もされてございます。私どももぜひそう

いった機会が持てればというふうに思っているところでございますけれども、いずれこの法律の目指している部分になるかと思いますが、しっかりと普通教育、義務教育である普通教育を尊重しながら、子どもたちに教育をしていくという部分がまず前提にあるものと捉えておりますので、関係団体、関係機関の皆さんとお話するときもぜひそういったことに理解をいただきながら、お話しができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございました。では、次の項目の質問をさせていただきます。

教員の負担と部活動の指導についての再質問をさせていただきます。

市内においては補助教員の配置を行っていて、他市町村と比較しても手厚い配置が行われているものということで、ご答弁がありましたけれども、たしかにそういった意味で手厚い配置をしているというのは評価できる部分ではあるんですが、とはいえ、いわゆる過労死ラインの80時間を超えている職員も現在いるという状況を伺っているんですけども、そういった実態が市内でどのようになっているのかというのを教えていただけたらと思います。

それと部活動の指導員を導入したことで一定の効果があったということで報告を受けている答弁がありましたけれども、であれば来年度以降、今後に対してもそういった補助指導員を増やしていくつもりがあるのか。また、増やしていく場合、部活動指導員の採用基準はどういったもので、誰が採用の判断をするのか伺いたいと思います。

それと部活動の指導員についてですが、先ほど適切な指導に取り組んでいるという答弁がありましたけれども、適切な指導というのは一体どういったものなのか、いまいち理解できないのでこの答弁をお願いします。

先日、中学校のバスケットボールの試合を見に行っただけですけども、生徒に対して非常に厳しい指導をしている現場を目撃したんですね。これが果たして適切な指導と言えるのかというのをすごく首を傾げてしまいました。そういった現状に対して、実際に苦しいという子どもの声も耳にしています。だけど、先生が怖くて声をあげられない、そういった声も聞こえているんですけども、そういった状況に対してしっかり調査とか、もしくは対策などを検討する予定があるのかということ、こちらの答弁をよろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の、ともに歩む会の再質問にお答えします。

教員の負担と部活動の指導について、3点ほど大きく再質問いただいたものと捉えてございます。

まず正規職員、補助教員が手厚く配置される中で長時間の勤務にあたる職員の実態についてというようなことであったかと思えます。

市内の小中学校における職員の勤務実態については、把握がされておられません。なお、文部

科学省が昨年度実施した全国の800校を抽出した勤務実態調査によれば小学校で33.5%、それから中学校で55.7%の教員が過労死ラインの目安とされる、おおむね80時間を上回って時間外労働をしているというような公表があったところでございます。

学校におきましては、学校長等の管理職員が管理監督のもと勤務時間の適正な運用や多忙化の改善に向けた取り組みに努めているところであります。

それから2点目でございます。今年度から部活動指導員を配置したということで、今後、増やすような考えについて、それから採用する場合の基準についてというようなご質問だったかと思えます。

まず、今後の対応ですけれども、今後につきましては、学校の状況により適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

それから増やしたりする場合の採用の判断であります。部活動指導員の採用につきましては、市の規則で定めて、その要件に該当する者を校長から推薦をいただきまして教育委員会が任命しているところでございます。

その要件であります。4点ほどございまして、教員免許を有する者、それから日本体育協会が定める指導者資格を有する者、部活動や地域のスポーツ活動で指導経験を有する者、最後になりますけれども、技術指導が可能と認められる20歳以上の者というふうに規則で定めるところであり、こういった規定をもとに学校から推薦を受けておるところでございます。

それから3点目のご質問でございます。部活動における適切な指導とはということで、バスケットの試合を見た折に、行き過ぎた指導というものを目にしたというようなご質問であったかと思っております。

部活動は学校教育の一環として行われておりますので、教育目標や教育方針を踏まえまして指導を行うことが適当だというふうに、まずは考えております。

ご質問で挙げていただきました事例につきましては、教育委員会のほうでは把握しておりませんが、日々の活動の中で顧問が部員との信頼関係のもと、試合等においては選手のモチベーションを鼓舞する上で必要に応じた声掛けなどをする場合もあるものと捉えております。ただ、行き過ぎた指導や暴言については慎むものだと考えておりますので、そういったことが見受けられるのであれば、教育委員会として、しっかり指導してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

では再々質問になりますが、僕が泉小学校のコミュニティスクールの会議のときに、傍聴した際に配られた資料ですと、一部において過労死ラインを超える実態があるという旨の報告が実際にあったんですね。ですので、市内においても把握はされていないということですが、そういう実態があるということですので、まず現状の把握が必要になってくるかと思っておりますので、ぜひそういった部分の調査等をしていただいた上で、今後そういったデータの公表みたいなものをいただきたいなと思っております。その見解をお聞かせいただければと思います。

それともう1点、部活の指導に対してですが、たしかに運動部に対しては厳しい指導というのがあるのはやむを得ないというか、個人的にはあまりいいとは思わないんですけども、そう

いった実態があるというのは認識しているんですけども、子どもに聞いた話では部活で苦しいと言っているのは運動部ではなくて、文化部で苦しんでいる子どもだったんですね。その名前は当然言えないですけども、吹奏楽で頑張っている子がやはり教員の過剰な指導で苦しいということで話を受けました。

学習指導要領にも記載があるんですけども、部活動は学校教育の一環ではありますが、あくまでも教育課程外の活動だと認識しています。生徒は自主的・自発的な参加によって行われるはずにもかかわらず、部活は辞めてはいけない、そういったような妙な義務感や責任感で苦しんでいる生徒が実際にいるという声を伺っています。そういった意味で部活動の意義というのは一体何なのかというところを再度、考えていく必要があると思っていますので、ぜひ実態の把握ですね、あとそして本当の意味で適切な指導をしてほしいと感じているんですが、この点の見解をお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、先ほどの再質問の折に市内の実態を把握していないというようなことで、今後、状況を把握した中でそういったものを公表していただきたいというお話であったかと思えます。

これにつきましては、新聞等でも国等においてタイムカードを置くなり、実態の把握に努めていこうということも触れられておりますので、県の指導等も仰ぎながら状況把握ができていければいいかなというふうに思っております。状況が確認されたときには、お知らせさせていただければと思っております。

それから2点目の部活動でございます。部活動の行き過ぎた指導という部分でございますけれども、先ほどの答弁でもお答えをさせていただいたとおりでございます。教育委員会としましては、学校教育の一環として部活動が行われているものとして理解しているところでございまして、指導にあたっては、先ほどの答弁のとおり顧問、それから部員が信頼関係のもと、しっかり部活動を行っていくということが、まずは重要であると考えてございます。

バスケットの話もありましたけども、文化部においてもそんなような声が聞こえるということで、同じように文化部であれ、顧問と生徒がしっかりとコミュニケーションを取りながらやっていくことがまずは適切、必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

いろいろとありがとうございます。ちょっと時間が予定よりも遅くなってしまって、スピードアップしていきます。

次は、多様な教育のあり方について、お聞きいたします。

子どもの村小中学校のような学校を、市はどのように考えますかということでの答弁だった

んですけども、ちょっとちゃんと答弁をいただいていないような認識でいたんですけども、世の中が変化し、多様化してくれば子どもも親も変化して、当然多様化してくるわけですよね。その変化や多様化に公立学校、これが付いていけないような印象を受けています。です。で結果として学校に行きたくない子どもというのが存在して、彼らが不登校と言われてしまうのではないかなど。当然そういった理由で不登校と、それ以外の理由で不登校になる子もいるんですけども、そういった現状があると認識しています。

不登校は、言い方を変えると登校拒否という言い方もされるかと思うんですけども、要は登校を拒否する原因が必ずあるわけですので、その原因をまずしっかり見つめる必要があるかなと感じています。そうした時代背景から、このような学校が生まれたんだと思いますが、要はその点について、市はどう考えるかというような質問をしたつもりですので、その見解を再度伺います。

それと廃校の校舎の利用についてですけども、今後廃校になる高根清里小学校と高根北小学校についてですが、現時点でこちらは何か活用の案があるのかどうかというのをお聞かせいただければと思います。まだ、その検討の余地があるというのであれば、こういった学校を利用するというのもやぶさかではないのかというふうに感じています。

今、生徒数がどんどん減少してきている状況の中において、この子どもの村小中学校は入学希望者が定員を超えているというような実態があります。これはすごく地域にとっては、とても大きなメリットになると思うんですけども、こちらはどのように考えるか、2点お聞かせください。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

栗谷議員の再質問にお答えします。

多様な教育のあり方について、2点ほど再質問をいただきました。

まず1点目ですが、不登校になる児童生徒、もしくは拒否をするというような意味合いで、多様な教育のあり方についてということであったかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、教育行政に携わります市の教育委員会としましては、教育基本法、それから学校教育法で定める普通教育、一般にいわれます義務教育をしっかりとやっていくということで、そういった子どもが発生しないように魅力ある学校づくりというものに努めていくべきだと考えてございます。

それから2点目になりますけども、学校統合により廃校になる学校の活用について、何か現時点で計画があるかということでございます。

現時点においては、特に計画は持ち合わせておりません。活用につきましては、今後地域ともお話し合いをさせていただきながら、検討していくというような状況でございます。

それからもう1点、多様な教育の受け皿が地域の魅力につながるのではないかと、3点目の質問についてであります。

教育機会確保法は、不登校になる児童・生徒への教育の機会を確保しようとするものでございます。教育委員会と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完しながら不登校児童・生徒に

支援を行うことを目的にしているものと捉えてございます。

こうした民間の活動を地域の魅力として評価するというのは、難しいことだというふうに考えますし、適当ではないというふうに考えてございます。

再三、申し上げますけども、市の教育委員会としましては、原っぱ教育の充実を図りながら魅力あるよりよい学校づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございました。教育に関しては、ぜひ市内に住んでいる子どもたちが本当に健やかに生きていけるような環境をつくっていきたいという思いでいますので、ぜひ協力しながらやっていけたらというふうに思っています。長々ありがとうございました。

次に、第4次行財政改革大綱について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、当初予算や決算の内容などを広報等で周知しているということで答弁をいただきましたけれども、広報紙へ掲載するのは当たり前ですし、ホームページへ掲載することも当たり前だと僕は思っています。それよりも、もう一步前へ進むべきだということで、今回質問をさせていただいています。

たしかに平成28年度に比べると読みやすくなりまして、その点はすごく評価できる部分ではあるんですけども、では市民感覚でそれが分かりやすいかと言われると、ちょっとそうとは言えないなというふうに思っています。

ニセコ町の予算説明書ですが、先日、財政課にもお持ちしたんですけども、誰が読んでも分かりやすい内容になっています。読みやすい表現とともに分かりやすい内容に変更することが必要だと感じますが、こちらの見解をお聞かせください。

それと電子自治体の推進についての再質問ですが、クラウド化を検討するという中で、たしかにクラウド化をすることによって業務の効率化でしたり、コスト削減などのメリットはあるかと思うんですけども、とはいえ、やはり情報漏えいの危険性というのがはらんでいるのではないかなと感じています。

かつて日本年金機構で125万件でしたか、情報漏えい事件が発生したわけですけども、そうした大きなリスクを伴う中で、それでも推進していきたいのか。そういった考えがあるのかというのを改めてお聞かせいただければと思います。

それと3点目ですが、指定管理の件ですね。例えばアグリーブルむかわなど自主事業の取り組みの推進ですね、これの指導・助言というのは当然されてきたわけだと思うんですけども、実際のところ、これは十分な効果が得られていないのではないかと、そのように感じています。そうした観点から考えると、やはり指導・助言だけでは足りないのではないかとこのように感じるんですが、その点について見解をお聞かせいただければと思います。

あと、そば処いずみにおいて、先ほどの答弁で新たな取り組みに向けた提案ということで答弁があったわけですが、これは具体的にどういった取り組みなのか、こちらのお答えをよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

栗谷真吾議員の第4次行財政改革大綱についての再質問のうち、2点について私からお答えさせていただきます。

まず、1点目は予算の周知のあり方についてであります。

これについては、またご意見を参考にして日々、年々、改良していきたいというところがあります。また、市民の皆さま方、多様な方がおられますので、またお分かりになる方がそれぞれ説明していただくなど、ご協力いただければよりありがたいと考えております。

それから2点目の電子自治体につきましては、ご指摘のとおりでありまして、情報漏えいも課題になってございます。当然、共同自治体27市町村で議論する中でもそういったご意見がございまして。それが故に検討・研究はしても、やはり情報漏えいの観点から難しいというようなものもあったと思っています。

いずれにしても、効率化と情報の管理というのは、これは難しいけれども両立させていかなければ行政システムの見直しということ、それから行財政改革につながっていきませんので、苦しいところではありますが推進をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

栗谷議員の再質問にお答えいたします。

指定管理の中のアグリブルむかわと、そば処いずみの関係です。具体的な指導です。

まず、アグリブルむかわですけれども、地域の方から開いているかどうか分からないというふうな声も聞きました。そんなことから、市でも毎月、実際に行ってみて実態調査を行うとともに具体的な指導とすれば、ちゃんと開設しているかどうか。それから施設の自主事業PRですね、もう少しPRをしてくださいよとか、あるいは実際の自主事業の内容へのアドバイスを行ってきました。例えば、武川町は米どころですから米粉を使ったレシピ、そんなふうな料理学習会だとか講習会を開いてということをやってきました。その結果、平成28年度に比べますと、自主事業の回数も増えて参加者も増えてきたというふうな状況でした。

次に、そば処いずみです。ここでの具体的な指導は、従業員が1人で今まで店舗を運営していたわけです。だけれども、それではかえってジリ貧になってしまうのではないかということから、お客さんへのサービスも含めて、もう少し従業員を増やして対応したらどうでしょうかというふうな指導をしてみました。

その結果、土曜日・日曜日は2人体制に、それから夏の繁忙期は3人から5人に、場合によつてですけども、そんなふうに従事するようになりました。その結果、サービスが向上したということでリピーターや利用客の増加につながったということで、平成28年の上期、平成29年の上期、これを比較してみますと13%ほどの利用客が伸びてきたというふうな状況であります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。では再々質問、1点だけ。

先ほどの予算書の件なんですけれども、参考までになります。先ほど紹介したニセコ町の予算説明書というものは、A4サイズになるんですけども、200ページを超えるボリュームになっています。本当に一つひとつの事業にかかる予算が細かく掲載されています。この冊子を作るために、では実際どのくらい費用がかかるのかということなんです。紙面の構成委託、こちらが29万円。そして冊子の印刷費が71万円ということで、合計で100万円の費用でやっています。これが2,400部発行なので、1部当たり415円という計算になりますね。これを北杜市に置き換えてみると、12月1日の時点で世帯数が約2万1,230世帯あるということです。1冊415円で掛けると、およそ880万円という予算になります。平成29年度の当初予算が279億円ということです。800万円という金額は大きいですが、予算規模でいえばごく少数でできて、しかもとても効果がある取り組みになると思うんですが、この点についてどう考えるか、再度お聞かせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

栗谷真吾議員の予算の周知のあり方についての再々質問について、お答えさせていただきます。

今、議員からご指摘ありました約880万円というのは、率直に申し上げまして高いかなというふうに感じているとともに、この予算の見せ方というのは非常に難しく、これは申し訳ありません、部長というよりは個人の解釈になってしまうかもしれませんが、200ページというのは相当なボリュームがあるように思っております。

提供する側としては、きちっとした様式で提供したいし、受け止める方々、例えば自分の生活に身近なところから予算を再編成した見せ方というのが、たぶん必要になってくるんだと思いますけれども、そうすると2つの作業が伴うということでもあろうかと思えます。

いずれにしても、今ご指摘いただきましたし、またいろいろな方々の幅広いご意見を聞きながら、より分かっていただけのが一番、私たちにとってありがたいことですので、普段の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

ありがとうございます。では次に、地上設置型太陽光発電設備について2点、伺います。

先ほどの答弁で、検討委員会の中で市が誘導するものではないということで答弁がありまし

たけれども、例えば今度26日に視察に行くことになったということで答弁がありました、実際に視察に行く際は市が見学バス等を仕立てるはずだとは思いますが、例えば検討委員会の中で決めたことであれば、例えばバスで行くのが困難なような狭い場所でも行くのかということですね。要はそういった中で、市が特に助言等をしないのかどうかというところを再度お聞かせください。

それともう1点、まちづくり審議会での審議は今の時点では考えていないということでしたけれども、ということは景観について地上設置型太陽光発電設備が現在のところ、特に北杜市では課題になっていないことから、議案にあがらないというような認識でいいのかということをお聞かせいただきたいです。

今回の検討委員会において開催時、冒頭の市長のあいさつの中では地球温暖化、エネルギー問題として再生可能エネルギーの重要性・有効性、またその課題などを踏まえ再生可能エネルギー発電設備の推進・規制について、また条例化の可能性も含めてさまざまな議論をしていただきたいという発言がありました。

この発言の中には景観に対する発言はありませんし、また学識経験者の選定においても景観の専門家、こういった方を選考するというは伺っていません。そういった観点から考えるとまちづくり審議会では景観に関しての太陽光の議論がなされるべきと考えるんですが、その点の見解をお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

栗谷議員の再質問にお答えいたします。

3点ほどいただいていると思います。

まず、1点目が視察場所に対する市の助言ということでございます。

これにつきましては、検討委員会において今回、視察するという、それから視察場所等につきましては、検討委員会において決定されたものでございます。そのために、市のほうとしましては、2時間30分程度で時間的にできないかというような打ち合わせ等は行っております。

それから2点目でございますけれども、諮問をしないということは課題がないかということでございますけれども、太陽光発電設備設置にあたって課題となっていたことから、まちづくり審議会に諮問をし、平成28年2月に北杜市景観計画の変更をしているところでございます。

また、それからもう1点のほうにつきましては、まちづくり審議会においても景観計画変更に関し、答申の際、今後関係法令等が成熟していく中で、住民からの要望や現状を鑑み改正が必要と認められた際は、改正に向け検討していただきたいなどの付託意見もいただいております。先ほど答弁しましたように、北杜市まちづくり審議会は諮問機関でありますので、まちづくり計画、それから景観計画などの見直しが必要となった場合については、当然ご審議をしていただくものと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

時間の関係もあるので、この件に関しては検討委員会の中で、私、委員なので発言等をした
いなどと思っています。

次、公共交通に関する時間がありませんので、すみません、地方創生事業の件について、
1 点だけ再質問をさせてください。

先ほども答弁がありましたが、増富地域再生協議会は市に対して事業の中止の理由をどのよ
うに報告しているのでしょうか、この点の答弁をお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

八巻須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（八巻利博君）

栗谷議員の再質問に対して、お答えいたします。

増富地域再生協議会からは交付金に頼らず、地域活性化に取り組んでいきたいなどの意向を
聴取しているということで、いずれにしても今後も事業の進め方等について、現在、国、県と
調整しているところであります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

質問はありますか。

○1 番議員（栗谷真吾君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

栗谷真吾君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君。

○1 2 番議員（原堅志君）

私のほうから第 4 次行政改革大綱について、本庁と総合支所のあり方についての関連質問を
1 点だけさせていただきます。

本年 3 月に策定されました公共施設等総合管理計画に義務的施設と、その他の施設と分類さ
れていますが、本庁舎は法律等で設置が義務付けられている施設であります。管理計画には北
杜市が今後、行う政策の根幹に関わる本庁の位置等についての考えが具体的に記載されてお
りません。渡辺市長はこの問題をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の第 4 次行財政改革大綱に関する関連質問について、お答えをさせていただきます。
す。

公共施設等総合管理計画における本庁の位置づけについての考え方であります。

これにつきましては、本日の議会においても説明をさせていただきましたけども、ご指摘の

とおり、本庁については義務的施設として位置づけられている。そしてまた、支所については再編等も含めるというような考え方で位置づけされております。

片や再三、申し上げさせていただいておりますけども、普通交付税の段階的縮減等、わが市を巡る行財政の事情は年々厳しくなっていくということは、もう明らかな状況になっております。そうした中で8町が合併し13年を経ようとしておりますけども、その地域の文化ですとか、集落の形成の程度を十分に踏まえながら、今の行政サービス、市民にとって必要なサービス、そして次世代に必要なサービスというものをまずは議論していきたい、そういった考え方で支所と本庁の機能役割の整理をまず、する必要があろうかと考えております。

片や先だって総務省消防庁からも通知がございましたけれども、今なお地震の恐れというのは、私たちは避けて通れないということでありまして、防災拠点となる公共施設についての耐震化というものはしっかり果たしていかなければいけない。年々、財政が厳しくなる中で本庁につきましても、暫定庁舎でありますけども耐震化を施させていただいたばかりという中において、議論をするのはいかがなものかということで当局、議会、先人たちでしばらくは先送りということの認識を共有しているという考えでありまして、その考えについて、なんら変わる場所はございません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

今、部長のほうからお答えいただきまして、一応、われわれの認識も暫定なのか、ここが決定なのかということは、先ほど来、議論になりますワークショップうんぬんについても非常に関わりがあるような問題、防災問題等についても非常に関わってくる問題だと思います。前白倉市長については、ここを暫定という形でわれわれもお伺いしております。現渡辺市長はそれについてどのようにお考えか、市長のお言葉でぜひお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

原堅志議員の本庁舎に対する考え方についての、再々質問についてお答えをさせていただきます。

前政権におきまして、その申し合わせがあったところでございますけども、再三説明をさせていただいておりますが、わが市を巡る行財政の状況というのは、非常にこれは厳しいものがございまして、その暫定庁舎に対する考え方についてもなんら変わる場所はございません。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

地上設置型太陽光発電設備についての関連質問を2点ほど、行いたいと思います。

まず1点は、先ほどの質問の中でも学識経験者の選任についてというようなことで、それぞれの、地球温暖化とかいろいろな関係の識者、そしてまた弁護士、大学の教授というようなことで4名、選任されているわけですが、10月24日の第1回の検討委員会が行われたのを傍聴しております、まず正副委員長を決めるにあたって、学識から出そうということでありましたけれども、3時間にわたって正副委員長が決まらなかったわけでありまして、そうしたことについて、お互いに、検討委員の皆さんにも、どうも4人の学識経験者の中ではこういう人がいいのではないかとというようなことであったけれども、ほかの考えの方もいたりして、約3時間にわたりまして、この1回目の検討委員会、言ってみれば激論をされたというようなことで、やっと決まったら1回の検討委員会は審議は行われないと。そんなようなことでどうも学識経験者の選考について、ちょっとほかの委員さんから疑問があるかなど。そんなことを私は一市民として傍聴して聞いていましたけれども、議員というようなことで今回も質問させていただきますけれども、このへんについての選考基準というのをちょっと、市としてのお考えはどんなことがあるかということ、これが1点ですね。

あと1点は、太陽光発電設備の認定情報を市は把握しているというようなこと、またその情報を活用しているというふうな答弁がございましたけれども、そのことを踏まえて、すでにこの事業計画の認定情報を把握していると思いますけれども、そのへんで、関連でご存じだと思いますので、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、すでに大泉町西井出地内に当然、10月12日の認定情報が公表されました、市でも把握しているということでございますので、当然ご存じだと思いますけれども、大泉町の西井出組と大泉町の谷戸組の組長名、両組で大泉大湧水の水源涵養地域の保全と太陽光発電施設建設反対に関する要望書というのが、渡辺市長に直接出されたと聞いております。その中で設置済みの施設も含めると16筆、約10ヘクタールにもわたる面積の山林に認定済みを取っているということが分かりましたが、両名からの要望を受けて今日までの市の対応については、どんなように進んでいるのか伺います。

そうしていきますと、こうした認定された場所が虫食いのように事業者が計画しているわけでございますけれども、林地開発の関係も当然出てくるとは思いますけれども、県の担当部署との連携も必要になるかと思えます。また、認定済みの予定されている山地は、唐沢川の流域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域にも隣接しておるわけでありまして、土砂災害が大変危惧されております。

ちなみに近年では、この地域は明治31年に西井出、原、谷戸地域を一緒に飲み込んだ、多数の死者を出すほどの土石流が発生しております。昭和34年には宮川、唐沢川下流にも土砂災害が発生している歴史がございます。

今日までこの案件について、市長に出された要望書等を踏まえて、県との対応をどのようにされているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤議員の関連質問にお答えいたします。

まず、1点目が学識経験者の選任ということでございます。

これにつきましては、先ほど答弁しましたとおり地球温暖化対策、太陽光発電システムなどに精通されている方を基準に選考しておりまして、問題はないものと考えております。

次に大泉町の西井出地区、谷戸地区からの要望の件でございます。

これにつきましては、大泉町の西井出区、谷戸組から大泉大湧水の水源涵養地域の保全と太陽光発電施設建設反対に関する要望書が今月12日に提出されたところでございます。

内容につきましては、大湧水北側の森林地帯を水源涵養地域として土地利用計画に明記し、重点エリアとして環境基本計画に位置づけ規制を行うこと。水源涵養の保全、土砂流出の防止、火災防止、水質汚濁の防止、土壌汚染の保全などが明確になっていないので、住民は大きな不安を持っており、建設の撤回を指導することなどでございます。

市といたしましても、要望内容等を十分吟味するとともに要望内容等が多岐にわたりますので、市のほうとしても担当課、それぞれ所管課とも連携を図りながら、県にも相談する中でご回答していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほど建設部長からも、どういう理由で出されているかということは、るる説明がございましたけども、こうした西井出組、谷戸組は建設の撤回というような表現で市に指導してほしいと要望をしていると思うんですけども、こうしたことを踏まえますと、やはり指導要綱で指導はなかなか難しいのではないかとというのがいろいろなところでの、裁判とかいろいろ踏まえますと思慮されるわけでございます。

そうしますと、やはり今、検討委員会で検討されている条例化も目指した、そうしたことが早急に結論づけられるのではないのでしょうかということで、そのへんについての、両組からの要望書に対する渡辺市長の現在のお考えがあれば、重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

齊藤功文議員の、関連質問の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように現状、現行法令等も踏まえる中でそれぞれ所管課等もありますので、そことも連携を図る中で、また県とも相談する中でご回答したいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに関連質問はありますか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、地方創生事業について関連質問をさせていただきます。

増富地域の地方創生事業については、12月15日の18時15分からYBSテレビがニュース番組で取り上げました。この報道のポイントは1. 130万円支出したと報告したが、うち40万円は使用していなかった。2. 増富地域再生協議会は今年の9月に総会を開き、事業の中止を決め市に報告した。3. 理由は増富地域再生協議会として交付金が多く地域の規模に見合わない。4. 北杜市によると現状のままでは、来年交付予定の2, 100万円は交付されない。この以上4つのポイントだと思いますけれども、どれも代表質問で通告した地方創生事業の事業中止の事実確認や理由に関連するものですので、ここで伺います。

まず、1点目についてです。報道後に私どもとしても聞き取り等をいたしましたけれども、それによれば備品の発注と支払いは平成29年3月末までに済ませたが、倉庫の設置が4月になった。その設置の段階で1台発注した予定が2台になっていることが分かり、現実に必要な倉庫は1台だけなので、1台分の約40万円はほかに必要なもの、具体的には暗くなってからも倉庫の出し入れができるように、センサー付きの照明などに変更してもらったということでした。市も確認していると思いますが今、申し上げたことに間違いがないかどうか、まず伺います。

それから、これについて今後、国との間でどのようなやりとり、報告がなされることになるか、伺いたいと思います。

先ほどの報道の2点目、増富地域地方創生事業が休止と報道されましたけれども、先ほどの答弁にもありますように、増富地域再生協議会からは事業を中止したいとはっきり申し出されたということも答弁で言われていますので、休止なのか中止なのか、ここで市のほうの見解を伺いたいと思います。

それから3点目、報道は増富地域再生協議会への交付金が多く、地域の規模に見合わないと伝えていますが、先ほどご答弁では自立ができるからということですので、これも何か報道とは違っているように思うんですけども、ここについても市の見解を伺いたいと思います。

あと4点目、北杜市によると現状のままでは来年、交付予定の2, 100万円は交付されない。このことは、市としてはということがたしか言われていたと思いますが、このようなことをYBSに伝えた事実があるのか、まず報道について伺います。

それから、すぐご期待をされたこの事業がうまく進まなくなった理由とか、プロセスというのは非常に重要なものだと思っています。年度途中でしたけども、国から認定を受けて、2月には市と健康科学大学等で連携を結び、市のバックアップもあって増富地域再生協議会が地域の再生や活性化の大きな期待と希望を持って、真摯に取り組んできた事業だと思っています。市も今年9月議会で、おおむね順調に進捗していると述べたにもかかわらず、今こういうふうな事態になっている理由というのが何なのか。先ほどの自立できたからというのは、とても納得できませんので、改めて市にも伺いたいですし、実は私、手元に1つ、資料を入手したんですけども、そのタイトルは「増富地域再生協議会 平成29年度第3回臨時総会資料」、9月14日に増富地域再生協議会の臨時総会で配られたものです。この資料で経緯等が説明されて、それを受けて事業中止を増富地域再生協議会として決めたと聞いていますので、非常に重要な臨時総会でもありますし、資料も大切なものだと思っています。

私はこれをその会議の場において配布を受けた増富に住む、一緒に会派活動をしていた元議員から受け取りました。この入手先を明らかにした上で、この資料について伺いたいと思いますけれども、資料には事業遅滞の経緯や理由、それから何カ月にもわたる経過等が掲載されてい

ます。市も当然、関係部局が出席していますし、報告も受けているでしょうから、この内容は承知していらっしゃると思いますが、まずその確認をさせてください。

それからこの9月14日からのこの間、この資料についての実事実誤認等の指摘というものは増富地域再生協議会にはなかったと、あったとは聞いていません。なかったと思いますので、ここに記載されている内容を、市として事実と認めているかどうかということを知りたいと思います。

それと資料がある6月から9月、さらにこの12月までの間という長い期間があります。この過程、このプロセスに市がどのように関わってきたのか。また、増富地域再生協議会をこの間、どのように支援してきたのかということを知りたいと思います。

実は、この資料には増富地域再生協議会のメンバーではない議員とか一般の人の名前も散見されています。例えば、増富出張所で行われた部局と増富地域再生協議会の事務局とか会長さんとの会議の出席者として一般の人が名を連ねていたりするんですけども、こういうことがどうして行われたのか、市としてはっきりと見解を述べていただきたいと思います。

資料の内容も踏まえて、増富地域再生協議会がこの事業を中止せざるを得なくなった理由について、皆さんに納得できるように説明していただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

本日の会議は、あらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。

石井総務部次長。

○総務部次長（石井悠久君）

野中真理子議員の関連質問にご回答させていただきます。

地方創生事業にかかるご質問だというふうに承知しておりますので、地方創生の交付金事業の取りまとめであります総務部のほうから包括的に、ご回答のほうをさせていただきたいと思っております。

何点かご質問をいただいております。漏れ等があったらご指摘いただければと思います。

まず、YBSの報道内容にかかる事実関係等でございますけれども、誠に申し訳ございませんが、今、そのYBSの報道内容にかかる事実関係につきまして、増富地域再生協議会から事情を聴取するなどして事実関係を整理しているという状況でございますので、確認に時間を要しておりますが、現時点でその事実関係について、ご回答できる状況にはないというところでございます。

具体的に国との調整はどのようにするかというところでございますが、これにつきまして、国との調整も今まさに現在進行形でやっているところでございます。国からまず事実関係の整理等を報告してくださいというふうに連絡がきているところでございますので、その事実関係が整理次第、国との調整を始めるというふうな形でございます。

あと休止なのか中止なのかというふうなところ、報道内容につきましては、すべてつぶさにわれわれ把握しているところではございませんが、少なくとも休止か中止かというところを申し上げますと、先ほど須玉総合支所長からご答弁させていただきましたとおり、10月に本市に対して、増富地域再生協議会は事業を中止したいという旨の相談があったという形で承知しているところでございます。

また、その理由についてですけれども、報道内容につきましては事業規模に合わない等である

が、その理由はどうなんだというところでございますが、こちらにつきましても、先ほどご答弁させていただきましてとおり、地域からはまずは自立して頑張っていきたいと。交付金に頼らずともやっていきたい等の理由も聞いておりますが、いずれにしましてもその理由も含めて、今、県、国と調整中、整理中のことでございますので、そのような形でご理解いただければと思います。

また、5点目です。報道内容にかかる市のコメント、2、100万円が交付されないかもしれないというふうなコメントにかかる事実関係はというところでございますが、少なくともそのようなコメントを市のほうでしたという事実はないというふうに、現時点では把握しているところでございます。

また、その理由等、本当のところの理由はどうなんだという形で、野中真理子議員のほうから言っていておりましたが、理由につきましては、先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、交付金事業に頼らずとも頑張っていきたいとの申し出が協議会からあったところで、市としてはそれを受け止め県、国と調整しているというところでございます。

また、どのような支援をやってきたかというところでございますが、増富地域再生協議会に関しては、これは地域の方で組織される任意団体でございます。当然、委託事業というところにつきましても、つぶさにすべてがうまくいくというものでもございませんので、平成28年の昨年度からやってきて、われわれとしましても適宜、増富地域再生協議会に対してはやり方、事業の進め方、もしくは事務処理の仕方等につきまして助言・指導、増富出張所、須玉支所、総務部のほうでさせていただいているところでございます。

あとは増富地域再生協議会の臨時資料につきまして、事実誤認等の指摘が今までなかったけれども、市のほうでその事実を認めたのかというところでございます。

増富地域再生協議会の資料につきましては、一義的には増富地域再生協議会のほうで作られる資料でございますが、それにつきまして、市のほうが事実誤認だ、もしくはこうすべきというふうな類の性格の資料ではないというふうに承知しておりますので、そのような指摘等がなかったからといって増富地域再生協議会の資料がすべて、市としての見解であるという形では受け止めておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは再々質問をします。

今の確認なんですけども、市としては報道の内容は詳しく分析、今、まだしている最中であると。だけれども、4点目の少なくとも来年交付の2、100万円は交付されないということは、市は言っていない。このことについては、市ははっきりと明確にそれを言えるということですね。要するにこの報道はある意味で、今、上の2点というか1点目については調査中だし、休止か中止かという意味では、はっきりと協議会は中止を申し入れてきた。それから理由も報道はこういうことであつたけども、市が、今言われたのは増富地域再生協議会から自立してやっていきたいと言われたということで、それぞれの内容が違うということで認識させていただいてよいのでしょうか、その確認です。

それから増富地域再生協議会の資料、臨時総会の資料にはいろいろなことが書かれています。私が一番問題にするのは長いプロセスがある。要するに9月の議会では順調にいったという答弁をされた。けれども実際には、増富地域再生協議会のほうから事業中止が申し出られた。それは例えば、先ほどの答弁で言われた自立していけるからということであれば、大変喜ばしいことであると思います。しかし、まだはっきり言って、去年、年度途中から始まったものですから、たった1年とかそういう期間で、国から7,200万円という決定がされた事業を皆さん喜んで始めたものを、たった1年、まだいろんなことをこれからやろうと、そういうところで、自立できるからいりませんということを、本当にそういうことが言えるのかなど。また、市もそれに対して、そうですかというふうに言えるものかといわれると、私たちとしてもその理由はとても納得できるものではありません。

また、この資料に長い経過の中でいろんなことがあったことが書かれて、それによって事業を中止せざるを得なくなったというプロセスが書かれていて、市もそれに、当然、後方支援は市の役割ですからやってきたと思うので、そこに関してどういうふうな支援をし、また何をやってきたかということは非常に重要だと思いますし、どうしてこの事業がうまくいかなかったかという理由はとても大事なことだと思いますので、ぜひ改めて伺いたいと思います。

私が聞いている限りでは、10月26日に副市長が市長の名代でしっかりと、その増富地域再生協議会からいろんな理由も聞いているし、それから今後の意向も聞いていると、副市長が聞いていると伺っています。そのときに増富地域再生協議会がどういうことを言われたのか、ぜひ副市長の口からも伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

野中議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

たしかに私が増富地域再生協議会に出向きまして、理由を聞きました。理由については、先ほどから答弁、繰り返しになりますけれども、交付金に頼らずに地域活性化に取り組んでいきたいという回答を得ました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

石井総務部次長。

○総務部次長（石井悠久君）

野中議員の関連質問の再質問にお答えさせていただきます。

まず確認的なことで、まず中止だということでもよろしいかというご質問があったと思いますが、われわれとしましては、繰り返しでございますが報道にあったものではなく、増富地域再生協議会のほうから事業を中止したいという相談があったということでございます。

また市のコメントとしまして、そのようなコメントをしていないということでもよろしいかというところにつきましても、そのようなコメントはしていないというふうに承知しているところでございます。

あとは、やめる理由につきましても先ほど副市長のほうから答弁がありましたとおり、地域活性化について自分たちで頑張っていきたいという旨等がございまして、市としましては、ま

ずこの事業は地域の方々にやってもらう事業でございますので、いわゆる地域の協力なしにはできない。つまり野中議員がおっしゃるとおり、当然この事業で増富の地域が活性化すればいいのはございますけども、地域がその事業をなかなか難しいという以上、市のほうでそれでもやれというふうな類の性質ではないというふうに感じるところでございます。

いずれにしても、増富の地域の活性化につきましては、地域の方々がこれからも頑張っていきたいというところでございますので、地方交付金の事業の有無にかかわらず、市としましては、後方支援のほうをすべきかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

この長い期間、プロセスにどういうふうに関わったかということを改めて聞いていますので、そこについては答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

承知しました。分かりますね。

石井総務部次長。

○総務部次長（石井悠久君）

すみません、答弁漏れがありまして恐縮でございます。

野中真理子議員の関連質問の再質問にご回答させていただきます。

長い期間にわたり、どのような形で市が関わってきたかというところでございます。

この事業は、繰り返しでございますが、地域の方々に地域の方が自ら考え実施していただく市としての委託事業でございます。そういった観点にいたしますと当然、市の委託が始まったときから、市としましてはその事業が適切な形で、地域で行われるかどうかというところで再三、助言・指導をさせていただいたところでございます。

この事業につきましては、複数年の事業というところではございますけども、当然その事業の執行状況、もしくは進捗状況につきましては、年度年度ごとでその進捗状況を確認しているところでございます。

例えば平成28年度につきましても、国のほうにその進捗状況をご説明させていただいた際には、やはりその地域の方々にやっていただくというふうなとき、核となる人材をどのような方にするか、もしくは地域の合意形成をどのように図っていくかということが課題であり、そういったところにかかって市のほうでは引き続き支援をしていきたい旨、国のほうには報告しているというところでございますので、そういった観点も含めて、市のほうは継続的に増富地域再生協議会のほうを支援させていただいたものと受け止めております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は5時10分いたします。

休憩 午後 4時54分

再開 午後 5時10分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、21番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

通告に従いまして、公明党の代表質問をさせていただきます。

2項目させていただきます。1項目めは、増富地区地域創生交付金活用事業について。2項目めは、国の補正予算対応についてでございます。

はじめに、増富地区地域創生交付金活用事業について質問を行います。

増富地区では、地方創生交付金の活用により増富地域再生協議会が北杜市より委託事業で平成28年から平成30年の3年計画の予定で総額約7,700万円の事業が内閣府で採択され、事業に取り組んでいるところであります。

9月決算特別委員会では「一部の諸帳簿に追加で記載する必要がある事項があったことから先般、指導したところであります」、さらに本会議におきましては「本年度は昨年実施した事業をさらに発展させていくことを考えております。これらの事業は、おおむね順調に進捗しておりますが、総合戦略に掲げる事業の着実な推進により本市の地方創生に取り組んでまいります」と答弁しております。

しかし、平成29年8月29日付け開示請求決定通知書、同8月28日および9月15日、住民監査請求および監査結果、11月13日、開示請求決定通知書、増富地域再生協議会事務局が配信したフェイスブック、拡散されたブログ等、情報誌に掲載された記事、さらに12月17日に放映されましたテレビ放映などを総合的に判断いたしますと、答弁とは逸脱しており、到底容認できるものではございません。

以上の資料を主な根拠として以下、質問いたしますが、開示請求ならびに住民監査請求以外の資料は添付をさせていただきました。それらについては、執行部はすでにご承知でありますし、これはあくまで交付金でございますから、それを県に報告し、そして国へ報告があり、またそれが返ってきて交付金が決定しているわけでございますが、すべては推進交付金ということでございますので、承知ということでよろしくお願いをいたします。

1. 事業費の使途ならびに会計処理に問題はないか。
2. 諸帳簿は、指導のとおり整備されているか。
3. 増富地域再生協議会、ならびに事務局2名への指導内容、日時について。
4. 増富地域再生協議会事務局2名に関わる公共施設内、住所登録について。
5. 住民監査請求、棄却の根拠について。これにつきましては、代表監査委員にお願いいたします。

6. 平成29年度、平成30年度事業の取り組みについて。

次に国の補正予算対応について、お伺いをするところでございます。

衆議院選挙が終わり、第98回内閣が発足いたしました。選挙公約に教育、子育て福祉、復興等をキーワードに掲げ、国民の審判を仰いだ政府与党が、このたび2兆円ともいわれる補正予算に取り組もうとしております。生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かおうとしているところでございます。

そこで以下、質問いたします。

1. 北杜市としての国の補正予算獲得の見解は。
2. 北杜市の平成30年度予算への影響は。
3. 社会保障制度の改革対応は。

以上、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

国の補正予算対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の補正予算獲得に向けた市の見解についてであります。

現在国においては、安倍政権の人づくり革命実現に向けた待機児童解消対策、自然災害からの復旧・防災対策、日本とEUとの経済連携協定の大枠合意を受けた農業対策などを盛り込んだ補正予算を編成することとしており、年明けの通常国会に提出される見込みとなっております。

市としては、引き続き国の動向を注視し、有効に活用できる補助金等の獲得に向け、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、市の平成30年度予算への影響についてであります。

補正予算に伴う補助事業の詳細などが明らかになっておりませんので、当初予算への影響の規模などはお示しできませんが、例えば、来年度当初予算への計上を予定している事業について、今回の補助事業に該当するものについては、市の本年度補正予算に前倒し計上するなど、国の補正予算を可能な限り有効に活用した上で、来年度の当初予算を編成してまいります。

次に、社会保障制度の改革対応についてであります。

政府は、少子高齢化を克服し、高い経済成長を目指す生産性革命と人づくり革命の政策パッケージを閣議決定いたしました。この中で、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消や高等教育の無償化なども政策の柱に位置づけております。

具体的な内容は今後示される予定ですが、市の施策にいち早く反映できるよう、国の動向等に注視してまいります。

その他につきましては、代表監査委員、担当支所長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

増富地区地方創生交付金活用事業における、住民監査請求、棄却の根拠についてであります。

市内在住の請求人から、本年8月28日に増富地域再生協議会の平成28年度の収支等に関する住民監査請求が提出され、請求は地方自治法に規定する要件を備えているものと認め、同日付で請求を受理いたしました。さらに9月15日に追加の請求が提出され、これを受理いたしました。

請求人からは、増富地域再生協議会の収支等に関し、13項目にわたる不適切な処理および不正行為の主張があり、措置請求として、市長に対し、増富地域再生協議会の平成28年度収支に関する不正行為に対し厳正なる監査の上、速やかに返還請求に必要な措置を求めることとなりました。

監査の実施にあたり、市から増富地域再生協議会へ支出した委託料が適正に支出され、適正に使用されたか、13項目の請求人の主張に該当する違法または不法なものであるか否かを監査対象事項といたしました。

請求人からの請求書、関係職員の陳述、証拠書類などにより、請求人の主張する13項目に対し、一つひとつ事実関係の確認を行いました。

その結果、請求人の主張に該当する違法または不法なものであるかに対し、そのような事実は確認できなかった、認められなかったと判断したものが10項目であり、これを「請求人の主張には理由がない」とし、3項目については、財務会計上の行為に該当しないため、住民監査請求の対象事項に当たらないと、私を含め3名の監査委員が同じ判断を下しましたことから、請求人が提出した住民監査請求には理由がないと結論を出し、棄却といたしました。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、八巻須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（八巻利博君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

増富地区地方創生交付金活用事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業費の使途ならびに会計処理についてであります。

増富地域再生計画に基づき、事業に関わる経費を支出したものであり、使途が不明なものはありませんでした。また、会計処理については、9月定例市議会の決算特別委員会で答弁させていただきましてとおり、一部の諸帳簿に追加で記載する必要がある事項があるなど、事務処理が不十分な部分があったほかは、特段法令に抵触するものはないと承知しております。

次に、諸帳簿の整備についてであります。

9月の決算特別委員会で答弁させていただきましてとおり、事業の委託先である増富地域再生協議会に対し指導を行い、現在、増富地域再生協議会内において諸帳簿の整備を行っているところであります。

次に、増富地域再生協議会への指導内容、日時についてであります。

今般の事業執行にあたっては、市関係部局において、受託者である増富地域再生協議会からの相談等に応えることなどを通じ、逐次実施してまいりました。特に本年度に入ってから、市が保管している昨年度の書類を確認したところ、一部の諸帳簿で至急改善する必要があったことから、去る7月21日、19時30分に市から増富地域再生協議会会長、ならびに事務局に対し、諸帳簿の精査と整備や、執行体制の立て直しを指導したところであります。さらに9月

5日、19時30分には、同協議会の理事会に対し、市から諸帳簿の記載事項の加除等の修正を再度指導いたしました。

また、10月27日付け北杜監査第83号の住民監査請求に基づく監査結果において、意見が付されていたことから、11月2日、17時30分に市から増富地域再生協議会事務局に対し、改善を指導したところであります。

このほか、事業所管部局である増富出張所において、増富地域再生協議会に対し書類作成などを含む事務処理について、昨年度より再三、助言・指導等を行っております。

次に、増富地域再生協議会事務局の公共施設への住所登録についてであります。

本年10月2日、本市の指定管理施設である増富の湯の施設内に、増富地域再生協議会事務局員2名の住民登録が行われていることが判明しました。このため、同日に指定管理者に対して事情聴取を行い、10月12日に業務改善指示を行いました。

現在は、当該施設から移転し、10月31日には原状復旧したことを確認しております。

次に、平成29年度、平成30年度事業の取り組みについてであります。

本事業については、増富地域の関係者などで構成されている増富地域再生協議会への委託事業として、地域自らが考え、実施していく事業であります。

このため、事業実施に当たっては、地域の方々の十分な理解と協力が不可欠となりますが、本年10月、増富地域再生協議会から交付金事業を中止したい旨の相談、報告が市にあったところです。

市としましては、交付金事業を進めていくのであれば、引き続き地域の協力のもとに進めていくべきであるとの考えであることから、増富地域再生協議会に対し事業継続の依頼をしたところではありますが、これが難しいのであれば、今後の事業の方向性について、再度検討しなくてはならないと重く受け止めております。

現在、本年度を含む事業の進め方等について、国、県等の関係機関をはじめ、健康科学大学等の関係者とも調整中であり、その調整結果を踏まえ、市として最終的な結論を出したいと考えています。

いずれにしましても、今後の本事業の取り扱いについては、結論を出し次第、市議会やふるさと創生会議等において、ご報告させていただくこととしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

再質問を行わせていただきます。

その前の前提でございますが、4月14日に県から決定通知がございまして、交付確定は527万3,974円でございます。そしてその半分が市からお金が出ているわけでございます。市としては4月17日に起案をしております。ということは、もうすでにこの時点で事業確定をしていたという現実があるわけでございます。当然、交付金につきましては、翌年度へまたぐということは当然、考えられませんので、以上等を踏まえながら質問させていただきますが、よろしく願いいたします。

まず第1点でございますが、先ほど諸帳簿ですとか、問題ないと言われておりましたが、ま

ず増富地域再生協議会の通帳が基本原資になるわけでございます。今回のことはどうして起きたかという、増富地域再生協議会の通帳からすべて振り込みという形でお金が支払われていたらいいんですが、そうではなく、事務局と思われる方の個人通帳から増富地域再生協議会の支出がされていたところに問題があるわけでございます。

そしてそれらを考えていったとき、まず通帳の、これは増富地域再生協議会の通帳の収入は1,058万2,948円、これは交付金ですね。交付金等でございます。支出が1,061万9,951円であり、そしてここがまた不思議なところでございますが、市民が住民監査請求をしたときは8月、そして11月にも住民監査請求がされております。それらをもとに根拠を申し上げますが、金銭出納簿というのが付いておりまして、その出納簿で支出は1,061万7,809円。そしてその後、11月の開示請求の支出は1,054万7,948円で、すべて数字が合わないんですよ。これは当然、監査委員もこれらの書類のもとに監査をしているわけですから、これは監査委員の言われる主張はその根拠に当たらないということがまず第一にあります。そしてこれが、監査請求で行ったこの通帳だけは変わっておりません。つまりこの通帳がすべての収入と支出というふう考えるべきだと思います。

市長にも監査委員にもお聞きしますが、このように合わないもの、そして個人通帳から支出されるものが本当に適当であるかということを確認に答えていただきたい。

地方自治法第243条の中に普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収、若しくは収納、又は支出の権限を私人に委任し、又私人をして行わせてはならない。つまり個人の通帳から支払われたということは、これは私人というふうに解釈せざるを得ないわけでありまして。これについて、なぜそうなったのか。それがなぜいいのか、教えていただきたい。

いっぱい、いろいろあります。先ほど130万円何がしという倉庫の問題がございましたが、これは非常に大問題でございまして、まずこの見積書なるものは、不思議なことに2つあるんです。2月20日のもの、そして日付がないもの。8月の開示請求では日付が2月20日。ですから2月20日のものを監査委員は監査したわけです。そしてこの中に、ヨドコウの物置だと思われませんが、38万9千円のもの2つ入っています。つまりこれが3月にあったわけですから、それがきちっとあったのかどうなのかを、まずきちっとそのときに調べなければいけなかったんです。そうでなければ、監査に値しないと思います。

なぜ、2つの見積もりがあるのか。そして日付がないのか。そして領収書も、同じ領収書なんです。3月20日と3月2日。そして、それらの支払いは、いつ行われたかという4月25日なのであります。

非常に不思議なのであります。支払いは主に平成29年の3月22日に現金を98件おろしております。これの総額が182万7,866円。そして平成29年4月に117件。580万199円。平成29年4月27日に1件で2万円です。これらの合計額が764万8,065円でございます。それで振り込みされたのは、どのくらいあるかという、これは通帳の中からの振り込みです。297万1,886円。合計金額が161万9,951円でありまして、これは合わないんですよ。

なぜ、諸帳簿に問題がなかったのか。そしてなおかつ、ここには現金出納簿がありません。現金出納簿があると思われるといえばあるんですが、それは8月の開示請求、日別金銭出納簿というのがつらつらありまして、これに支払額差引額がただあるだけであります。そして、最

後の欄に1,061万7,809円とあります。これがそのときの監査委員が監査されたときの書類です。そして、その開示請求した日別支出一覧というのがあります。これをずっと見ていくと、先ほど言ったとおり1,054万7,949円で、両方が合致しないんです。公文書ですよ、これ。公文書なのに合致しない。なぜ合致しないのか。

そして通帳を紐解きながら、これらをずっと精査していきますと通帳からお金は出ているんですが、領収書等の該当のないものが何件もあるんです。それは3月22日、4月25日。合計額30万1,592円あるんです。1万7千円とか2万円とか1万8千円とか1万5千円とか。通帳からどうやって引き落としたかという、通帳を監査委員は見ているはずですから、釈迦に説法になって申し訳ないんですが、この2日間で1万円とか2万円とか5千円とか8千円とか、そういうふうにおろしているんです。ですから、おろしたものはまず現金出納簿に入れる。そして現金出納簿から支出する。これは当然なことなんです。これが違うから多くの疑義が出てくるわけでございます。最初に言った、ヨドコウの物置がなぜ2つなのが1つになってしまったのかということもあるわけでございます。

そして現金で支払った130万円のものもあれば、24万何がしを振り込みで市内業者に振り込んでいるものもあるんです。すごく整合性が合わないわけでございます。

これは考えてみますと虚偽の報告、虚偽の記載になって虚偽の不正受給というふうに思われても仕方がないんです。これはすべて開示請求による公式の文書でありますから、それがなぜこんなに変わってしまったのか、市にもお聞きしたいですし、監査委員が監査した住民監査請求の書類からいくと物品台帳も違っております。そして11月の開示請求のものと同じものなのに、3月に終わっているのに物品台帳が違います。つまりその間、現金で支払ったものの中で、ひょっとしたら留保金を得ていたのかと、こういうことにもなってまいります。それらはきちっと精査したか、市長にも監査委員にもお聞きいたします。

そして監査委員にお聞きしたいんですけども、まず業務委託契約書というのがあるんだそうです。これは増富地域再生協議会へ委託をした。これは当然、市と増富地域再生協議会の委託。そして委託されたものを今度は、コンサルタントに再委託をした。これが開示請求の中にはありません。そして監査委員が監査されたであろう委託契約書はたぶんあったんでしょう。それらは、当然、増富地域再生協議会の会長印が押されてあるはずなんです。これだけの疑義があるわけですから、当然、監査委員は当時の増富出張所長、そしてこれを実際行った事務局の2人、この2人に当然聞いてからこれらの棄却になるのかどうか考えるべきだったんですよ。そうでなければ、これだけ違うわけですから、分からないということでもありますから、それらについてもお答えをしていただきたいと思います。

E T Cの問題もでございます。E T C、増富地域再生協議会のお二人、事務局のお二人がE T Cを使っておりますけども、E T Cの機械の故障のために領収書がないということで、単なるそのときのインターネットで弾いた金額だけで請求しています。それは監査委員の根拠によると事業をやっているから使ったんだろう。そうではないんです。使っていなかったら使っていないんです、事業をやっても。例えば県内であれば、使わずして行ったかもしれないですよ。そういった聞き取りもしなければならぬわけですよ。それもされていないということ。

そしてA E Dを買っています。A E Dの見積もりが300万何がし。その値引きが100万円ほどあります。200万円ぐらいです、A E D。1千万円のうち200万円ちょっと、A E Dを買っているんですね。これは相見積もりがないわけですよ。本来であれば相見積りがある

ものを取るはずなんです、相見積りがないわけですから、どう考えてもこれは執行上、もっと安くなるのではないかと、損害が出たのではないかとという疑義が生じるわけです。

そしてなんとこのAED、不思議なことに6個あるんですが、バッテリーを12個、パットを12個、備品としてさらに足しているわけです。AEDのバッテリーは、4年間ぐらいの寿命でございます。バッテリーを12個買っておいても4年間ぐらい経ってしまうと、どうしても劣化があるので使えなくなるので、本来、AEDのバッテリーというのはそんなに多くの補充を必要としないわけです。これは監査委員は見ているはずで、執行部も見ているはずなんです。指導をされていないんですよ。

そして増富の湯に在住されていた。これがなぜ分かるかというのは、この2人は1カ月、1人20万円の報酬を得ていました。12月は出来高で時間計算です。1月、2月、3月と領収書が添付されておりましたが、11月のものには、開示請求には領収書が添付されていませんでした。しかし8月のものにはありませんでした。そして、その中の1つに増富の湯の住所の書いた領収書があるわけです。ということは、そこに当然、住民票を置いていたのか、どうしていたのかということはそれで分かるわけです。

非常にいろいろなものがずさんであり、不明瞭であり、これらは疑わしきは調査すべきですし、限りなく疑わなければならない事実がこうやってあるわけでございます。

また、そのお二人の20万円の領収書、これは印紙が貼っていないんですよ。それも問題です。それはちゃんと指導をしなければいけないですよ。市役所もそうですし、監査委員もそうです。

そして監査委員にお聞きいたしますけれども、地方自治法第242条によって監査したわけでございます。監査委員がこれらを監査して、先ほどの理由は3人が合議だったと言いますが、3人がこれらのものについて、まず全部説明ができて、はじめて合議になるわけです。そして監査委員がされることというのは、勧告がそれらに基づいてできるわけです。この勧告の内容は必要な措置である限り制限がなく、請求人の請求内容に必ずしも拘束されないと、地方自治法第242条中に解釈すべき文があります。つまり、監査委員が13項目を監査するのではなく、それらに問題があった場合については、それらをきちっと監査されて勧告すべきものは勧告していかなければいけない。これだけの開示請求により合わないものがあるわけですから、合わせてつくったものなのかどうなのかもはじめ、ちゃんと調べるべきだったんですよ。

以上のことをぜひとも執行部、市長、監査委員、お答えいただきたい。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

大変、数多くのことを指摘されたと思っております。ただ、私どもは備え付けの帳簿と、それから支出状況、それらを一つひとつ監査した結果でございます、不当不法な支出はございませんでした。この一語に尽きると思います。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

公明党の、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

市のほうで内容の指導、それから確認をしたかというようなことがたくさんあります。

内容的にはたくさんありますけれども、私どものほうでも、4月に提出されてから不足なものについては指導を重ねてきております。現在においても、まだ全部の書類がそろっていない状況でございますけれども、それにつきましても膨大な資料がございまして、今、一つひとつ精査をして収集をしている状況でございますので、すべてのものに今、回答するというわけにはいかない状況でございます。そのへんはお詫びを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

再質問の答弁漏れがありますので、暫時休憩してでも答弁をしていただきたいと思います。

私は、一つひとつの案件について言ったわけですから、その一つひとつの案件を、執行側はすべて諸帳簿も持っております。先ほど現金出納簿だっただうなっているのかと聞いているわけです。回答がきていません。一つひとつをきちっと、ある書類ですから説明してください。説明ができないならば、それは執行部としてはどのように指導していたのか、ここまで問題を大きくしたのはなぜかということになりますよ。これはカウントしないでください。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

ここで、答弁者のほうで質問をしっかりと整理をして答弁をするように暫時休憩いたします。では再開を6時5分、20分間休憩といたします。

休憩 午後 5時45分

再開 午後 6時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

お時間を取らせてしまいまして大変申し訳ございません。

それでは先ほどの公明党の、内田俊彦議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、個人通帳利用の件についてでございますが、これは市からの交付金が入っておりませんでしたので立て替え払いということで、これにつきましては、市の機関では、公の機関ではないということで認められるものだというように解釈をいたします。

それから2番の、同様の見積書が2枚ある等の件につきましては、3月に発注誤りがありまして、その訂正をしたものであるという具合に聞いております。

それから3つ目の、コンサルタントの再委託等についてでございますが、コンサルタントの再委託についてはなんら問題ないという具合に解釈をしております。

それからETCの料金の件でございますけれども、確認につきましては、業務日報を用いて

の確認をしたということでした。

それからA E Dの件についてでございますが、A E Dにつきましては、物品自体のものの確認ができていますので、支出の金額等は正しいものであるという考え方でございます。

それから報酬の領収書に印紙がない件につきまして、給料の類に含めますので、これは印紙は不要であるとのことでございます。

それから一度に同日に通帳から多額の金額が出ている件につきましては、それまでの立て替え払いの整理をするためのものございまして、金額が合わなかったものについては、これは単なる誤りであったということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

答弁漏れです。現金出納簿、諸帳簿のことについても言っておりますし、監査委員に対しても同様の、私は同様のことについて監査したのかどうなのか、聞いております。

○議長（中嶋新君）

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

私どもは提出された資料、元帳に則りまして支出が適正かどうかという判断をしたまででございます。その件に関しましては、特に不法不当な支出等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

答弁漏れが1つ。現金出納簿はどうですか。存在は。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

現在、増富地域再生協議会において諸帳簿の整備をしているという具合に申し上げましたけれども、会計伝票支出一覧、備品台帳などにつきましては、市でも内容を確認しているところでございます。その他、まだ不十分な部分もございますけれども、現金出納簿というものにつきましては、支出一覧で、監査については実施をしていただきましたが、出納簿につきましては現在、整備中ということになります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

先ほどのすべて聞きたいんですけども、まず最初に聞くこと、現金出納簿がつまりないということですよ。現金出納簿というのは通帳から、増富地域再生協議会が通帳からお金をおろしたら、それは現金なんですよ。そこに現金出納簿が発生するんです。それがないということですから。支出一覧表だけで、そのすべてをきちっと説明するに足る書類にはなっていないですよ。現金出納簿がない会計が日本のどこの交付金事業にあるんでしょうか。あり得ませんよ。それがないから、立て替え払いが本当に立て替え払いなのか分からないんですよ。

先ほど見積もりについても誤りがあると言ったけども、日付がない見積もりにどこが信用性あるんですか。日付がない見積書は、それをやったと言うんだったら、そのやった日にちを入れなければ駄目ではないですか。だから報道されたのではないですか。いい加減すぎるわけですよ。それを見ずして、今回ここまで来たということではないんでしょうか。そういうことだと思います。

報酬の印紙は不要とあるけども、コンサルタントの報酬もそうなんですよ。入っていないんですよ。では給与ということなんですかね。それは、すべて。給与ということは、きちっと契約が、増富地域再生協議会と事務局の間でされていなければならないわけだから、されているんですか。

すべて、ETCについても業務日報だけでそれが整理できるんだったら使わずして、どこか行って帰ってきて、その区間のだけ、それだけの金額を請求していいということですね。監査委員もそれでいいということですよ。そんないい加減なことは、北杜市ではやっていないと思いますよ。いかがでしょうか。

コンサルタントの契約書についても、だったら当時の出張所長にお話しをいただいて、どういう経緯かきちっと知らないで、その契約がどうなっていたのか分からないではないですか。おそらく11月ぐらいに交わしたんでしょう。ではそのとき、誰がそれを承認して、ハンコを押してやったのか。承知しているんですか。教えてください。市長、監査委員、お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

内田議員のご質問にお答え申し上げます。

領収書の件でございますけれども、世の中には領収書のないこともございます。そういう場合は、先ほど総務部長からもお話がありましたように、計画書、あるいは実際に仕事をやった状況が分かれば、それで足りると思います。それが間違いの不正行為であれば問題があるかもしれないませんが、実際に仕事をやっているのであれば何も問題はないかと思えます。

それから出納簿の件ですけれども、出納簿について、今、整備中というお話がありましたから、それはそれに譲ることとしまして、支出明細というものをもって出納簿に代えているわけですから、そのものが間違いなければ、不当不法の支出がなければ何も問題はないかと、私はそのように思えます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

コンサルタントの関係も聞いていますね。
監査委員の見解は聞きましたので、執行のほうで・・・。
三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

私がお答え申し上げます。
よろしいでしょうか。駄目ですか。

○議長（中嶋新君）

今、聞いているのは・・・。
はい。

○21番議員（内田俊彦君）

今もって監査委員の発言はあり得ないことなんです。監査委員は監査委員という独立して監査しているわけですよ。そして、監査委員が市のことを答弁することというのはあり得るわけではないんですよ。監査委員は市の執行したものを監査するのが監査委員であって、市が答えようとするものを答えるということはあり得ないわけですから、監査委員はそこについてはきちっと自治法上、説明してください。今。

○議長（中嶋新君）

・・・内田議員、許していません、監査委員に市の答弁を求めています。

○21番議員（内田俊彦君）

だから自治法上で今、説明してください。なぜ、答弁をできないのか、教えてくださいよ。今の発言に責任を持ってくださいよ。

○代表監査委員（三井英雄君）

大変失礼いたしました。

○21番議員（内田俊彦君）

いや、失礼ではない。
議長、失礼ではありません。私は、自治法違反をしたわけだから。

○議長（中嶋新君）

今の答弁を求めているのは・・・。

○21番議員（内田俊彦君）

答弁を求めて、要は、笑っている人もいるけども、監査委員は独立しているんですよ。独立している監査委員が、執行部が言うことを私が答えたからいいというのはあり得ないです。執行部の言うことはいいんですよ。違うでしょう、だから。

○議長（中嶋新君）

・・・そのように捉えていません。

○21番議員（内田俊彦君）

違うでしょう、だから。だからそこはきちっと監査委員としての自覚を持ってもらわなければ困るんですよ。ですから、これは今までの答弁だって、本当にちゃんとしているかどうか分からないんですよ。今の答えをもって。

○議長（中嶋新君）

先ほど、高橋総務部長の各点の説明がありました。執行部として答弁を求めます。
・・・秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

暫時休憩の動議をお願いします。

○議長（中嶋新君）

時間は、6時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時16分

再開 午後 6時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

答弁を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

ありがとうございます。

先ほどは大変、出過ぎた真似を申し上げまして申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

公明党、内田俊彦議員のご質問に執行部側としてお答えをさせていただきます。

まず報酬の件でございますけども、報償費から支出しているものでございますので印紙は不要と解釈をしているところでございます。

それから、2つ目の監査の現金出納簿の件でございますが、監査のときには現金出納簿に代わるものとして支出一覧をお願いをいたしました。内容的には変わるものではなく問題はないという具合に考えております。現在は必要書類として整備をしているところでございまして、もうしばらく経てばできる予定でございます。

それから、3番目の委託契約についてでございますが、委託契約につきましては、増富地域再生協議会の中で決定され、正しい正規な手続きを踏んでいるという具合に承知しております。

それから、4つ目の日付のない見積書が1つあるがという件でございますが、発注ミスがあったために訂正され、2月20日の日付入りのものが正しいものであるという具合に理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

この事業については、増富地域の皆さんの自立、また振興を考え、増富地域で実施していく事業と考えておりました。そういうふうな中で、これまでのご指摘、また報道を受けまして市としましては、大変事務局等も不慣れであった中で、地域に対して指導が不十分でありましたこと、本当に強く反省をしているところであります。

そういうふうな中で、いずれにしましても本市の地方創生の取り組みをやめるわけにはいかない、止めるわけにはいかないというふうな考えの中で引き続き議員、それから市民の皆さん、

関係機関の皆さまに対して、ぜひご理解とご協力を賜りたいとお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

（ な し ）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時34分

平成 2 9 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 0 日

平成29年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成29年12月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 清水 進君

日程第2 一般質問

14番 相吉正一君

19番 保坂多枝子君

6番 清水敏行君

2番 池田恭務君

7番 井出一司君

5番 藤原 尚君

3番 秋山真一君

16番 野中真理子君

9番 齊藤功文君

4番 進藤正文君

8番 志村 清君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（44人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
総務部長	高橋一成	企画部長	濱井和博
市民部長	篠原直樹	福祉部長	織田光一
生活環境部長	小松武彦	産業観光部長	丸茂和彦
建設部長	赤羽久	教育長	堀内正基
教育部長	井出良司	会計管理者	中田二照
監査委員事務局長	岩波信司	農業委員会事務局長	手塚清作
明野総合支所長	小尾民司	須玉総合支所長	八巻利博
高根総合支所長	清水永一	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	上村法広	小淵沢総合支所長	仲嶋敏光
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
総務部次長	石井悠久	政策秘書課長	清水博樹
総務課長	山内一寿	企画課長	中山晃彦
財政課長	植村武彦	税務課長	清水能行
市民課長	堀内典子	介護支援課長	三井ひろみ
福祉課長	八巻弥生	子育て応援課長	中田治仁
ほくとっこ元気課長	伴野法子	環境課長	中山和彦
上下水道総務課長	輿水伸二	上下水道施設課長	大輪弘
北部上下水道センター課長	土屋智	林政課長	内藤肇
観光課長	加藤郷志	まちづくり推進課長	植松宏夫
道路河川課長	坂本孝典	教育総務課長	加藤寿
生涯学習課長	小尾正人	学校給食課長	溝口健一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 土屋 裕
議会書記 清水市三
" 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可したのでご了解ください。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

おはようございます。

12月議会にあたり、日本共産党の代表質問をさせていただきます。

最初に大幅黒字の条件を生かし、国民健康保険税の引き下げ等を等について伺います。

来年度から始まる国民健康保険の都道府県単位化によって、市の仕事も次のように変わってまいります。1. 県が市町村に対して納付金の金額を提示する。2. 納付金の提示を受け、市町村は納付金が賄える保険料率を決める。3. 加入者から国民健康保険税を徴収する。4. 県に市は納付金を納める仕組みへと変わります。

県は11月27日、国民健康保険事業費納付金の試算結果を発表をしています。1人当たりの納付金額は、平成27年度決算ベースにして12万9千円程度となっています。法では、国民健康保険事業の運営責任者は市町村とされ、財政運営を含めて事業主体であります。今回の都道府県化に伴って、国でも一般会計からの繰り入れは可能である、こうした答弁がされております。都道府県化により、住民と最も身近な市が負担軽減の努力を行うことは、住民の福祉の増進を図る自治体として当然の取り組みだと考えます。

以下、4点伺います。

1. 県の、この試算により北杜市の1人当たりの納付金額はいくらになりますか。2015年度決算ベースの給付金額試算では12万9千円、調整措置後で12万2千円、しかし実際の国民健康保険税の2015年の1人当たり調定額は10万1千円です。この10万1千円になるよう県の納付金の引き下げを求めるべきだと考えます。
2. 国民健康保険を巡って負担能力をはるかに超える国民健康保険税になっています。国民健康保険実態調査では、2015年度で約8割弱の世帯が所得200万円以下であり、年間所得をもとに算定した保険料で、他の被用者保険と比較すると所得に占める1人当たりの保険料負担は国民健康保険で9.9%、協会けんぽで7.6%、組合健保では5.3%であり、国民健康保険税の高さが特出しています。市の平成28年度国民健康保険特別会

計は実質収支で4億8,100万円の黒字であり、国民健康保険の財政調整基金は4億3,800万円となっています。市内約9,200世帯の国民健康保険税1世帯1万円の引き下げは可能ではないか、このことの見解を求めます。

3. 国民健康保険税の減免制度、法77条を創設することについて伺います。特別な理由がある者に対し保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるかと規定しております。県内他市でも実施しています。市でこの制度を実施する考えを伺います。
4. 世帯の人数が多いほど国民健康保険税が高くなる仕組みであります。均等割では生まれたばかりの赤ちゃんまで国民健康保険税がかかります。子どもの均等割はなくすべきであります。見解を伺います。

次に、2項目めとして子育て支援について、学校給食費無償化等について伺います。

学校給食費の無償化は、公立小学校や中学校の給食費（食材費）の保護者負担を全額補助し無償にする市町村が少なくても、今年9月時点で83自治体に増えております。保護者が負担する給食費が無償化することによって、年間5万円程度の負担軽減となります。無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加えて、給食を教育の一環として捉える食育の推進をあげる自治体も増えていきます。新年度、市で実施する考えを伺います。

次に、市独自の給付制奨学金を創設する考えをお伺いをいたします。

地方のそれぞれの自治体では、大学や短大生などを対象とした独自の奨学金制度を設けております。沖縄県竹富町では、大学、専門学校の進学者を対象に卒業後、町内に就職することを条件とする月5万円の給付型奨学金を創設。栃木県宇都宮市では、市内在住で大学などに入学する10人を対象に1カ月2万円を支給し、卒業後、市内に5年間暮らせば、市が返還を免除する制度を創設しています。また、鹿児島県では、日本学生支援機構の無利子奨学金を借りている県内出身者が大学卒業後に県の基幹産業で最低3年間就職することを条件に、奨学金の返済を肩代わりする制度を新設しています。北杜市では、市独自の給付制奨学金を創設する考えがあるか、伺います。

次に、就学援助拡充について伺います。

国では就学援助の給付額を定めておりませんが、多くの自治体は、国が市町村へ国庫補助する項目や金額を算定する際の基準を参考にして決めております。2010年度より生活保護費の補助費目に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が就学援助の新たな給付対象となっております。また、自治体独自では卒業のアルバム代、水着代、メガネやコンタクトレンズ購入代など給付を充実させているところもあります。市の、これらの補助費目を追加することを求めますが、見解を伺います。

そして、高校3年生までの医療費無料化についてお伺いをいたします。

県内自治体の中では、高校3年生までの医療費の無料化を行う自治体も増加しております。高校3年生まで実施すると試算額はいくらになりますか。また新年度、実施する考えをお伺いをいたします。

最後に3項目めとして、生活困窮者の立場に立った生活保護行政について伺います。

生活保護法第1条に、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。さらに同法第2項では、すべて国民はこの法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることが

できると明記されています。このことは、①国民に生活保護を請求する権利があること、②無差別平等とは、病気、世帯主の死亡、失業など保護を要する状態に至った原因を問わないこと。また人種、信条、性別、社会的身分、門地により優先的、または差別的に取り扱われることがないことを意味しております。

以下、伺います。

1. 生活保護受給者、平成28年3月で、全国では1.71%、山梨県内では市の平均で0.91%、北杜市は0.51%と県内では下から3番目に低い保護率であります。保護率が県内の他市に比べ低いのはなぜなのか、その理由をお聞かせください。
2. 生活保護費は級地によって異なってまいります。北杜市は最低のランクにあり、国に働きかけ、この級地を引き上げることを求めます。
3. 期間を決めての医療費無料化を行う医療機関に受診している方もおりますが、生活保護へとつながらない、こうした状況があります。そのことへの理由をお伺いし、質問とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、1世帯1万円の引き下げについてであります。

本市における、本年度ベースで県が試算した納付金について、本年度予算と比較した場合、若干の不足が生じる状況となっております。

来年度の納付金については、1月に通知されることとなっておりますが、医療費の伸び等を考慮しますと、今の時点で国民健康保険税の引き下げは難しいと考えております。

次に、減免制度を実施する考えについてであります。

病気やケガなど特別な理由がある場合の国民健康保険税については、各部局が連携して納付相談に応じ、収入状況等を考慮した中で対応しておりますので、国民健康保険法第77条に基づく減免の実施については考えておりません。

なお、会社員が病気や事故などを理由に失業した場合は、非自発的失業者に該当することから、北杜市国民健康保険税条例により軽減の対象としております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援、学校給食費の無償化等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食費の無償化についてであります。

学校給食費については、北杜市要保護および準要保護児童等援助費において支援を要する方々へは、学校給食費の実費額が支給されていることから、実質、無償化がされております。

また、本市においては子育て支援や地産地消の推進を目的に、すでに年間2,900万円余りを助成しており、町村合併以降、給食費を値上げすることなく据え置いている現状であります。このことから、給食費の無償化の実施は考えておりません。

次に、市独自の給付型奨学金の創設についてであります。

給付型の奨学金については、国における検討の結果、昨年度法律が改正され、従来の貸与型奨学金に加え、新たに給付型奨学金が創設されたところであり、来年度以降の進学者を対象に、高等学校において紹介や相談がされ、申請することとなります。

このことから、市独自の給付型奨学金制度を創設する考えはありません。

次に、就学援助費の拡充についてであります。

本市では、就学援助費の支給に当たっては、国の補助基準を参考に、児童生徒の就学に特に必要とされる経費について支援を行っているところであり、これら以外への拡充については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険税の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県の試算による北杜市の1人当たりの納付金額についてであります。

本市における、平成27年度決算ベースの納付金額は約11万8千円であります。また、県の試算における納付金と調定額の差についてであります。国民健康保険制度においては、国民健康保険税のほか、保険基盤安定負担金保険者支援分や財政安定化支援事業等の公費が投入されることから、差額が生じているものであります。

次に、子どもの均等割をなくすことについてであります。

国民健康保険税の均等割は、加入者に平等に負担していただくことになっておりますので、子どもの均等割をなくすことは考えておりません。

なお、15歳までの子どもにかかる医療費については、条例に基づき助成しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援、学校給食費の無償化等における、高校3年生までの医療費の無料化についてあります。

子ども医療費の無料化は、現在中学3年生までを対象とし、高校生においては、体の成長により病院等にかかる回数が少なくなることや、義務教育以降は進学や就職など進路もさまざまであることなどから、現在助成対象とはしておりません。

また、新たに高校生までを対象とする場合、概算額で年間約2,100万円が見込まれ、恒久的財源の確保も必要となることから、慎重に検討すべきであると考えております。

高校生までの拡大については、引き続き県の対象者拡大等を注視していくこととし、新年度

から実施することについては考えておりません。

次に、生活困窮者の立場に立った生活保護行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の保護率についてであります。

一般的に保護率は都市部で高くなる傾向にあると言われておりますが、その高低については、経済状況に加え、世帯構成や住民意識などさまざまな要因が絡み合い、単純に比較できるものではないと考えております。

また、本市においては、親戚や地域での支え合いや生活困窮者自立支援事業の積極的な推進により、保護に至らずに済むケースも相当数あると思われまます。

今後も、民生委員児童委員や庁内関係部局と連携を図りながら、保護が必要な方には、適切に保護を実施してまいります。

次に、級地の引き上げについてであります。

級地区分については、国において総務省家計調査をはじめとする各種データを分析・検討する中で、総合的に判断・指定したものでありますので、これを尊重したいと考えております。

次に、医療費無料化の医療機関を受診する方が、生活保護へなぜつながらないのかについてであります。

生活困窮等に陥り、無料または低額な料金で利用できる医療機関を受診している方がいることは承知しておりますが、生活保護は急迫した状況を除き、本人等の申請に基づき、開始されるものであり、すべてが生活保護に結びつくとは限らないと考えております。

現在においても、医療機関や民生委員児童委員等と連携を図り、要保護者の早期把握に努めているところでありますが、今後につきましても福祉相談窓口の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君、再質問はありますか。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

最初に1項目め、国民健康保険税に関してお願いをいたします。

県から示されている来年度、新たな納付金額、これは2016年度、2017年度、保険料水準と比較して引き上げになっているのかどうか、まずこの点を確認させてください。

県が示した納付金や標準保険料率のもととなる保険納付金総額では、これまで市町村が行ってきた法定外繰入などが除かれております。法定外繰入が除かれて算定されると、納付金、標準保険料が、これがそのままでは保険料が間違いなく高騰するという事態となります。そこで引き続き法定外繰入を継続していくことが行えるのかどうか、その点の確認。

もう1点、今度の改正の中で中小企業の労働者が加入している例えば協会けんぽ等と国民健康保険の保険料の負担を比較すると、協会けんぽと同じように保険料を抑えるという点では、国としては1兆円の財政規模が必要だと、こうした試算が出ています。これだけ多くの国の資産、要するに公費を投入しなければ国民健康保険税が下がらないという状況があります。

先ほど減免もしないという状況が話されましたけども、国の補助が減らされた分、結局、国民健康保険の加入者の負担、保険料の高騰となって、高く払えない事態となって滞納につな

がっていく。ですから市として当然、来年度は県との関係が生まれますが、市としての判断で、やっぱりこれ以上、国民健康保険世帯者の保険料を上げないという意味で、国民健康保険税の減額、そして減免をできる制度を早期に整備する必要があると思いますが、その点について、2点、お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど質問をいただいたかと思えます。

法定外繰入の関係につきましては、現状、行っている自治体もあるということで、北杜市の場合につきましては、職員人件費とか事務費等の基本的に認められているもの以外の繰り入れは行っておりませんので、現状では法定外繰入を行って国民健康保険税を下げるというようなことはしていない状況ということは、ご承知かと思えます。

北杜市の場合、そういう状況でございますので、国のほうでは容認というような形ではあるようですが、北杜市としては、繰り入れにつきましては、現行どおり法定内の繰り入れだけを行うという状況といたしますか、そういう方向でいくというふうに今のところは考えているところでございます。

もう1つは、国民健康保険税を上げない努力をということだったと思いますが、県の納付金の試算等につきましては、平成27年実績、これは北杜市としましては肝炎の新薬が承認になったときで、大変医療費が高騰した年度でございます。現に基金を取り崩して対応するというところで、その年度の国民健康保険税だけでは賄えなかったという年度でもございまして、平成29年ベースにつきましては、現行の各市町村の予算ベースに試算金を計算しているということで、大変不確定な要素が強い状況でございまして、平成29年から来年度の比較ということに関しては、ほぼ、今現在ですと税込、今現在の調定をしている税込だけでは納付金を賄えないような状況にあるというふうに考えています。

計算上といたしますか数字上は、逆に国民健康保険税を引き上げるということも想定されるんですが、それに関しましては、基金等がございまして、当面はなんとか今の国民健康保険税率を維持するような形で進んでいけるのではないかとということで、引き下げができるような状況にはならないのではないかとこのように見通しているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

では、2項目めの子どもの支援について伺います。

2013年度に子どもの貧困対策法が成立をしています。その背景には、貧困と格差の広がりによって親の失業や低収入、病気や離婚などによる経済状況の悪化に伴って子どもの貧困が本当に深刻になってきたという状況があります。全国的には子どもの6人に1人が貧困状態に置かれている。ひとり親家庭では、お母さんが2カ所ぐらいのパートに出るというふうな状況も生まれています。それでまともな食事は給食だけということが、子どもたちの中はかなり増

えてきている。市内でも子ども食堂なんかができている。育ちざかりの子どもがお腹を空かせたまま学校に来て、机に座って集中して授業が受けられるのかどうか。また、体育で体を動かせるのかどうか。やっぱりおいしい食事を提供するということが、貧困対策の一番目に位置すべきものと考えて、再度給食の無償化についての見解を求めます。

もう1点、就学援助について伺います。

小中学生にとって、貧困対策には欠かせない中身です。例えば生活保護費の1.5倍、こうした収入基準を設けている自治体もありますが、北杜市では生活保護費の基準に何倍まで準要保護の子どもたちを援助しているのか。その点。

また、この制度の周知ということで、今回、市内のスーパーの倒産等がありましたが、やはり全保護者、生徒にこの援助制度を知らせることが必要ではないかということです。

もう1つはやはり、国が2010年度で、先ほど言ったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費というのは、補助する費目の中に加えていますので、北杜市ではこの要綱が、平成23年4月が最後の改正であり、当然、このクラブ活動費、生徒会費を含めてもいいんではないかというふうに考えますが、給食費の無料化と就学援助について、再度お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目としまして、給食の無償化について再度、ご質問を受けました。

この件につきましては、先ほど教育長答弁でも申し上げたとおり、支援を要する方々に対しましては、就学援助費のほうで学校給食費の実費額が支給されておりますので、実質無償化がされているということで、全体の無償化については考えてございません。

次に、就学援助費の周知の状況と、PTA会費等を就学援助費の助成対象にするかというご質問についてであります。

まず、周知の状況につきましては、学校を介しまして全ての保護者の皆さんに紹介をさせていただいております。そうした中で申請がされているものというふうに理解してございます。

それからPTA会費等をさらに助成対象に加えるかにつきましては、山梨県全体の市町村の状況を見る中で、決して北杜市の状況が劣っているような状況ではございませんし、基本、就学支援に対する助成対象はおおむね、すべての子どもたちが必要とするものに対して市は助成対象にしてきている経過があるものというふうに考えてございますので、現状においてはPTA会費等について、新たに加えるという考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは、最後に生活保護について伺います。

先ほど級地の引き上げはしないということですが、やはり韮崎市內まで往復バスを使うと

1千円になるということで、その1千円も本当に重たい負担だと地元の方は話しています。です、やはり級地を引き上げるといことは、皆さんの声に沿って市で取り組みをしていただきたいと思ひます。

もう1点、医療機関に保護変更申請書を提出してから医療を受けるように指導中であり、発券を保留している。こうした通知を医療機関に出していると思ひますが、この状況をちょっと説明してください。どうして、こういう状況になっているのかということです。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

はじめの質問でございますけれども、級地の引き上げについてでございます。

こちらにつきましては、先ほどの答弁と若干重なる部分もございますが、級地制度につきましては、生活保護法の第8条第2項に基づきまして、それぞれの地域における生活様式や物価差により生活水準に差がみられる状態を踏まえまして、最低生活保障の観点から生活保護基準に地域差を設けているものでございます。これにつきましては、先ほどの答弁のとおり、国のほうで各種データ等を総合的に判断・分析した中で判断したものでございますので、私どもの市におきましては、これを尊重したいと考えております。

2つ目の質問ですけれども、医療券についてよろしいでしょうか。

医療券診療依頼書につきましては、市の窓口のほうに現在来ていただいて発券をしておりますが、緊急の事態等につきましては、医療機関のほうに福祉事務所のケースワーカーのほうから連絡をさせていただいて、医療券がない人でも受診することは現在においても可能だというふうを考えておりますので、生活保護者の状況に応じまして臨機応変に今後、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

○15番議員（清水進君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

関連質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問には、11人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に明政クラブ、4分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 清水敏行君、15分。次に無会派 池田恭務君、15分。次に北杜クラブ、69分。次にともにあゆむ会、19分。次に公明党、8分。最後に日本共産党、15分となります。

申し合わせ事項により一般質問での関連質問はできませんので、よろしく願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

通告により、2項目を質問いたします。

最初に長坂駅開駅100周年記念事業、ならびにバリアフリー事業などの取り組みについて伺います。

来年の12月に長坂駅が開駅100周年と記念すべき年を迎えますが、地域関係者がJRや市と連携して、開駅100周年記念事業を計画しているとお聞きしています。長坂駅前周辺地域を活性化するためには、駅の名称変更など地域要望の経緯を踏まえ、市としての積極的に記念事業に取り組み、支援していく考えはあるのかどうか。併せて長坂駅バリアフリー整備事業の進捗状況について、伺います。

1点目として、長坂駅100周年記念事業として、駅の名称変更をJRに要望ができないか。例えばJRの時刻表の改正に合わせて、長坂駅を北杜長坂駅に、もしくは北杜駅に名称変更の検討ができないでしょうか。

2点目として、長坂駅前公衆トイレのバリアフリー化を、100周年記念事業として整備ができないでしょうか。

3点目として、長坂駅バリアフリー整備事業の進捗状況と完成時期について。事業のスケジュールと完成時期はいつごろになるのか。市民に広く周知をしてほしい。

次に2点目ですが、来年度の住民税の申告体制について。

昨年まで各総合支所単位で行われていた申告会場が、今年からメイン会場が須玉ふれあい館へと変更になりました。そのため、ふれあい館に申告者が集中して大混乱を来しました。待たされた市民の方から、たくさんの苦情も寄せられました。また、足のない市民にとっては、会場までの交通手段がないなど多くの課題も残しました。

それらの反省点を踏まえ、来年度の申告会場は、混乱を避けるために従来どおり最寄りの各総合支所を基本として、申告の受付会場とするのかどうか、考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

14番、相吉正一議員の長坂駅開駅100周年記念事業、ならびにバリアフリー事業等の取り組みにおける、事業の進捗状況と周知についてのご質問にお答えいたします。

長坂駅バリアフリー化整備事業については、昨年11月に、JR東日本と長坂駅改札内バリアフリー設備整備事業の調査設計に関する覚書を締結し、本年度は、その覚書をもとに、4月にJR東日本に委託し、調査設計業務を行っているところであり、来年3月に完了見込みであります。

また、覚書において、工事の時期、内容、費用負担などについては、この調査設計に基づき改めて、JR東日本と協議を行うこととなっていることから、協議結果に基づき市民へも周知等を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

14番、相吉正一議員の申告体制についてのご質問にお答えいたします。

来年2月からの申告体制については、前回の申告体制や他の自治体の状況などの検証を行い、支所申告会場の開設期間も確保した計画を立てているところであります。

申告受付期間は、2月13日から3月15日までの合計25日間とし、受付会場は、前回同様、須玉ふれあい館、各総合支所および増富出張所とする予定であります。

なお、各総合支所の開設日数は、前回よりも日数を増やし、7日間ずつとする予定であります。また、新しい取り組みとして、市・県民税については、1月22日以降、本庁税務課および各総合支所において、作成済みの申告書の提出を受け付けるほか、郵送による申告も随時受け付ける予定であります。

今後、市の広報紙やホームページ、市ケーブルテレビや区長回覧文書等で、なお一層の周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に、濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

14番、相吉正一議員の長坂駅開駅100周年記念事業ならびにバリアフリー事業等の取り組みにおける、長坂駅の名称変更についてのご質問にお答えいたします。

通勤、通学などで日々利用し慣れ親しんできた駅の名称の変更については、地域関係者のみならず利用者、多くの市民およびJR東日本のコンセンサスを得ることが必要であり、慎重に対応してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

14番、相吉正一議員の長坂駅開駅100周年記念事業ならびにバリアフリー事業等の取り組みにおける、公衆トイレのバリアフリー化についてのご質問にお答えいたします。

通勤者の利便性や観光客に旅の安心と快適性を提供することは重要であることから、市では観光トイレの整備計画を立て、順次トイレ整備を行っており、昭和61年に建築された長坂駅前公衆トイレにおいても対象となっております。

しかし、駅舎と一体となっているため、JR東日本との協議や今後の駅舎の動向など検討する必要があることから100周年記念事業として、併せての整備は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間は1分26秒です。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

長坂駅100周年記念事業についてと住民税の申告体制について、2点だけ。

大正7年、長坂駅は12月に駅舎が完成しました。来年で100年。100年は大きな節目であります。過去の地域要望を踏まえ、歴史に残る記念事業を市、JR、地域関係者が主体となって実施ができないのか、伺います。

もう1点、申告体制ですが、メイン会場は引き続き須玉ふれあい館とのことですが、会場までの交通手段がない交通弱者への対策、配慮はどのように考えているのか。

以上、2点を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

14番、相吉正一議員の再質問、1点目の100周年事業のイベントについての件でございます。

今、議員からご指摘がありましたように、JR、それから地域の方々が今、イベントに向けて取り組みを始めていると伺っています。さらにそこに地域委員会ですとか地元の方々、それから多くの鉄道ファンなどの方々に、まず祭とかイベントという性質上、盛り上がっていただければ大変ありがたいと思っている状況であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

明政クラブ、14番の相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

メイン会場が須玉ふれあい館となりまして、交通弱者への対応をどうするのかというご質問だと思います。

今回の申請につきましては、メイン会場は須玉ふれあい館としておりますけれども、昨年度はずっと一貫通してメイン会場としておりましたが、今年度につきましては、最初と最後をメイン会場の開設という形にしまして、間につきましては各総合支所、昨年度よりも日数を増やし、各総合支所での受付を実施するという計画を立てておりますので、昨年度、バス等の運行

をしてメイン会場へバスを運行した経過がございますが、今年度は各総合支所の日にちを増やして、そちらでの対応とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

残り時間が少ないですが、長坂駅が100周年を迎えます。ぜひ市とJR、地域の皆さんが協議して、何らかの形で記念事業ができるようお願いしたいと思います。

そして申告の関係ですが、やっぱり最初と最後が一番集中します。これは私も税務経験の中でよく感じていますので、そのへんぜひ配慮しながら昨年のような混乱が起きないようによろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

14番、相吉正一議員の再々質問、記念事業の実施をというご指摘であります。

これにつきましては、ちょっと口幅ったい言い方になるかもしれませんが、行政が関わるというよりは、さらにJR、それから地域の方、先般から報道になっております上野動物園の盛り上がりなどを見るにつけても商店街ですとか商工会、それからなんといっても旅の拠点というところもありますので、観光協会などさまざまな関係者が一緒に盛り上がっていくことが重要なのではないかと考えている状況でございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

相吉正一議員の申告会場の再々質問にお答えいたします。

今年度、申告体制の変更点としてメイン会場での、最初に大変な混雑が予想されますので、はじめの7日間は申告体制としてメイン会場、それから最後の5日間はメイン会場という体制で行っております。しかしながら、最寄りの支所での申告を希望する方が多いことが分かりましたので、支所での開催日数も増やしているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで14番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

ファミリーサポートの充実について質問いたします。

女性活躍社会といわれ、女性が社会に進出する機会が増加しています。女性が家事を中心に

生活することが普通だったころ、新しい生き方としてツィンクルという呼称で共働き世帯を表した時代から久しくなり、今では夫婦ともに仕事を持つ世帯が大半になりました。

こうした状況のもと、市では子どもたちを安心で安全かつ有意義に過ごすことができる放課後児童クラブや放課後教室等が整備されています。

また、保育料の第2子無料化をはじめとするさまざまな施策やほくっとこ元気課、子育て応援課、健康増進課等を通じて親子ともども、幅広い・息の長い支援を行っているところであります。

こうした施策の中、保育園でも一時預かりを行っていますが、民間の活力を利用したファミリーサポート制度があります。この制度は協力会員として登録していただいた方に、急な外出や用事ができた場合、一時的に子どもを預かってもらう仕組みですが、日常とは違う諸事に対応できるため、子育て世代にとっては非常に助かり、利用したい制度であります。

しかし、預かる方（協力会員）と預けたい方（利用者）との時間調整が難しいこと、ファミリーサポート制度の制度上、預かる方のご自宅を利用すること、これはいつも預かれるように部屋を準備しておくとか、それから清掃をしておく、そして危険な箇所、そして危険なものを片付けるといった大人だけではない、子どもの目線にあった配慮というものが必要になります。こういった問題点があります。こうしたことが相まってか、最近利用者の数が減ってきているように思います。

現在、秋田保育園を子育てに関する施設として利用していますが、使用していない部屋もあり、開設している間は一時預かりの時間として使用することも考えられます。預けるほうの母親に聞きますと、急な所用に対応でき予約しなくてもすぐに預かってもらえる、そんな施設がほしいという希望があります。

預ける人の多様な時間的なニーズにも対応でき、職員が在駐していることは万が一の場合、危険負担の軽減にもつながり、施設の有効活用も図れるものと考えますが、見解を伺います。

2項目、お願いいたします。

1. 協力会員の数とそのうち実際に活動している方はどのくらいいますか。
 2. 預けたい人と預かる人との時間調整は円滑にできていますか。
- 以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートの充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、協力会員の数と活動している人数についてであります。

本年10月末時点でのファミリーサポートセンターの協力会員数は、依頼・協力双方の会員となっている方17名を含め、昨年度末より4名増の73名の方に協力会員登録をいただいております。このうち、援助活動をした人数は15名でありました。

次に、預けたい人と預かる人との時間調整についてであります。

依頼会員が、初めてファミリーサポートを利用する場合、アドバイザーが育児支援の内容や時間等、希望に合う協力会員に打診し、安心して預けることができるよう依頼会員と協力会員とのマッチングを行い、双方の承諾により利用していただいておりますが、希望に沿ったマッ

チングを行うまでには時間を要する場合があります。

しかし、2回目以降利用する場合は、直接、依頼会員が協力会員に支援を依頼することができ、両者により時間調整を行っていただいております。

また、急な依頼などにより、依頼会員の自宅での預かりが困難な場合には、協力会員の承諾のもと、長坂保育園秋田分園やつどいの広場を利用しての預かりを実施しております。

依頼会員登録数に比べ協力会員登録数が少ないという課題があるため、今後におきましても協力会員確保のため、さらなる広報・周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君、再質問はありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、協力会員の方が73人、実際に活動している方が15名ということでしたが、この登録している協力会員がおおぜいいるのに、この実働の協力会員が少ないのは、どういうことがあるのでしょうか。その要因について、お聞きします。

それから先ほど、子どもを預かるということが非常に大変だというふうな質問の中で、一度に2人以上の子どもを預かる場合がありますよね。例えば兄弟とか姉妹。そういう子どもたちを預かるような場合、この協力会員を見つけるというのが大変だということも聞いています。現在、どのような状況になっていますか、2点お聞きします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

はじめに協力会員が多数いるのに実際、活動した会員が少ないのはどういった理由かというようなご質問でございます。

昨年度、援助活動をしました延べ回数は517回でございました。協力会員、依頼会員、双方の調整がなかなか整わずに、結果として特定の協力会員に依頼が偏った結果、実際に活動した人員が15人と少ない数となってしまっております。

2つ目の質問でございます。兄弟等、2人預けた場合、協力会員を見つけることが大変だというふうに聞いているが、その現状はというご質問でございますが、兄弟で預かってほしいというような依頼は、現在、年間5、6人でございます。1人で複数の子どもの保育を行うことは労力的に非常に大変だということで、そういった理由で協力会員がお断りをするといったようなこともございます。こうした場合につきましては、協力会員の中から特に保育士等の経験がある子育てのベテラン協力会員の会員さんをお願いをしているのが現在、現状でございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問をさせていただきます。

この中に登録している協力会員が高齢化をしているということも聞いています。子どもを預かるのに非常に、子どもさんというのは元気ですので飛び跳ねたり、本当に目をよく行き届かさなければならぬということ、実際、私も孫をみる立場になりましたので非常にそういうことを感じます。

そういった協力会員が高齢化していてなかなか増えないというか、実際に預かれないということも聞いていますので、そういった現状がありましたら、課題としてありましたらちょっとお聞かせいただきたいということと、それから先ほど2人以上、預かるという場合に利用料も、それから報酬も2人目からは半額になります。利用料が半額になるということは、非常に利用者にとってはありがたいことなのですが、預かる側としては1人預かるより2人預かるというのは、本当に労力というか、いろんなことに気を付けなければいけないというふうに思います。とても1人を1人という感じではなくて、もうちょっと細かい配慮というのが必要になってくると思うんですが、この預かる側の負担が増えているように思うんですが、この市から少し、預かる方に、2人以上の子を預かるときに市からの負担というか補てんですか、していただいて、もう少し預かる側の負担が減るような配慮というのは、考えていただけるでしょうか。2点、伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えをいたします。

はじめに、協力会員の高齢化など課題はというようなご質問だと思います。

保坂議員のおっしゃるとおり、非常に協力会員に高齢の方も登録されているというのも1つの原因だと思いますが、また仕事を登録協力会員の中で持っている方もおって、なかなかそういったマッチングがうまくいかないというような現状があって、結果として特定の協力会員に依頼が非常に偏ってしまうという現状がございます。

したがって、今後もさまざまな機会を利用させていただきまして、周知を図って実際に稼働ができるというか、協力していただけるような協力会員の確保には、積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の質問でございますが、2人以上を預ける場合、2人目以降は報酬が半額になると。そういった場合、市の補てんはどのように考えているというようなご質問でございますが、おっしゃるとおり協力会員への1時間当たりの報酬基準額は要綱で定めておまして、2人預かる場合につきましては、2人目以降は半額になるというような規定がございます。要綱制定時には2人保育することにも、1人も2人もというのは失礼ですけども、そんな大きな負担がないのではないかとということで、2人目以降につきましては半額にしましたが、実際として2人目を預かることに大きな負担を感じているというような協力会員もいるということは、伺ってございます。2人預かる場合、非常に労力的にもまたリスクを伴うことも確かでありますので、今後、協力会員、また依頼会員等のご意見を伺いながら、子ども・子育て会議の協議も経なが

ら報酬額等につきまして、また市の補てん等につきましては、今後は検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

これより、12月定例会の一般質問をさせていただきます。

早くも1年経過しまして、12月今定例会が2回目となります。不易流行という言葉がありますが、市民、行政、議会の三者が同じ方向を向き、今日より明日の暮らしをよくするために変えるべきところは変えていく、その努力こそが大切なのだと思います。自分自身が掲げた目指すこと、そこに邁進することが自分自身にできることと考えております。

初心を忘れず、そのような思いを込めまして以下、質問させていただきます。

1. いじめの問題について。

私は今年の12月定例会におきまして、この問題につきましてご質問をいたしました。1年経過した中で、改めてこのことでご質問します。

「いじめる、いじめられる」という言葉でこの問題は考えたいのでありますが、県内でいじめの把握が急増という報道がありました。これには、学校現場が細かいトラブルを積極的に把握したという、掘り起こしが進んだためとの指摘もあります。

数字は数字として考慮するわけではありますが、一人ひとり、子どもたちの価値観や個性ということで考えますと、毎日の学校生活の中で、子ども同士の課題は必然的に生じるのだらうと思います。そしてそれは1つの態様として「いじめる」という態度や行動につながるのだと思います。この問題は未然防止、早期発見、早期対応が重要と考えます。学校では教師が、家庭では保護者が、命に関わる問題という認識を持ち、会話を増やし、小さなことを大きく考えていく、そういった視点も大切ではないかと考えるのであります。

そこでご質問します。

1. 本市としまして、この問題の現状認識はいかがでしょうか。

2. 本市としての、これまでの取り組みを踏まえ、今後の取り組みなど対応策を、できれば具体的にお伺いいたします。

次に大項目の2としまして、教師の多忙化問題につきましてご質問させていただきます。

仕事におきまして、多忙なのは教師ばかりでないことは言うまでもありません。ここでは学校教育という次代を担う子どものために、お互いの関係、相関の中で取り上げさせていただきました。

私が帰宅途中、かなり遅い時間にもなるのですが、校舎の職員室、その室内灯が目に入ってまいります。なぜ、多忙なのか。原因はいくつかあるかと思えます。例えば、複数の職務や役割分担、いわゆる校務分掌だと思えます。また社会変化に応じた新たな取り組みや種々の対応など、具体的には新学習指導要領による影響、研修会の増加、必要な教材研究時間の確保、中学校の部活動、そして先ほどの校務分掌なども関係してくるのだらうと思えます。そこにさらに教員という立場による責任感が加わり、過重になっているのではと推測するものであります。

ゆえに「少人数化、教師の増員」が求められるわけではありますが、地方自治体が知恵を出して、できる工夫をしていく時代とも思えます。いかに多忙化の要因を減じていくか。教師のゆとりが子どもとの接点を多くし、いじめの問題にも極めて有効と考えます。「言うは易く行うは難し」、実際にこうして述べることは簡単であります。そして実際にそれを現実のものにしていくことは大変だと思えますが、以下ご質問します。

1. 本市として、対策はいかがでしょうか。
2. 学校への理解と協力が、保護者をはじめ、求められる時代と考えますが、いかがでしょうか。

次に3つ目の項目として、通学路安全対策、交通事故防止対策について。

第10次北杜市交通安全計画（平成28年度から平成32年度）の表題には、「交通事故のない社会をめざして」とあります。また、その中に「通学路等における交通安全対策についても、積極的に推進していく必要がある」とあります。

小学校におきましては、登校班での通学が多いと考えますが、市内通学路安全対策につきまして、交通安全協議会の方々をはじめ、地域住民の皆さま、警察の方などにも支えられて、見守り活動などをなされてもおります。

今回は、学校周囲の横断歩道や標識の設置、交通事故防止対策などについてもお聞きします。

児童の登下校時、県道、市道の横断があります。学年も違い、並んで渡りますので、特に朝は車の運転者も通勤のため急ぐこともあり、危険度も高まります。本市では通学路交通安全プログラムのもと対策をされていることと思えますが、これも命に関わることであり、表題にある「交通事故のない社会をめざして」のために以下、ご質問します。

1. 小学校周囲の道路で、新たに横断歩道設置が必要な箇所はないでしょうか。
2. 小学校周囲の道路で、道路面も含め事故防止標識は十分でしょうか。
3. 小学校周囲の道路、特に正門前付近へ立体減速シート等での表示はいかがでしょうか。
4. 小中学生へ、映像や写真で事故の様子を伝え、「車が止まらないかもしれない」「車が出てくるかもしれない」という、いわゆる「かもしれない教育」が重要と考えますが、いかがでしょうか。
5. 自転車事故で、歩行者へ的高額賠償も発生し加害者になることもございます。自転車通学の中学生への交通事故防止対策指導はいかがでしょうか。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

通学路の安全対策、交通事故防止対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小学校周辺での横断歩道や事故防止標識、減速帯が必要な箇所の有無についてであります。

本市では、道路を管理する国・県や警察などとともに通学路安全推進会議を設置し、毎年度、通学路にかかる危険箇所などの改善要望を各学校から提出してもらい、関係機関の協力の下、早期対応に努めているところであり、長坂町地内においては、通学路の横断歩道や歩道の設置工事が今、進められております。

本年度の要望では、小学校周囲の道路において新たな横断歩道や路面標示などの設置要望はありませんが、引き続き、学校や関係者と連携を図り、通学路の安全対策に努めてまいります。

次に、小中学生への交通事故防止にかかる指導、教育についてであります。

映像や写真を活用し、児童・生徒に危険予知の大切さを教えることは重要であると考えております。

学校では、スクールガードリーダーや専門交通指導員、警察や交通安全協会とも連携を図りながら、児童・生徒の交通事故防止、交通安全の普及啓発に取り組んでおり、交通安全教室においては、関係者の協力をいただきながらビデオ等を有効に活用して、交通事故の危険性や安全な通学のための教育を行っております。

また、自転車通学をしている中学生に対しては、自転車の安全な乗り方等の指導や、ヘルメットの購入補助を行うなど、交通事故防止対策に取り組んでおります。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

いじめの問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現状認識についてであります。

いじめは、いじめられた側はもちろん、いじめた側にものちの人格形成に大きな傷を残すことになり、決してあってはならないものであります。このことから、道徳の授業などを通じて、それぞれの個性や立場の尊重、他人への思いやりの心を育む教育を行うとともに、いじめの早期発見は大変重要との認識の下、日々の関わりの中で子どもたちの小さな変化を見逃さないよう、学校や家庭、地域との連携を図り、いじめの防止に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、今後の対応策についてであります。

いじめ防止対策には早期の発見が重要であることから、学校においては学校生活意識調査やアンケート調査等により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、チーム学校としての体制を構築し、情報の共有を図るなど学校全体でいじめ防止に取り組んでまいります。

また、家庭での教育や地域の関わりも非常に重要であることから、市の青少年育成団体とも連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、教師の多忙化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の対策についてであります。

本市においては、県が策定した教員の多忙化改善に向けた取り組み方針に基づき、部活動休養日の設定や放課後に会議などを開催しない、きずなの日の設定など、各学校の改善計画の着実な実施と学校行事の精選を指導しているところであります。

また、効率的な学校運営を図り、教員の負担軽減の一助となるよう、校務支援システムの導入へ向けた検討を進めているところであります。

次に、保護者など学校への理解と協力についてであります。

学校運営には、保護者や地域との信頼関係のもと、緊密な連携が不可欠であることから、保護者や地域の理解、協力は大変重要であります。

本市におきましては、泉小学校をモデル校として地域と連携したコミュニティ・スクールの取り組みを行っているところであり、その効果や課題を検証した上で、今後、他の学校についても地域に合ったコミュニティ・スクールの設置を進め、教員の多忙化改善にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

最初の、いじめの問題について再質問をさせていただきます。

質問というよりも確認になろうかと思いますが、その、子どもがいじめられたという認識の中で、はじめていじめという捉え方ができるんだらうと思います。このいじめという行為は、基本的に学校の現場にはあるのではないかという、そういう前提の中で考えていくことが大切ではないかと思いますが、実際に解決するという事は、なかなか難しい側面もあるだらうと思います。ただ、方法として学校という施設、これは普通の社会と違って、ある意味、特別な環境にあります。大人同士の関係、子ども同士の関係、そこに大人と子どもの関係が入ってくるという、ある意味特殊な空間、世界であります。ですから、そういう学校という、そういう施設の中で、それに関わる三者、これは教師であり、家庭の保護者であり子どもたち、この三者の相互関係の構築、三者の人間関係づくりこそ、私は一番大事ではないかなと思いますので、日ごろ学校教育の中で、また教育委員会として尽力されているということは重々承知しておりますけれども、そういった視点に立って、さらにそういうお願いをしたいと思いますが、一言よろしく願います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

いじめの問題について、学校、保護者、それから地域を含めた三者の協力体制が必要だということで、その確認についてご質問をいただきました。

先ほど教育長答弁のとおり、学校、保護者、それから地域が一体となって、いじめの問題は取り組んでいかなければならない問題だというふうに考えてございます。

日ごろ学校におきましては、当然、学校が一体となって対応に取り組んでいるところでありますし、また保護者の理解等もさらにいただかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

ありがとうございます。それでは2つ目の教師の多忙化について、再質問をさせていただきます。

昨日、教育長のほうから、この教師の負担につきまして全国的な課題、また業務、そしてまた出張、研修、保護者の対応などがその負担の要因に挙げられておりました。私もそうしたものが要因なんだろうと理解をしております。

先ほど、山梨県の教員の多忙化改善の取り組み方針を挙げられましたが、そこに学校の取り組み、具体的な実践事例としまして6つほど載っております。会議などの効率化、校内組織の見直し、部活動指導の負担軽減、学校行事の負担軽減、業務の効率化、地域人材の活用、この中で会議の効率化とか業務の効率化、部活もそうですけども、そういうふうなものは比較的早期に対応ができるのではないかなと個人的には思ったりするのですが、例えば研修の会議ですね、そういうものの実態はどうなのか。そしてそれは減らすことが可能なものがあるのかどうか。そして、その業務の効率化、例えば今、小学校では給食費は口座の引き落としか何かになっていると思うんですけども、しかし例えば旅行の積み立て代だとか、教材費は現金での手渡しといいますか、そういう集金業務も発生しているのではないかなと思うんですね。それがいけないということではなしに、そういったことが同じような仕組みづくりができるのであれば、多少なりとも軽減化につながるのかなと。それもご質問したいと思います。

また家庭教育にかかるということは、基本的に私は家庭にお願いすべきことだと考えるんですけども、教師の多忙化の一因として、ほかの学校とかほかの先生と自分を比較してしまう。そして頑張らなければならないという、それが過重になっていくのではないかなという気がしております。

そんなことから、市全体として例えば管理職を含む先生方へ、また保護者に対して、教師としての本質の部分、そして教師としてのいい意味での個性の部分、そういったことへの理解を機会あるごとにできれば、学校から家庭などに発信していくことも大事ではないかなと。なかなか難しいとは思いますが、とりあえず学校と家庭を、とにかく両方が子どものためにやっていきたいと思いますという、そういうスタンスといいますか、そういうことが大事だと思いますので、そんなことが可能かどうか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

教員の多忙化について、2点ほどご質問いただいたかと思います。

まず1点目でございますが、学校において多忙化に対する取り組みというふうにお伺いしたところでございます。

研修会議等については、精査をする中で減らしたり、また効率的にやっていくというようなことが求められているかと思います。そうした中で県の指針、それから指導等によりまして、きずなの日というようなものを今年度から設け、放課後において会議等を実施しない日を設けるようなことで、多忙改善へ向けて取り組みを進めているところでございます。

それから、家庭教育についての保護者への協力をお願いしていくようなことも重要だということで、それに対するお考えをというふうなご質問であったかと思います。

これにつきましては、先ほど教育長答弁でもありましたとおり、泉小学校をモデル校としてコミュニティ・スクールの取り組みを行っております。この中では、保護者をはじめ地域の協力というふうなことで、多忙改善も含めた学校の運営というふうな取り組みを進めているところでございます。

そうした中で今後、他の学校にもこういったことを普及し、学校における多忙化への対応に努めていきたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

1点、確認なんですけども、私のちょっと聞き漏らしかもしれないんですけども、給食費の口座の引き落としみたいなことは可能かとお聞きしたかと思ったんですが。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

申し訳ありませんでした。

給食費の口座引き落とし等につきましては、すでに学校給食課のほうで実施している状況でございます。そうした中で、どうしても納入できない方については、学校の協力もいただきながら、保護者の方をお願いをしているような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

確認できましたね。再々質問になりますけども。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

今、私、給食費のことについては、その給食費が口座から落ちているというのは理解しているんですけども、それにほかの集金業務がたぶんあると思うんです。旅行の積み立てだとか教材費。そういったものも同じような仕組みがつかれませんかということを1点、再々質問でお聞きします。

それと先ほど来、きずなの日というのが出てきていますので、これまでの取り組み、そしてこれからどのようにそれを生かしていくのか、そこをご答弁ください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

6番、清水議員の再々質問にお答えします。

2点ほどあったかと思えます。

まず1点目でございます。学校給食費以外で他の集金についても効率的な集金の方法がないかということでございます。

これにつきましては、各学校においてPTA会費であったり、学校における活動費であったり、いろいろな集金があるかというふうに思っております。

各学校、それぞれ違うところもございますので、校長会等を通じて効率的な事例等があった場合は、これを参考に学校間で周知をしたり、また協議をしていければというふうに考えてございます。

それからもう1つ、きずなの日今後の取り組み、有効活用というようなお話であったかと思えます。

きずなの日につきましては、先ほども申し上げたとおり放課後、部活動や会議を実施しない日を月に1日、設けようというようなことでございまして、平成29年度は県の指導もあるところで、毎月第1月曜日で設定をしたところでございます。さらに来年度からは月に2回、原則として第1・第3の月曜日をきずなの日として加えていこうというようなことが進められておりますので、こういったことのしっかりした取り組みを進めてまいりたいと思えます。

いずれにしても会議等については、効率的に会議を行うことが必要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、次の通学路安全対策についてご質問します。

先ほど市長のほうからご答弁いただきました。その確認にもなるんですが、私は自分で市内の小学校をまわってみて、その学校の、意図的に周囲としたんですけども、周辺でなくて学校の周りをまわってみたところ、それぞれの学校の特徴といいますか、違いがありました。それはそれで問題ないという現在の認識だと思えるんですが、そのへんの、私の質問の1番、2番、3番の総括のような意味合いになりますけれども、再度、市内学校の周辺の安全確認が現状は問題ないのかどうか、そのへんを含めて1点、確認させてください。

それと県警本部のホームページに自転車の簡易テストが載っております。これはルールとマナーをするためのマルバツのテストなんですね。これは中学生ぐらいであれば、たぶんでできると思えますし、またかなり難しい部分もあるんですけど、そういったものの利用はいかがでしょうかというご提案であります。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答ひします。

通学路の安全対策、それから交通事故防止対策について、2点ほどご質問をいただきました。

まず1点目でございます。周辺の安全対策は十分かというような確認のご質問であったかと思ひます。

先ほども市長から答弁をさせていただいたとおり、本市におきましては通学路安全対策推進会議を設けまして、各学校からの改善へ向けた要望等をしっかり把握した中で、道路を管理する関係者、それから警察等々と協議をした中で、また現地確認などをする中で対応できるものは順次、または優先性のあるものは優先的にということで取り組みを進めているところでございます。

それから2点目でございます。県のホームページに自転車の安全運転にかかる取り組みのものがあるということで、これを有効に活用できないかというような内容であったかと思ひます。

申し訳ありませんが、これについては、まだ内容を目にしてございませんので、また見せていただく中で、有効な内容であれば学校にも紹介していけるかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

清水君。

○6番議員（清水敏行君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

今定例会では、2点につきまして市長に伺いたいと思ひます。

まず、1点目です。上水道配水管の基準と費用負担についてということで伺います。

市長は、移住定住の推進を重視しているというふうに認識しております。子育て支援住宅や就業促進住宅へ多額を投資して人を呼び寄せようとしておりますし、また子育て世代が家を購入する場合の支援なども行っております。

こうして強くアクセルを踏み、人を呼び込もうとしている一方で、新たに北杜市に家を建てる際、水道に関して次のような事例を耳にしております。

1つ目の事例です。平成17年、約10年ほど前ですが、当時すでに3棟ほど建っている現場の4棟目を建設する際、将来的にその現場は8棟程度、家が建つ可能性がある場所とのことで、それまで20ミリであった上水道配水管を25ミリにするよう指導を受けたそうです。そのときすでに建っていた3軒分の費用は、行政のほうで負担をしてくださったそうでした。

そこから10年ほど経って5棟目の案件が持ち上がり、上水道配水管へのつなぎ込みをしようとしたところ、今度は25ミリから50ミリにするようにという指導があったそうです。しかもすでに建っている4軒分の敷設・つなぎ変えも含めて、すべて5軒目の新しく家を建てる施主さんの負担でというふうな指導だったということです。当時の基準や費用負担の考え方が変わっているように聞こえるわけです。

現場の業者の皆さんの感覚では、25ミリという当時の判断でまったく問題ないところであるそうです。今ある配水管につなげるだけであれば、約20万円程度のところが約250万円程度の費用となるそうです。今後は基準が再度変わらないという前提ですが、今回5軒目が仮に建ったとして、6軒目、7軒目、8軒目の方は既設の配水管につなげるだけでよく、費用負担の面で著しく不公平ではないかというふうに見える事例がまず1点目です。

事例の2点目です。現在25ミリの配水管で8軒に水を供給している現場です。こちらに9軒目の話があり話を進めたところ、北部上下水道センターでは25ミリを50ミリに敷設し直すよう指導があったということです。しかも既存の8軒分も新しく家を建てる施主の個人負担で行うような指導であったということでした。25ミリの水道管を今度、新しく建てる場所に引き込むだけであれば、250万円程度の費用のところが600万円程度の費用となり、個人負担としては非現実的で公共事業レベルである。そのように言われていらっしやいました。さらに上下水道施設課からは50ミリではなくて、75ミリにするような指導があったということでした。窓口によって、指導内容がバラついているように見えるわけです。北部上下水道センターでは、基準についての公開はいただけませんでした。

建設にあたって水道管を引き込む費用に関しては、自宅分として、自分の分として負担しなくてはならないところはそれは当然なわけですが、ほかのお宅のつなぎ変えや基準が不明瞭に見える口径の拡大に関しては、例えば加入負担金等を活用し、公平に負担すべきものではないかと考えます。

これら現場の事例は、以前と同じ基準あるいは費用負担の考え方であれば特に問題にならなかったところではありますが、こういった指導を担当した職員さんに伺いますと基準は3年ほど前に変わったというふうな説明をいただきました。また、基準は内部資料で公表していないとのことで、移住定住に寄与して下さっている業者さんも大変困惑されている様子でありました。北部上下水道センター長によりますと、基準の根拠となる条例等は存在しないと。そしてまたそのような条例は、今回のようなケースにおいては必要としない、そういった趣旨の説明もいただいております。

想像するにですが、おそらく市が進める移住定住促進が功を奏して北杜市を好きになっていただき、土地を探して場所を決め、いざ家を建てて住もうという気持ちが高まったにもかかわらず、こういった水道の扱いにより移住を諦めざるを得ないような状況がありそうに感じました。多額の税金を投入して移住定住促進のアクセルを踏んでいるのに、同時にブレーキも踏んでいる、もしそういった状態であるとすれば、血税を納めている市民の感覚からするとチグハグな対応であって、市民の血税の効果的な活用に水を差しているようにも見えます。

そこで以下、質問をいたします。

- (1) 移住定住促進に逆行するよう見えかねない上記事例について、市長ご自身はどのように受け止められていらっしやいますか、お考えでしょうか。

- (2) 自治体におけるルールは、条例や規則等で明文化され、市長や議会（すなわち市民）が決めるというふうに捉えられると思います。当然ですが、職員の皆さんが独断で決めるというようなことではなくて、市民の意思が反映されるべきであります。そこで現在の基準は（a）どのようなプロセスで（b）誰が（c）何を法的根拠として決められたのかというのを伺いたいと思います。
- (3) 3年前に基準が変わったというふうに私は聞いたわけですが、何が発端となり基準や費用負担の考え方が変わるのか。
- (4) 基準や費用負担の考え方を公開することはできないのか。
- (5) 現在の基準や費用負担の考え方がもし市民感覚からかけ離れているとした場合、市長や議会を通じて市民が変えることができるということが民主的な運用であるというふうに言えると思いますが、もし市民がその必要性を感じた場合、どのように進めることができますでしょうか。

次に大きな項目で2点目の質問になります。林業地域おこし協力隊について伺います。

市長の所信表明でも紹介がありましたが、新たに林業分野において地域おこし協力隊を募集するとのことでありました。観光分野における課題認識については、これまでもお伝えしてきたとおりでございます。農業分野におきましても、お悩みを耳にし始めてもおります。政策趣旨に則った活用となり、協力隊の移住定住にもつながり、効果的に血税が使われることの確認のためにも以下、質問をいたします。

- (1) 本市では、林業従事者の高齢化により担い手が減少、管理放棄林の増加、こういったことが課題ですという説明が市長よりありました。これら課題の原因は何とお考えでしょうか。
- (2) これら課題の原因が解決されることが、北杜市の林業のあるべき姿として、どうなることを想定しているのでしょうか。
- (3) あるべき姿が実現されるために、行政的な後押しをすることにまったく異論はないわけですが、(1)の質問でお答えいただく課題の原因のうち、林業地域おこし協力隊にはどの原因を解決していただき、結果として課題が解消されることを期待し、募集をするのでしょうか。
- (4) 任期終了後も定住をいただくには、3年のうちに経済的に自立することが大切で、求められるのかなと思います。国で定められた年間の活動費は、地域おこし協力隊の自主企画を実行するためにもあるというふうに理解をしております。担当課といたしましては効果的な企画立案・実行のためにどのように関わっていくのか。また、年間どの程度の活動費となる想定かを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

上水道配水管の基準と費用負担について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移住定住促進に逆行するよう見えかねない事例について、どのように考えるか

についてであります。

事例について内容を確認いたしました。事実と異なる点がいくつかありますので、先に述べさせていただきます。

最初に、事例1についてであります。

「3棟建っている現場の4棟目を建設する際、将来的に8棟程度家が建つ可能性がある場合とのことで、それまで20ミリであった上水道配水管を25ミリにするよう指導を受けた」との内容に対して、正しくは、同一の配水管で2棟使用している現場の3棟目を建設する際、すでに2棟の給水のために敷設されていた25ミリの配水管を延長し、同口径で3棟目の給水を行った。20ミリと言っている管については、市が管理する水道管ではありません。

また、「そのときすでに建っていた3軒分の費用は行政で負担した」との内容に対し、正しくは、そのときすでに建っていた2軒分は、25ミリの給水時に折半で申請者が費用負担した。

また、「今回5棟目の案件があり上水道配水管へのつなぎ込みをしようとしたところ、25ミリから50ミリにするよう指導があった」との内容に対し、市の対応は、「現地には新規で給水することが現時点できない状況」とファックスで回答しました。

次に、事例2についてであります。

「北部上下水道センターでは、25ミリを50ミリに敷設するよう指導あり」との内容に対し、市の対応は、北部上下水道センターは、道路を横断し配水管を敷設し直す事案のため「本庁で協議してください」と話しました。

また、「さらに上下水道施設課からは、75ミリにするよう指導があったそう」との内容に対し、上下水道施設課では、事例2について窓口で該当箇所の相談を受けた事実はありません。

以上、要旨について確認した結果であります。

本市の簡易水道事業は、水道法や北杜市簡易水道給水条例等に基づき事業を行っております。示された事例は、開発行為に起因していると考えられるため、本来開発の計画段階で全世帯の給水が賄えるよう計画されるべきものと考えております。

また、本市の事業の進め方が、特段他の自治体と異なるものでないため、移住や定住促進に影響を与えるものとは考えておりません。

次に、現在の基準はどのようなプロセスで、誰が、何を法的根拠として決めたかについてであります。

現在使用している配水管からの分岐の基準は、配水管からの給水管の過剰な取り出しにより水量不足を生じる事案が発生し、窓口での指導基準を統一する必要があったため、水道事業者としての市が、概略検討時の資料として採用しているものであります。

また、水道法第5条第4項による水道施設の技術的基準を定める省令第1条第1項では、「水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること」と規定しており、水道事業者としてこの責務を果たすために必要な対応であります。

次に、何が発端となり基準や費用負担の考え方が変更されるのかについてであります。

北杜市簡易水道給水条例においては、費用負担の考え方は当初から変更ありません。

また、基準については、窓口相談において分岐の基準を統一する必要があり検討した結果、採用したものであります。

次に、基準や費用負担の考え方はなぜ公開することができないのかについてであります。

本市が配水管からの分岐の基準として採用しているコスグローブの管口径均等計算式は、水

道事業者が一般的に採用している水利公式であります。

新たな給水には、さまざまな状況を考慮し対応する必要があると、一概にこの基準に当てはめることは難しく、トラブルを避けるため公表しておりません。また、費用負担につきましては、北杜市簡易水道給水条例によるものであります。

次に、基準や費用負担の考え方が市民感覚からかけ離れているとした場合、どのように進めることができるかについてであります。

費用負担の考え方は、水道料金の低廉維持に努める中で、サービスの提供と費用負担のバランスの均衡を図った、北杜市簡易水道給水条例に基づいたものであります。

また、基準につきましては、水道事業者として安定した水道水の供給のために必要としているものであり、水道施設の技術基準を定める省令に基づき採用しているものであります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

林業地域おこし協力隊について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、課題の要因についてであります。

木材価格の低迷や森林経営規模の零細により、立木を伐採して販売しても、コストを差し引くと森林所有者の利益としてはほとんど残らないことなどが、担い手の減少の要因と考えます。また、十分な販売収入が得られないことから、間伐や伐採後の再造林など森林整備費用が捻出できず、森林の荒廃へつながっていると考えております。

次に、北杜市の林業のあるべき姿についてであります。

戦後盛んに行われた植林により、多くの人工林が伐期を迎えていますが、木材価格が低迷し、個々の森林経営面積も小さい本市においては、林業での生業は厳しい状況であります。そのため、森林組合や造林事業者などが、森林経営計画を策定して森林の集約化を図り、低コスト生産を行うことで収益の増加を図り、森林所有者へ利益を配分するとともに、再造林につなげていくことがこれからの林業のあり方と考えており、市としても里山整備事業などで支援しているところであります。

次に、林業地域おこし協力隊への期待についてであります。

森林を集約化して事業を進めている森林組合や造林事業者などにおいても、高齢化や後継者不足の問題を抱えております。

環境保全、災害防止、水源涵養等の多面的機能を持つ森林を健全に維持していく上でも、林業後継者の育成は重要であることから、地域おこし協力隊員を募集し、林業技術を習得して地域に定住し、北杜市の林業を担っていただくことを期待するところであります。

次に、林業地域おこし協力隊の企画立案・活動費についてであります。

林業地域おこし協力隊員は、林業や野生鳥獣の加工等に意欲を持ち、本市に定住して地域活動を積極的に行ってくれる人を募集し、造林事業者のもとで林業技術や機械操作の習得、加工や販売など林業全般の研修、また、ジビエ加工施設等においては、個体の適正な処理や加工後の販売、鳥獣害防除技術の研修などを行い、将来の担い手となってくれるよう最大3年かけて育成してまいります。

隊員に認められた年間200万円の活動費は、地域に定着するための生活支援、技術習得のための機具の購入や、移動のための車両借上げが主なものであるため、自主企画をするための経費とは捉えておりません。

なお、隊員が研修の期間内に、新たな加工品や販売ルートなどを考案または企画する場合には、研修先である支援機関が相談に応じるよう指導するとともに、研修終了後に起業する場合には、要綱に定める起業支援補助金で支援してまいります。

地域おこし協力隊は、国の特別交付税の支援を受けて実施いたしますが、活動1年未満での解職は対象とならないことから、中途解職とならないような人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

まず、1点目の上水道配水管の基準の費用負担についてというところで、再質問をさせていただきます。

私が先ほど、ご紹介させていただいたところで事実と異なる、認識と違うというご答弁をいただいたわけですが、私もご相談いただいた業者さんと一緒に窓口に向って、そばでお話を聞いていたわけなんです。それを踏まえて質問していますので、ちょっと認識の違いが両者にもあるのかもしれないとは思いつつなんですけども、ちょっとここで確認もできませんので、これはまた後日、確認をしながら、もしこういった問題があるようであれば、またちょっと相談をさせていただきたいなというふうに思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

この基準が、一番最後、5点目で質問させていただいたんですが、ちょっとそこがよく分からなかったのが、現在の基準や費用負担の考え方を、もし市民がそれはやっぱりおかしいと、もしおかしいと思って変えたいとなったときに、どこにどう話をすればいいのか、どうやったら変えられるのかというところが私は大事なんだろうというふうに、最終的には思っているわけなんです。そこがちょっと、さっきのご説明で、私が聞き漏らしてあれば申し訳ないんですが、もう一度お答えをいただけないかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

池田恭務議員の再質問にお答えいたします。

最後の質問の中で、基準や費用負担の関係について、市民感覚でちょっとおかしいんではないかといった場合の変更ということであります。

答弁でも述べさせていただいておりますように、基準につきましては、あくまで水道事業者としての市がこういった基準を定めなければならない。というのは、当然、水道事業者としての責務がございます。水道法の第15条になるんですけども、その中では水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者からの給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。2項の中で、同じ水道事業者の責務があるんですけども、給水を受ける者に対しまして、常時水を供給しなければならない。この常時水を供給すると

いうことは、需要者の欲するところにより常時水を供するといったことでありますので、例えば水圧が十分でなくて、許可をしたと。その後、その水圧がなくて2階まで水がのぼらないといったような事案があった場合、当然、水道事業者である市が責任を負わなければならないと。その責任をしっかりと果たすためにはこういったものを、市が基準をしっかりと位置づけて給水の申込者に対して、これをお願いしていくといったものが必要でありますので、これに対して市民感覚からずれているとか、そういった内容ではないと、そのように捉えております。

もう1点、費用負担につきましては、当初から申し上げておりますように、北杜市簡易水道給水条例に規定しているものであります。今回のような事例については、管口径の増口、または延長というような形で給水の申請時をお願いしているわけなんですけども、これにつきましては、先ほどちょっと説明しましたが、水道法の第15条の中で正当な理由がなければ、これを拒んではならないといった規定があります。この正当な理由というのが逐条解説で明記されておりますけども、1つは配水管未敷設地区からの申し込み、もう1つは給水量が著しく不足している場合と。こういった場合は、正当な理由ということで拒むことができます。ただし、これについて、申込者が自己の負担で配水管を設置し給水を申し込む場合については、拒否することができないと規定しておりますので、まさにこの法律に基づいて申請者に料金をお願いしているといった現状になります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

詳細にありがとうございました。ちょっと言い方を変えますと、私が気にしているのは、本当に仮の話ですけども、行政がもし暴走をしたときにそれをどうやって止められるかという、そのことの確認なんです。今、しているというわけではないんですけども。その手段として、今、水道法だとか事業者というお話があったわけですけども、そうしますと、僕の理解では市長が、そこはちょっとやっぱりおかしいとなったときには指示をさせていただいて、その基準、再検討だとか、そういったことができるという、そういう位置づけのものになるんでしょうか。そこを最後に確認させてください。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

池田恭務議員の再々質問にお答えいたします。

市が暴走した場合というようなこと、現在は違うにしても想定をされた場合というご質問であります。

水道事業者としての市は、当然、市民の皆さまが水道に加入する際には工事費も一番かからない状況の中で加入して使っていただきたいというのは、同じ、共通した気持ちであります。ただ、今回のような事例で、まさに開発事業にかかるような事例というのは、本来であれば、やはり開発事業者がしっかりと責任を持ってやるべき事案なのかなという捉え方をしております。

ただし、住民からのそういった多くの意見が寄せられれば当然、市長にも相談をする中でしっかりそこはやっていきたいと、そのように考えています。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間3分です。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ありがとうございました。水道の件については、質問を終わりたいと思います。

次に、林業関係の地域おこし協力隊についてであります。

先ほど、産業観光部長から説明をいただきました。結局、今、若者が林業の世界になかなか、これだけ求人がある中で入っていかないということは、若者が行きたがらない、あるいはそういった類の理由があるんだろうというふうに私は思うわけなんです。その原因が解決されなければ、3年間、地域おこし協力隊として活動していただいても、そのまま継続して働いていただけるか、定住していただけるかというところが、私はなかなか難しいのではないかなという思いから、何が今、高齢化していて人材不足になっているのか、その原因は何なんだろうかという、そういう趣旨で質問しました。そこを解決するために、地域おこし協力隊に来ていただいて取り組んでいただくということであれば、それは大変、僕も素晴らしいことだと思いますし、ぜひ頑張ってくださいなと思うところであります。

なぜ、そういったことをしつこく聞くかといいますと、昨日の代表質問でもありましたが、私が把握しているところでは、観光系の地域おこし協力隊ですけれども、退職者が3名というふうに数字は言われたわけですが、これは年度の途中で辞めた人数であって、3年間を待たずに辞めた方というのは、もっといるわけですね。それを含めると離職率というのはもっと高いわけで、その後、北杜市に住んでいる人もわれわれ含め、いますけれども、北杜市に住んでいるからといって、そのときの地域おこし協力隊の活動が素晴らしかったと、とても満足のいくものであったという理由で住んでいるかというところと必ずしもイコールではないので、そこについても問題意識、課題意識があるので、せっかく林業をしていただく方に来ていただくのであれば、そのへんも含めて、ぜひ充実した3年間を過ごしていただきたいですし、誤解のないように1つ申し上げますと、昨日の説明は大変、いろんなことに対して改善していくというような、私はすごく前向きな答弁をしていただいたんだというふうに捉えておりますので、ぜひ林業のほうも、そういった、今ちょっと細々申し上げましたけども、そういった課題が表に出てこないように、しっかり来ていただいた方が満足して、そして北杜市に定住していただけるような取り組みをしていただきたいと思いますので、いろいろ申し上げましたけども、答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

池田議員の再質問にお答えいたします。

募集されて来た方が、林業の場合は支援機関なんですけども、支援機関で面接をしていただいて、そして双方の考えが一致して、ではこの人であれば、ここで研修してもらおうということになると思います。今まで農業のほうでは、平成21年度から始めてきて課題も抽出されました。それがやはり、もうちょっと市が関わるべきだろうというふうな反省点がありました。

そんなことから、まず面接の段階で、双方に誤解がないように、市も中に入って一緒に面接をして、そしてこれからしっかり農業、あるいは林業をやっていきましょうねということを踏まえた上で委嘱をしていこうというふうに考えます。

首都圏を中心としたところに林業を希望する人、あるいはジビエに興味を持つ人がいることも聞いておりますので、そういった方を募集していくというふうに考えております。

先ほど、任期終了という定義ですけれども、市のほうで捉えているのは1年間の委嘱を行いますので、1年間まっとうすれば任期終了。また2年目、改めて1年間の委嘱をすれば、それをまっとうすれば任期満了というふうなことになるので、1年半みたいなところで辞めた方は対象外としているというふうに解釈しております。

いずれにしても、林業のほうは農業の地域おこし協力隊、この課題を踏まえて改正したものをもとにやってみます。支援機関が単なる労力として使うことのないように、しっかりと北杜市としても指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○2番議員（池田恭務君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時45分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時44分

○議長（中嶋新君）

定刻より少し早いですけれども、おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

次に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

大きく3項目につきまして、質問をいたします。

まず最初に、増え続ける鳥獣害対策についてであります。

本市においては、総面積602.48キロ平方メートルで、山梨県で最も広い面積を有しています。可住面積143.26キロ平方メートル、23.8%。林野面積459.22キロ平方メートルで76.2%を占めています。耕作面積は51.70キロ平方メートル、8.6%で、その他、田んぼの耕作面積が31.40キロ平方メートル、畑の耕作面積が20.30キロ平方メートルとなっているわけであります。

本市では、長年農用地の集積と優良農地の保全のため、農業生産基盤の整備や長寿命化に向け努力していると認識していますが、農業の現況および将来は誠に厳しい状況であります。

しかしながら、農業者は米、野菜などを作付けし、先祖からの土地を守ろうと必死になり耕

作をしていますが、さて収穫をしようとするとき、鳥獣により食い荒らされ、出荷も自分の家での食材としても使うことができなくなり、その落胆は想像以上のものがあります。

以前から電柵、ネット張り、花火の追い払いなどを行い対策を行っていますが、鳥獣とのイタチごっことなり、最後は耕作者が根負けして耕作することを諦めてしまい、耕作放棄地となっているのが現状ではないかと思っております。

市としては、対策は行ってきていることは承知していますが、有効な手立てとはなっていないのが現状であります。私は、この鳥獣害の対策がうまくいかないと「農業はできないし、したくない」という声を多く聞くにつけ胸が痛むわけであります。

このような状況を打開する方法は何かないかということで、経済環境常任委員会で群馬県太田市を視察しました。鳥獣害対策は全国的な問題で、各地で種々の鳥獣害対策を行っており、抜本的な解決策が出ているわけではありませんが、それでも何か本市の鳥獣害対策の参考となるものがあればと考えて視察をしたところであります。

太田市では、本市ほど対象鳥獣害は多くなく、特にイノシシ対策が主であり、この対策は被害調査を行い、田畑への侵入については四方へメッシュ柵を設置し、生息管理として竹木整備や緩衝地帯整備によりイノシシの生息地を後退させ、被害防止対策として防獣柵の設置を年次計画により実施し、侵入防止を行っています。

事業は行政主導ではなく、地域主導での対応を目指し、住民意識の向上と事業継続を図り、行政はサポートする体制の構築を目指しています。

今後は鳥獣害対策実施部隊を設置し、隊員は猟友会の技術指導可能者と地域でのわな猟免許者で構成し、捕獲、指導、助言、柵設置指導、生息被害調査などを行うことを検討しているとのことでありました。

どの地域でも鳥獣被害は非常に頭の痛い問題であります。しっかり対応しなければならないことでもあります。

そこで以下、伺います。

1. 国の鳥獣捕獲計画と北杜市の実態は。
2. 効果ある対応をするため、鳥獣害の生態に熟知した専門職員の設置は。
3. 全市的な問題であるため、地域との連携については。
4. 鳥獣害対策実行部隊の設置は。
5. 北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金の拡充は。

次に、2つ目といたしまして、北杜市人口ビジョン・総合戦略についてであります。

平成26年、まち・ひと・しごと創生法の施行を受け、本市は人口の分析、将来展望を提示する人口ビジョン等、今後5カ年の施策を提示する総合戦略を策定し、本年は中間年度となっております。人口ビジョンでは、本市の人口は国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所によると昭和22年をピークに昭和55年まで減少し続け、昭和57年の中央自動車道の開通によって企業進出などにより首都圏から流入があり、平成16年まで増加し、その後は再び減少に転じ現在に至っています。

国立社会保障・人口問題研究所は本市の将来人口推計、平成25年3月によると総人口は減少し続け、平成52年には3万2,880人まで減少すると見通しています。

これを受け、本市では平成27年度策定された北杜市人口ビジョン総合戦略で、子育て支援事業により出生率を向上させ、移住定住促進事業により子育て世代の転入者の増加や転出者の

抑制を図ることで、人口減少率を抑え、平成52年には4万人を維持することを目指しています。これは国の長期ビジョンによる合計特殊出生率に基づき、平成32年度1.5人程度、平成37年度1.8人程度、平成42年度が2.1人程度に達すると仮定して4万人を維持するとしているところであります。

国立社会保障・人口問題研究所の予想人口と本市の目標維持人口との差は約7千人であり、いろいろな有効的な施策を行わなければ達成は難しいと予想されます。

目標達成に向け、5つのプロジェクトを掲げるとともに具体的施策、事業を設け実施しています。総合戦略における平成28年度達成状況につき、9月定例会において報告がありました。全体では目標の80%を達成し、平成28年度は平成27年度と比較し、自然減が470人と進んだが、社会増は101人と大きくなった。平成28年度中の移住者は30代が最も多く、全体の7割が40代以下の世代であったことは、本市の将来に意義あるものと評価をしています。

総合戦略は5カ年計画で策定されていますが、厳しい財政状況の中、事業内容、効果などを精査し、継続すべき事業はしっかり継続していくことが本市の将来に欠かせないことと考えています。

本年は総合戦略の中間年度となり、平成32年度以降のことも検討を始めていると思いますが、早く方向性を示さなければならない事業もあると考えます。

その1つとして、住まいづくりを考えたときに多額の助成をいただける子育て世代マイホーム補助金は、本市に移住を検討している方や市内に定住を考えているの方々にとって、大きな影響がある事業と認識をしています。

実際に制度創設以来、300件ほどの補助金交付申請があったと聞いていますが、家造りは一世一代の大仕事でありますので、補助制度の有無が市内への移住定住の決め手になると考えます。

そこで以下、伺います。

1. 本市の総合戦略に盛り込まれている施策は、一定の成果をあげているものが数多くあると認識していますが、中間年度を迎え下期の取り組みと次期戦略についての考えについてお伺いします。
2. 子育て世代マイホーム補助金交付要綱は、平成32年3月までの時限となっています。住宅の建築を決めるには、ある程度の期間を要することから早急に方向性を出していくことが肝要です。マイホーム補助金の見直しや制度の延長も含めた今後の市の考えについてお伺いをいたします。

3つ目といたしまして、住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業についてであります。

少子高齢化の進展により一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加、また、家族などから運転を控えるよう言われ外出機会が減っている高齢者、移動手段のない高齢者、閉じこもりの高齢者などが増加しています。

このような社会状況の中、本市では生活支援体制整備協議体を設置し、高齢者の外出を主な目的とした地域支え合いによる高齢者の外出支援サービスの創出について協議してきました。

当事業は、支援が必要な高齢者でも自由に外出でき、地域と関わり合って健康で楽しい生活を維持できるように住民協働の外出支援サービスの実施と、その担い手となる人材を地域で育

成することとしています。

このモデル事業は始めたばかりで、状況把握は困難な面があることは承知していますが、市民からの問い合わせや利用対象者の拡大の要望などもあり、期待も大きいと感じています。

そこで以下、伺います。

1. 現在の実施団体数およびモデル事業の内容と現状は。
2. モデル事業の利用対象者の拡大についての考えは。
3. モデル事業の今後の展開は。

以上で質問を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員の北杜市人口ビジョン・総合戦略における、下期の取り組みと次期戦略についてのご質問にお答えします。

平成27年8月の策定以降、若者応援や住まいづくりなど、5つのプロジェクトに重点的に取り組んできました。本市は、移住定住政策を推進しているところであり、若者応援プロジェクトの1つとして、本年4月に開設した子育て世代包括支援センターは「ワンストップサービスで使い勝手が良くなった」「母親同士の交流の場が広がった」などの高い評価をいただいております。他の子育て支援策と相まって本市の魅力を高める取り組みとなっております。

こうした総合戦略に基づく取り組みの成果により、本市への移住相談数は、年間延べ500組を超えるなど、本市の地方創生は着実に進んでいるものと考えます。

現在、本市の総合戦略は全体で90を超える施策・事業がありますので、産官学金労言で構成するふるさと創生会議の意見を伺って、その効果を検証する中で、必要に応じた助成制度等の見直しも含め、今後の取り組みや次期総合戦略のあり方について検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の実施団体数、モデル事業の内容と現状についてであります。

この事業は、支援が必要な高齢者でも自由に外出でき、地域社会と関わりあって、健康で楽しい生活が送られるよう、住民協働の外出支援サービスの創出とその担い手となる人材を地域で育成することを目的としております。

実施団体は、公募により長坂町「くらしのパートナーハナミズキ」と大泉町「なでしこの会」の2団体が選定されました。

利用者の登録など運行の準備が整い、先月下旬から運行を開始したところであります。

次に、利用対象者の拡大についてであります。

この事業は、介護保険における要支援等の状態にある高齢者を対象としております。軽度介護認定者への拡大は、可能であると考えておりますが、現在の運行について検証すべき点多いため、今後、検討してまいります。

次に、モデル事業の今後の展開についてであります。

事業実施地域については、当該サービスの定着に向け、利用者と協力者の増員を図り、エリアをカバーできる体制を目指すとともに、持続可能な仕組みづくりの検証を行ってまいります。

未実施の地域については、市民ワークショップを開催するなど、導入に向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

7番、井出一司議員の北杜市人口ビジョン・総合戦略における、子育て世代マイホーム補助金制度の今後についてのご質問にお答えいたします。

「住み続けたいまち、住んでみたいまち」の実現に向け、子育て世代の移住定住人口の増加を目的とする子育て世代マイホーム補助金につきましては、制度開始以来、本年10月末現在で、312件、補助金額4億400万円を超える事業計画書の提出をいただいております。

このうち、市外からの転入が83件・275名、市内アパート等からの住み替えが100件・347名、既存住宅の建て替え等が129件・502名となっており、この制度を利用した世帯人数は合わせて1,124名となり、北杜市総合戦略における、子育て世代の移住・定住の施策の大きな柱を成していると考えております。

今後の方向性については、総合戦略重点プロジェクト全体の評価・検証を行う中で、本制度につきましてもふるさと創生会議、子ども・子育て会議等のご意見を伺いながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国の鳥獣捕獲計画と北杜市の実態についてであります。

国の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、県においては5年間の鳥獣保護事業計画を定め、この中で増えすぎた野生鳥獣の個体数を適正な数に調整するため、毎年度実施計画としての第2種特定鳥獣管理計画を策定しております。

実施計画では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、前年度の捕獲頭数や捕獲個体調査票、生息状況・被害状況のモニタリング結果、標高差の地形的特質を考慮したゾーニング等を踏まえ、各自治体の意見も聞く中で、市町村ごとの適正な目標個体数が定められています。

次に、鳥獣害の生態に熟知した専門職員の設置についてであります。

鳥獣害に関する制度の説明や対応方法、研修会の紹介などは林政課職員が行っておりますが、

地域での勉強会の要請がある場合は、県の専門職員とともに林政課で出席して説明するとともに、必要に応じて大学教授などから専門的なアドバイスを受け対応しております。

現在、市では狩猟免許所有の臨時職員2名を雇用し、エアガン等を使用した追い払いや箱ワナによる捕獲、サルの群れの行動調査や被害防止パトロールなどに従事しておりますが、鳥獣の生態にも熟知していることから、今後は鳥獣害対策の指導にも関わられるような体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、地域連携についてであります。

鳥獣害対策には、防除・追い払い・捕獲が必要であることから、地域が一丸となって、市農業振興推進補助金を活用して、電気柵やワイヤメッシュ柵等の設置を行って防除対策を図るとともに、鳥獣害に強い地域づくり支援事業の補助金を活用し、地域ぐるみで追い払いや環境整備を行っております。

しかし、防除や追い払いを実施しても農作物等への被害が生じる場合には、地域の代表者や農協等からの申請に基づき、市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施しております。

また、農事組合や集落営農組織、森林組合や猟友会など関係団体の代表で組織される北杜市野生鳥獣害対策協議会においては、被害防除のための会議や、研修を実施して対策について検討し連携を図っております。

次に、鳥獣害対策実行部隊設置についてであります。

市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、平成24年度から北杜市鳥獣被害対策実施隊を設置し、本年度は猟友会員197名を任命して支部ごとに管理捕獲や有害鳥獣捕獲、見回り等を実施していただいております。

本市においては、猟友会が有害鳥獣捕獲への意識が高く、地域とも連携していることから、市でも活動支援を行っており、今後も継続して実施隊を猟友会に依頼し、しっかりと鳥獣被害対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金の拡充についてであります。

この事業は、鳥獣被害対策のために地域が一丸となって取り組む追い上げや追い払い、集落の環境整備などの活動に対し支援するもので、追い払いのための花火やエアガン、耕作放棄地の整備のための燃料代や機器の使用料などに補助しております。

事業は、5年間継続して補助が受けられますが、限度額が1年目7万5千円、2年目5万円、3年目以降2万円と年数の経過とともに低くなっていることから、3年目以降の活用が少ない状況であります。

このことから、事業の利用状況や成果の聞き取りを行って、限度額のあり方や鳥獣駆逐用煙火講習会参加への支援などについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

○7番議員（井出一司君）

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず最初に、北杜市の鳥獣害に強い地域づくり支援事業についてであります。1つとして県においては毎年度、野生鳥獣の個体数を適正に調整するため、第2種特定鳥獣管理計画を策

定し、これにより鳥獣の捕獲を実施していると認識しているわけであります。この捕獲した鳥獣に対し、県ごとに確認部位の違いなどにより、他県において不正が発生したと聞いております。そこで、本市の捕獲の委託内容と実績に基づく支払いについて、お伺いをいたします。

次に、2つ目といたしまして、防除や追い払いを実施しても農作物などへの被害が生じる場合は、地域代表者や農協などからの申請により有害鳥獣捕獲を実施しているとの答弁がありました。地域や個人での鳥獣被害があった場合の対応の方法や、流れについてお伺いをいたします。

3つ目といたしまして、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業は、この補助金は野生鳥獣による農林産物および人畜への被害防止を図るため、地域が行う被害防止活動に対し補助金を予算の範囲内で交付すると定めています。また第3条の第1号、野生鳥獣の追い上げ、追い払い、第2号、野生鳥獣の近づきにくい環境づくり、第3号、野生鳥獣の調査・研究、第7号、その他市長が認める事業に補助し、補助金が5年間となっているということであります。

いまや野生鳥獣害との戦いは、短期間で終わるものではないことは理解しているものと思えますし、対策をしっかりとしなければ、優良農地の維持をしていくことは、極めて困難であると考えます。これは全市的な問題だと認識しています。この問題は、補助金だけの対応では済まされない問題であると認識していますが、補助金も重要な1つであります。限度額と、あり方や鳥獣駆除用花火講習会等への支援を検討しているとの答弁がありましたが、北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業の内容について、検討事項を含めお伺いします。

以上、3件を再質問させていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再質問にお答えいたします。

最初、管理捕獲と支払いということだと思います。

管理捕獲は基本的に特定鳥獣の数の調整を目的としておりまして、市が従事者に県の許可を取って実施するというふうな仕組みです。捕獲については、県の許可を得た猟友会に市で委託契約をしまして、シカで1万5千円、イノシシで1万5千円、そしてサルが2万5千円というふうな単価であります。これについては、県が50%、市が50%でやっております。

この猟友会が獲った実績なんですけれども、四半期ごとに各支部長、8支部ありますけれども、支部長が取りまとめて、うちのほうに写真を添付した鳥獣個体調査票というものを出してもらいます。そして、そこで林政課のほうですべて確認してお支払いをします。ただし、シカについては前歯を2本、これは証拠品として出してもらいます。というふうなことが、山梨県の制度としてなっております。

ただ、先ほど議員も言われましたけども不正受給があったということで、国が今回、統一的なマニュアルを作成しました。それで来年の4月から今度はすべての、うちで言えばシカやサルやイノシシのしっぽを全部提出しなさいということになりました。これは生ものになるんですが、この処理については、ちょっとまた検討をしなければいけないんですが、そんなふうなことになりましたので、今後はそのマニュアルに沿ってやっていこうというふうに考えております。

その次が、被害があった際の地域とか個人の対応、あるいはその流れということでした。

鳥獣については、大型の鳥獣と小型の鳥獣というふうに分かれます。まず大型の、例えばイノシシやシカなんですけれども、農作物が荒らされた。そして地域や個人がそれを発見したというふうな場合には、区長さんや、あるいは農協なんかに相談して、そこから市へ有害鳥獣捕獲の申請を出していただいています。市はそれに基づきまして、猟友会に依頼して有害鳥獣捕獲を実施するという事です。猟友会はわなを仕掛ける場合もありますので、その都度、猟友会は見回りをしておりますが、地域によっては猟友会と連携して、地域の人が見守りをするというところもあります。

一方、ハクビシンなんかの小型の動物については、その個人から申請があった場合にはうちのほうで、その個人に許可書を発行して、捕獲の小さい檻ですけども、それを貸し出しているというふうな仕組みで流れております。

鳥獣害に強い地域づくりの支援事業なんですけど、今、検討しているんですけど、その検討内容はということだと思います。

この鳥獣害に強い地域づくりの支援事業は、平成19年度につくりまして、ちょうど10年が経過しました。その中で、いろいろと課題も見えてまいりました。そんなことから、やはりこの要綱を見直していこうというところでもあります。

それで、この中では猟銃の免許、わな、この取得をするときにも補助を出しております。50%ですが、それが平成27年度で見ますと6件であったものが、平成28年度は12件と。その取った方については、全部が猟友会に加入してくれております。そんなふうなことで、いい傾向が出ております。

一方、追い払いや環境づくりの補助金ですけども、平成27年度が11件であったものが平成28年度は9件と減ってきております。これを見ても、やはり3年目以降が非常に少なくなっているというふうな状況が分かります。

このようなことから、追い払いへの補助というものをもう一度、やはりしっかりと見直さなければいけないのかなということ。それから追い払いについては、花火も使いますので、花火の講習会というのは、新規に取る場合と更新がありますけども、新規に取る場合にはちょっとお金がかかってしまうということから、そういったところも一緒に併せて改正していかなければいけないのかなというところで、今現在、検討しているところでもあります。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきたいわけですが、この鳥獣害につきましては、当然、補助金だけではないよと。しかし、補助金も大きな要素だよと、先ほど話をさせていただいたわけでありまして。今、検討をさせていただいているということでもありますので、それは待っているわけでありまして、私以外にも多くの議員の皆さんがこの鳥獣害については質問をしているわけでありまして。当然、その地域地域の中でこの鳥獣害というものが非常に大きな弊害になっているということでもありますから、そういう質問が出るんだと私は理解をしておりますので、ぜひその点について、もう少ししつかり、やっぱり5年間という形の中でその支援をしていくということ

であれば、しっかり5年間、減るのではなくて5年間しっかりやる。また、それを利用する人たちも多くなるような形の中の、補助金の要綱の検討をしていただければいいのかなど、このように思っていますから、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それと先ほどの中で、林業の地域おこし協力隊の話が出たわけでありまして。その中の募集の要件の1つとして、野生の鳥獣害対応に意識を持っているというのも1つの採用の要件であるというように私はとったわけでありまして、せっかくそういう方が入っていただいて、それで3年間なら3年間、林業を含めた中で鳥獣害も含めて、それらについて対応していく中で、いろいろ勉強していただく中で専門家になっていただいて、そういう人たちをしっかりと専門的な形の中で対応できるというような形に持っていったらどうなのかなどという考え方もしておりますので、ぜひその点についてお願いをいたしたい。

この2点について、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

井出議員の再々質問にお答えいたします。

鳥獣害に強い地域づくりの支援事業、これは5年間という制度でやっております。この5年間のうちに地域の実情に合った取り組みを確立してもらいたいということで、支援してまいります。ですから地域によっては、サルが多く出るところ、あるいはイノシシが出るところ、それぞれ違うと思います。やり方があると思います。ですから、この5年間でしっかりと自分たちのやり方を確立してくれるような、してもらえような仕組みとして、うちのほうは制度を見直していきたいというふうに考えております。

それから地域おこし協力隊に関しての、猟友会との関係なんですけども、猟友会は非常に高齢化しております。それで今、先ほど鉄砲なんかの免許資格の補助も出しておりますけども、そういったところから今現在、少しずつではありますが若い方が入ってくれているというふうな状況。そういった中で地域おこし協力隊にも、来たときにそのジビエに関するところに研修するのであれば、鉄砲の免許も取っていただいて、そして地元の猟友会にも入っていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは2項目めに入りますが、北杜市人口ビジョン・総合戦略についてということで、1つとして今後の取り組みや次期総合戦略のあり方につき、検討していきたいとの答弁があったわけですが、この具体的な事業についてお伺いをいたしたいと思っております。

2つ目といたしまして、平成38年における本市の将来像を実現するため、第2次総合計画が策定されています。対応しなければならない諸課題は多々ありますが、人口問題を考えたとき、計画人口4万人を達成することは非常に大変なことであり、それに向かって対応してい

なければならぬわけであります。言うまでもなく、自然減を社会増で賄ってはじめて達成ができる計画だろうと思っております。

今回、私は子育てマイホーム補助金に注目をしてみました。市外からの転入が83件で275人、市内アパートなどからの住み替えが100件で347人、既存住宅の建て替えなど129件で502人と答弁があり、非常に大きな効果があったと認識しています。この結果を見たとき、人口ビジョンを達成していく上では欠かせない1つの制度であると私は認識します。

この補助金は今後も残す必要があると考えますが、その点についてどのように考えているか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

7番、井出議員の再質問にお答えをいたします。

今後の取り組みや次期総合戦略を検討しているとしているが、考えはあるかというようなご質問だと思います。

人口減少対策などの本市の重要課題に的確に対応していくとともに、市民の期待に応えていく必要があることから、お宝いっぱい健幸ほくとを基礎といたしまして、子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の5つの柱とした施策のうち少子化や移住定住促進に効果が高いと考えられる取り組みを新たな総合戦略に盛り込むこととしております。

これにより多世代が交流し、まちに人があふれ、住み続けたいまち、住んでみたいまちの実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

井出一司議員の再質問にお答えをいたします。

人口ビジョンを達成するには、子育て世代マイホーム補助金は継続して行っていく必要があるのではないかとというようなご質問でございます。

子育て世代マイホーム補助金は、北杜市総合戦略に基づき平成27年度から平成31年度末までの5年間を実施期間といたしました補助金制度であります。他市町村におきましても同様な制度を実施しているところもございますが、本市の制度は新築住宅、中古住宅の購入、リフォーム、利子補給等、メニューが非常に多く、また補助額が大きいこと。さらには、制度と連動した金融機関や住宅金融支援機構との借入金利の引き下げ優遇など、子育て世代の皆さまにとっては、魅力ある内容であるというふうに考えております。

補助金制度により移住定住につながった数は、先ほど答弁をいたしました1,124人ということで、本市の転出抑制と移住促進に大きな役割を果たしており、こうした方々が補助金制度の1つの目的でもございます地域の活性化に寄与していただけることを期待しております。

継続的に実施してまいりますには、当然、財源確保も必要であります。今後の制度のあり方につきましては、他の総合戦略の事業等の検証も含めまして、いつまでというふうには、はっきり申し上げることはできませんが、できるだけ早い時期に方向性は出してまいりたいと考え

ております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、3つ目の項目に入ります。高齢者の外出支援サービス事業についてであります。

まず1つとして、高齢者の外出支援サービス事業の北杜市の対象数について。また、長坂町と大泉町の対象者数について、お伺いをいたします。

2つ目として、実施団体は長坂町のくらしのパートナーハナミズキと大泉町のなでこの会の2団体で、11月から運行開始との答弁があったわけではありますが、何人登録し、どのくらい利用しているか。また、その実施団体の見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

3つ目といたしまして、本事業はボランティアの方々により成り立つ事業と考えます。このボランティアの方々の確保についての、市の考え方をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

外出支援サービス事業につきまして、3点ほどご質問をいただきました。

はじめに事業の対象者数ということですが、この事業は要支援1、2の認定を受けておられる方、または基本チェックリストによる総合事業の対象者の方、もしくは満80歳以上で対象者判定シートの該当者としております。利用対象者はおよそ900人から1千人程度というふうに見込んでいるところでございます。このうち長坂町では約160人程度、大泉町では80人程度を見込んでおります。

次に、実施団体の登録者数および利用実績と他団体の実施見通しについてということであります。

12月15日現在で、くらしのパートナーハナミズキの会員数は20名でございます。利用実績は16回。なでこの会は会員数が10名で、利用実績は12回というふうに報告を受けております。

事業がスタートしたばかりでございますので、引き続きこの事業について多くの方にご利用いただけるよう周知をしてみたいと考えております。

また、2月からモデル事業の実施報告を兼ねましたワークショップを開催することを予定しております。これを機に他の地域への事業導入に向けた取り組みをさらに強化してみたいと考えておるところでございます。

最後に、ボランティアの確保についてであります。

少子高齢化が進展する中で、地域の支え合い、またその活動の担い手となりますボランティアの発掘、育成は大きな課題であるというふうに認識しております。ボランティア活動のきっかけとなる情報や体験の機会の提供に力を入れ、活動団体の紹介や新たな団体づくりを支援してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

○7番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

甲武信ユネスコエコパーク再申請について、一般質問をさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの理念に基づき、
地域のさまざまな個人、団体や企業などと連携し力を合わせ、この地域の優れた自然や固有の
文化を保全・継承するとともに、地域の資源を生かした持続的な発展に取り組んでいくため、
平成28年1月に甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会を設立し、平成28年10月
24日に日本ユネスコ国内委員会に申請書を提出したとのことです。

申請した内容について、日本ユネスコ国内委員会、人間と生物圏計画分科会において審査さ
れました。

審査の結果、日本ユネスコ国内委員会の分科会は、秩父多摩甲斐国立公園を中心とする山梨
県、埼玉県、長野県3県境の甲武信ヶ岳周辺地域について、平成29年の生物圏保存全地域（ユ
ネスコエコパーク）としてのユネスコ本部への推薦を見送ることが適当との判断が下され、平
成29年3月23日に、正式に推薦を見送ることが発表されております。

審査の所見では、次の2点が挙げられました。

1. 地域設定について。国立公園の地域に準拠するよう拡張する方向で再検討することが望
ましいこと。2. 登録がゴールでなく、登録後もユネスコエコパークとしての活動が持続的に
行われることが重要であるため、関係する自治体がイコールパートナーシップの形で意思決定に
参加できるような、すべての関係者による協働参加体制を構築する必要があるとされています。

ユネスコ国内委員会の分科会からこのような指摘がされたことを踏まえ、甲武信ユネスコエ
コパーク登録推進協議会の事務局である山梨県のみどり自然課は、分科会の委員会から出され
た意見を分析した上で、協議会の構成自治体から意見を聞き、指摘された箇所を修正・訂正し、
ユネスコエコパークの登録に向けて再申請の協議を進めてきました。

また甲武信ユネスコエコパーク登録を推進していた市民団体からは「今回の推薦が見送られ
たことは残念だが、ぜひもう一度チャレンジしてほしい」との声もあがっていました。

本市は「太陽の光で山は紫色にかすみ、川の水は清らかに澄み切っている、自然の風景が素
晴らしい」という意味がある山紫水明の里であり、ユネスコエコパークに登録されることで国
内外から、より一層大きく注目されることと思われま。

つきましては、このような経緯から山梨県、長野県、埼玉県の3県の関係自治体でつくる甲

武信ユネスコエコパーク登録推進協議会は、秩父多摩甲斐国立公園を中心とする甲武信ヶ岳周辺地域のユネスコエコパーク登録を目指し、関係自治体と最大限努力した結果、平成29年10月27日にユネスコ国内委員会に再度、申請書が提出されましたので、今回の再登録への取り組みと修正・訂正した内容について、次により伺いたいと思います。

1. ユネスコエコパークとは、どのような意味なのか伺います。
 2. ユネスコエコパークと世界遺産の違いを伺います。
 3. ユネスコエコパークに登録された場合、北杜市のメリットについて伺います。
 5. ユネスコエコパークの仕組みについて伺います。
 - ①核心地域とは。
 - ②緩衝地域とは。
 - ③移行地域とは。
 6. 登録再申請するのに修正・訂正した内容はどのような内容なのでしょうか、伺います。
 - ①日本ユネスコ国内委員会の分科会からの指示事項の内容とは、どのようなものでしょうか。
 - ②指示事項の補正・修正した内容とは、どのようなものでしょうか。
 7. 再申請後の今後の動きはどのようなことになるのでしょうか、伺いたいと思います。
- 以上の7点の質問にお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

藤原議員に申し上げます。

先ほど、質問の4番、ユネスコエコパーク登録への取り組みについてという項目を質問していません。

ここで、通告にありますから追加しておきますので。

よろしいですか。

○5番議員（藤原尚君）

お願いします。

○議長（中嶋新君）

それでは、答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

5番、藤原尚議員のご質問にお答えいたします。

甲武信ユネスコエコパークについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ユネスコエコパークとは、についてであります。

国際連合の専門機関であるユネスコが、1976年に開始した取り組みであり、正式名称を日本語では生物圏保存地域と呼びますが、日本国内では親しみをもらうためユネスコエコパークと呼んでおります。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれております。この自然と人間社会の共生を実践するモデルとして、国際的な基準に適った地域がユネスコエコパークとして登録されており、日本では南アルプスほか8カ所が登録されております。

次に、ユネスコエコパークと世界遺産の違いについてであります。

世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点が置かれていることが、大きな違いといえます。

次に、市のメリットについてであります。

秩父多摩甲斐国立公園を中心としたエリアは、瑞牆山や本谷川渓谷など四季折々に彩りを変える美しい自然に恵まれた地域であります。

ユネスコエコパークとして世界的に認められることにより、市民がこの地域の素晴らしさや優れた自然の大切さを再認識し、地域への誇りが高まることで自然環境の保全活動や、持続的な利活用の促進が期待できるものと考えております。

次に、ユネスコエコパーク登録への取り組みについてであります。

甲武信ユネスコエコパークの登録推進は、山梨県が秩父多摩甲斐国立公園内に位置する市町村へ参加を呼びかけ、北杜市や甲府市など5市2村と、埼玉県の秩父市、小鹿野町、長野県の川上村が参加し、1県と10市町村で構成する登録推進協議会を設立し、自然や文化に関する調査や地域の方々への説明会を行い、登録に向けた準備を進め昨年10月に、日本ユネスコ国内委員会に申請書を提出しました。しかし、日本ユネスコ国内委員会において申請内容が審査された結果、本年度のユネスコへの推薦は見送ることが適切と判断されたところであります。

次に、ユネスコエコパークの仕組みについてであります。

核心地域とは、多くの動植物の生息・生育が可能な地域であり、瑞牆山や金峰山などユネスコエコパークの核となる豊かな自然が存在しているエリアで、法的にも厳しく保護され、長期的に保全される地域であります。

緩衝地域とは、核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域の自然を守る機能を果たすほか、研究や教育、森林セラピー、エコツーリズムなど、自然の保全・持続可能な利活用への理解を含め、将来の担い手の育成が行われる地域を指します。

移行地域とは、人々が居住し生活を営んでいる地域で、第一次産業を主とした資源利用、歴史や文化伝統芸能の継承など自然環境の保全と調和した、持続可能な地域社会の発展のモデルとなる取り組みが行われている地域を指します。

次に、登録再申請するのに修正した内容についてであります。

日本ユネスコ国内委員会より「国立公園の区域に準拠するよう拡張する方向で再検討することが望ましい」との指摘を受けたことから、国立公園区域内の東京都奥多摩地域の市町村に参加を呼びかけ、区域を拡張し再申請を行ったところであります。

次に、再申請後の今後の動きについてであります。

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークの理念に基づき、この地域の優れた自然や固有の文化を保全・継承するとともに、地域の資源を生かした持続的な発展に取り組んでまいります。そのため、県や関係市町村と連携を図り、登録に向けての啓発活動を進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

○5番議員（藤原尚君）

日本ユネスコ国内委員会へのアピールの意味でも、関係市町村が一丸となって登録への機運を盛り上げていくことが必要かと思われます。先ほど、再申請への動きとして地域の優れた自然や文化を保全、継承し、地域資源を生かした持続的な発展に取り組んでいくとの答弁がありました。

そこで再質問をいたしますが、秩父多摩甲斐国立公園内の本市において、優れた自然や文化とは、どのようなものなのか。また、その強みを生かした事業やイベントなどの展開を考えているのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

藤原議員の再質問にお答えいたします。

優れた自然や文化、あるいは事業やイベントの展開ということだと思います。

秩父多摩甲斐国立公園は、秩父山系を主体としております。南アルプスユネスコエコパークがそうであったように、エコパークの基本となるのは核心地域だと考えております。そういった意味からいきますと、奈良吉野の金峰山寺から蔵王権現が分祠されました。平安の時代から、これは信仰の山として登られております。金峯山。それから垣根というふうな意味を持つ瑞牆山、これは修験道の山ですけれども、そういった財産というか資源があります。核心地域には。それ以外には、登山道にはアズマシャクナゲが群落していたり、あるいはそのふもとはパワースポットというふうなものがあります。つまり、この核心地域の中においては、民話や伝説、いろいろと資源があります。

こういったことを考えますと、やはりこの核心地域のものが一番大事などいいますか、中心となる文化、歴史の資源だろうなというふうに考えます。自然も合わせて。この貴重な自然と神秘的なエリアを後世につなげていくためにも、まずは多くの人に知ってもらおうということが一番肝要かと思われます。そんなことから、県や関係の市町村と連携を図って、まず啓発活動をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○5番議員（藤原尚君）

どうもありがとうございました。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、藤原尚君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

はじめに、地域課題早期対応事業費について。

北杜市は、山梨県一の面積を有し市民が生活するエリアも東西南北広範囲に広がっています。重要な事業については、市役所本庁舎で管轄するのは当然ですが、細かな案件や早急に対応しなくてはならない案件などは、各支所で現地を確認しながら臨機応変に対応することが重要です。そのために、本年29年度一般会計予算の中に、新しく地域課題早期対応事業費が組み込まれました。これは軽微な道路修繕など地域が抱えるさまざまな課題・要望に対して、迅速に対応できるように予算化された事業費です。除雪作業の際に傷めてしまった道路標識や消えかかった白線など危険な箇所を早急に改善しなければ、道路を利用するすべての市民に被害が発生する恐れがあります。

安心して生活するためにも道路環境の健全化は重要で、行政が率先して進めなければならない事案と考えます。この事業費は、各支所の権限で決定実行できる予算ですが、現状把握、住民の要望、重要性の優劣など十分に検討し、実行されなくてはなりません。今年度も残すところ3カ月ほどになり、この事業費の執行も具体的に計画・実行されていることと考えます。そこで、以下の点についてお伺いします。

①この事業費は、どのような費用に活用されていますか。

②使用された件数は。

③どのような方法で内容決定したのでしょうか。

④その内容に、市民の声はどのように反映されているのでしょうか。

⑤事業費全体のうち、現在どの程度執行されていますか。

⑥今年の間と市民の満足度を考慮した上で、来年度も必要な事業費と考えますか。

次に、職員の労働環境について。

行政を堅実に運営させていくためには、職員の労働環境の健全化が重要と考えます。渡辺市長は着任早々「イクボス宣言」を打ち出し、子育てと仕事の両立化を目指し、職員の過剰負担を減らす政策を進めてきました。

一般企業の労働環境を改善するためにも、行政は安心して働ける環境を実行し模範になることが重要です。さらに日々、自らの職場環境を考え、定期的にミーティングなどを開き、職員同士の考えを共有しアイデアを出し合い、作業の効率化・内容の充実化を図らなければなりません。また、11月20日は山梨県民の日と制定され、市内の各公立小学校や中学校は休校でした。市内、郷土資料館と考古資料館は観覧料が無料になりましたが、市役所は通常どおりの業務をし、その他イベントが行われることもありませんでした。

他市も同じような状態でしたが、他市が何も企画しないならチャンスだと考え、北杜市らしい取り組みを打ち出すべきと考えます。例えば、育児の応援や労働時間の軽減を進めるなら、子どもは休みなのですから市役所も休みにし、子どもと一緒に過ごせる日にすることも北杜市らしさをアピールできるのではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

- ①イクボス宣言の効果は。
- ②市内企業への反響は。
- ③職場改善のために定期的な話し合いなどは持たれているか。
- ④作業効率化への設備投資の考えは。
- ⑤県民の日の取り扱いについて、市の見解は。
- ⑥新しい取り組みへの考えは。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

職員の労働環境について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、イクボス宣言の効果についてであります。

本年1月にイクボス宣言を行って以降、ワークライフバランスの推進について、職員間の意思統一が徐々に図られ、職場内での意識改革が醸成されてきていると捉えております。また、本年度は、具体的な6つの取り組み事項を職場内に掲げるとともに、管理職においては、人事評価の中でも、イクボス宣言にかかる取り組み目標を設定させるなど、新たな取り組みも実施しております。

引き続き、時間外労働の縮減や年次有給休暇の積極的な取得等を奨励しながら、より魅力ある職場づくりを進めていくことで、職員一人ひとりの能力向上とともに組織力の強化を図り、市民サービスの向上の土台づくりにつなげていきたいと考えております。

次に、市内企業への反響についてであります。

市役所のみならず、市内企業・団体と一丸となって魅力ある職場づくりを推進していくことは、本市の地方創生を図る上でも重要であるため、今後とも、子育て応援企業制度の活用や北杜市雇用創造協議会との連携を図る中で、市内企業等に対してもイクボスの輪を広げてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

職員の労働環境について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職場改善のための定期的な話し合いについてであります。

職員の安全および健康の確保や快適な職場環境の形成を促進するため、本市では、安全衛生管理者や産業医、組合の代表者で構成する職員安全衛生委員会を設置し、職場環境の改善について話し合いを行っております。

次に、作業効率化への設備投資についてであります。

複雑多岐にわたる行政ニーズや情報化に的確に対応するために、OA機器の導入、情報ネッ

トワークの整備、業務システムの構築などにより事務の減量化と効率化を進めております。

作業効率化への設備投資については、業務の効率化や能率化による職場環境の改善と行政サービスの向上が見込めるかなど、経費と効果に留意しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、県民の日の取り扱いについてであります。

11月20日の県民の日は、県内の公立学校は休みとなりますが、民間企業や市役所は通常業務を行っており、市の職員は年次有給休暇等を取得して、子どもとの時間をつくっております。

本市のイクボス宣言の取り組みの中でも、年次有給休暇の取得を奨励しておりますので、職員にはこの制度を積極的に活用して、県民の日を有意義に過ごしてもらいたいと考えております。

次に、県民の日の新しい取り組みについてであります。

山梨県では、11月の土曜日と日曜日の2日間、小瀬スポーツ公園において県民の日記念行事を開催しており、本市では市の特産品の紹介、販売ブースへの出店をしております。また、オオムラサキセンターや北杜市郷土資料館などの市の施設の無料開放や、県民の日協賛行事として浅尾ダイコンまつり、甲斐駒の里名水まつりを開催しておりますので、県民の日を親子で過ごす本市独自の新しい取り組みについては、市民の声等を聞きながら検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

地域課題早期対応事業費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、活用事業の内容、件数および予算の執行状況についてであります。

各総合支所における主な活用内容としては、地域の要望に基づく市道の舗装・補修・修繕、ガードレールの設置、道路横断側溝の設置・補修、旧町村の案内板の撤去などです。11月末現在の実績は合計143件であり、予算に対する執行率は85%となっております。

次に、内容決定の方法と市民の声の反映についてであります。

各総合支所により方法はさまざまですが、総じて、地区からの要望に基づき緊急性の高いもの、危険性のあるもの、規模・時期などを考慮し、必要に応じて現地も確認した上で優先順位をつけて決定しております。

また、軽微な地区要望が総合支所の判断により早期に対応できたため、区長から感謝の言葉が寄せられた例や、地域住民と共に現地を確認することにより詳細かつ丁寧な事業実施が図られた例など、市民の声を反映した事業となっていると考えております。

次に、来年度の本事業の必要性についてであります。

市民の皆さまと政策を共有し、心を通わせながらよりよい北杜市をつくっていくためには、各地域で課題となっている事項について、身近な場所で要望などをお聞きした上で、スピーディーに対応できる体制を構築することは引き続き重要であり、本年度すべての総合支所において多くの活用実績があったことなどから、事業継続の必要性は高いと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。

職員の労働環境について、市長の前向きな労働環境への取り組みを聞き理解できました。

地域課題早期対応事業費について、1つ再質問させていただきます。

この事業費が始まる前と後では、この事業に関わる市民からの要望が対応されるまでの期間はどの程度、短縮できたのでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

3番、秋山真一議員のご質問であります地域課題早期対応事業が導入されたことによって、どの程度、対応期間が短縮されたかというご指摘について、お答えをさせていただきます。

この事業については、さまざまな地域の要望に込えているものですから、一概に言うのは難しいところもございますけれども、総じて、今の実施状況においては、緊急性の高いものを中心に対応してございます。そしてまた、おおむね今、道路関係の事業が多くなっております。そうしたことから考えますと、この事業費の予算が1億円で、市の道路関係、単独の道路関係の予算が4億円ということですので、1対4、大体、全体の2割程度の、予算的には期間の短縮が図られているのではないかと推察されます。

それとさらにこの事業の特徴としまして、ご指摘がありましたように各総合支所において本庁との協議によらず、スピーディーに対応していると、こういうところもありますので、実感としては、もう少し早くお感じになっているのではないかと考えているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

今の件について、再々質問させていただきます。

数多くの危険箇所が改善されたということで、2割以上、それ以上に道路環境が安全な状態になったということは、それだけ市民の安全が守られたという考えでよろしいでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

3番、秋山真一議員の地域課題早期対応事業の再々質問について、お答えをさせていただきます。安全になる期間も短縮されたのかという、ご指摘であろうかと思えます。

ご指摘のとおりでありまして、これについては危険性のあるもの、そして緊急性の高いものを総じて対応しているところでありまして、また道路の舗装については、なるべく早く対応すれば、それだけ安全面も向上するという関係もございますので、安全・安心にも寄与できているものと考えているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に、ともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

2項目について、一般質問をいたします。

ゆっくり、分かりやすく話すことを心掛けたいと思います。

1項目めは、青少年育成事業についてです。

①市が行っている青少年健全育成のための主な事業には、どのようなものがあるのでしょうか。

②市民会議と各地区民会議の果たす役割を伺います。

③教育委員会が委嘱する青少年育成推進員は、国・県・市の青少年健全育成施策を地域の中心となって実施することになってはいますが、具体的にどのような活動をしているのでしょうか。

④青少年育成推進員の定数は、北杜市青少年育成推進員規則第2条で88人と定められていますが、それはどのような考え方に基いたものなのでしょうか。また青少年育成推進員に支払われる報酬は、いくらでしょうか。

併せて、市や各地区民会議から青少年育成推進員に出席要請がなされる会議や行事の年間回数と、その出席率について伺います。

⑤現在、少子化を理由に地区民会議の枠を超えた事業の統合が進められています。何を指して行われているものなのでしょうか。このことは「地域の子どもは地域で守る」というスローガンとの矛盾はないのでしょうか。

2項目めは、小淵沢駅および駅前広場についてです。

①駅前広場整備工事は今月末には完了すると伺っていましたが、工事の進捗を目にする市民の方たちからは12月で工事が終わるのか、心配の声があがっています。工事は、いつ完了する予定でしょうか。

②東側ロータリー完成後の安全対策について、伺います。人、自家用自動車、バス、バイク、自転車の動線をどのように考えた上で、その対策が練られたものなのかが分かるようにお答え願えればと思います。

③市長所信に小淵沢駅について、「地域との交流が図られ」という言葉がありました。市は、駅舎内の交流施設や駅前広場が、交流のためにどのように使われることを考えているのでしょうか。

④現在、東京電力の鉄塔建て替え工事が進んでいますが、駅舎展望デッキや旧駅舎解体により八ヶ岳の眺望がよくなった東側ロータリーなどの眺望点からの景観について、どのようなことが考えられているのか伺います。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

16番、野中真理子議員の小淵沢駅および駅前広場における、交流施設や駅前広場の使用方法についてのご質問にお答えいたします。

交流施設や駅前広場は、地域住民、観光客等の交流の場として、地域の健全な発展や活性化を図るために設置したものであり、地域住民や観光客の皆さまが気軽にくつろいでいただける憩いの場としての利用を考えております。

現在は、小淵沢駅や周辺の写真を展示し、駅利用者を楽しんでいただいております。

施設は、申請により誰でも使用することができ、地元の文化協会、観光協会、商工会、行政区や学校関係等、公共性があるものは使用料の免除を考えておりますので、地域の皆さまには積極的に使用していただきたいと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

青少年育成事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、主な事業についてであります。

市では、青少年育成北杜市民会議の運営や活動を支援するため補助金を交付しているほか、青少年に関する相談や諸問題への対応のため、青少年カウンセラーを各教育センターに配置するなど、地域の関係団体と協力して青少年の健全育成に努めているところであります。

次に、市民会議と各地区民会議の果たす役割についてであります。

市民会議は、本市における青少年育成の活動を総合的に推進することを目的に、連絡調整の役割を果たしており、啓発や広報活動のほか、青少年育成北杜市民大会を開催し、青少年の意識の高揚を図るため、中学生の意見発表などの機会を創出しているところであります。

また、地区民会議は、市民会議の構成組織であり、あいさつ運動や防犯パトロール、体験教室など、地域における身近な青少年育成活動を推進する役割を担っていただいております。

次に、青少年育成推進員の活動の具体例についてであります。

推進員は、地区民会議のメンバーとして各種教室や講座、レクリエーション活動などの運営に協力いただいているほか、青少年が健やかに育つ環境をつくるため、青少年の健全育成活動や非行防止に関わる活動を行っていただいております。

次に、青少年育成推進員の定数と報酬、行事の回数と出席率についてであります。

推進員の定数は88名以内としており、現在、76名に委嘱し、ご協力をいただいております。

報酬については、予算の範囲内において1人5千円を年間報酬としております。

市民会議が主催する行事で、推進員に出席を依頼する行事の年間回数および出席率についてであります。昨年度は3回開催し、出席率は、57.7%でありました。

また、各地区民会議が推進員に出席を依頼する行事および出席率につきましては明野地区民会議、行事数は5回、出席率91.7%。須玉地区民会議につきましては4回、91.7%。高根地区民会議につきましては3回で57.8%。大泉地区民会議につきましては2回、50%。長坂地区民会議4回で21.7%。小淵沢地区民会議5回で43.8%。白州地区民会議4回、78.6%。武川地区民会議7回、77.9%。以上となっております。

次に、地区民会議の事業の統合についてであります。

青少年の健全育成を目的とした地区民会議が行うレクリエーションなどの事業におきまして、少子化などにより参加者の減少が見受けられる状況下、各教育センターが所管する地区民会議が相互に連携することにより、事業の充実や効率的な実施が図られていること、また、地域を越えた多様な機会の創出にもつながることなどから、事業連携の取り組みを進めているところであります。

市民会議が掲げる「地域の子どもは地域で守り育てる」のスローガンは、地域全体で健全な地域づくりに取り組もうとするもので、市民会議と地区民会議が連携して事業に取り組んでいくことは重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅および駅前広場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駅前広場整備工事の完了予定についてであります。

小淵沢駅前広場整備事業については、現在整備を進めているところであります。

当初は、工事完了を9月末までとしておりましたが、旧駅舎の解体が遅れるとのことから、工期を今月28日まで延期し、安全を第一に工事を実施してまいりました。今回、10月の2回にわたる台風の影響および東京電力パワーグリッドの電柱の移設に不測の日数を要したことから、工期については、来年の1月末まで延長することといたしました。しかしながら、利用者の利便性を第一に考え、駐車場や車道、歩道、ロータリーなどについては、今月29日から使用可能といたします。

また、乗り入れ方法の変化による対応として、交通誘導員を配置して安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、東側ロータリー完成後の安全対策についてであります。

今月29日からの利用に当たっては、従前から周知してまいりましたとおり、大型車両を含め一般車両は西側から入り、一方通行としてロータリーへ抜ける流れとなります。

駅舎の中央付近には、タクシー、一般車両、身障者用の乗降場を設置しております。駅舎とロータリーの間には、バスプールを設置し、大型車両を一般車両やタクシーと分け、幅員も広く確保しております。

また、歩行者については、東西両側から駅へのアクセスが可能であり、スペースも大きく確

保してあります。バイク・自転車については、ロータリーを利用し、駐輪場に入ることになります。

安全対策については「止まれ」や「進入禁止」などの標識や案内看板等を設置いたしますが、しばらくの間は交通誘導員を配置して、安全の確保と周知を図ってまいります。

次に、眺望点からの景観についてであります。

鉄塔建て替え工事に伴う当該地区の計画については、先月28日の北杜市まちづくり審議会において、審議され、おおむねは計画を認めるが1カ所については、周辺の主要な視点場からの眺望について確認することが意見集約されました。また、もう1カ所については、小淵沢駅舎の展望デッキからの眺望として、計画の再検討はできないかとの意見があり、東京電力パワーグリッドに対して、指導および検討依頼を行ったところであります。現在、同社において、確認作業を進めているところであります。

駅舎解体によるロータリーからの眺望については、JR東日本の電柱や電線類が多数存在していることから、今回の鉄塔の建て替えによる眺望への影響は少ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは1項目めの青少年育成事業について、再質問させていただきます。3番と4番に関係することです。

青少年育成推進員は地域から推薦されて、子どもたちへの思いも強い方たちだとは思いますが、専門家ではないので、例えば研修を1回、2回受けただけで国、県、市の青少年健全育成の施策を地域の中心となって行うということは、実質的には大変難しいことだと思っています。

ご答弁にもありましたように、実際には地区民会議と一緒に事業をやっていくことになるかと思えます。ただ、地区民会議はいろいろな育成推進員の方以外にも入っていて、その方たちはある意味で充て職、または無償で、この会議に入っております。非常にバランスが悪い、また育成推進員の方たちも地域から推薦され、子どもたちへの思いがあれば、この報酬がなくてもやっていただけるのではないかなと、私は思っています。

また5千円、約80人の方だと40万円で、今、地区民会議は予算が削られ大変厳しい運営の中でやっています。例えば講演会とかやりたくても講師料をなかなか、自分たちの予算の中ではできないというような状況の中で、この推進員の費用を各地区民会議に割り当てたほうが実質的な子どもたちのための事業ができるのではないかと考えていますので、そのへんも含めて、お考えを伺えればよいなと思えます。

それから5番目の地域の枠を越えた連携、これは非常に重要なことだと思えますけれども、大人が交流したり、それから連携は重要ですが、例えば子どもの視点からいけば、その実施されるイベントが遠くなる。それからあと、やはりいつも身近なところでやっているイベントだったら、いつも知っているおじさん、お婆さんがいて、去年もこのおじさんいたよね、お婆さんいたよねというような中で、私は信頼関係が生まれてくるものだと思うので、子どもたちの視

点、それからまた大人にとっても地域の見守りというのは、ある程度、やはりあまり広がってはできないことだと思います。やっぱり小学校区とか、それから旧町村の単位での子どもの見守り体制をどうつくっていくかということが非常に重要だと思いますので、連携はやるけれども、基本のところは何かということは、しっかりと見据えなければいけないことだと思っています。そのことも含めて、この5番について、いま一度、ご答弁を願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中真理子議員の再質問にお答えします。

2点、ご質問をいただいたかと思えます。まず推進員については、地区民会議の中で活躍をされているということで、その報酬のあり方についてということによろしいでしょうか。

現在、市のほうで推進員を委嘱する際に規定に沿った中で、予算の範囲内ということで、5千円をお支払いしているということをごさいます、推進員の皆さんには市民会議を含めて、会議等に出席していただいたりしており、地区民会議以上のご出労をいただいているというふうに捉えておりますので、そういった部分で報酬費を市のほうでは、お支払いさせていただいているというふうに考えているところでございます。

それからその報酬のあり方について、報酬を払わずに地区民会議に予算としてというふうなお話もありましたけども、これは慎重に検討させていただきたいと考えてございます。

それから子どもの育成については、まずは地域が基本だろうというような考えのもとに地域間における連携のあり方について、ご質問をいただいたかというふうに思います。

これにつきましては、市民会議等でお話をさせていただく中で、子どもたちが減少する中で、どうしてもそういった学習活動であったり、イベント等になかなか1つの地域では人数がそろわずに、思うような事業も展開できない。参加者も少ないというようなことを受けて、これまでにいくつかの地域で、そのイベント的な事業に対して、体験事業等に対して、事業的な連携をして、どちらの地域の事業であっても参加をして、子どもたちが参加しやすい環境をつくっていかう、また充実した事業になるように取り組んでいかうということで、連携が図られているというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり地域での見守りというような部分になると、大きく捉えるとグレーになってしまっているということもあるでしょうけども、そういった子どもたちの参加の機会をつくっていくというようなことでは、事業の連携もあってもいいのではないかとこのように捉えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

再々質問ですけども、連携は本当に大事なんですけども、いったん見守りの体制とか、そういうのを崩してしまうと、あとまた再構築は大変なので、その部分を大事にしなければいけ

ないではないかという意味で言いましたので、そこをもう一度お願いいたします。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中議員の再々質問にお答えします。

体制を崩してしまっただけということで、ご心配をされているということでございます。

私どもとしましては、決して体制を崩すという考えでは行っておりません。当然、北杜市の市民会議、それから地区民会議という体制のもとに、事業については可能な範囲で連携をしていくことが求められるのではないかと考えてもってやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、小淵沢駅および駅前広場について再質問をいたします。

まず安全対策についてですけれども、それぞれの動線を考えることは非常に重要で、例えば自家用車についても送り迎えのそれぞれについて動きは違うと思います。今、たぶん考えられているのはタクシーレーンのうしろで人をおろすということだと思うんですけれども、朝は集中して、車はなるべく改札口に近いところという動きをする中で、果たして、その1台なりのおろすところで済むのか。また、旧駅舎のときは8時前はタクシーがいなかったのに、タクシーレーンを使って、みんな子どもたちをおろしていました。また、迎えについては多くの車が待つために構内に並びます。特に観光シーズンなどは大変な混雑だったことは、皆さんお分かりだと思います。今回、駅舎の前には三車線、車ができる。では、そのどこに待避の場所、待つところを置くのかというのは、安全性とかを考えても非常に重要だと思っているので、どのようにその部分を考えているか、伺いたいと思います。

またバイク、自転車ですけれども、今のご答弁だと駅構内を通過して東側の駐輪場に行くことも別に禁止してはなかったように思うんですが、果たしてそれで安全なのか。例えば駐輪場に行くバイク、自転車は東側ロータリーから必ず入ってくださいとかという指示がないといけないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

あとは駅の交流施設ですけれども、何かのイベントのために人をシャットアウトして入れなくすると、いろんな意味で人があふれてしまう、待つ人が困るというふうに現状、思いました。やはり展示したり、何かイベントが、一部、販売のために、売られるのはいいんですけども、人が必ず入って待てるのか、そういうスペースがないと駅の機能としては困ると思うんですが、そこについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず、駅舎前の待避所ということでございますけれども、これにつきましては、駅舎前にはタクシー、それから一般車両、身障者の乗降場を設けております。一般車両の乗降場が混雑して

いる場合につきましては、その後方のほうに、歩道の路肩に一時停車していただくことも可能でございます。それでも停車できない場合につきましては、駅舎前の石垣寄りのほうのところに、ある程度の幅員を確保してございますので、使用も可能でございます。ただし、走行車線を横断するというのもございますので、これについては十分気を付けていただきたいということで考えております。

それから2点目のバイク、それから自転車のほうのロータリーへの進入、駐輪場への進入でございますけれども、これは特別、構内のほうを通行しても構いませんけれども、ただし、一応、一般車両と同様な形の中でロータリーのほうに進入していただいて、駐輪場のほうへ入っていただくという形で考えております。

それから交流施設につきましては、小淵沢駅舎施設利用を考える会に利用方法等にかかる検討等を行っていただいているところでございます。現在、具体的な内容までには至っておりませんが、引き続き検討をお願いしている中で積極的に利用していただければという考えでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

車を待つスペースですけれども、石垣寄りのところに待つのはもう目に見えていることだと思います。そのときに、答弁でも通路を渡るから気を付けていただきたい、それを皆さんにお願いするだけでいいのかというのが私の質問です。やはり市として、何らかの対策を取らなければいけないし、または石垣寄りに車線を設けて待避路線は真ん中にやるとか、そういうことも含めて、もう少し安全対策について検討を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

三車線という形を取りますけれども、当然、走行車線というのはどうしても真ん中という形になります。一応、当然、駅舎前には乗降場を設け、走行車線があり、そこへ出て行く形です。その前にしますと、タクシーとか一般車両が出にくくなりますので、石垣寄りという形になります。先ほど言いましたように、横断ということで十分気を付けていただくわけですが、この安全対策のほうについても検討していきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に、ともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齋藤功文君）

はじめに、私は平成29年第4回北杜市議会定例会にあたり、市民の皆さまから寄せられた市政課題の中から大きく2項目にわたり、市民の皆さんの声を市政に反映すべく、期待して質問いたします。

第1項目めでありますが、所得税確定申告、市・県民税の申告受付会場についてであります。

平成29年3月策定の北杜市公共施設等総合管理計画、北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針が議会にも示されているところでございます。これからのまちづくり・地域づくり、また、本年度策定中の北杜市地域公共交通網形成計画を有効に策定する上でも、また市民生活と直接関わりのある市役所本庁舎、各総合支所のありようを、社会教育施設など公共施設等を最大限生かした計画を早急に策定しなければならないと考えております。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

(1) 各総合支所において、毎年行われている所得税確定申告と市・県民税の申告受付会場について、平成29年6月北杜市議会定例会の私の一般質問に対して今後、総合的に検討するとの市の答弁がありました。どのように検討しているのか。また検討したのかお伺いいたします。

(2) また、各総合支所の機能について、申告受付会場としての機能を含め、今後どのように考えていくのか、伺います。

2項目めでございますが、大泉駅前児童館跡地等の利活用策についてであります。

大泉駅前児童館は、昭和41年度、大泉村時代に県有地を借地して建設設置され、多くの子どもたちが利用し、井出原地区の児童福祉施設として長年にわたり、なくてはならない施設でありました。

一方、市の耐震調査の結果、耐震が劣り、老朽化も進み昨年、平成28年度に取り壊され、児童館は廃止となってしまいました。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

(1) 平成28年第4回北杜市議会定例会での大泉駅前児童館・カラマツハウスの解体後の跡地活用についての私の一般質問に対して「跡地については県有地であることから県と協議を進めております」との市の答弁がありました。大泉駅前児童館跡地（県有地）の今後の活用策についての市の考えを伺います。

(2) また、これまでの山梨県との借地についての協議内容は。また、進捗状況についても伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

9番、齋藤功文議員のご質問にお答えいたします。

大泉駅前児童館跡地等の利活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大泉駅前児童館跡地の今後の活用策についてであります。

地域住民の活動場所として、地域の皆さまの要望を取り入れた計画案を県担当者と協議中であります。

活用方法としては、イベント広場として各種団体への貸し出しや、地域の方々が憩いの広場として活用できるよう進めております。

地域の皆さまのアイデアにより、利活用が図られることを期待しております。

次に、県との協議内容と進捗状況についてであります。

児童館の活用内容と用途が変わるため、地域が活性化することを目的とした新たな活用内容により引き続き契約ができるよう、賃貸借料と併せて年度末を目途に協議を重ねているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

9番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

所得税確定申告、市・県民税の申告受付会場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、所得税確定申告と市・県民税の申告受付会場についてであります。

受付会場は、前回同様、須玉ふれあい館、各総合支所および須玉出張所を予定しております。

受付期間は、2月13日から3月15日まで、2月25日と3月11日の日曜日を含み、25日間とする予定であります。

なお、各総合支所の開設日数は、前回より日数を増やし、7日間ずつとする予定であります。

また、新しい取り組みとして、市・県民税については、1月22日以降、本庁税務課および各総合支所において、作成済みの申告書の提出を受け付けるほか、郵送による申告も随時受け付ける予定であります。

次に、各総合支所の機能についてであります。

各総合支所は、北杜市公共施設等総合管理計画および北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針に基づき、公共施設の機能および役割等の視点から総合的に検討してまいりますが、市民にとって、最も身近な行政機関であるので、今後も相談窓口や申告会場として、有効に活用していただきたいと考えております。

すみません、増富出張所のところを須玉出張所という言い間違いがございましたので、再度、受付会場は前回同様、須玉ふれあい館、各総合支所、増富出張所でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

まず、第1項目めについて、再質問をさせていただきます。

昨年といいますか、今年2月の確定申告、私も市民の皆さまから申告会場が大変混雑しているということで、なぜ、こういうふうに混雑するような日程表をあえてつくったのかということで、私も何回か申告会場へ行って様子を見ました。そして、今回、どうしてもこうしたまじいことを、混雑するようなことを是正しなければならないという、そうした思いで、私は今回

るのは、この確定申告と市民税の申告をするときに、また混乱が起きるのを大変危惧しております。私は提案として、今までどおり地域割り当ての方式のほう、一昨年ですか、昨年ではなくて一昨年までのような、いわゆる行政区の地区ごとに書いてあった申告受付表のこうした割り当ての方式において、そして申告を気持ちよく受けていただくと、こういうふうにしていただかないと、申告をしに来て皆さん嫌な思いをしながら帰っていくという、これは誠に納税の形を取っている方にとって、まったく失礼だと思いますけども、このへんについての全面的なこの日程の見直しをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

確定申告の地区割りの日程を定めたほうがよいのではないかとのご質問でございますが、現在、各総合支所で受け付けている数につきましても、年々、減少傾向にございます。それから地区割りを設定していた期間もありましたけれども、地区割りを設定しても、どうしても受付日の最初のほうに偏る傾向があるということ。それから以前も地区割りをしていましたが、地区割り以外の日でも、その他の地区の人の受け付けをしておりました。そのようなことから、今回については地区割りをなくして、その1週間の期間で各総合支所で受け付けるという方法を取らせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

では、第2項目めに入りたいと思います。

時間も迫っておりますので、大泉駅前児童館跡地等の利活用についてでございますけれども、私が平成28年第4回定例会において、小海線沿線、甲斐大泉駅周辺の整備計画についていろいろ質問したんですけども、先ほどの質問のとおり。その中で答弁を集約しますと、今後については北杜市の主要な観光地であることから、指定管理者受託事業者や観光協会との情報交換を行い、さらに利用者の利便性の向上が図られるよう連携してまいりたいという、そうした趣旨の答弁が当時ありました。そこで、いろいろな面でこうした指定管理者や観光協会との、そうした連携はどのように図られてきたのか、1点伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

齊藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、児童館の跡地ですけども、これは児童館という趣旨に鑑みて県のほうでもかなり安い金額で貸してくれました。また一方、カラマツ売店のほうは建物敷き、いわゆる収益がある

ということで、建物敷きというちょっと高い単価で借りてきております。いったんは返そうかというふうなこともありました、やはり地域の発展、振興のためにここは借りていこうということになりました。

そんなこともあった中で、今、カラマツ売店の跡地は無料の駐車場として地域の人、あるいは観光客に使っていただこうということでやっております。そうしますと、今までのカラマツ売店の単価では非常に高いので、こういったことを交渉していこうと。あるいは児童館の跡地についても、今までと同じような考え方で安い金額で貸してもらえないかということ今、交渉しているわけです。

そういった中で、地域の活性化という視点から観光協会ですとか、いろいろなところにも話をしましたけども、基本的には地域の皆さんがどんなふうを活用していくのかということや、やはり地域の方々をお願いしたい、考えをまとめていただきたいということがあります。

そんなことで、今後は市をとおして地域の考え方を反映するような活用の仕方を考えております。今現在は、児童館の跡地を広場として、地域の皆さんのお考えが活かせるようなことで市は考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

残り44秒です。

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

私は地域の活性化、駅前周辺の活性化を大変願うわけでありまして、先日の12月16日の山日新聞の記事によりますと、甲斐大泉駅が無人化になるというようなことで、3年前に500万円、今回も500万円寄附されたという、そういう篤志的な人もおられるわけですが、この人もこの地が好きだった夫の思いを生かしたいという、そういう思いで寄附したようですが、記事によりますと、私はこうした地域の魅力をさらに、こうした人たちの思いも含めて生かしていかなければならないと思いますけれども、市長の考えをお伺いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂産業観光部長。

○産業観光部長（丸茂和彦君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

この間、新聞報道されました。非常にありがたいことです。駅がなくなってしまうという、無人になってしまうということから、そういったものに活用してくださいと。前回もいただいて、また今回もいただいたということです。そんなことから、その趣旨に則って、そちらのほうは活用していこうと思っています。

この跡地ですけれども、基本的には地域の皆さんに活用していただきたいということが基本であります。よって、北杜市のほうでここに何か建物を建てたりとか、そういったことは考えておりません。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

○9番議員（齊藤功文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その前に本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

まずはじめに、新生児聴覚検査の公費助成について質問をいたします。

新生児聴覚検査は、新生児期において先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査です。私は本年3月定例会でも質問をさせていただきました。そのときの答弁では、任意検査であり、公費助成はしていないとの答弁でありました。しかしながら、子どもは未来への希望であり、大事な宝であります。健康で夢に向かって育つことは、私たち市民の願いであり願望でもあります。

新生児検診の中で聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るためにすべての新生児を対象として、新生児聴覚検査を実施することが重要であります。

新生児聴覚検査は短時間で安全に行われる検査で、赤ちゃんが眠っている間に検査し、何の痛みも感じず副作用も薬も使いません。当検査は任意検査であり、全額自己負担であります。すべての新生児が当検査を受診し、安心して子育てができることが大切であり、新生児聴覚検査の公費助成は必要であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 新生児聴覚検査の公費助成は。
2. 再検査の費用負担は。
3. 新生児の聴覚障害者への対応は、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

次に、産婦健康診査の公費助成について質問をいたします。

少子化が進む現状の中で、北杜市の新生児は200人を割り込む状況であります。子育ては親や祖父母、家族みんなで子どもを見守り育てていく環境も変わってきました。県内の世帯状況調査では、親と同居している世帯は36%に低下し、核家族が進み身近に頼れる人が少なく

不安を増幅させていることも想像に難くないわけであります。

産後の母親が育児の不安などによって精神的に不安定となり、産後うつの状態になる可能性が高く、出産した女性の1割が経験するとされ、特に産後2週間までの発症リスクが高いといわれます。病状が悪化すると、自殺や新生児への虐待を誘発する事態にもなりかねません。

産後うつは出産後の急激なホルモンバランスの変化をはじめ、育児によるストレスや疲労が原因となり、意欲の低下や不眠といった病状を引き起こします。孤立しがちな母親を心身両面からどう支えていくのか。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援体制を整備する環境づくりが喫緊の課題であると鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 産婦健康診査の公費助成は。
2. 公費助成対象となる産婦健康診査の内容は。
3. 育児に関する相談窓口対応は、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

最後に、北杜市立保育園整備計画について質問をいたします。

本市では人口減少や少子高齢化が進む中で、子どもの数も減少傾向にあります。また、新生児も200人を割り込み、徐々に減少しております。このような中で、市は子育て支援住宅の整備の取り組みや子育て世代マイホーム補助金を創設し、経済面からも支援しております。

先月、武川地区に3棟目となる子育て支援住宅も完成し、私の住んでいる周りでも2世帯が子育て世代マイホーム補助金を活用し定住することになりました。今月の12月に1棟、来年の1月に1棟、完成する予定です。

しかし、厳しい経済状況の中では、共働き世帯が増加し保育園に対するニーズが高まっております。働く保護者が安心して預けられる安全・安心な保育環境の根本的な整備が必要であります。そのためには、こうした多くの課題や保育を取り巻く社会環境の変化に対応しながら、計画的な施設整備を進めなければなりません。そのためには、北杜市立保育園整備計画を策定し進めるべきと鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 北杜市立保育園整備計画の策定期間は。
2. 各施設における具体的な整備計画は、どのようなお考えなのかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新生児聴覚検査の公費助成についてであります。

現在は任意の検査で、全額自己負担となっております。昨年度、本市の新生児聴覚検査の実施率は85%であり、そのうち3名が再検査、うち1名が精密検査の必要が認められております。

こうしたことから、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るために、来年度からすべての新生児を対象とした検査費用の全部、または一部を助成する事業を実施したいと考えております。

次に、産婦健康診査の公費助成についてであります。

出産後間もない時期に母親が不安や育児のストレス、出産に伴うホルモンバランスの変化などさまざまな要因で精神状態が不安定となる産後うつが社会的な問題となっており、精神状態の把握を含めた産婦健診が重要となっております。

こうしたことから、市では来年度から国の産婦健診費用助成制度を活用し、産後うつ予防や乳幼児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1カ月などの産婦に対する健康診査費用の全部または一部を助成する事業を実施したいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

4番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

新生児聴覚検査の公費助成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再検査の費用負担についてであります。

新生児聴覚検査を受けた結果、再検査が必要となった場合の費用については、自己負担でお願いすることとなります。

次に、新生児の聴覚障害者への対応についてであります。

新生児聴覚検査を実施した医療機関は、その結果を母子健康手帳に記載することとしており、精密検査が必要となった場合には、保護者の同意を得た上で、市への情報提供が行われます。

市では、これまでも、それらの情報をもとに精密検査のための医療機関受診の有無の確認とともに個別の支援を行っております。診断が確定した場合には、聴覚障害児の福祉制度等の紹介や早期療育のための支援も実施しております。

今後も、医療機関等と連携を図りながら保護者の心に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、産婦健康診査の公費助成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公費助成対象となる産婦健康診査の内容についてであります。

産婦健康診査は、生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴などの問診、子宮復古状況、悪露、乳房の状態などの診察、体重・血圧測定、尿検査、産後うつに関する質問票での聞き取り、これらの検査を実施した場合に助成対象とすることとしております。

次に、育児に関する相談窓口対応についてであります。

出産後の産婦の心身の状況、乳児の発育発達状況を把握するため、子育て世代包括支援センターの保健師が乳児の全戸訪問を行っています。さらに、その1カ月後には、利用者支援専門員が再訪問を行い、産後間もない母親が抱える育児相談の窓口となっております。

また、センターには、助産師、栄養士などの専門職も常駐し、さまざまな育児相談に応じており、地域の子育て支援の拠点施設である、つどいの広場も育児相談の窓口として機能しております。

なお、夜間や休日の相談窓口として、山梨県産前産後ケアセンターの24時間通年対応の電話相談窓口を紹介しております。

次に、北杜市立保育園整備計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保育園整備計画の策定期間についてであります。

子育て支援、とりわけ、その中核的な役割をなす保育園における安全・安心な保育環境の実現には、園舎整備は大変重要であると認識しております。

保育園の整備計画の策定に当たりましては、個々の施設の状況把握が必須となることから、本年度、建築専門業者による詳細な調査委託を実施し、さまざまな評価に基づき、施設の劣化状況による優先順位を決定いたしました。

このデータをもとに、第2次北杜市保育園充実プランの方針および入園児童数の動向等を踏まえ、子ども・子育て会議のご意見も伺いながら、今日8日に保育園整備計画を策定したところであります。計画は10年間を計画期間としておりますが、経済・社会情勢等の変化に応じて、今後も適宜内容等を見直すこととしております。

次に、各施設における具体的な整備計画についてであります。

園舎の整備については、原則、既存園舎の改修を実施することにより、長寿命化を図ることを基本とし、整備を行ってまいります。

しかし、最も整備計画順位の高い小淵沢西保育園については、北杜市保育園充実プランにおいて、同地区にある小淵沢東保育園の入園児童数が減少傾向にあり、かつ施設の老朽化も進んでいることや、地区内に複数保育園がある地域においては、単独での建て替えは原則行わないとの方針から、単独ではなく、統合により新園舎を建設する方向で検討することとしております。今後、保護者や地域の皆さまにご理解をいただく中で、進めてまいりたいと考えております。

また、昭和50年代に建築された、明野保育園、みどり保育園、白州保育園・西部こども園、武川保育園については、老朽化も進んでいる状況であることから計画的に改修を実施することとし、しらかば保育園さくら分園、わかば保育園については、今後の入園児数等の推移を見守りながら対応してまいります。

その他の保育園についても、整備計画順位を踏まえ、計画的に整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、あらかじめ残り時間は2分19秒です。

進藤正文君の再質問を許します。

○4番議員（進藤正文君）

4月に開所した子育て世代包括支援センターを拠点とした出産期から子育て期にわたる、切れ目のない支援に加え、新生児の聴覚検査費助成、産後うつを主な目的とした産婦健康診査費助成を来年度から新たに導入することとなり、さらに支援の厚みが増すことは産婦さん方にとっても大変、力強いことでもあります。

そこで1点、再質問させていただきます。

新生児聴覚検査、産婦健康診査ともに各医療機関との委託事務を市長会を通じて行うとのことですが、北杜市の場合は県境に位置しており、長野県内、特に諏訪地方の医療機関を利用する産婦さんも複数いると思われます。長野県の医療機関を利用する場合の助成については、どのように行うのか、質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

長野県の医療機関を利用した場合の助成についてのご質問でございます。

来年4月開始を予定しております新生児聴覚検査費の助成、ならびに産婦健康診査助成の実施にあたりましては、支払い等委託事務を行う市長会では現在、山梨県内の各医療機関との委託契約に向け、準備を進めているところでございます。

進藤議員ご指摘のとおり、北杜市は長野県諏訪地方と隣接しておりますので、産婦検診や出産を、これらの地域の医療機関で行う方も複数おられます。また、県外に里帰りをしまして、地元の医療機関を利用される方もおり、全体としては約2割の方が県外の医療機関を利用している状況でございます。

諏訪地方の医療機関につきましては、委託契約を結んでいただけるよう各医療機関に私どもの担当が今、出向き、お願いをしている状況でございます。

一部の医療機関では、4月からの契約につきましては、なかなか難しいというふうなご返事もいただいておりますが、そうした場合につきましては、委託契約を結べない医療機関につきましては、償還払いにおいて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

○4番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（中嶋新君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

最後に日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の一般質問を行います。

その前に、市民の間に衝撃を広げたスーパーやまとの閉店問題について、私たち当議員団は14日に市長宛てに解雇された従業員への相談窓口の設置とか諸費用、税金などの納入に猶予の措置をとってほしい、あるいは買い物難民を生み出さないための方策を申し入れたわけです。

いくつか、すでに市長を先頭に努力をされているということですので、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

質問は3点あります。

第1点目に、市長の政治姿勢、今回は政府の社会保障削減の新方針について質問します。

財務省の財政制度等審議会が11月29日、政府に提出した2018年度の政府予算編成についての建議は財政健全化を旗印に、社会保障費の削減・抑制を中心項目に据えて、医療、介護、障害者福祉、子育て、生活保護、年金など各分野での予算を減らすよう迫るものとなっております。政府予算における社会保障費削減は、最も身近で住民と接する都道府県や市町村の医

療・福祉政策に直接影響を与えるものとなりますが、渡辺市長はこうした安倍内閣が取ろうとしている方針をどう受け止めているのでしょうか。

例えばこの建議は、75歳以上の医療費窓口負担を1割から2割へと倍に引き上げることを早急に検討すべきとしています。75歳以上の多数の方は、所得が低いとともに医療機関にかかる機会が増えるのが特徴で、窓口負担が2倍化すれば生活への影響も大きく、受診を我慢すれば病気を悪化させる危険も増大します。山梨県医師会の今井立史会長は、赤旗新聞の紙上で「財務省の示す案は患者さんの受診抑制につながる。具合が悪くても我慢し、市販の薬で間に合わせ病状の悪化にもつながる」と批判しています。

また、介護保険では要介護1、2の人が利用する掃除や洗濯などの生活援助を保険制度から外すことが望ましいとしています。

2014年に要支援1、2の訪問介護とデイサービスを保険給付から自治体の総合事業にしたことに次ぐもので、全国ではすでに要支援176万人が保険給付から外されました。この上、今度、要介護1、2の、240万人といわれていますが、サービスが外される。介護認定されている人の、実に65%がサービスを受けられなくなります。高い介護保険料を払いながら、いざ必要なときに介護を利用できない。まさに国家的詐欺だといわれる所以ではないでしょうか。これに加えて、厚生労働省は要介護1から5まですべてで生活援助の、今度は利用回数の制限、これを来年10月から導入するとしています。まさに「保険あって介護なし」ではないでしょうか。

市長は、市内の介護保険利用者への影響をどう考え、高齢者など多くの市民に大きな影響を及ぼす、こうした政府の動きをどう評価しているのか。また市長として、制度改悪をやめるよう政府に物申すべきだと私は思いますが、見解を求めます。

次に、地上型太陽光発電パネルによる大雨被害への対応について対策を求めたいと思います。

○議長（中嶋新君）

志村議員、太陽光は3番目ですか。

○8番議員（志村清君）

失礼しました。

○議長（中嶋新君）

いいです。大丈夫です。2項目め・・・。

○8番議員（志村清君）

すみません、須玉町内の産業廃棄物施設の県処理方針について質問します。

須玉町内・大蔵、東向の2カ所の産業廃棄物埋設物から致死量をはるかに上回る有毒ガス・硫化水素が発生している問題で、産業廃棄物処分場の監視や指導に責任を負う山梨県は、埋設物の撤去命令に従おうとしない当事者への指導を行いながら、周辺への被害を防止するために埋設物全体を無害化する代執行工事を行う方針を決めています。9月の県議会では、工事の実施設計などの予算も可決されました。

周辺住民の不安解消が第一にと市長が県知事に直接会って、住民説明会の開催を求めるなどの努力もあり、2回、住民説明会も須玉ふれあい館で開催されました。住民の間では県の方針を歓迎する意見が大勢かと判断をされ、地元に住む私も県と市が問題を放置せずに「無害化を最優先に」という姿勢で動いてきたことを評価したいと思います。

ただ、セメントとベントナイトを埋設物と混合させ無害化する工法に異論はないものの「固

めた巨大な固まりを現地に置いたままでは困る」「どこかに持ち出してほしい」という意見は説明会でも多数聞かれましたし、周辺で生活し田畑を耕作している方々からは、工事に対する補償の問題も含めた、さまざまな不安や要望も出されています。特に市に対しては「県まかせにせず、住民の要望をまとめる上でリーダーシップを発揮してほしい」との意見が多数寄せられており、県が今後も開くという説明会では、個々の意見を言えるだけで住民の総意を県に求めるという機会ではありません。

そこで（１）県の代執行方針に対する市の評価と置いたままにする工法への判断はどうか。

（２）住民の総意をまとめるための関係区民を対象にした区ごとの総会などを市の指導・援助で開く考えはないか、２点について見解を求めます。

最後、３点目、地上型太陽光発電パネルに関わる大雨被害の対策について対策を求めたいと思います。

１０月の台風２１号の大雨により地上型太陽光パネルの影響で、浸水被害を受けた高根町下黒沢地区の事例です。

山日新聞が先月の２１日付けで現場を写真報道しましたが、パネルで集められた雨水が集中し、南側につくられたパネルの土台の嵩上げがダムの役割を果たし、一層の被害拡大をもたらしたと考えます。家が水で囲まれて浄化槽があふれてトイレも使えず、その家の人には２週間のホテル住まいを強いられたあと、娘さんのところへ帰ってしまわれました。

もともと低い土地柄とはいえ、住宅や別荘を囲んで、あとから設置された大量のパネルが直接被害をもたらした典型だと私は思います。せっかく北杜市に引っ越してこられた住民の方が少なくとも大雨時の被害を当地で二度と受けずに安心して住めるよう、市の具体的対策を求めます。また、この場所は過去多くの議員が本会議等で解決策を市に求めてきたところであり、市の対応を強く要請したいと思います。

１点目は、今回の被害状況をどの程度把握し、その原因をどう考えているのか。

２点目に、被害の発生などをパネル設置者に告知、連絡しているのか。また、指導の内容はどうか。

３点目に、今後、被害発生を生まないために、被害直後に私、提案もしました台風災害復旧、ないしは災害防災対策としての住宅南側への排水路設置工事の検討はされたでしょうか。また、その実施は可能でしょうか。

４点目に、この場所周辺のパネルには、ほとんどフェンスもないし、連絡先を書いた看板もありません。設置業者への改正FIT法に関わるチェックや指導はどうなっているのか。

以上、答弁を求めます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

８番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

私の政治姿勢 政府の社会保障削減への見解について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、政府予算における社会保障費削減の方針についてであります。

増大する社会保障費は国の財政を圧迫していることから、医療、介護、障害者福祉、子育て、

生活保護、年金などの各分野における予算の削減・抑制については、持続可能なものにするための施策と受け止めております。今後の国の動向を注視してまいります。

次に、介護保険利用者への影響と政府の動きについてであります。

訪問介護サービスから軽度者の生活援助サービスを地域支援事業に移行することについては、本年度までに全市町村が新しい総合事業への移行を完了した上で、検証・検討を行うことになっており、結論は平成32年3月まで延期されております。

また、生活援助サービスの利用回数に上限を設ける件については、自治体からの反論が多く、見送られておりますが、回数の多いケースについては、適正な利用であるかをチェックする仕組みの検討がされております。

これらの動きは、介護保険制度を持続可能なものにするための施策と受け止めております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

須玉町内の産業廃棄物施設の県の処理方法について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、県の代執行方針に対する市の評価と工法への判断についてであります。

県は、行政代執行を行う際の対策工事の工法について、廃棄物処理や硫化水素対策などの専門委員で構成する北杜市須玉町地内不適正処理産業廃棄物対策技術検討委員会を開催し、検討してまいりました。

検討の結果、地域の安全確保を最優先に考えた上で、高濃度の硫化水素ガスの漏出につながるような崩壊の防止等の措置を講ずることなどの考えに基づき、セメント安定化工法が最適であるとの結論に達しました。

市としては、専門家による検討結果であることから、県が示す工法が早期に市民の安全・安心につながるものと考えております。

次に、総会などを市の指導・援助で開くことについてであります。

県はこれまで、現場の状況や県の対応を地域住民に説明するため、住民説明会を2回開催しております。住民説明会では、その都度県の対応に対し、地域住民から意見要望が出されており、その内容は、県にしっかり伝わっているものと考えており、今後も県との連携を図ってまいります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

8番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

太陽光パネルに関わる台風被害への対策について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、今回の被害状況の把握と原因についてであります。

本年10月に2回にわたる台風がありましたが、現地を確認し、土嚢の設置を行うなどの対応をしております。当該地は窪地であるため、従前から水が集まりやすい地形や地質と考えて

おります。

次に、被害の発生連絡および指導についてであります。

今回の被害は、太陽光発電設備の事業区域内において発生したものではないことから、連絡はしておりませんし、指導もしておりません。

次に、排水路設置工事の検討についてであります。

排水路設置工事については、これまでも地元のご意見を伺いながら検討を行っております。有効な解決方法は、排水路を設けることですが、そのためには、土地所有者など関係者のご理解、ご協力が必要不可欠であるとともに、どの方向に水を抜くかなどの課題もありますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、改正FIT法にかかわるチェック、指導についてであります。

改正FIT法については、国の所管であり、この法律に市町村への委任条項は設けられておりません。このため、北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に留意事項として位置づけ、必要な指導または助言を行えることとしております。特に改正FIT法によって義務付けられた事項については、実施猶予期間を踏まえ、指導要綱に基づき必要な指導を行っているところであり、引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

1番目の、市長の政治姿勢の介護保険関連で再質問します。

市長は政府の方針について、持続可能なことを最優先にしているだろうと。また、総合事業に要支援1、2を移したことについては検証中だということですが、私が主張したいのは、検証中なのは分かりますが、今度、介護サービスが要介護1、2の人たち、要介護からも外されていくということについて、問題視しているわけです。

1回目の質問では、もう少し具体的に、北杜市で要介護1、2を外されようとしている人たちは何人いるのか。また、これまでその要介護の人たちが受けているサービスを具体的に教えていただきたいと思います。この間、全員協議会で一定の資料をいただきましたが、確認の意味でぜひ明らかにしてほしいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

8番、志村清議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど、再質問をいただきました。

はじめに北杜市内の要支援1、2、要介護、両方ですね。北杜市内の要支援1、2、また要介護1、2の対象人数といいますか、認定されている人数ということだと思いますが、要支援1の方につきましては、平成29年の11月末現在を12月の頭に月報といたしまして報告していただくことになっておりますが、その数値から拾いますと要支援1の方につきましては

78人。要支援2の方につきましては、280人でございます。また要介護1の方につきましては、250人。要介護2の方につきましては、466人という数字になっております。

次に、2番目の質問でございますが、要介護1、2の方々が利用している生活援助サービスの種類と人数というようなことだったかと思えます。

要介護1、または2の方のうち訪問介護を利用されている方につきましては、今、142人という数字があがってきておりますが、訪問介護の中に生活援助と身体介護がございます。この内訳につきましては、それぞれのケアプランを確認いたしませんと、内容についての把握ができないという状況でございます。

ケアプランそのものはケアマネジャーが作成して、それぞれのその作成した事業所にごさいます。市のほうには、そういうものは提出が義務付けられておりませんので、生活援助を受けている人数でありますとか、その内容につきましては把握ができないというような状況でございます。また、一般的に生活援助サービスの内訳は、被介護者、介護をされている方が一人暮らしであったりとか、家族やご本人が何らかの理由で家事が行えないといったりする場合に、必要な身の回りの世話をしながら日常生活をサポートするサービスでございます。

具体的には食事の準備、調理ですとか配膳、お掃除、あと洗濯、ゴミ出し、日用品などの買い物代行、服の補修、部屋の片づけ、整理整頓などが挙げられるかと思えますが、先ほど申し上げましたとおり、具体的な内容と人数につきましては、把握ができる状態ではないということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

では再々質問になりますが、今教えていただいたとおり、今度は要介護1と2の人だけで、約600人が介護保険から外れてしまう可能性がある。要支援1、要支援2が外れましたから、合わせて600人。全体の介護認定は、介護1から介護5まで全部合わせると2千人ちょっと聞いていますから、全国で65%までいきませんが、5割以上の方が、今度、今、紹介がありました生活援助、一人暮らしで家事ができない方の食事準備とか掃除、洗濯が介護サービスから外されてしまうということだと思えます。

市長は今度の議会で、新しい政策のスローガンに名前を付けて、「お宝いっぱい健幸北杜」と名付けました。その宣言も来月されるということで、中身についてはお年寄りから子どもまで、みんなが安心して暮らせる市だと。「お宝いっぱい健幸北杜」と言いました。今、私が説明をさせていただいた、こういうことがもし実行されれば、本当に安心して暮らせる市と言えるでしょうか。

安倍首相は全世代型社会保障と言っていますが、やろうとしているのは実際、全世代への負担増と給付減らしではないでしょうか。昨日、報道がありました生活保護でも食事とか光熱水費に充てる生活扶助費、あるいは母子加算を来年10月から減らしていくと。厚生労働省の方針です。市民の生活を直撃する悪政が押し付けられようとしているわけです。

「お宝いっぱい健幸北杜」はもちろん結構なスローガンですが、国に物申すべきではないでしょうか。合併特例債の延長を、渡辺市長も含めて全国の市長が国に要請したと。昨日も説明

がありました。こういう介護保険の改悪についても、ぜひ国に意見を言ってほしいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

8番、志村清議員の再々質問にお答えいたします。

要介護1、2の方の生活支援について、介護保険から外されてしまうというご指摘でございますが、実際には総合事業のほうに移行するというところでございまして、介護サービスから外されているということではございません。その総合サービスというのは何かと言いますと、生活援助につきましましては、いわゆる介護給付ですとヘルパーが行って、このヘルパーが行うためには、ヘルパーとしていろいろな研修等を受けて、それなりの研修を積んでいただいて、それなりのスキルを身に付けていただく。そういう上でのサービスというふうになっていたわけですが、内容的に先ほど申しましたとおり、食事の準備でありますとか清掃、洗濯、ゴミ出し等の、直接介護をされる方の体に触るようなサービスではないということで、サービスの基準を緩和して、そういう専門のスキルを持ったヘルパーでなくても行える事業という位置づけにしているということでございますので、サービスから外されてしまうという位置づけではないということをご理解をいただきたいと。総合事業の中で、しっかりとそういうもののサービスは継続されていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

織田福祉部長。

○福祉部長（織田光一君）

志村清議員の、生活保護の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

12月18日に厚生労働省が発表したものでありますが、先ほど議員から質問していただきましたとおり、生活保護の基準額につきましましては、生活保護費、母子加算については引き下げの方向でというような内容でございます。これにつきましましては、消費実態調査等をもとに一般低所得者との比較において、5年に一度、改定をしているものでございます。したがって、平成30年の10月から段階的に引き下げを行うということでございますが、具体的な内容、基準等を示された中で、市としましても適切に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

2番目の、須玉町の産業廃棄物施設の問題について、1点だけ。

答弁がありました。私が強調したいのは県の住民説明会を必要でないと言っているわけではなくて、ああいう場だと、大蔵だったら大蔵の皆さんの意見をまとめる機会ではないんですね。区長がリードしないと、まとまらない。そういうのを市がリードして開くことができないかという質問なんです。1つだけ答弁を求めたいのはそういう例が、なんか特定の議題で市が援助したりして、区の総会、区民総会などを開いた例があるかどうかだけ、ちょっと教えてい

ただきたいと思います。今、分からなければ後日でも結構ですが、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

志村清議員の再質問にお答えいたします。

今回、産業廃棄物の関係について県から説明会があったということで、住民の意見を区の総会等で市が主導でまとめたかどうかといったご質問であります。

過去の事例とすればちょっとこの場で確認はできませんので、答弁できませんけども、私も2回、この県の説明会に参加させていただきました。そういった中で、たしかに県の方針について、さまざまな意見が出たわけなんですけども、私が感じたところではある程度、地区住民の考え方というのは、まとまった方向性の意見があったのかなど、そんなように感じております。また、県でも議事録等をしっかりとっており、地域住民の意見というのは承知していると思います。今後も県と連携して行っていきたい、そんなように考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間2分17秒です。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

3点目の再質問ですが、先ほどの答弁では下黒沢が水で被害を受けたことについては、パネルとの因果関係はないという判断のようですが、これは私、調べて、平成27年12月議会の答弁とまったく同じなんですね。隣地に太陽光発電設備を設置したこととの因果関係は少ないものだ。名取さんという生活環境部長の時代です。その後、昨年6月議会では雨水処理については地区の関係者、対応策について検討しているという答弁が、今度は赤羽建設部長なんですが、言われました。因果関係を認めない。そして一方では、排水処理だけはなんとかすると。百歩譲って因果関係の議論はのちにするとして、ぜひこの対応策、排水路の設置工事、これはぜひ検討すると言ったのが昨年6月議会ですから、今度、本当にその工事がされるよう強く求めたいと思います。どんどん業者は、まだつくりようとしています。ここ2週間ぐらいで、うちに2枚、「土地をお貸しください」「お売りください」「ラストチャンスです」、業者のチラシが2枚も入っています。まだ、どんどん黙っていれば広がります。市の指導をぜひ求めたいと思います。

私、南アルプス市の広報紙を持ってきましたが、南アルプス市は12月の広報紙で「業者の皆さんへ」といって、こういうフェンスを付けなさい、市町村における条例等を遵守しなさいというのを広報紙で、南アルプス市は北杜市ほど太陽光が広がっていないです。それでも1ページ、カラーで使って業者への指導を徹底しているんですね。こういうことをぜひ努力して、私は検討委員にもなっていますが、つくづく、そういう相談がもう2件、最近でも寄せられています。すぐ脇につくられたという相談があります。ぜひ効果的な条例をつくる必要をますます痛感しているわけですが、さっきの水道工事だけはぜひ進めるという答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

赤羽建設部長。

○建設部長（赤羽久君）

志村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、今回の水が溜まった部分については、市道に溜まったということございまして、当然、排水路を設けてが一番の解決方法だと思っています。しかし、実際に議員もご承知のとおり、あそこについては抜く水路等も周辺には見当たらないということでございますので、どの方向に水を抜いていくか。また、その抜いていく方向によっては当然、土地がございますので、その所有者の皆さんの承諾、同意等も必要になってきますので、そんな形で引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、志村清君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時06分

平成 2 9 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 1 日

平成29年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成29年12月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第2 議案第74号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第75号 北杜市立学校設置条例及び北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第76号 北杜市へき地教員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第77号 北杜市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第92号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願
- 日程第9 請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願
- 日程第10 議案第70号 北杜市国際交流基金条例の制定について
- 日程第11 議案第71号 北杜市上下水道事業審議会条例の制定について
- 日程第12 議案第72号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の制定について
- 日程第13 議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第80号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第81号 北杜市有線テレビ放送施設外1施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第17 議案第82号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第83号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第84号 たかねの湯の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第85号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第86号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第87号 白州・尾白の森名水公園（べるが）の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第88号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第89号 大武川河川公園の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第90号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第91号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第27 発議第8号 「HPVワクチン副反応の疑いがある健康被害者の救済措置」を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）「小学校施設整備費」についての附帯決議
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 栗谷真吾 | 2番 池田恭務 |
| 3番 秋山真一 | 4番 進藤正文 |
| 5番 藤原尚 | 6番 清水敏行 |
| 7番 井出一司 | 8番 志村清 |
| 9番 齊藤功文 | 10番 福井俊克 |
| 11番 加藤紀雄 | 12番 原堅志 |
| 13番 岡野淳 | 14番 相吉正一 |
| 15番 清水進 | 16番 野中真理子 |
| 17番 坂本静 | 18番 中嶋新 |
| 19番 保坂多枝子 | 20番 千野秀一 |
| 21番 内田俊彦 | 22番 秋山俊和 |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	菊原忍						
総務部	長	高橋一成	企	画	部	長	濱井和博					
市民部	長	篠原直樹	福	祉	部	長	織田光一					
生活環境部	長	小松武彦	産	業	観	光	部	長	丸茂和彦			
建設部	長	赤羽久	教	育	部	長	堀内正基					
教育部	長	井出良司	会	計	管	理	者	中田二照				
監査委員事務局	長	岩波信司	農	業	委	員	会	事	務	局	長	手塚清作
明野総合支所	長	小尾民司	須	玉	総	合	支	所	長	八巻利博		
高根総合支所	長	清水永一	長	坂	総	合	支	所	長	中澤貞夫		
大泉総合支所	長	上村法広	小	淵	沢	総	合	支	所	長	仲嶋敏光	
白州総合支所	長	宮川雅人	武	川	総	合	支	所	長	有泉賢一		
総務部	次	長	石井悠久	政	策	秘	書	課	長	清水博樹		
総務課	長	山内一寿	企	画	課	長	中山晃彦					
財政課	長	植村武彦	教	育	総	務	課	長	加藤寿			

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局	長	土屋裕
議会書記		清水市三
〃		進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例についてから日程第9 請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第73号、議案第74号、議案第77号、議案第93号および請願第6号の5件について、報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長（齊藤功文君）

それでは、総務常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成29年12月21日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月5日の本会議において付託されました事件を、12月12日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について

議案第74号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 北杜市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願

以上、5件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに議案第73号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例についてであります。

「基盤整備により企業用の土地を整備してきた経過があるが、情勢の変化により廃止するものであるのか」との質疑に対し、「これまで条例が適用された事例は、旧長坂町に1件あったが現在はない。今後は別の条例を改正し、適用範囲を広げて支援していくことになる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 北杜市企業立地促進産業集積区域における固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「今回の条例改正により、参入してくる企業だけでなく、土地の価値が変わると想定されることから土地所有者にも改正内容を周知する必要があると考えるが」との質疑に対して、「北杜市だけでなく全県が対象となるため、県と連携して周知に努めていく」との答弁がありました。

また、「課税減免となる対象の基準は」との質疑に対し、「取得価格の合計額が1億円を超える場合が対象となるが、農村漁業関連業種については、5千万円を超える場合が対象となる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第77号 北杜市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の駐車場の利用状況は」との質疑に対し、「平成28年度実績ではバイク114台、自転車48台、計162台であり、収入額は50万7,300円である」との答弁がありました。

また、「条例改正は放置自転車対応を目的としているのか」との質疑に対して「小淵沢駅前広場整備に伴い自転車の駐車場を無料としたことから、負担の公平性と利便性の向上を目的としている。併せて、放置自転車にも対応することを目的に改正した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

「市内労働者の実情を把握しているのか。また、議員の期末手当を引き上げた法的根拠は」との質疑に対し、「市独自で市内労働者の給与水準等を把握してはいないが、これまで県的人事院勧告に基づき社会情勢を考慮し職員給与を改正してきた。議員の期末手当についても、社会情勢に応じた的確な報酬を確保することで適切な議員活動につながり、市民の負託に応えることができることから引き上げることとした」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「昭和48年各都道府県知事に発せられた自治省行政局の通知には、「一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職の報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないように現に留意すること」とあり、職員給与には反対はしないが、人事院の勧告に準じて市議会議員まで引き上げることの法的な根拠がない。また、市では財政の厳しさを理由に、各種団体等への補助金など削減している。厳しい生活を余儀なくされている市民からすれば理解が得られないことから反対する」。

一方、「職員の給与改定の根拠は、国の人事院勧告や山梨県の人事委員会勧告を参考に、長年行われてきた。これは全国の自治体のほとんどの自治体が入り込んでいる。北杜市の職員給与

が高いわけでもなく、議員の報酬も多いわけではない。支給率についても標準的である。特に議員は、北杜市のため、市民のために精力を尽くして仕事をしているか、その成果が出たかによって評価され報酬に跳ね返る。議員報酬は県下でも最下位に近い位置にあり、全国でも最下位に近い額である。その中でも議員は努力して、市のため市民のために頑張っている。議員の期末手当については根拠がないわけではなく、長年人事院勧告等を参考にし、これまで積み上げてきた制度の延長線上にある。議員は期末手当が引き上げられたことを心に留めて明日からの議会活動を一生懸命行うことが求められる。突出した引き上げではないことから賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願についてであります。

「唯一の被爆国である日本が先頭に立って推進すべきと考えているのか」との質疑に対して「核兵器を使ってはならないと国民の誰もが思っているが、加盟することにより保有国との間に溝が生じ、対話もできなくなり、核のない社会の実現ができないとの考え方もある。しかし、外交努力により解決できることであり、日本はまず核のない社会の推進役になるべきである」との答弁がありました。

また、「日本が署名することで、ほかの国も署名することになると思うが」との質疑に対して「同感である。国際世論は大事であり、加えて国内世論をつくり上げることが地方議会の役目である」との答弁がありました。

また、「日本が署名することで、他の国も署名するだろうという主観的な考えでなく、客観的な根拠がなければ請願を実現することはかなわないと考えるが」との質疑に対し、「被爆国である日本が署名することで、他の国も署名することを確認している」との答弁がありました。

また、「現実的に日本政府が署名するとは思われない状況にあって、請願者の思いを実現することは難しいと思うが」との質疑に対し、「外務大臣の発言では、核兵器廃絶のアプローチが違うがゴールは一緒と言っている。これは外交により行うことであり、条約に署名することは、被爆国である日本が果たすべきことである。このことは被爆者の思いであり、国の責任である。実効性はないかもしれないが、国民の声を大きくすることが求められている」との答弁がありました。

質疑終結後、「9月定例会で「核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める意見書」を提出し、全会一致で可決した。意見書提出後政府要人は、韓国、中国にわたり交渉を粘り強く行っており、北朝鮮においては外務省ルートで交渉の道を開き、日本の国家の安全を守ろうとしている。この意見書の中にすべての思いを込めた。核兵器廃絶に向けてはいろいろな方法があり、さまざまな議論がある。日本は、自国で自国を守れない状況にあるが、唯一の被爆国として声高らかに訴えていかなければならない。この思いがこもったものが11月27日の核軍縮の実質的な進展のための賢人会議である。多くのリーダーやNGOも参加している。最終的には核兵器を撲滅しようとして開かれた会議である。日本国内外において、提出した意見書のとおり、政府与党は、真摯に受け止めて国民の皆さんを守る動きをしている。そうした中で、条約に署名することが日本の外交上、また、安保上、国を守るという体制の中で、どちらが利益があるかということ政府は考えている。このような状況の中では、条約への署名を求めても非現実的である。であれば何を訴えるのかは9月に山梨県内で初めて、全会一致で可決した意見書がある。県内の他の議会とは立場が違い、われわれの意見が通っている現実がある。現実に向けることなく本当の意味の平和を勝ち取るにはどうするかを考え、断腸の思いではあるが、

請願に賛成できないことから反対する」。

一方、「今回の核兵器禁止条約は画期的な内容となっている。核兵器を持たない諸国が、それを禁ずる決まりをつくったこと自体、旧来の国際政治構造へのチャレンジである。本来、軍縮とは、武器解除を強者が弱者に強要するものであったが、この条約は、弱者が強者の建前を逆手に取って「みんなのためになる」からと強者を武装解除しようとするものである。最近の研究では、核兵器を使った地域戦争が起きれば、地球全体が「核の冬」になり何億人もが死ぬと言われている。今回の条約は、多数の国が、少数の核保有国に対し、地球を滅ぼす権利はないとの宣言である。広島・長崎に原子爆弾が投下されてから72年目を迎え、核戦争を絶対に許さないという被爆者は、訴え続けてきた。文字通り言葉に尽くせないほどの被害と苦しみをあえて人前で語り記すのは、もう二度と原爆が、どの国の人に対しても使われることがないことを願っている。次の世代に、世界の人にしっかりと伝えていくために、日本政府がとるべき態度と考え賛成する」。

一方、「核兵器禁止条約は、実現可能かはいろいろな国民の意見がある中で、外務省は核軍縮の実質的な進展のための賢人会議を開催した。核保有国と非保有国の橋渡しを努めるために、日本政府が取り組み、日米露や核兵器禁止条約を推進したエジプトなどの識者15人が参加し、外交努力をしている。2018年春の次回会合を経て、4月の核拡散防止条約再検討会議準備委員会への提言をまとめる予定となっている。また、10月に国連総会第1委員会には、日本提出により核廃絶決議が採択され、日本政府の対応もある。請願者の願意も受け止め、実現することが意思となる。議会においては、実現可能性また意識、影響をどのように考慮するかを十分に審議し結論を出すことが重要である。9月に議決した意見書には、核保有国を含め国際社会に、さらに北朝鮮に恒久平和をすでに訴えており、願意に応えられないことから反対する」。

一方、「核兵器禁止条約では、核兵器の開発や保有、使用などを全面的に禁止し、核兵器使用による被害者の受けがたい苦しみに留意することを明記している。日本はアメリカの傘下であり、核は保有してはいないが、条約に不参加である。毎年8月には広島・長崎の原爆投下の特別な日がある。原爆を受けた日本は、国際社会において核兵器がもたらした悲惨な状態を語り継いでいく責任がある。日本は国際社会の中で、核兵器の廃絶を世界に訴え、リーダーとして二度と核兵器を使用しないという歴史的な使命を有している。日本が先頭に立って、条約に署名する必要があることから賛成する」。

一方、「核兵器禁止条約については、本年6月の議会定例会において、国連での核兵器禁止条約の推進を求める請願が提出され、当委員会で慎重審査し、その結果として、継続審査となった。9月議会定例会において、再度の慎重審査の結果、請願は不採択となったが、「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書が委員より提案され、当委員会においても、また本会議においても全会一致で採択され、国会および関係大臣宛に提出をした。意見書は、本年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約に、核保有国はもとよりアメリカの同盟国である日本、韓国をはじめカナダ、ドイツなどの北大西洋条約機構加盟国も不参加であること。また、わが国には、隣国である北朝鮮の、核実験と弾道ミサイルの発射実験が行われている、現実の脅威等を踏まえ、被爆国として、核保有国をはじめ国際社会に、さらに北朝鮮に、人類の平和を目指し核兵器のない世界と恒久平和の実現のため、積極的に働きかけ、平和の橋渡しとなるよう、強く求めるものであった。70余年前、あの悲惨な戦争において、広島と長崎で二度の被爆を受けた国として核兵器禁止は国民のすべてが求め、望んでいるのであると思う。その目標・目

的に向かっての手順として、今回の請願で求めているように核兵器禁止条約に参加し、署名することも一つの方法である。しかし、真に核兵器のない世界を実現するためには、核保有国の参加を得ることが必要不可欠であるが、現状での核兵器禁止条約には、核保有国の賛成を得られず、非核保有国の中も賛成、反対と2つに割れている、厳しい現実がある。このため、わが国の参加により、核兵器国と非核兵器国の立場の隔たりを一層深め核兵器のない世界の実現を、かえって、遠ざける結果にもなりかねない状況下にもある。被爆国であり、アメリカと70年余にわたり、同盟国として歴史を積重ねてきた、わが国としては、核兵器の非人道性および、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識の下、核兵器国と非核兵器国の双方に働きかけ、核兵器のない世界という理想に向けて、一步一步、着実に近づいていく、現実的なアプローチが必要であるという安倍内閣の方針に期待し、信頼をし、核兵器のない世界を目指していくことが、現実的、実践的な方策であると考え。9月議会定例会において、全員一致で採択し、国会および関係大臣に議長名で提出した「核兵器のない世界と恒久平和」の実現を求める意見書の目的・主旨は、北杜市議会の全会一致の強い思いであり、その内容・思いは、現在も維持、継承しているものである。このような経緯を踏まえると、今議会において、再度意見書を採択、提出することは、適切ではないことから反対する」。

一方、「6月議会、9月議会の議論は、前の請願に対する議論であり、全会一致で意見書を可決した。それを受けて、今回の請願を一步前に進めてもらいたいと提出された。その後の経過として、NGOがノーベル平和賞を受賞した。これは、意味がある。今、国際情勢の中で、北朝鮮など非常に危ない状況にある。こうした中で、ノーベル平和賞を受賞したことは強いものである。日本が声を大にして核をなくすことを市民の声と共に議員として国に求めていくべきであることから賛成する」。

一方、「北朝鮮の核実験や弾道ミサイルの発射など世界の平和が保たれていない状況にあるという事実により9月に意見書を提出した。これを鑑みると、請願者および紹介議員には申し訳ないが請願の採択に反対する」との討論があり、採決の結果、反対多数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第75号、議案第76号および請願第7号の3件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

平成29年12月21日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は12月5日の本会議において付託されました事件を、12月13日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第75号 北杜市立学校設置条例及び北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 北杜市へき地教員住宅管理条例の一部を改正する条例について

請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願

以上、3件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第75号 北杜市立学校設置条例及び北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 北杜市へき地教員住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

「へき地教員住宅の世帯数は」との質疑に対して「高根北小学校・高根清里小学校ともに5戸あり、計10戸ある。間取りは、2階建てのメゾネットタイプで1LDKである」との答弁がありました。

また、「定住地を離れ居住する者とあるがその範囲は」との質疑に対して「山梨県公立小・中学校東部地区等教員人事交流要綱により、自宅を離れて居住する教員を対象とし、ALTも対象とする」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願についてであります。

「請願項目に医療体制の確立とあるが具体的な内容は」との質疑に対して「HPVワクチン接種後の副反応の症状は、時間の経過に伴い少しずつ表れ、医師の診断が困難な状況にあり、国が被害者として調査・判断することができていない状況にある。被害者として認定し治療できるような体制の確立をお願いすることである」との答弁がありました。

また、「相談窓口を開設し、健康状態把握調査をしたとあるがその方法は」との質疑に対し、「平成28年7月15日に、市内にいる接種者およびその保護者に対して、相談窓口の開設のお知らせと健康状態の把握調査を行った」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願のところにつきまして、1点だけ確認のために質問をさせていただきます。

委員長報告にも、そうかなと読み取れる報告があったわけなんですけど、念のための確認なんですけれども、当ワクチンの副反応が疑われる病態について、現在、因果関係を究明しているという状態であって、言い換えると、今まだ因果関係がなかなか難しくて明らかになっていないという状況の中で、そういった状況であるからこそ、3点、請願をいただいたというふうに私も傍聴して聞いて捉えているのですが、そういったことで、認識が正しいかどうか確認をさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

岡野委員長、答弁を求めます。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

ただいまの、池田恭務議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。厳密に言うとHPVワクチンを接種したことによるさまざまな病態が表れていることと、その接種が原因であるという因果関係は現在のところは、正確に言うと因果関係が証明されておりません。おりませんが、現実問題として接種を受けた人たちの一部に非常に苦しんでいる方がいらっしゃるという現実があります。こういう方々を救済する必要は必ずあるわけございまして、そういう趣旨からも今回の請願を採択したということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

委員長に対しまして、同じく質疑をさせていただきますが、今回のHPVワクチンの副反応被害者ということでございますが、国は副反応被害者と認定する、また副反応の疑いがあると認定した場合、それらの救済措置があるというふうに認識をしております。つまり、国は副反応の被害者という定義については、副反応の被害者という認定をしている方、また疑いのあるという方に対しましても救済措置を行っているわけですから、副反応被害者ということを考えた場合、疑いのある方も含まれるというふうに解釈すべきだと思いますが、そういう解釈でこの審議は進んだのではないかと思います。お答えをお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

ただいまの、内田俊彦議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるように、明確に国も疑いのある方々に対しては、救済措置を取っておりますので、議員のご指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次に、経済環境常任委員会から議案第92号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは、朗読をもちまして経済環境常任委員会委員長報告を行います。

平成29年12月21日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月5日の本会議において付託されました事件を、12月14日に全員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第92号 市道路線の認定について

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第92号 市道路線の認定についてであります。

「市道の整備に補助等があったのか」との質疑に対して、「道路整備として採択され、国の交付金を活用して整備している」との答弁がありました。

また、「この市道は一方通行か。その場合の表示はあるのか。また、市道内で乗降は可能か」との質疑に対して「一方通行であり、交通の安全を確保するため、道路標示および標識は設置していく。また、市道内の乗降は可能であるが、長時間停車する場合については、駅前広場の指定された場所を使用していただく」との答弁がありました。

また、「今まで、小淵沢駅は市道との段差があったが、今回の整備により改善されたのか」との質疑に対して「安全に通行できるよう、できる限り段差を解消している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第73号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第74号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第75号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第76号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第92号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第93号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○15番議員(清水進君)

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

昭和48年12月10日の各都道府県知事に発せられた自治省行政局の通知には、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職の報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないように厳に留意することとあります。

人事院の給与勧告の対象者は、国と地方公務員、合わせて332万人のうち一般職の27万

5千人であります。今回は、民間との差631円の引き上げとボーナス0.1カ月引き上げの内容です。

職員の給与改定見直しに反対するものではありませんが、反対の理由として人事院の勧告に準じてとありますが、特別職まで準じて引き上げなければならない、こうした法的な根拠はどこにもありません。また、財政の厳しさを理由に、北杜市においては各種団体等への補助金などが削減をされています。厳しい生活を余儀なくされている市民からすれば、議員の手当の引き上げ、これには理解が得られないと考えて反対をするものであります。

○議長（中嶋新君）

次に、賛成の討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論を行います。

この条例は、北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、それに北杜市の市長等の給与等に関する条例および北杜市職員給与条例の3つの条例を改正する議案であります。

改正内容は、期末手当の率をそれぞれ0.1カ月増額するもの、そして職員の給与につきましては、それに合わせて給料表や扶養手当等の額の改正であります。そのうちの職員の給与等につきましては、人事院勧告および山梨県の人事委員会の勧告を参考にし、基準にして決定しているものであります。

この方法は、全国の多くの自治体が同様の実施をしているものであり、長年積み重ね、その実績によって定着し、確立している適正かつ公平な制度であります。

また市長等および議会議員の報酬については、職員の給与等の決定方法を参考にし、他市とのバランスや地域性等を考慮し、適正な額を決定しているのが現状であります。

今回の北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の改正は、期末手当の0.1カ月の増額であります。全国の多くの自治体が行っているものと同様の内容であり、適切な改正内容であります。

期末手当は、議会議員の月額報酬を基準にして算出することとなっておりますが、北杜市のその基準になる月額報酬は山梨県内13市の中で12番目、すなわち低いほうから2番目のところに位置しているわけです。また、全国の自治体と比較しても非常に低いところに位置しているという、厳しい現実があります。

われわれ議員は、二元代表制の一翼を担い、北杜市民の皆さまの負託に応え、市民の皆さまの安全・安心で幸せな生活をつくること、そして市の地域の活性化、発展のために最善を尽くすことが使命であり、責務であります。

議会議員の報酬は、これらに対する当然の対価であり、議会活動の評価にも値するものであります。

このため全国的に共通な制度の中で、また他自治体との比較の中で妥当な額が支給されることは、当然なことです。今回の期末手当の率の改正は、適正かつ普遍化した制度の中での実施であり、特に北杜市議会議員の月額報酬は全国の自治体、県下の自治体と比較して、大幅に低い状況下にあることに鑑みると、今議会での条例改正による期末手当の率の増額に対し反対する理由はなんら見つけることはできません。

また、将来への影響にも配慮し、そして他自治体の現況等を十分考慮し、グローバルな視点から判断し、適正かつ妥当な改正であるため、議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

反対討論。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

当議案は人事院勧告に鑑み、市長、議員、市職員などの期末手当等を引き上げるという条例改正案でございます。

人事院では、民間の給与を調査した上で国家公務員との格差を埋めることを基本に勧告を行っております。しかしながら、人事院の調査対象は約1万事業所であり、調査対象の事業規模は50人以上としております。さらに大企業の比率が高く、民間の給与を反映しているとは言い難い内容です。

優秀な職員の皆さんや成果を上げた職員の皆さんへの手厚い報酬を否定するものでは、決してありませんが、そのためには市民の納得する人事評価制度、公務員制度改革を行う必要があるというふうに考えます。

だいぶ前ですが、北杜市行政改革推進委員会がありまして傍聴させていただきましたけども、民間企業の第一線でご活躍の皆さまが委員となっていらっしゃいますが、その会議で一般の会社でいうと利益が出ない場合、人件費から手をつける。人事院勧告に沿って給与を上げているが、従うのは必須なのかといった趣旨のご指摘がありました。答えは必須ではないというものであります。

また、議員の報酬は適切かという議論もございまして。これは現在の報酬で、例えば子育て世代の候補者は、積極的にリスクを負って挑戦するのが難しい、そういったことが実態と考えますが、国家公務員向けの人事院勧告とは別の議論でありまして、議会改革とセットで、これは考えるべきものであるというふうに考えます。

市職員の皆さまの日々のご苦勞には敬意を表するものでありますが、こういった理由から人事院勧告を鑑みた条例改正には反対であるということを申し上げまして反対討論といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この議案名を見たときに、どちらかという議員、特別職というふうに思われるわけですが、実際多くの予算を要するのは職員の皆さまへの期末手当の報酬の増額でございます。

鑑みるところによりますと、平成16年合併して以来、北杜市の市の職員は非常に頑張ってきたというふうに思っております。それはなぜか。北杜市の職員定数計画というのは、非常に

厳しいシーリングを守りながら、採用は少なく、そして多くの退職者があったわけでございます。58歳の当時は定年でございました。60歳ならずして、働き盛りの58歳の市の職員がやむなく北杜市の財政の健全化のために職を去っていったわけでございます。その人たちには、本当に頭が下がる思いでございます。そして定数は約200近く、800からざっくりの数字で申し訳ございませんが、600台になったわけでございます。そして、その200人のし寄せがどこに来るかという、当然、職員に来るわけでございます。

事業課はどうしても市民の皆さまを相手にしますので、相談事やいろんな業務に日中追われる。しかし、その書類整理、残務整理はどうしても5時15分、閉庁になってからしているというのが現状でございます。

私は土曜日も日曜日も、そして平日の夜も市庁舎を訪れることがあります。支所も訪れることがあります。夜も明かりがついておりますし、土日も仕事をされている職員が多くいます。そして、その市の職員に「大変だね」と聞かけると「仕事ですから。当然します」と。そして休みの日はお金がかかるから寒いときでもエアコンも使えない。灯油も制限がある。そういった中で毛布を足に絡めて仕事をしている姿があります。とても見るに堪えない、職員の皆さまの状況であると私は思っております。

その職員の皆さまに少しでも応えなければいけない。民間の企業ベースは、今2%以上、上がりつつある状況にあるところでございます。

今、この職員の皆さまの生活の安定を保障しない限り、どうしてもこの市はまわっていかないという現状があると思います。それらを残業手当等にカウントされていない現実があると思います。職員の皆さんは口々に「私の能力が低いから、どうしてもこうなって遅くなってしまいますので、残業のカウントはできない」と言っています。それは能力が低いのではなくて、200人もの人員を仕方なく削減してきて、今、この健全化の財政になんとか、よそとなんとか肩を並べるところまで来たということでもあります。その中で期末手当の0.1カ月報酬のアップは当然なことだと思えます。今ここで、この条例案が否決となった場合、その職員の皆さまに期末手当の報酬アップをすることができません。

以上の理由によりまして、議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

本来、人事院勧告は国家公務員の給与や勤務条件などが民間水準と同じになるよう出される勧告だと認識しています。したがって、地方公務員は直接の対象ではないものの、私は職員の給与や期末手当に関しては、定時を過ぎ、夜が遅くとも一生懸命働かれている職員の方々がいる中において、給与、期末手当の改定を行うことに関しては賛成の立場でいます。

本会議の中で答弁があった第4次行財政改革大綱で示された人事評価制度において、段階的に任用、給与などへ反映していく予定という発言のとおり、今後はきちんと評価に基づき一人ひとりの給与に反映していくことに期待するところです。

しかし、特に議員において議員報酬および期末手当の引き上げに関しては、反対の立場であるということ。さらに市長や副市長、教育長にまで反映をさせる必要はないのではないかという思いから、この議案に対して反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、議案第93号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第93号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

加藤紀雄君。

反対討論を許します。

○11番議員（加藤紀雄君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願に反対の立場で討論を行います。

核兵器禁止条約については、本年6月の議会定例会において、国連での核兵器禁止条約の推進を求める請願が提出され、総務常任委員会で慎重審議をし、その結果として継続審議となりました。

次の定例会、9月議会におきまして再度、慎重審議の結果、請願は不採択となりましたが、核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める意見書が委員より提出され、総務常任委員会においても、また本会議においても全会一致で採択され、国会および関係大臣等に提出をいたしました。

意見書の内容を要約しますと、本年7月7日に国連で採択された核兵器禁止条約に核保有国はもとより、アメリカの同盟国である日本、韓国をはじめカナダ、ドイツなど北大西洋条約機構加盟国も参加であること。また、わが国には隣国である北朝鮮の核実験と弾道ミサイルの発射実験が行われている現実的な脅威等があることを踏まえ、被爆国として核保有国をはじめ国際社会に、さらに北朝鮮に人類の平和を目指し核兵器のない世界と恒久平和の実現のため積極的に働きかけ、平和の橋渡しとなるよう強く求める内容であります。

74年前、あの悲惨な戦争において広島と長崎で二度の被爆を受けた国として核兵器禁止は国民のすべての皆さんが求め、望んでいるものであります。私も、その一人であります。その目標、目的に向かっての手順として、請願第6号で求めるように核兵器禁止条約に参加し、署名することも1つの方法であります。

しかし、真に核兵器のない世界を実現するためには、核保有国の参加を得ることが必要不可

欠であります。しかし、現状での核兵器禁止条約には残念ながら核保有国の賛成を得られず、非核保有国の中も賛成、反対と賛否が割れている、非常に厳しい現実があります。

このため、わが国の参加により核保有国と非核保有国の立場の隔たりを一層深め、核兵器のない世界の実現をかえって遠ざける結果にもなり兼ねない状況下にあります。

被爆国であり、アメリカと70年余にわたり同盟国として歴史を積み重ねてきた、わが国としてやるべきことは、その責務は核兵器の非人道性および厳しい安全保障環境に対する冷静な認識のもと、核保有国と非核保有国の双方に働きかけ、核兵器のない世界という理想に向けて一步一步、着実に近づいていく。その現実的なアプローチが必要であるという日本政府の方針に、そして、その努力に期待をし信頼をし、核兵器のない世界を目指していくことは、現時点においては現実的、実践的な方策であると私は考えます。

9月議会定例会において、全会一致で採択し、国会および関係大臣に議長名で提出いたしました核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める意見書の、その目的、趣旨は北杜市議会の全員一致の強い思いであり、その内容、その思いは現在も維持、継承しているものであります。

このような経緯を踏まえると、今議会において再度、意見書を採択し、関係機関に提出することは時間的な面からみても適切ではないと判断し、請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願には反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願の原案に賛成し、不採択とした総務常任委員長報告に反対する立場で討論します。

はじめに私、強調したいのは、この条約がこれまでの関連条約、NPT核不拡散条約とか部分的核実験禁止条約などがありますが、核兵器の存在をこれらは前提にしたものです。決定的に違うのは、核兵器そのものを違法化するという点にあるということでもあります。

ですから、核兵器を持つとか核に依存するという国は生物化学兵器のように悪を持つもの、悪に依存するものとして国際的に批判をされ、法的拘束力を受けなくても政治的・道義的圧力を受けることになります。決定的に違う条約だという点を訴えたいと思います。

もう1点、訴えたいのは、この条約を求めて去年の4月から開始された署名運動、いわゆる被爆者国際署名だということです。そこでは被爆者は核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めますと明確に署名で訴えています。今月4日の段階で集められた全国515万人を超える署名が国連に届けられました。以前も紹介しましたが、全国の市町村長969人（今月4日現在だと思います）がこれに署名し、渡辺市長も、それから退任をされた白倉前市長もその中に入っています。中嶋議長も署名されたと聞いています。私の調べでは県内13市のうち9市の市長が署名しており、27市町村全体では19の市町村長が国に条約を結ぶことを求める、この署名に賛同しています。県内の市町村の間では、もう大勢だといってもいいのではないのでしょうか。これに北杜市議会も続こうではありませんか。

市川三郷町議会では、全会一致で同じような意見書が採択されたと19日の新聞で大きく県内に報道されていました。山梨から、そして全国から政府は禁止条約に署名をという声と世論を大きく広げるときだと思います。北杜市議会もこれに加ろうではありませんか。

議会の中に地方から声をあげても政府の方針は変わらない、こういうご意見があることも承知をしています。でも被爆者の皆さんの切実な願いに背を向けることはできません。

安倍政権や自民党の政権が未来永劫続くわけではありません。政府が変わらないなら、条約にサインする政府をつくろう、こういう声もあがっています。請願者の皆さんの願いに応えるべきことを繰り返し主張して請願に賛成をし、不採択とした委員長報告への反対討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願に反対する立場で討論いたします。

まずもって、総務常任委員会の結論は不採択です。総務常任委員会に結論を尊重すべきであります。北杜市議会においては、9月定例会において全会一致で核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める意見書を可決しています。

核兵器の存在を根底から否定する核兵器禁止条約が7月7日、国連で採択された。核兵器の使用、開発、実験、製造、保有、譲渡などを幅広く禁止する、初めての条約である。広島、長崎の被爆者が長きにわたり壮絶な体験を語り、核廃絶の声をあげてきたことを踏まえ、「ヒバクシャの受け入れ難い苦しみに留意する」と前文に明記された。「全人類の安全保障」を謳い、核兵器が人類にとって脅威であると鑑み、核兵器が使用されれば、人類の生存に不可欠な環境は破壊され、放射能に長く苦しむ壊滅的な事態が生じる。そのため自国防衛のため国家の安全保障上、核兵器を必要悪とする考えから、核兵器禁止条約は隔たりがある。マレーシア国連政府代表部のイスラム大使は、絶対悪の「烙印を押す」と指摘した。核兵器を違法化し、核廃絶の動きを加速化させることが、条約の主な目的である。それゆえ核兵器使用をほのめかせ、威嚇することも禁じた条文は核兵器を必要とする考え方を認めていない姿勢が鮮明になっている。

一方で、北朝鮮は核実験とそれを運ぶ、弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、威嚇と自国の正当性を訴え、核実験と大陸間弾道ミサイルの発射実験に成功したと示唆しているが、日本ならびに国際社会は抗議と制裁を行っている。核兵器禁止条約の交渉会議には、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の核保有国は「安全保障環境の実現を無視している」として不参加を表明し、アメリカの同盟国である日本、韓国をはじめカナダ、ドイツなど北大西洋条約機構加盟国も不参加を決めた。核保有国が参加しなければ核軍縮は一步も進まない現実、核兵器禁止条約では、核保有国が参加する道筋として、核兵器を放棄してから加わるか、核兵器を放棄しなくても、条約に参加後、廃棄計画を提出する二通りを示している。さらに、非締約国には、議決権のない参加国として、2年に一度開かれる締約国会議や、条約発行から5年後に開かれる再検討会議に参加を認める規約も設けられた。こうした国際情勢の中、唯一の被爆国である日本は、憲法に掲げられた国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3原則ならびに非核3原則のもと、核保有国をはじめ国際社会に、さらに北朝鮮に、日本と世界、人類の平和を目指して「核兵器のない世界恒久平和」の実現のため、平和国家の誇りを高く掲げ、積極的に働きかけて、平和の橋渡しとなるよう強く求める。

この意見書可決以来、日本政府要人は、中国、韓国をはじめ友好と対話を基本として日本の安全と世界の恒久平和のために、邁進してきました。民間レベルでは、NGOの活動が高く評

価され、核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N がノーベル平和賞を受賞しました。日本の団体も参加しております。広島では、核軍縮の実質的な進展のための賢人会議が開催され、日本貿易振興機構アジア経済研究所所長を座長として、日本委員6名、外国人委員10名、うち1名欠席で、国際的な安全保障環境の悪化、および核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間、さらに非核兵器国間などの意見の対立が顕在化している状況を踏まえて、核軍縮の進展に向けてさまざまなアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、各国の協力と協調の下で取り組むべく「核兵器のない世界」に向けた現実的かつ実践的な道筋の進展に資する提言を得て、来年春のNPT運用検討会議第2回準備会に提出することとなり、核兵器廃絶日本NGOの連絡会、日本原水爆被害者団体協議会をはじめ、17の団体等と意見交換会も開催され、核兵器廃絶へ向けた潮流が、広島から世界へ発信された。

こうした中で、今後の課題は核兵器禁止条約に賛成する側と反対する側のお互いが話し合い個別的な核戦争勃発を未然に防ぎ、その後「先制不使用」さらに核兵器禁止に向けて核保有国が話し合いの場に参加できる環境を整えることが肝要であると鑑みます。

もし保有国と禁止条約を推進する側が対話することができない状況が長く続けば、お互いに不満が募り、I C A Nをはじめ、核兵器廃絶の運動や期待が低下してしまうと危惧いたします。

よって核兵器廃絶禁止条約に日本が調印することは唯一の被爆国であり、双方の立場を尊重しながら、平和への橋渡しができる使命を放棄することとなり得るものであります。

被爆者の皆さまの願いをより現実には訴えるため、より理想に近づけるため、日本政府の未来に向けての責任は重い。

以上の理由により、日本政府と恒久平和を願う民衆運動の連立を願い、断腸の思いで反対いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、賛成の討論を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

原案に賛成する立場から討論をさせていただきます。

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願に賛成する立場から討論を行います。

今回の核兵器禁止条約は、画期的な内容となっています。それは核兵器を持たない諸国がそれを禁ずる決まりをつくったこと自体が旧来の国際政治構造へのチャレンジでもあります。

本来、軍縮とは武器解除、強者が弱いもの、弱者に強要するものでした。しかし、この条約は弱者のほうが強者の建前を逆手にとって、みんなのためになるからと強者を武装解除しようというものであります。

現代戦争は、帰還アメリカ兵が心的外傷後ストレス障害に悩まされるように全員が敗者となってしまいます。最近の研究では、核兵器を使った地域戦争がいったん起きれば、地球全体が核の冬となり、何億人も死ぬといわれています。今回の条約は、多数の国が少数の核保有国に対し、あなたたちに地球を滅ぼす権利はないとの明確な宣言でもあります。

また、非人道的な兵器による武力行使を許さないということは、従来の国際人道法に則った要求でもあります。化学兵器も生物兵器も禁止条約が成立して久しいのに、最も残忍な核兵器について、それが今までなされてこなかった、こうした異常が今回の事態で、ようやく終止符が打たれます。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから、ちょうど72年を迎えています。核戦争を絶対、許さないという被爆者は、この間、訴えて続けてまいりました。今、お話しのように国際ICANの皆さんもノーベル平和賞を受賞する、そうした動きにまでなっております。

この間、文字どおり言葉に尽くせぬほどの被害と苦しみをあえて人前で語り記すことは、もう二度と原爆が、どの国の人に対しての使われることがないように、このように願ってのことです。

次の世代、世界の人にしっかりと伝えていく、そのためには日本政府は核兵器禁止条約に署名することが必要と考え、賛成をいたします。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

反対討論ですね。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願について、委員長の報告に賛成する立場で討論をいたしたいと思っております。

基本的には、この請願は議会の総務常任委員会に付託されたものであります。委員会では報告のとおり詳細に、また慎重にかつ議論をし審査をした、その結果を先ほど総務常任委員長の報告のとおり否決するべきものと決定した旨の報告がありました。

私はその結果を聞き、付託された委員会審議は本議会の縮図であると私は考えております。そういう理解をしております。その中で委員長の報告のとおり、その結果を慎重に十分尊重し、私は委員長の報告に賛成し、原案に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

原案に賛成者の発言を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

先だって、日本時間の10日の夜、ノーベル賞の平和賞の授賞式が行われました。国際NGOの核兵器廃絶国際キャンペーン、通称ICANですね、メンバーとともに被爆者の日本人であるサーロー節子さんが核兵器の廃絶を訴えております。サーローさんは、その中で核兵器は必要悪ではなく絶対悪だというふうにおっしゃっております。被爆者の方々の思いは、この一言に尽きるのではないかなと思います。

また、そのときICANのベアトリス事務局長さんは、演説の中で兵器を人道的観点のもとにおいて廃棄していくことは簡単なことだとおっしゃっています。この簡単なというのは、その気になればということなんだろうと僕は勝手に解釈していますが、同時に彼女は核兵器禁止条約は、私たちに核兵器の終わりなのか、それとも私たちの終わりなのかという2つの終わりのどちらを取るかの選択だとおっしゃって、すべての国に核兵器禁止条約に参加することを求めています。

世界で唯一、被爆経験を持つわが国は核兵器がもたらす恐ろしさや国民の苦しみ、悲しみ、そうしたものを次の世代に語り継いでいく責任があると同時に、核兵器の廃絶を訴え、世界が二度と核兵器を使用しないよう国際社会に向けた努力の責任も同時に持っております。

もちろん日本政府は今までに自ら核兵器を持たないことを国際社会に宣言し、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動の決議を提出するなど、核不拡散にも積極的に取り組んでまいりました。

それだけに日本が今年7月に採択された核兵器禁止条約交渉に参加せず、条約に反対することには違和感があり、核兵器なき世界の実現を目指す国際的な取り組みに日本が参加しないことは、核兵器廃絶を願う被爆者の方々の心情を考えると到底納得できないと考えるのが当然であります。

このことについて、日本政府は核兵器を持つ国と持たない国の間に溝ができ、対話や交渉を通じた歩み寄りが困難になる可能性があり、核廃絶どころかNPTの影響を低下させ、国際社会は核軍縮を迫る手段さえも失うことにつながりかねないと懸念をしております。

また、岸田前外相はもし日本が核兵器禁止条約に参加した上で、米国の核拡大抑止を求めると、それはアメリカから見ると同盟国としての信頼を大きく損なう裏切りの認識が生まれることになるだろうと、日米安保保障条約上の懸念を示しております。

しかし唯一、日本に核兵器を使ったのはアメリカであります。安全保障条約があっても、それを二度と使うなど、アメリカに物を申すことは日本の責任であります。

政府も唯一の被爆国だから恐怖をよく知っている、これは核兵器の恐怖ということですね。日本は平和運動の先頭に立つべきだといっておりますが、これを言い訳に条約に参加しないことについて、サーローさんは一貫性がないという言い方で日本政府を批判したんだろうと思います。

日米間の安全保障、あるいは核兵器保有国とそうでない国の考え方の違いは、これは国同士の外交努力で解決していただければ結構です。大事なことは、唯一の被爆国であるわが国が、あるいは日本人が、まず条約に参加し国際社会の中で核兵器廃絶に向けた行動の先頭に立つことではないでしょうか。

今、日本がこの行動を取らなければ、一体誰がやるんだ、国際社会の中で日本がやるべきことは、まずこれだというふうに思います。そうでなければ、72年前に広島・長崎で核兵器の犠牲になった方々に申し訳がないと私は思います。

いかなる理由があっても核兵器は使ってはいけないという大事な一言を国際社会が共有し、将来の核兵器廃絶の実現のためにこの請願を採択し、核兵器禁止条約に署名を求める意見書を日本政府に届けていただきたいと思いますと考え、原案に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

請願第6号 核兵器禁止条約に署名を求める請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、総務常任委員会で核兵器のない世界と恒久平和の実現を求める意見書を提出させていただきました。それはすべて、皆さまが先ほど討論の中でご紹介をいただいたので割愛を

させていただきます。

ここの議場にいるわれわれ全員が核兵器も反対ですし、恒久平和も願っているというふうに思っております。そして、総務常任委員会でも多くのこの請願に対しての賛否の議論がありました。この問題は、非常に簡単に解決ができるような問題ではないように思われます。

核兵器廃絶国際キャンペーン I C A N の皆さまは、素晴らしい活動をいたしましてノーベル平和賞を受賞されました。民間レベルの活動として、それは世界へ、その思いを発信した素晴らしい活動だというふうに思っております。

そして国と国との外交というものが非常に難しい今、環境にあるということでもあります。北朝鮮は核保有国には名を連ねておりませんが、現実には核保有国であるということと断定できる環境にあり、その核を使って今、世界の平和が危ぶまれているという状況にあるわけでありまして。そして日本は非常に近い国でありますので、その脅威に今、怯えているわけでありまして。そして今、この個別の問題を日本政府はなんとかこれは解決していかなければならないということでありまして、韓国へ中国へ、そして外務省は非公式に北朝鮮へ、またアメリカやそれぞれの世界へ発信をしているわけでありまして。

広島での賢人会議におきましては、これは外務省でございます。多くの皆さまがそこに集まり、そして NGO のこの I C A N に参加されている団体の皆さまもこぞって、そこでご意見をいただいている状況であります。

日本政府が調印をすることによって、この意見書の中の「平和への橋渡し」という文言がありますが、平和への橋渡しは唯一の被爆国でありますから、核保有国に対しても、そしてそうでない国へ対しても、日本という立場を持ちながら、交渉ができるという環境がもし失われれば、保有国と保有国でない、その人たちをなんとかわれわれが、日本が原爆を受けたという痛みがその人、両者に分かっていたいただきたい。そして核の廃絶をし、世界の平和を願うという、その思いを日本が現実にしなければならぬわけでありまして。

そういった中で調印をするということになりますと、核保有国から対話の拒絶があった場合、1つのほうのご意見だけで物事が進めばいいんですが、現実、核保有国がそこに参加しなければ、一步も進まない現実があるわけでありまして。

この現実をどうしていくかということが問題になりまして、今ここで多くの討論がされているわけでありまして、それらの思い、それを総合的な見地に立ちまして判断いたしますと、残念ながら、この調印に参加することは適当ではないという判断を下さなければならないと思っております。

先ほど、藤原議員の討論の中でも「日本政府の未来に向けての責任は重い。日本政府と恒久平和を願う民衆運動の連立を願う」とあります。つまり日本政府の立場も、そして日本の多くの皆さまの平和への運動も両方が存在して、はじめて核廃絶が可能になるのではないかと思っております。

そういった意味で、調印をすることは非常にその後の交渉に影響が出るというふうに鑑みるべきところでありまして。

私はそういった思いで、非常に厳しい判断の中で残念ながらこの請願に賛成をすることはできません。

以上の理由によりまして、請願第6号に対しまして反対をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、請願第6号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、まず原案について採決いたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は、起立を願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論はありますか。

（ な し ）

ないですね。

では、保坂多枝子君の討論を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

請願第7号 HPVワクチン副反応被害者の救済措置を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

子宮頸がん予防ワクチン、以下HPVワクチンと申しますが、平成22年より任意接種がはじまり、平成25年4月には国の定める定期接種により、平成26年11月末までに約338万人が接種しています。予防して守れる命なら救いたいと思うのは、当然のことです。このワクチン接種の多くの方は接種後、通常なら変わらない生活を送っています。しかし、接種者の中には疼痛、腫れ、意識障害、睡眠障害等、多様な症状が発病した報告がされています。

副反応の疑いのある健康被害者は、月日を経るにしたがい複合的に病態が表れ、通院や複数受診をしている中、入退院を繰り返しています。また、そのための費用は大変な負担となっています。

先ほど、委員長報告に対し質疑がありましたが、現在、HPVワクチン接種によるものかどうかの判定は非常に難しく、症状との因果関係は明確ではありません。医療関係の充実および研究により一刻も早く、こうした事態が解明でき、そしてまた治療方法が見つかることを望んでいます。

先の見えない不安に怯え、この子を残して死ねないという保護者の思いがあります。北杜市の方の手記ですが、一部紹介させていただき賛成討論といたします。

これは平成28年11月14日のものです。最初におかしいと思ったのが、3回目の接種後の車中での唸り声です。しかし、中学皆勤賞、病気知らずの娘がまさかと様子を見てしまい、その後、普段どおりであったため、安心していました。

そののち、目のひどい痛み、立ちくらみ、もの忘れ、疲れ、長時間の睡眠があり、接種から8カ月目に意識消失痙攣のため救急搬送されました。最初の救急搬送の日は、山梨大学医学部

看護科の推薦入試でしたが、救急搬送後、なんとか会場へ行き試験に臨みましたが、体調不良で辞退しました。

結局、病気のこともあり、看護専門学校に進学しました。しかし、学校へは行っているけれども、覚えられない、忘れてしまう、考えられない、言われたことを理解できないなど、徐々にまわりにも迷惑をかけるようになりました。

ほうぼうの病院へ行き、治療・検査のために入院しました。結果、診断されましたが体調は悪くなるばかりで、心配・不安で気が狂いそうな毎日です。自宅でほとんどベッドの上での生活となりました。

高校2年生までは順調でした。疲れたと寝る時間が多くなり、成績は下がり、性格も変わってしまいました。気力が出ない。意識消失痙攣発作も徐々に増え、毎月、そして週1回、やがて日に2回、3回、4回と、あまりの激痛、意識消失、脱力のひどさに救急搬送、入院を繰り返しています。

せめて、日常生活が送れるように改善してほしいと願うばかりです。元の娘に戻れるようにと願うばかりです。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、請願第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第7号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

少し早いですけども、ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時20分といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時18分

○議長（中嶋新君）

定刻より多少早いですけども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第70号 北杜市国際交流基金条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

それでは、議案第70号の概要書をお開きください。

北杜市国際基金条例制定について、ご説明をいたします。

はじめに本条例の制定の趣旨についてであります。アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡との国際交流事業にかかる財源を確保し、国際交流事業を実施するため基金を設置することから北杜市国際交流基金条例を制定するものであります。

制定の内容であります。北杜市国際交流基金条例の設置に関し積立て管理、運用益基金の処理等について定めるものであります。

施行予定日につきましては、公布の日から施行ものであります。

3枚おめくりいただき、条例本文をご覧ください。

本条例は第1条から第7条および附則により構成されており、地方自治法第241条に規定する普通地方公共団体の基金として、基本的な事項を盛り込んだつくりとなっております。

第1条では基金の設置について、第2条では積み立てについて、第3条では現金の管理方法について規定し、第4条では運用益金の処理について、第5条では繰り替え運用について、第6条では処分について、そして第7条で委任について規定をしております。

附則といたしまして、公布の日を定めております。

なお、この構成につきましては、本市の他の基金条例と同様となっております。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第11 議案第71号 北杜市上下水道事業審議会条例の制定についてを議題といたします。
内容説明を求めます。

小松生活環境部長。

○生活環境部長（小松武彦君）

それでは、議案第71号 北杜市上下水道事業審議会条例の制定についてご説明いたします。
条例の概要書をご覧くださいと思います。

この条例の制定の趣旨であります。上下水道事業の一体的かつ円滑な運営を図るため、北杜市簡易水道運営委員会および北杜市下水道事業審議会を廃止し、新たに北杜市上下水道事業審議会を設置することから、北杜市上下水道事業審議会条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。審議会の所掌事務および審議会の組織構成について定めるもので、施行の予定日につきましては、平成30年4月1日としております。

次にページをめくっていただきまして、条例本文をご覧くださいと思います。

第1条で設置、第2条で用語の定義を、第3条では審議会の所掌事務を規定し、第4条では審議会の組織を規定しております。

次のページをお願いいたします。

第5条から第7条で委員の任期と正副会長に関する事項および会議について、第8条と第9条では会議への関係者の出席と庶務に関する事項を規定しております。

また、附則では施行期日等を規定しております。

以上、議案第71号の説明となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いします。
以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第12 議案第72号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の制定についてを議題といたします。
内容説明を求めます。

井出教育部長。

○教育部長(井出良司君)

議案第72号 北杜市史跡梅之木遺跡公園条例の制定についてご説明いたします。

概要書をご覧ください。

まず、趣旨であります。貴重な歴史遺産を後世に伝えるとともに、市民と協同して歴史と文化に対する理解を深める体験学習の場として、史跡を保存活用する必要があることから北杜市史跡梅之木遺跡公園条例を制定するものであります。

次に、制定の内容であります。史跡公園の名称は史跡梅之木遺跡公園とし、位置、管理、設置施設、開館時間、利用の許可、その他必要な事項を定めるものであります。

次に、条例本文2ページをお開きください。

この条例は第1条から第16条、ならびに附則により構成されております。

第1条では、史跡公園の設置について規定しております。

第2条では、名称および位置を規定しております。

第3条から第5条では史跡公園の管理、事業、附属施設について規定しております。

第6条および第7条では、公園の開園日およびガイダンス施設の休館日、開館時間を規定しております。

第8条では供用の停止等、第9条では使用の制限、第10条では行為の禁止について規定しております。

第11条から第14条では多目的スペースの利用について、利用の許可、目的外利用等の禁止、利用許可の取り消し、原状回復の義務などについてそれぞれ規定しております。

第15条では損害賠償、第16条では委任について規定しております。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第13 議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長(濱井和博君)

それでは議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)をご覧くださいと思います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億6,694万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を298億8,291万2千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、まず2款1項総務管理費、市民バス運行事業1,168万6千円は年度内での納車が困難な時期における発注となることから、明許繰越費を設定するものでございます。

次に、3款1項社会福祉費、北の杜聖苑改修事業1億4,991万1千円は、火葬業務を行いながらの改修となり、全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

次に、同款2項児童福祉費、いずみ保育園建設事業6,463万9千円は既存園舎の解体工事について、全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、7款1項商工費、観光PR事業356万4千円は、観光PR写真の撮影業務委託にあたり被写体の使用確定に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、8款2項道路橋梁費、防災安全社会資本整備交付金事業（交安）2,317万円と、その二段下の10款2項小学校費、白州小学校施設整備事業2,317万円は市道台ヶ原白須2号線歩道設置工事に伴い、移転が必要となる白州小学校のトイレや遊具などについて復旧工事の内容・協議等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

また10款の移転や復旧工事の完了後に、8款からその財源となる保障費が支払われることから同額の繰越明許費を設定することとなります。

次に、10款2項小学校費、小学校施設等中長期保全化事業4億9,325万2千円は空調機設置工事等について、全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に、同款5項保健体育費、須玉総合体育館非構造物改修事業6,750万1千円は、当初想定していた改修と合わせて屋根下地の改修を行う必要が生じたため、全体工期により年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に11款1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業3,900万円および林業施設災害復旧事業1,700万円は、国の災害査定のスケジュールや工事規模などから年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして8款4項住宅費、市営住宅等改修事業4,600万円を2,937万6千円増額し7,537万6千円とするものは、武川団地改修工事について関係者との調整に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

7ページの第3表 債務負担行為補正をご覧ください。

変更といたしまして、いずみ保育園建設に伴う仮設園舎について、既存園舎の解体工期の延長に伴い賃借期間の延長を行う必要があることから、限度額1,702万1千円を274万8千円増額し1,976万9千円とするものでございます。

同じページの第4表 地方債補正をご覧ください。

まず、追加といたしまして、台風21号により罹災した農地農業用施設および林業施設を復旧するため、災害復旧事業債を充当することとし、限度額を2,870万円とするものでございます。

8ページをお開きください。

変更といたしまして合併特例事業債を5億2,910万円増額し、限度額を22億3,310万円。過疎対策事業債を1億3,310万円増額し、限度額を4億2,860万円とし、変更分の発行限度額の計を36億1,100万円とするものでございます。この結果、追加分と変更分を合わせた発行限度額の総合計は36億3,970万円となります。

続きまして、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1億9,042万2千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

12款1項分担金430万円の増額は、県単企業的農業経営推進支援モデル事業および農地災害復旧事業の受益者分担金でございます。

14款2項国庫補助金462万4千円の増額は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正によるものでございます。

15款2項県補助金7,669万8千円の増額は、県単土地改良事業補助金、活力ある水田農業支援事業費補助金、農地・農業用施設災害復旧費補助金および林道施設災害復旧費補助金などの増額補正によるものでございます。

21款1項市債6億9,090万円の増額は、北の杜聖苑改修事業、いずみ保育園建設事業および過疎地域以外における小学校施設等中長期保全化事業などに充当する合併特例事業債、須玉町、白州町、武川町における小学校施設等中長期保全化事業に充当する過疎対策事業債、台風21号により罹災した農地・農業用施設および林業施設の復旧事業に充当する災害復旧事業債を計上しているものでございます。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

1款1項議会費155万9千円の増額は、給与改定等に伴う議員報酬等および職員給与費の増でございます。

2款1項総務管理費1,690万2千円の増額は、市民バス車両の購入を行う市民バス運行費および基幹業務システムの改修を行うシステム管理費でございます。

3款1項社会福祉費1億5,373万1千円の増額は、北の杜聖苑の改修を行う社会福祉総務管理費などでございます。2項児童福祉費8,346万2千円の増額および3項生活保護費310万7千円の増額は、給与改定等に伴う職員給与費の増などでございます。

4款1項保健衛生費1,188万6千円の増額は、峡北広域行政事務組合への負担金および給与改定等に伴う職員給与費の増でございます。

6款1項農業費6,647万7千円の増額は、農事組合法人への機械設備、機械設備整備に対する助成などを行う農業振興事業費、水田農業構造対策事業費および県単土地改良事業費でございます。

9款1項消防費3,153万5千円の増額は、峡北広域行政事務組合への負担金の増でございます。

10款1項教育総務費538万円の増額は、小学校就学援助費の前倒し交付および指導用資料などの整備による増でございます。

2項小学校費4億9,325万2千円の増額は、小学校7校への空調機設置工事などを行う小学校施設整備費でございます。

5項保健体育費2,667万6千円の増額は、須玉総合体育館において当初の改修と合わせて屋根下地の改修を行う体育施設費でございます。

11款1項農林水産施設災害復旧費7,297万7千円の増額は、農地・農業用施設災害復旧費および林業施設災害復旧費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

小学校施設整備費の部分につきまして、質問させていただきます。このうち小学校へのエアコンの設置の部分についてでございます。

小学生の教育環境がよくなることには、もちろん大賛成なわけでありますが、いただいた資料によりますと、7校で約4億4,176万円という莫大な予算を伴いますので、伺いたいと思います。

この事業を進めるには、当然のことですけれども、必要性が明確であること。また費用が妥当であること。これらが示されることが必須だというふうに私は思うわけですが、こちらの件につきましては、全員協議会でも多くの議員の皆さまから質問が出ておりましたので、そこをちょっと繰り返す部分もあるんですけども、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、冷涼な気候である北杜市において、小学校へのエアコンの設置の必要性をどのように判断したかということですが、その際には北杜市義務教育振興実行委員会、義務振からの要望がありましたということが1つありました。何年前から要望があったかということは現時点で定かではないわけなんですけども、実際に生徒や保護者の皆さまへのエアコン設置の必要性のアンケートの実施は、していらっしゃらないというご説明だったと思います。また、教室の室温の調査も実施していないということでしたが、こちらの理解で正しいかということが1つです。

ほかの自治体について、目にした情報ですと、例えば2年間にわたり教室の温度を調査したですとか、そういったものがありました。莫大な予算を伴いますので、そういった慎重な進め方がされているようでありました。

次に2点目です。エアコンの設置の必要性が妥当であるとした場合、ネットなどで他の自治体の設置費用、一部予算、概算を含みますけども、設置費用を調べますと1教室当たり平均しますと200万円台中盤のようでありました。提出された予算案では、また資料を単純に割り算しますと、1部屋あたり約370万円のように見えます。これが正しい試算でありますと、他の自治体と比べるとコストに大きな乖離がありますので、その理由について伺いたいと思います。

3点目です。教育総務課にお電話してちょっと教えていただいた数値ですが、今回、対象となる7校の普通学級、特別支援学級の合計は66教室だというふうに理解しています。ですが今回、提示されているエアコンを設置するという部屋数は120部屋です。常時使わない54部屋へも設置するとの理解というか、私はそのように捉えているわけなんですけども、涼しい気候ですから、ほかの自治体、もっと暑いところと比べるとエアコン稼働日が少ないことも想像できるわけなんですけども、さらに稼働率が低いであろう部屋ですね、普通学級や特別支援学級でない部屋にも、54部屋ですか、設置するというふうにいただいた資料からは見えるんですけども、そういった理解でいいのかというのが3点目です。

最後、4点目なんですけども、今回、キュービクル、高圧受電設備を入れますよということで説明をいただきました。ここは私、専門家ではないので、これは単純な質問なんですけども、ネットで調べると、このキュービクルは必ずしも必須な設備でないようにも見えましたので、これは本当に念のための質問でありますけども、これは本当に今回の小学校のエアコンを入れるのに必須なのかということの確認をお願いします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

・・・福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

すみませんが、ちょっと体調不良のために退席を求めます。

○議長（中嶋新君）

暫時休憩いたします。

50分まで。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時49分

○議長（中嶋新君）

全員おそろいですので、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員のご質問にお答えいたします。

学校の空調機の整備について、何点かご質問をいただきました。

まず、1点目としまして空調機の設置に向けて、必要性であるとか学校の北杜市義務教育振興実行委員会からの要請であったりとか、アンケート、それから教室の温度等の問題について、まず1点いただきました。

まず必要性でございますけれども、お配りさせていただいた資料の中にも少し書かせていただいたとおり、近年、温暖化の影響もございまして非常に暑い日が夏場は続いております。こうした中で、義務振、北杜市義務教育振興実行委員会という組織は校長会、教頭会、それから一般の先生方が入っておられます教育会、それにPTA連合会の方々に組織しています。

この組織の方々が、各学校において要望・意見を集約した中で同北杜市義務教育振興実行委員会に持ち上げ、さらにこの北杜市義務教育振興実行委員会で意見集約をして、市ならびに教育委員会に要望書として提出がされているというような経過がございます。学校関係者のいろいろな意見がしっかりと集約されているというふうに、私どもは捉えさせていただいております。

それから教室の温度についてであります。教室の温度につきましては、実際、それぞれの教室の実態調査は行っておりません。

検討段階におきましては、市内をはじめ近隣の気象庁の観測所の過去の3年間の気象データをもとに外気温を想定した中で、おおむね6月から7月の間で60日から70日ほど30度を超えるような温度の日があるというふうに検討したところであります。そうした中で、外気温が30度の場合、室内が5度ほど上回るようなことが想定されるということで、その必要性を判断したところでございます。

また、この件につきましては、小学校施設等中長期保全化計画の中でも現在、躯体等については緊急性は要しないことから教育環境の整備を、まず重点に置くべきだというような判断のもと、実施を進めてきたところでございます。

2点目でございます。教室当たり、それから1台当たりのコストの部分で議員がおっしゃった他の事例に比べて少し高額ではないかというようなことでございますけども、今回、当初予算において実施設計費を盛らせていただいて、実施設計を進めてきているところでございます。実施設計におきましては、建築設計事務所等が施設の状況に応じた設計を行っていただいておりますので、適切な設計のもとに今回の費用を見込んだところであります。

そうした中で、単価等につきましては、複数のメーカーから見積もりをいただきまして、適正な価格を設計費として見込んでいくというふうに考えてございます。

それから3点目でございます。学級数に対して設置の教室数が多くはないかというご質問かと思っております。

まず、先ほど議員が66教室ということで、教育総務課のほうに電話で確認したところ、そういった数字をいただいたということでございますが、私のほうで把握しているのは、今回の7校の普通教室、それから特別支援教室として使用している教室数は74教室だというふうに捉えておりますので、申し訳ありませんが、そうした答えがあったとすれば修正を願いたいと思います。

今回、74教室がすでに使われている中で、今回の全部で120教室の中には、校長室、職員室、保健室、図書室などに緊急避難というような意味合いもあって、先行して設置してきたエアコンがあります。こういったものも老朽化をして取り替えの時期がきているものがあります。そうした部屋も含めまして、その教室が約22部屋あるというふうに捉えてございます。こうした部屋を含めて171台になるということ。それから普通教室にしても、たしかに74教室に比べると若干、多くなってございますけども、これは当然、学校でございますので児童数の変動等に対応しなければなりませんので、ある程度、余裕を持った教室を持っていないといけない。さらに教育の中でクラスを分けて授業を行うような事例もございますので、普通教室として使う予定のある教室ということで、整備する教室を決定したところでございます。

それから、4点目のキュービクルの必要性でございます。

私も専門的な知識は少ないところでございますが、キュービクルにつきましては、まずは高圧電力、動力電力とも言うかと思っておりますけども、こういったものをまずいったん引き込んで、キュービクルの中で動力系の電力、それから一般の100ボルト、家庭で使われるような電力も学校内にはございますので、キュービクルで変換を行って学校施設として動力的な使用、それから一般的な使用とするため設置しているものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

まず、1点目の北杜市義務教育振興実行委員会からの件ですが、私もちょっと見直したんですけども、例えば、繰り返しですけども、学校の環境がよくなるのは大賛成なんですけども、例えば大泉町はその北杜市義務教育振興実行委員会の要望の中に入っていなかったんではないかなと思うんですね。そのまず、事実確認ですけども、そういった場合はどういう扱いになってしまうのかなというのが気になるのが1つです。

先ほど普通教室、特別支援教室で74教室ということですが、今回、対象の7校で74教室

でしょうか。今回、対象ではないのも含めて74教室ということはないですか。ちょっと念のための確認です。私も電話で確認したところだったので、正確なところを確認したいのと、そこ関連しまして、予備的な部屋という説明をいただいたかなというふうに思うんですが、そうするとやっぱり稼働率の低い部屋も対象になるということだろうと思いました。例えば、夏休みの前後を避けて、そういった部屋を使うとか、そういった工夫を、現場にお願いするのは大変なのかもしれないですけども、例えばそういったことができるのであれば、対象の部屋数を減らしてコストを抑えていくですとか、そういったこともできるのかもしれないと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

あと4点目のキュービクルですけども、必須なのかどうなのかというところが、はっきりお答えいただけなかったかなと思いましたので、もう一度、確認です。私が調べたところでは、このキュービクルを入れると大量に電力を使う事業者とか、そういうところでは電気の単価が安くなるので、そういったところで導入しているんですといったような説明を見ましたもので、もし小学校がそうでもないんであれば、かなりキュービクルの占めるコストが高かったんで、入れずに済むのであれば、それも1つの選択肢になり得るのかどうか、そういった確認をしたかったので、改めてご答弁をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田議員のご質問にお答えいたします。

まず、北杜市義務教育振興実行委員会の要望の中に泉小学校は入っていたかというようなご質問かと思えます。

私どもが北杜市義務教育振興実行委員会のほうから提出をしていただいている要望書の中には、泉小学校、大泉地区からの要望もございました。

それから2点目でございます。教室数でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、電話で66教室という数字を伺ったということですけども、私のほうで把握しているのは、先ほど説明したとおりでありまして、74の教室を使用している状況にあります。これは特別支援教室と、それから普通教室の合計でございます。

それから3つ目に、使用頻度の低い、予備的な教室についての設置は、使用上の工夫ができないかというご質問であったかと思えます。

これにつきましては、設計段階において学校ともいろいろ協議する中で、その必要性等を伺いながら判断したところでございます。先ほど申し上げたとおり、児童数の変動というものがあり、年によっての隔たりもありますので、クラスが増えてくる場合もありますし、先ほど申し上げたとおり教育上、子どもたち、学級を分けて授業に当たることもあり、円滑な教育につながることから設置する方向を考えたところでございます。

それからキュービクルの必要性の部分で、付けなくてもというお話であったかと思えます。

先ほども説明させていただいたとおり、学校施設においては体育館ですとか、グラウンド等において、非常に電力量の多い器具を使っている部分があります。こういった部分を持ち合わせていたり、先ほど申し上げたとおり、一般家庭と同じように100ボルトで電気を使用する

というような器具も数多くあります。こうしたことから、キュービクルを使って両方に対応できるような状態にしておかなければ、学校の施設としてスムーズな運営ができないというふうに判断してございます。必要だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

先ほどの池田議員と同じ款項目節の、小学校施設等中長期保全化事業でございます。これは4億9千万円ほど盛ってあるわけなんですけど、その多くがエアコンの設置ということで承知しております。そして質問はたくさんあったわけですが、聞きたいのは、当然、この予算を執行しようとか、また予算を組み立てるときには、その効率性ですとか経済性ですとか、いろいろなものを根拠にされていると。そして教育ということでございますが、そうはいってもすべて経済性、効率性ばかりではなく、どうしても子どもたちへの教育を優先として、地球温暖化に向かっていこうということで、予算を盛り込んだわけだと思います。

しかし、先ほどの答弁を聞いておきますと、北杜市義務教育振興実行委員会の、簡単に言うと例年の要望があったように答弁がございましたが、しかし多くの学校関係者は本当にエアコンが必要なのか、どうなのかという議論であったり、また調査であったりというのを本当に詳細にやったかというのは、非常に疑問が今の答弁の中で見えるわけでありまして。

そういたしますと、本当に実体験として、標高が高い小学校、本当に標高が低い小学校が同一であることが本当に必要なかどうかということは、今、客観的な問題でありますけど、疑問が残るわけでありまして。そうするとやっぱり、そういった調査は、私は必要だと思います。

また、近年、今日も寒かったわけですが、そうはいっても冬も寒いということでもあります。エアコンは暖房等にも使えますし、簡単に言うと朝のうち灯油で暖めて、例えば2時間ぐらいしたらエアコンに切り替えるというようなやり方も考えながら、本当に子どもたちが良い環境で教育を受けられるというふうに考えたならば、総合的なことを今後やっていかなければならないと思うわけでありまして。

執行に関しても、やはり現場の意見をよく聞かれて、それらを反映する執行でない、例えばエアコンをここに絶対何台だということではなくて、エアコン以外の、寒い地域にはペアガラスを使うとか、またどうしても必要なものがほかにあるというのであれば、それらも簡単にいうとこの予算の中からでは、振り分けが今、できる現状にあるかなと思っております。執行に対しましても、やはり現場の意見や現場の調査をして、またどうやればいいのかということをよくよく、この予算を執行するには調査をしていくべきことが必要でありますし、それがこれだけの合併特例債と過疎債、そして市費を使ってやる事業でございますから、本当に多くの市民がやってよかったなど、本当に教育のためになったなど、みんなの意見が反映したなどというような賞賛の執行を私はすべきだと思いますが、どのようにお考えかお伺いをさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

21番、内田議員の質問にお答えいたします。

3点ほど、ご質問をいただいたかというふうに捉えてございます。

まず、各学校関係者の意向確認の必要性についてでございます。

先ほど答弁をさせていただいたとおり、私どもは北杜市義務教育振興実行委員会からの要望をまずは重要に捉えた中で、これまで温暖化におけるエアコンの必要性等も鑑みながら実施に向けて取り組んできたところでございます。

しかしながら、意向確認、すべての部分にできていたかというところ、このへんについては要望という部分を総体的に判断をさせていただいたというところでございます。そういう中では、全員協議会において多くの議員の皆さんから、意見もいただいておりますので、意向確認をさらに進めて、必要な整備に心がけていきたいと考えてございます。

それから2つ目としまして、空調機の効率的な活用についてということで、ご提案を含めてご質問をいただいたかと思っております。

全員協議会の中で説明させていただいた折には、冬はFFストーブで、夏はエアコンでというようなことで説明をさせていただいた経過がございます。しかしながら、効率的な機器の活用を考えますと、特に冬でございますけれども、FFストーブと、それからエアコンを併用していくことが効率的な部分もあるかと考えているところであります。寒い朝なんかは両方を使って暖房することによって、早い時間帯で教室の温度が高められる。そうした中で、一定の温度になったときにはしっかりと管理していただいて、例えばFFストーブを止める、もしくはエアコンを止めるというような、いろいろな使い方があるかと思っております。これらについても、今後、すでに付いている学校もございまして、そういったところの状況を伺いながら、どうしても効率的な使用が可能かということを検討したいと思っております。せっかく多くの予算を投じてまいりますので、有効な活用ができればと考えてございます。

それから予算執行へ向けて意向確認をした中で、不要、もしくは別の部分で対応できるというようなことが出た場合については、どのように対応できるかというご質問かと思っております。

これにつきましては、まず、基本的には今回の予算につきましては、エアコンの設置ということで、予算要求をさせていただいた経過がございますので、まずは意向確認をしながらということになるかと思っておりますけれども、不要、もしくは別の効率的な部分でというようなことが出た場合については、財政当局ともしっかりと調整をしながら、その予算の活用について検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

では、1点だけ。キュービクルは付けるわけでございます。そういたしますとキュービクルの電源、電力というのは、基本的に基本料があったりしまして、その月のマックスの電気料が料金に跳ね上がってくるわけでございますから、先ほど併用と言われましたが、当初、寒い中、急にかけますと、どうしても電気料が上がる可能性もあります。そういったことも総合的に勘

案して、どのようにやるかということは、もうすでに既存のエアコン、そして灯油を使った暖房を使っている小学校等があるわけでございますから、やっぱりその小学校等の中でどうやったらいいのかというのをある程度、期間を決めて、それを実証していきながら、本当にあまりにも高すぎて、年間多くの電気料がかかってしまうというようなことであれば、それも考えていかなければならないわけございまして、それらについてはやはり、ある意味、今、当然、もうじき、冬休みもあります、冬休みが過ぎたあとでエアコン設置のある学校等で試してみるといっても1つの方法かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

21番、内田議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、すでに整備されている学校もありますので、そういった学校において、実証的なこともしながら、先ほど申し上げたとおり有効な空調機の活用というものを検討したいと思っております。

基本料金でございますけれども、月の最高という部分ではなくて、たしか瞬間使用電力で一番高いところで基本料金が定まるというような認識を持ってございます。いずれにしても学校施設については開放施設として、先ほども説明の中で触れましたグラウンドの照明であったり、体育館の照明であったり、非常に瞬間電力が高まるようなケースもございます。どの部分が基本料金に一番跳ね返っているかということも確認をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

予算説明書の24ページの議会費の中の職員手当、議員の期末手当の0.1カ月分と、中身は承知しているんですが、全員協議会のときに県内の13市、他市の状況を紹介していただきましたが、それぞれの議会の日程の関係でまだ決まっていないとかというのがたしかあったと思います。最新の情報で結構ですから、13市のうち北杜市と同様、先ほど条例が決議されましたが、上げたところがどこなのか、据え置いたところがどうなのか、議題にならなかったところがどこなのか、現時点で分かれば教えていただきたい。その1点です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

8番、志村議員のご質問にお答えいたします。

私どもでこの条例をつくるときに調査した段階でございますので、その段階の最新ということでは12月1日現在のもとなります。そのときの状況では、改定するが13市中7市、改

定しないが13市中3市、検討中は3市でございました。3市というのは、富士吉田市と山梨市と中央市です。これらにつきましては、まだ調査が実施されておられません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかには。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

元に戻ってすみません。小学校費のエアコンの整備事業について、また質問をさせていただきます。

先ほど池田議員のご質問された答弁をもう一度、しっかりと伺いたいですけれども、教室には普通教室、特別支援教室、そのほかに調理室や理科室みたいな特別教室というのがあって、さらには子どもたちとは直接は関係ないけども、校長室のような先生たちが今まで使われて、今までの老朽化したものを変えるという、この3つに分けて、正確な数字を教えていただいたのと、普通教室、特別支援教室は、例えば空き教室、次の学年は2クラスになる。今は1クラスだけでも、2クラスになるということで、設置をしなければいけないというところは分かるので、そういうのはいいんですけれども、やっぱり純粋に理科室とか、調理室とか、そういうものでどのくらいあるのかなど。もし全体が大変でしたら、例えば小淵沢小学校を1つ例にとって答えていただくのでも結構です。

また、ここに授業日数でいくと30日程度が室温30度を超えるというふうに想定されています。また、うしろの電気料ということでは1日4時間、年間30日ということですが、この1日4時間というのは、普通教室、あくまでも子どもたちが普段多くいる教室の想定、そのほかに、それこそ特別教室みたいなものは、もっとずっと使用頻度が下がるのかどうか、そこをちょっとはっきりとお答え願いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の整備における特別教室の状況ということでよろしいでしょうか。今、持ち合わせています資料で、今回整備する状況であります。まず普通教室として整備するのは98教室、先ほど申し上げたとおり現在、使用している普通教室、特別支援教室は74教室というふうに捉えているところでございます。

それから更新をする教室ということで、22の教室、先ほど申し上げたとおり保健室であったり、校長室、それから職員室などが含まれるかと思っております。そういったものを含めまして、7校で22教室あるというふうに捉えております。更新する部屋が22教室。それから新たに設置する普通教室および特別支援教室などが98教室。合わせまして、120教室の整備を考えているところでございます。

それから小淵沢を例にとってというご質問がありましたけれども、これについてはすみません、ちょっと今の内訳でご理解いただきたいと思います。

それから使用時間の部分で、高温になる、気温が高い日の日数であります。お配りさせていただいた資料のほうでも触れさせていただいておりますけども、私どもが検討する中で6月から9月で、60日から70日くらいは超えてくるだろうという中で、30日から40日ほどの夏休み使用をしないものとして、使用する日はおおむね30日程度というふうに見込んだという現状でございます。

そうした中で、4時間というのは朝から暑いという日も当然でございますけども、そういったエアコンが必要となる暑さというのは、大体11時から午後の3時ごろまで一番気温が上がる時間帯だろうというような考えのもとに、1時間4時間、30日ぐらゐの使用を検討したということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

今のご答弁からでは、要するに理科室とか調理室とかのそういう特別教室と言うんでしょうか、そういうものは今回は、まったく入っていないということでもよろしいかという確認と、例えば図書室のようなところは、どのような状況になっているのか、現状と計画の中でどういうことになっているのかを伺いたしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中議員のご質問にお答えします。

まず、特別室でございます。理科室ですとか技術科の教室ですとか音楽室、基本的には今回の整備の対象とはしてございません。付いている学校がすでにあるというものもあるかもしれませんが、基本的に今回の整備の中では考えてございません。

それから図書室であります。図書室は基本的にはこれまでの経過の中で設置をさせていただきます。これは、先ほどの答弁でも説明させていただいたとおり、これまでも暑い日がありました。そういったときの子どもたちの避難場所として、図書室は有効に活用できるというようなこともございまして、これまでの経過の中で先行的に付けてきた。そういった教室のもので古いものは今回、更新をさせていただくものにカウントされているというふうにご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

高橋総務部長。

○総務部長（高橋一成君）

すみません、先ほどの志村議員の回答に読み間違いがありましたので訂正をさせていただきます。検討中の3市でございますが、富士吉田市と山梨市とたぶん中央市と言ったと思うんですが、これは甲州市です。すみません、字が小さくて。申し訳ありません。

○議長（中嶋新君）

甲州市と訂正いたします。許可します。

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対の討論から許します。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算書（第4号）に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、いわゆる入学準備金を前倒して計上したことはとても評価できます。困っている方へ手を差し伸べる姿勢は市民にとって、とても暮らしやすい地域への一歩だと思っています。

しかし人事院勧告について、条例案でも反対したように議員報酬の引き上げに対して反対の立場であること、そして小学校におけるエアコンを設置するための予算に正当性を感じることができません。

たしかに夏場の暑さで教室の室温が上がり、子どもが学びづらい環境になっている学校があることは承知しております。しかし、標高差が高い地域において市内すべての学校に、そして先ほども答弁がありましたが、使用頻度のあまり多くない教室にもエアコンを設置する必要性に対して疑問を感じます。さらにコスト試算について、きちんと検討をしたようには残念ながら、とても思えません。まずは、しっかりと現状を把握すべきと考えます。

一番大切なことは、エアコンを使うのは子どもたちだということです。場合によっては、エアコンを使うことで体調を崩してしまう子どももいるかもしれません。子どもたち一人ひとりの意向を調査した上で、再度検討することを強く望みます。

また、エアコン導入の前に例えば庁舎でも実施している緑のカーテンですとか、打ち水等を

するなど、ほかにもコストや環境に負担をあまりかけずにできることがあるはずですが。将来的に財政状況が厳しくなってくるのが予想される中、市民の皆さんの税金を使って事業をするんだという感覚で、常に予算組みをしていただきたいと思います。

加えてエアコンを導入する要因の1つに、地球温暖化によって外気温が上昇し、教室の室温が上がっているからだという説明を受けているんですが、だとしたらエアコンの使用によってより一層、温暖化にも拍車がかかってしまうということになります。南アルプスユネスコパークや水の山プロジェクトなど、豊かな自然を生かし持続可能な地域を目指す北杜市において、そうした環境に配慮することも加味しながら、予算の検討を再度していただきたいと思います。こちらの議案に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

本補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本補正予算は、必然性に迫られ組み込まれていて、全体にバランスが取れている補正予算であると思われます。例えば平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）、10款2項3節小学校施設整備費について考えていきますと、内容はエアコン設置ということで地球温暖化により授業時間、教室内の室温上昇で学習効率の低下を来すとすることを踏まえ、北杜市義務教育振興実行委員会の例年にわたる要望等により、市内各小学校にエアコン設置費用を小学校施設等中長期保全化事業費として計上したものであります。

ただし、標高約850メートル以上の学校においては、全教室に必要な否かは疑問があります。予算執行にあたり、学校、PTA、保護者、児童の意見を尊重して効率的、ならびに有効的に施設整備をすることを期待いたしまして、議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

反対の討論を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で討論をします。

補正予算には、入学準備金の前倒し支給など評価できる内容がある中で、歳出のうちの議員の期末手当0.1カ月分の引き上げについては、同意ができません。職員の給与改定、見直しに反対するものではありませんが、人事院の勧告に準じて特別職、ならびに議員まで引き上げなければならないという法的な根拠はありません。午前中の条例審議でも意見がありましたが、自治省の行政局の通知では、こうした方式を採用することのないように、いわゆる国家公務員の引き上げを改定するのに準ずる方式を採用することがないように、現に留意することとあるわけです。

ですから市長等の特別職とか市会議員については、その性質上、給与とか報酬は独自に決めるべきであり、人事院勧告に準拠して市職員と同様に引き上げを行うことは適当でないとは私は考えます。

また、本市では財政が厳しいということを理由に各種団体への補助金などを削減しています。厳しい生活を余儀なくされている市民からすれば、議員の期末手当、いわゆるボーナスの引き上げには理解が得られません。また、先ほど質疑をさせていただきましたが、県内でも引き上げを行わない市もあります。こういうことを考えるべきではないでしょうか。

以上を申し上げて、議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)への反対討論とします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

福井俊克君。

○10番議員(福井俊克君)

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算につきましては、それぞれ説明がございましたけども、まず企画部においては市民バス運行に関わるマイクロバスの購入、福祉部においては北の杜聖苑の補修、火葬炉等の改善、いずみ保育園の園舎の解体工事、それから産業観光部としては農地の集積・集約化を図るための農地の集積・集約化対策事業費、これらのものの交付金ですね。それと圃場の用水ポンプの設置のための県単企業的農業経営推進事業費等であります。

それからさらには、台風21号により罹災した農地農業用施設の災害復旧費、ならびに林業施設災害復旧事業費、教育委員会としては先ほど皆さんからご意見をいただいています小学校へのエアコンの設置費用、それからあと平成30年度から使用する道徳の教科書、指導書等の整備、これらが盛り込まれております。

なお、教育委員会としては、須玉総合体育館の改修事業費など、それぞれ補正予算といえどもやはり緊急度があり、また早急に改善、補修したり、補正を盛ってそれに当たりたいということでもあります。市民の生活福祉の向上と、それからこの予算については教育・産業の振興の面から早急にしなければならない事業費が組み込まれたものであると理解をしております。

なお、財源としては、自主財源をできるだけ抑制をしながら国県の補助はもとより、地方交付税に還元される有利な合併特例債、あるいは過疎債などを有効的に利用した財源組立である補正予算であると、このように思います。

なお、先ほどから議論されております特に小学校のエアコン設置につきましては、予算計上額が高額であるということの中で、現場を十分把握した中で、執行にあたりましては学校関係者、意見等を尊重しながら効率的な、効果的な整備がされるよう期待するものであります。

それから北杜市の市議会議員、市長、副市長、教育長および職員の期末手当の件であります。これについても反対討論があるわけではありますが、先ほど議案第93号において、皆さん方のご同意をいただいたというものであります。なんら、この件についてもこの補正予算に盛り込まれて問題ないものと理解をしております。

以上の観点から議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)については、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

平成29年度北杜市一般会計補正予算(第4号)に反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の主な理由は、小学校費エアコン整備事業についての内容です。例えば、私が住んでいる小淵沢でもかなり暑くなってきたことも感じます。そして子どもたちが学校、学びができるように環境を整えることには大賛成ではあります。ですが、例えば学校の先生や子どもたちがずいぶん暑くなったね、エアコンあったほうがいいねといったら、皆さん、それはあったほうがいい、また保護者の方もエアコンあったほうがいいですか、この状況の中であったほうがいいですかと聞けば、あったほうがいいということは、想像は楽にできます。しかし、その1教室あたり300万円以上、今、使っていない教室も含めて1教室300万円以上、また例えば小淵沢小学校だけでも7千万円以上のお金が使われて、エアコンが設置されるんだということも含めて、保護者、また地域の方に聞いたときに、私はそれはお金を掛け過ぎだという答えが返ってくるように思います。私もそういう理由をもって、この補正予算には反対したいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

北杜市の財政は、非常に厳しい中で運営をしております。合併をして13年から14年に入りました。特例の適用もだんだん減っているという厳しい中でありますが、今回の補正予算を見ますとそういうことを踏まえる中で、その現実を捉え、そして将来へ向かっていく、そんな厳しい姿勢がみられる予算であります。というのは、例えば災害復旧の対応、台風21号により被害を受けました。これらを早急に対応し、復旧しなければ市民生活に大いに支障があるわけであります。また、災害については、有利な補助金等もあるので、それに的確に対応してやっている、こんな状況もあります。また、人事院勧告につきましても、職員の生活の基本になるものであります。これらにも的確に対応している。

そして教育問題、特に小学生の教育環境、また健康面は非常に大事であります。厳しい財政の中でも今、使える合併特例債、そして過疎債という非常に有利な財源を使いながら、早急に冷房を入れようと、この姿勢も評価できるところであります。

というように、厳しい中でやらなければならないこと、必要なことを縮小し迅速に対応している予算であると私は評価するところであります。

特に小学校のエアコンについては、標高が高いとか標高が低いとか、いるとかいないとか、いろいろな議論をされておりますが、私の経験で申し上げますと標高が高い、私は900メートルのところに住んでおりますが、高いところは朝夕は涼しいです。しかしながら温暖化とともに昼間の暑さ、これらは標高によってそんなに変わらない状況にあるわけであります。そし

て、今回のエアコンはここで設置しますと5年後10年後までこれは使用し、子どもたちの環境整備につながることを想定しての今回の事業であるかと思えます。温暖化は、少なくとも年々進んで暑くなるわけであり、そういうことを踏まえた中での今回の予算計上であり、そしてそれを実施し、将来の子どもたち、言ってみれば北杜市の大きな将来に向けての投資であります。これらに有利な財源を確保し対応しようという姿勢には、本当にこれは素晴らしいことであり、賛成をしますところであり、賛成をいたします。

というように、今回の補正につきましては、総体的に無駄をなくし、そして厳しい財政の中で対応し、そして将来を見た補正予算でありますので、そのようなことに鑑み議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

反対討論を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど来、出ております小学校のエアコンの件ですが、よりよい教育環境となることを私も小学生の保護者の一人としまして、これは切に願うものであります。しかしながら、先ほどの質疑でも確認させていただきましたが、北杜市の小学校にエアコンを設置する必要性について、市民の皆さまにご納得いただけるような調査がされているというのは、現時点では私は難しいというふうに感じました。子どもたちや保護者へのアンケートですとか、各教室の温度を調査するですとか、そうした当事業の必要性の確認がまずは求められるというふうに考えます。

また、北杜市義務教育振興実行委員会からの要望が何年かにわたり出てきていたんだろうというふうに思うんですが、なぜ今まで必要性の調査がされてこなかったのか。そして、なぜ本予算ではなくて補正予算なのかといった疑問もめぐっております。さらに、エアコンを導入するとした場合ですが、先ほどの質疑でも確認しましたが、1教室あたりのコストが他の自治体の事例と比べると、ざっくりですが1.5倍程度かなというふうに見えます。そうした費用の妥当性も、市民の納得は得られていないのではないかとこのように感じます。

そうしたことから、市民の皆さまに納得いただける必要性の調査をし、改めて早急に必要なのであれば議会へ再度、提案をいただきたいというふうに思います。

反対理由の2点目です。

今回の補正予算には、議案第93号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に基づき、われわれを含めまして市長、また職員の皆さまの報酬アップの計上がされております。

これも繰り返しますが、国の人事院勧告に基づく流れであるわけですがけれども、人事院の調査対象は大企業の比率が高く、民間の給与を反映していないのではないかとこのように議論がございます。私も同様に感じます。優秀な職員の皆さん、そして成果を上げた職員の皆さんに手厚い報酬をとるのを否定するものではありません。これも何度でも申し上げます。ただし、そのためには市民の納得する人事評価制度、公務員制度改革をぜひしていただきたいというふうに思います。

また、議員の報酬ですが、これも繰り返しになりますけども、人事院勧告を発端としたことではなくて、議会のあり方、議会改革をセットに議員定数ですとか、そういったことも考えながら報酬というものは考えていかなければいけないというふうに考えます。

私自身、多くの賛成議員の皆さまと意見は同様でございます。子育て世代の皆さんがリスクを負って立候補するですとか、そうするためにはなかなか厳しい状況だというふうにも思います。ですが、人事院勧告を発端してということではないのであらうと思っております。

以上の理由から、一般会計補正予算には反対をいたしたいと思っております。

○議長（中嶋新君）

内田議員。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第78号 平成29年度北杜市一般会計補正予算（第4号）、歳入歳出それぞれ9億6,694万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億8,291万2千円とするものでございます。

これらのものを鑑みる中に、先ほどいろんな議論があったわけですが、この予算が仮に否決されますと、まず最初に前倒しの就学支援金は支給できなくなってしまう。そして市の職員の皆さんの報酬も支払えなくなってしまう。多くの災害復旧もでございます。須玉総合体育館の構造の改修もあります。いろいろな産業観光部の事業もあります。市民バスのためのマイクロバスも買えません。北の杜聖苑の改修もできません。いずみ保育園の建設に至っては、今、途中でございます。これも中断しなければならないと、こういう影響があるということをまず、認識をしていかなければならないわけですが、特定の1つのところがまずいから、これ全体を否決しますと、そういう影響がまずあります。

そして小学校施設中長期保全化事業費でございますが、これにつきましては、議論がありますが、エアコンの設置ということでございます。たしかに、例えば標高の低い明野町、本当に暑いんでしょう。明野の皆さまは、たしかにこれはほしいといわれることがたぶん想定されます。そして泉小、小淵沢小につきましてはどうなのかなという、こういう議論はあるかと思えます。

しかし、先ほど教育部長の答弁の中では、それらも含めて意見を聞いて、それらを執行の中に生かしていく。例えば、エアコン以外のものにもどうでしょうかという問いかけにつきましては、それは財政課と調整をしていくと、そういう答弁があったわけですが、つまり、これはこの予算が可決されますと、それらを今後、一生懸命、弾力的に精査をしながら予算執行に努めていくというふうに今はとれるわけでございます。

これは今後、私どもも見守っていかなければならないものではございますが、本日、議案の件につきましてですが、発議がされております。これにつきましても、そのような注文がつけられている現実もあります。これはこの予算可決後に、最後のほうでまた審議をしなければならない現実もあるわけですが、議員の多くはそういう中での考えをお持ちなのだろうと思っております。

執行部の皆さんは、おそらくこれらの慎重審議を肝に銘じて、今後この補正予算に対しまして慎重な執行、そしてスピーディーでまた有効性、効率性を求めながら執行していくだろうというふうに私は考えるところでございます。

以上の理由によりまして、本予算案につきまして賛成とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第78号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第14 議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計予算（第1号）

日程第15 議案第80号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,849万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,674万2千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

9款1項他会計繰入金は、職員の人事異動と給与改定による職員給与費等の増額分114万6千円を一般会計から繰り入れるものであります。

10款1項繰越金5,735万1千円は、療養給付費負担金等の償還金の財源として前年度からの繰越金を計上するものであります。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。歳出であります。

1款1項総務管理費114万6千円は、職員の人事異動と給与改定等により職員給与費等を増額するものであります。

11款1項償還金及び還付金5,735万1千円は、平成28年度分の療養給付費負担金および高額医療費共同事業負担金の確定に伴い、超過交付された分を国に返還するものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第80号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,335万9千円とするものであります。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに歳入であります。

5款2項償還金及び還付加算金68万円は、保険料の算定における軽減判定について国のシ

システム誤りが判明したことから、該当する方に対し保険料の還付が必要となりましたので、この財源として、山梨県後期高齢者医療広域連合から還付を受けるものであります。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。次に歳出であります。

3 款 1 項償還金及び還付加算金 6 8 万円は、先ほどご説明いたしました保険料軽減判定における国のシステム誤りにより、多く徴収してしまった保険料について還付を行うため、補正をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 9 号および議案第 8 0 号の 2 件は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 9 号および議案第 8 0 号の 2 件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論がある場合には、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

池田恭務君。

○2 番議員（池田恭務君）

議案第 7 9 号 平成 2 9 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に反対の立場から討論をいたします。

この反対の理由は、一般会計の補正予算と同じなわけではありますが、議案第 9 3 号 北杜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例に基づきまして、職員の報酬のアップの部分が含まれておりますので、同じ理由で反対をするものであります。

人事院勧告は、大企業の比率が非常に高い民間給与の調査でありまして、いわゆる民間の給与の平均といったような、そういったものを反映しているとは言い難いといったことが同じく理由であります。これもまた繰り返しであります。優秀な職員、成果を上げた職員の皆さまへの手厚い報酬を否定するものではないということは、これは繰り返し申し上げたいと思っておりますが、人事院勧告に基づくものであるということから反対をいたします。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

内田議員。

○21番議員（内田俊彦君）

議案第79号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって議案第93号、条例におきましては可決されたところでございます。それが主な根拠になります。その中の、反対討論の中でもありましたけども、多くの反対者の皆さまが特別職や議員についての報酬というのについては、これは反対というような意向がございました。しかし、職員については、これはそこにはあまり触れていなかったように思いますし、今の反対者も職員のことについて触れておりますが、そこに特段反対するものではないかのようなご意見であったかのように思います。

職員の皆さまは、私も議案第93号で討論させていただきましたが、日々、非常に厳しい環境の中で一生懸命働いている方が多くございまして、その皆さま方に対しまして、期末手当の報酬を0.1カ月、上乘せをするということにつきましては、これはとても反対すべきような問題ではないというように思っております。われわれ議員ですとか特別職ということであれば一考察あるわけでございますが、これはあくまでも職員の給与だと思っております。

以上の理由によりまして、本議案に対しまして賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

これで討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第16 議案第81号 北杜市有線テレビ放送施設外1施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第81号 北杜市有線テレビ放送施設外1施設の指定管理者の指定期間の変更について、議案書をご覧くださいたく思います。

これは、北杜市有線テレビ放送施設および北杜市インターネット施設の指定管理者にかかる指定期間について、次のとおり変更したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、北杜市有線テレビ放送施設。それから北杜市インターネット施設になります。

指定管理者となる団体の名称等につきましては、住所 山梨県北杜市高根町村山北割3261番地。名称は株式会社ネットワーク北杜でございます。

指定の期間につきましては、変更前は平成20年4月1日から平成30年3月31日まででございましたが、平成20年4月1日から平成31年3月31日まで変更したいと考えているものでございます。

提案理由につきましては、今、ご説明させていただきました件について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

1年延長した理由というものが言われていなかったと思うんですけども、それはどういうことなのでしょう。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

野中真理子議員の1年延長の理由につきまして、ご説明させていただきます。

この施設につきましては、長年、北杜市有線テレビを担ってきた重要な施設でありますけども、老朽化が著しく、またさまざまな電波システムの変更等がございまして、譲与の方向で検討してきたところであります。

現在、今、その価値の算定ですとか国庫納付、県納付等の手続きをとっているところでありますけども、その手続きに所要の日数を要し、あと1年延長をお願いしたいという考えで提案させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに何か質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第17 議案第82号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定についてから日程第26 議案第91号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定についてまでの10件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長(濱井和博君)

それでは、議案第82号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定についてをご覧ください。

これは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項および北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年北杜市条例第71号)第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定したいと考えるものでございます。

公の施設の名称につきましては、アグリーブルむかわ。武川町市民農園・体験農園施設。武川町滞在型農園施設(コテージ)。武川町市民農園等管理棟でございます。

指定管理者となる団体の名称等につきましては、住所 山梨県北杜市須玉町若神子2232番地12。名称は株式会社ココ・ネスでございます。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするものでございます。

提案理由につきましては、このことにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第83号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提案理由等は議案第82号と同様でありますので、割愛をさせていただきます。

公の施設の名称は、健康増進施設「健康ランド須玉」でございます。

指定管理者となる団体の名称等につきましては、神奈川県小田原市堀之内458番地。株式会社スポーツプラザ報徳でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものでございます。

1枚おめくりください。

議案第84号 たかねの湯の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同様でございます。

指定管理者となる団体の名称等は、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号。株式会社ダンロップスポーツウェルネスでございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするものでございます。

1枚おめくりください。

議案第85号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称につきましては、甲斐大泉温泉（パノラマの湯）。それから北杜市林業休養センター「八ヶ岳いずみ荘」でございます。

指定管理者となる団体の名称等は、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3。シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

次をお願いいたします。

議案第86号 リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」外3施設の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は、リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」。小淵沢町生産物直売・食材供給施設。小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設。小淵沢町農林漁業体験実習館となります。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県北杜市小淵沢町字上阿原2968番地1。株式会社スパティオ小淵沢であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

次をお願いいたします。

議案第87号 白州・尾白の森名水公園（べるが）の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同様であります。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地。株式会社アルプスでございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

次をお願いいたします。

議案第88号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同様であります。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地。株式会社アルプスでございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

次をお願いいたします。

議案第89号 大武川河川公園の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同じであります。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県北杜市武川町柳澤1549番地1。フレンドパーク友の会でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

次をお願いいたします。

議案第90号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同じでございます。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県北杜市明野町上手13777番地。有限会社アグリマインドでございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

もう1枚、おめくりください。

議案第91号 小淵沢第3駐車場の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設の名称は同じであります。

指定管理者となる団体の名称等は、山梨県北杜市小淵沢町1039番地の6。有限会社まちづくり小淵沢であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑がある場合は、議案番号、議案名も述べて質疑をしてください。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

議案第85号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の指定管理者の指定について、ちょっと質問いたします。

この施設は、平成18年から現在の業者が指定管理者となっておるわけですが、今般の指定管理者の候補者選定結果の報告書によりますと、この施設につきましては、今回の申請については3件あったと出ております。また、今回の指定管理者を選定した施設は全体で11施設あったわけでございますけれども、公募、非公募を含めて10施設は最も適当であるとした委員数が圧倒的に多かったわけでありまして。しかし、この甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の選考結果を見ますと、総評価点数においても最も適当であるとした委員数の数においても大接戦でありました。この大接戦で指定管理者の候補者になったのは、何がほかより勝ったのか、副市長さんも選考委員だったと伺っておりますけれども、そのへんについての質問をいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の議案第85号 甲斐大泉温泉（パノラマの湯）外1施設の選考の理由についてのご指摘であります。

これにつきましては、シダックス大新東ヒューマンサービスの考え方、この地域の活性化に資するんだという内容がプレゼンテーションされたところであります。

内容といたしましても地域の農産物直売所との連携を図る、あるいは地域住民等の交流のイベントを開催するといったご提案があるほか、提案いただいた市納入金の3年間の総額が最も高い状況にあり、また、この者につきましては、むかわの湯での温泉経営の実績もございます。そうした点から、議員のご懸念のように大変接戦な状況でありまして、市民の代表の選考委員の皆さま方も大変悩まれたと事務局としては認識しておりますが、選考の基準の結果、この者に決まり、市としても最大限尊重したいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○9番議員（齊藤功文君）

今、企画部長から答弁がございましたけれども、その中でこの選考結果の中でも書いてありますけれども、3年間の市への納入金が総合計で一番高かったということも1つの選考の結果だというお答えでした。1年目は700万円、2年目は1,300万円、3年目は1,300万円というご提案が報告書に出ておりますけれども、このへんについて、ただ選考だけのときの金額ではなくて、これを大変担保するような形で、市はぜひとも指導をよろしくというふうなお考え、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

齊藤功文議員の再質問について、お答えさせていただきます。

市としては、当然これを果たすべきと考えておりますし、それからまた選考時において、当シダックスから必ず果たしたい、そういう希望の発言についてもありました。ご報告をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

まず、ただいま議題となっております議案第85号、ほかに質疑はありますか。

・・・野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

議案第87号 白州・尾白の森名水公園（べるが）の指定管理者の指定について、質問をさせていただきますと思います。

ここは以前と変わらず、この株式会社アルプスさんが取られて、営業努力によって大変温泉施設ほか人数が増えて喜ばしいことだとは思っております。ただ従来から、決算資料を見させていただいて、ここは減価償却費を大変多額に計上しております。特に当初予算が、例えば200万円でも決算時には1千万円以上になっていたという決算資料、私も今まで見ておりま

して、減価償却費というのは設備投資と関係してくると思うんですが、そういう設備投資の部分で、今後どのようにこの指定管理者と市は話し合われたのか。また、設備投資をどのように考えているのかということをご伺いたいのと、ここは営業努力にもよりますけれども、実質、利益も上がっている、また広告費なども相当多く使われているということで、指定管理料をもう少し減額することも可能なのかなと思ってきたわけですが、今回の協定でどのようにその指定管理料が考えられる予定か、また考えられたのか伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長（濱井和博君）

議案第87号についての、野中真理子議員からのご指摘、2点ありました。

まず1つ目、施設整備を実施するという場合の考え方でございます。

これにつきましては、大きく2つのパターンがございます。1つは指定管理者が指定申請時に施設整備を提案しまして、指定管理者候補者、選定委員会において計画が妥当だと認めた場合であります。その場合は、設備費用は指定管理料、または市納入金へ反映されているものというふうに受け止めているところであります。

それからもう1つは、今、ご指摘がありますように指定期間が中途においての提案。これにつきましては、市と指定管理者、十分、市民サービスの向上につながっているのか、公共サービスに資するのか、持続性があるのかなど検討した上でその整備を認める場合がございます。ただし、この場合において市納入金、指定管理料に跳ね返させる、影響させることは、基本的には認めてはおりません。

そして2点目であります。広告費が指定管理料にどのように跳ね返るかということでございますけれども、これも今の設備投資の考え方と同じでありまして、ここはまさに民間ノウハウの活用しどころ、経営者がそれぞれどうやったら利用者が増えるのか、サービスの質が向上するのかということを考える上で、当然、まず指定管理者が指定申請時にそのあたりをしっかりと計画を立てて提出する、それについて審査するというのが1つ。それから年度途中でありましても、もちろん事前にいただければありがたいし、その内容について、また私たちも承知をするためのヒアリングも行いますけれども、仮に広告費の変動をさせたとしても基本的に指定管理料、市納入金の変更は認めてはいないと。私たちが協定を結んでいるのは、まさにこの議案として出させていただきました施設の名称ですとか指定管理の始期、それから年数というところは計画どおりにやるのかとか、あるいは市納入金、指定管理料がどうなのかといったところをチェックポイントとして運営をしているところでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問は。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

ちょっと前後して申し訳ありません、先ほどの議案番号85号 甲斐大泉温泉（パノラマの

湯) 外1施設の指定管理者の指定について、ちょっと確認をさせていただきます。

齊藤議員の質問とちょっと関連するんですが、市への納入金が1年目700万円、2年目、3年目がそれぞれ1,300万円とほぼ倍増になっているわけです。これは協定を結ぶにあたっての条件として、この数字が挙がっているというふうに理解してよろしいのかどうか、そこだけもう一度確認させてください。

○議長(中嶋新君)

答弁を求めます。

濱井企画部長。

○企画部長(濱井和博君)

議案第85号についての岡野議員のご指摘、市納入金で示されているもの、これを条件とするのかというご指摘については、そのとおりでございます。

以上です。

○議長(中嶋新君)

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第91号までの10件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号から議案第91号までの10件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時45分

○議長(中嶋新君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第83号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第84号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第85号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第86号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第87号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第88号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第27 発議第8号 「HPVワクチン副反応の疑いがある健康被害者の救済措置」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります岡野淳君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長(岡野淳君)

発議第8号 「HPVワクチン副反応被害者の救済措置」を求める意見書の提出について提案理由および意見書の(案)を朗読をもって、ご説明させていただきます。

発議第8号

平成29年12月21日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

「HPVワクチン副反応被害者の救済措置」を求める意見書の提出について
地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

子宮頸癌予防ワクチン(以下HPVワクチン)は、平成22年より任意接種が開始され、平成25年4月には国の定める定期接種により、小学6年生から高校1年生の女子を対象に平成26年11月までに、概ね338万人が接種致しました。

しかし、接種者の中に、疼痛、腫れ、意識障害、不随意運動、脱力、記憶障害、睡眠障害、発熱、意識障害、呼吸困難など多様な病態を発症した健康被害の報告があった為、現在は積極的な奨励を一時中止しています。

副反応の疑いのある健康被害者は、多様な副反応を抱え進行する病態に苦しみ激痛に耐えています。さらに健康被害者と家族は、遠方の病院への通院や複数受診のため、経済的負担を強いられている状況にあります。

厚生労働省は、平成26年度から27年度にかけて、HPVワクチンの副反応追跡調査を行い、その結果、全国では、副反応を疑う報告があったのは、2,584人(0.08%)で、発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、未回復の方は、186人であることを発表しました。

現在、HPVワクチンの接種によるものかの判定は難しく、症状との因果関係の究明に時間を費やしているというのが現状であり、医療機関の充実並びに研究により、前述した様々な症状の原因及びHPVワクチンの接種との因果関係の迅速な究明と治療方法の早急な確立が求められています。

国及び県に対して、HPVワクチン接種の副反応の疑いのある健康被害者の早急な救済措置を求める必要があるため、この案を提出する。

続きまして、意見書の(案)でございます。

「HPVワクチン副反応被害者の救済措置」を求める意見書(案)

子宮頸癌予防ワクチン(以下HPVワクチン)は、平成22年より任意接種が開始され、平成25年4月には国の定める定期接種により、小学6年生から高校1年生の女子を対象に平成26年11月までに、概ね338万人が接種致しました。

しかし、接種者の中に、疼痛、腫れ、意識障害、不随意運動、脱力、記憶障害、睡眠障害、発熱、意識障害、呼吸困難など多様な病態を発症した健康被害の報告があった為、現在は積極的な奨励を一時中止しています。

副反応の疑いのある健康被害者は、多様な副反応を抱え進行する病態に苦しみ激痛に耐えています。さらに健康被害者と家族は、遠方の病院への通院や複数受診のため、経済的負担を強いられている状況にあります。

厚生労働省は、平成26年度から27年度にかけて、HPVワクチンの副反応追跡調査を行い、その結果、全国では、副反応を疑う報告があったのは、2,584人(0.08%)で、発症日・転帰等が把握できた1,739人のうち、未回復の方は、186人であることを発表しました。

これを受け、山梨県並びに北杜市は、相談窓口を開設し、接種者の健康状態把握調査を実施したところ、接種者から、平成28年度は4名、平成29年度は4名の副反応の疑いの相談が、県や市にありましたが、この8名には、今のところ副反応の疑いは確認されていません。

この8人のほかに、市へ相談があった1名の方については、山梨県内の医療機関での受診ではHPVワクチンの副反応の疑いがあるとは診断されませんでした。が、県外の専門医療機関での受診によりHPVワクチンの副反応の疑いのある健康被害者として診断されました。

現在、HPVワクチンの接種によるものかの判定は難しく、症状との因果関係の究明に時間を費やしているというのが現状であり、医療機関の充実並びに研究により、前述した様々な症状の原因及びHPVワクチンの接種との因果関係の迅速な究明と治療方法の早急な確立が求められています。

国及び県においては、HPVワクチン接種の副反応の疑いのある健康被害者の早急な救済措置について、以下のとおり求めます。

- 1 患者に寄り添い研究を行う医師を支援して適切な医療を提供できる体制を確立すること
- 2 患者が受診しやすい医療体制の充実及び健康被害者救済の審査の迅速化を図ること
- 3 子宮頸がん予防ワクチン接種者の健康状態の調査をより充実すること

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

(提出先)

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

厚生労働大臣 加藤勝信殿

山梨県知事 後藤 斎殿

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、発議第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第28 発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算(第4号)「小学校施設整備費」についての附帯決議を議題といたします。

提出者であります秋山真一君から提案理由の説明を求めます。

秋山真一君。

○3番議員(秋山真一君)

発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算(第4号)「小学校施設整備費」についての附帯決議について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第9号

平成29年12月21日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者

北杜市議会議員 秋山真一

賛成者

北杜市議会議員 秋山俊和

// 加藤紀雄

// 内田俊彦

議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）「小学校施設整備費」についての附帯決議
上記議案を北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

本議案の小学校施設整備費は、小学校施設等中長期保全化事業費として北杜市内7校の小学校にエアコン設置に係る費用並びに小学校施設の修繕が主な事業費で、財源内訳は市債（合併特例債・過疎対策事業債）4億7千5百万円、市費1千825万2千円で今回の補正額は、4億9千325万2千円であります。エアコン設置は、地球温暖化の影響により、北杜市義務教育振興実行委員会の例年の要望等により市内小学校全校に設置するものとし、予算計上したものと説明がございましたが、標高約850メートルの学校の全教室に必要な否か全員協議会において、疑問の質疑があり、これらの全員協議会での協議を踏まえ予算執行に当たっては、下記の意見についての取り組みを求めます。

記

- 1 予算執行に当たり、学校、PTA、保護者、児童の意見を尊重して、効率的並びに有効的な施設整備を行う事に努める。
 - 2 予算執行状況について、全員協議会等において報告すること。
- 以上で説明とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

1点だけ質問させてください。

勉強不足というか、1年生議員という立場に甘えて質問するんですが、こうした補正予算案の関係で議会から附帯決議というのが発議されたり、議決されたりする前例があるのか。あれば直近の例を教えてくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

質問の意図は分かったんですけども、当方、私も1年議員なので、その前例というものは、申し訳ございませんが確認できませんので、執行のほうにもしよければ。

○議長（中嶋新君）

これは議員発議だから、確認のために時間を・・・。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

賛成者でございますので、ご質問にお答えをしたいと思います。

北杜市が誕生いたしまして、まず最初に附帯決議というものがあつたのは、地球温暖化に関わる補助金、NEDOの補助金を使いまして六ヶ村堰に小水力発電の、たしか設計の1千万円という金額が盛られました。それにつきましては、全員協議会等、また議会の中でもそんなに議論がなく、予算書に盛られてから、それらの質問が出ました。そして、その中でRPS法でありますとか、売電でありますとか、またその電力を大門ダムの取水に使うというようなことが、いろんな議論がございました。そのときに私もその所管委員会でありました文教厚生常任委員でございまして、私のほうから附帯決議につきましての提案をさせていただきました。それにつきましては、簡単にいうと予算執行に対しまして、たしか5項目、附帯決議を出して、それらを執行部はきちっとは守ってもらったというふうに記憶をしております。

初めてのそういった難しい予算でございますし、それらを踏まえて議会は白川村へも視察へ行った経緯もございますし、その附帯決議後、多くの調査や多くの裏付けを取って今のクリーンでんでんができています。また今の地球温暖化対策としての電力の供給をしているという状況がありますので、そういった予算について、過去ありました。

ほかにもいくつか、いろんな附帯決議がございましたが、代表的な、初めての例ですので、たしか平成17年だった記憶がございまして、そういったことで、執行部はそれを守ってきた経緯がございまして。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質問はありますか。

（なし）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）「小学校施設整備費」についての附帯決議に反対の立場で、もう少し言えば賛成できないという立場で討論します。

1つは、この文書の最後に、提案理由の最後のほうの3行目から「全教室に必要な否か全員協議会において、疑問の質疑があり、これらの全員協議会での協議を踏まえ」ということが書いてありますが、私もそこにいましたので質疑があつたことは承知していますが、質疑があつたのは、全員協議会と同時に今日の本会議で質疑もあり、さまざまな意見がそこで出されましたよね。ですから、私が言いたいのは全員協議会で質疑があれば附帯決議に提案するのか。今後、私も参加するだろう全員協議会で質疑がされた場合、その都度、こういう附帯決議ということはちょっと理解できません。かくであれば、本会議で疑問の質疑がありとかというふうにするべきではないかと1つは思います。

ましてや、これが一人歩きするということになる、質疑の中身は市民の皆さんはまったく分かりませんから、どんな質疑があり、どういう疑問が呈されたのかも示さないと一般の市民の皆さんは理解できないというのが1つ。共通することは1番目に言いました、全員協議会では討論をしたわけでもありませんし、質疑があっただけです。予算は、先ほどの本会議で決められましたが、質疑があっただけですから、全員協議会のことについて、質疑があっとうんぬんということで、この発議ということになっていますが、その点はちょっと正確ではないのではないかと思いたすのが1点。

それから1、2と求める中身が書いてありますが、これをそのまま読めば、とりわけ、こうすることを求めなくても一般的な表現でもあり、何を問題として予算執行にあたり意見を尊重するのかということ、なおさら市民の皆さんにも分からないと思います。ましてや、さらに言えば、予算執行について全員協議会等において報告するのは当たり前であり、9月の正式な決算の審議もあり、議決もあるわけですね。それから、先ほどの質疑の中で教育部長のほうから1番に対する、求める質疑に対して慎重な執行を行っていきますというふうにするにすでに答えているわけですね。本会議の審議で、ですから、あえてこの本会議の中ですでに議論がされて質疑もあり、また執行部のそれに答える前向きな答弁もあつたわけですから、こうやって附帯決議をあげる必要はないという意味で、私は反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、賛成者の発言を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）10款2項3節「小学校施設整備費」についての附帯決議に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど来、各議論がされているわけですが、本議案は市内各小学校にエアコンを設置するための予算であります。この事業は、例年にわたる北杜市義務教育振興実行委員会の要望等により、小学校施設等中長期保全化事業費として予算計上したものであります。エアコン設置は、地球温暖化により学習時に教室の室温上昇を余儀なくされ、学習効率の低下を防ぐ目的であり、なくてはならないものです。そこはよく分かることです。

ただし、全員協議会等でも標高約850メートル以上の学校には、全教室に必要な否か疑問の質疑があつたわけですね。ですから、予算執行にあたっては学校、PTA、保護者、児童の意見を尊重し、効率的かつ有効的な施設整備を行うことを期待する。期待して、この附帯決議を付けるということでございますので、以上の理由により発議第9号に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

発議第9号に反対の立場で討論をさせていただきます。

議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）「小学校施設整備費」についての附帯決議については、先般開催されました全員協議会等での質疑、ならびに本日の本会議での質疑の指摘事項、意見をしっかり受け止め、補正予算の執行にあたっては十二分に精査し、かつ学校、PTA、児童等の意見を尊重する中でエアコン等の施設整備を進めていただきたいと考えており

ます。そのような考えの上で、発議第9号の附帯決議に反対するものであります。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

発議第9号 議案第78号北杜市一般会計補正予算（第4号）「小学校施設整備費」についての附帯決議につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど反対者がこの文言の中の全員協議会での質疑ということで、この本会議での質疑を踏まえていないのではないかと、書いていないのではないかとということがございますが、本日の朝9時からの議会運営委員会へこれが提出されて、正式な手続きをとってこの本会議場に配布されたものでございます。そして、そのときに本会議の質疑を踏まえるということは、時系列上あり得ませんので、そのようなことはいくら言っても、それは机上の空論ということになるわけでございまして、まずはその言われる根拠がまったくございません。

そして、附帯決議をその都度出すのであればとっておりますが、そうではございません。この予算につきましては、合併特例債、また過疎債、そして市費、それらを投じて4億7,500万円という大きな金額なのでございます。この金額をどうやって使うのかという、そのことを今まさに審議が終わったところでございますが、もうこれは使うことに決まっております。そして、この附帯決議を付けることによって、これは法律的な根拠に実は基づいてはおりません。附帯決議は執行部側と、そして議会側との紳士的な協定の意味もございしますが、それは常に執行部はそれらを守ってきました。われわれがこのお金の使い道につきまして、執行するにあたって効率的、ならびに有効的な施設整備を行うことに努めるということを今ここで、この場で、そしてそれらを全員協議会等で報告するということの附帯とすることの意義は、非常に重いというふうに考えるのが当然であります。

さらに、逆に言えばこの附帯決議をしない、するという判断の中で今回のような非常に賛成者、また反対者が出るような状況下におきまして、この附帯決議を付けるというのは国会、県議会、地方議会では間違いなくあります。県議会については、その昔、考古学博物館のときに附帯決議が出されております。大きなプロジェクトや、大きな予算を伴うときに執行部側が提案したもの、われわれ議員には多くの調査機関があるわけではなく、積み重ねができるわけではなく、なかなか難しい部分があります。そういった中で、それらを執行するときに注文をつけたりすることというのは当然の、議会の議決による重みだというのが当然であります。賛成するからいいでしょうか、そういう問題ではないということでございます。

以上の理由によりまして、この予算が多くの人に喜ばれ、そして子どもたちの教育に、また子どもたちの健康に、未来の宝物の子どもたちがよりよい環境であるように執行されることを願うために、これは附帯決議を出すものでございます。

以上の理由によりまして、本案に賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、発議第9号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第29 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第30 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月5日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

一言、私も一年の議長を経験させていただきました。皆さまに感謝を申し上げます。

これもちまして、平成29年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	土屋 裕
議会書記	清水市三